

2017年度 学位論文 (博士)

戦時下の陶磁器産業における製造、流通への考察
－戦時統制と製品－

Ceramics Production and Distribution during the Wartime Regime

: Wartime Regulations and Products.

萩谷 茂行

目次

序 章 日本の近代陶磁器産業	-1
1. はじめに	-1
1.1 本論の目的	
1.2 日本の近代陶磁器産業の沿革	
1.3 戦時下における業界の様相	
2. 本論の前提条件	-4
3. 本論の構成と方法論	-4
4. 戦時下の陶磁器産業研究の事例紹介	-7
4.1 基本的文献	
4.2 各論研究	
4.3 参考文献中における統制番号の位置づけ	
5. おわりに	-10
第1章 陶磁器産業と戦時統制	-11
1. 業界の組織化と戦時統制	-11
2. 陶磁器産業における工業化と組合結成の様相～美濃における事例	-11
2.1 概略	
2.2 美濃陶磁器同業組合の推移	
3. 専制権の復活と岐阜県陶磁器工業組合連合会の設立	-13
4. 日本陶磁器工業組合連合会による初期の統制事業	-14
5. 統制経済下における日陶連の権限拡大	-15
6. 公定価格の制定と価格統制の推移	-21
6.1 日中戦争下の物価対策	
6.2 公定価格制度の採用と価格表示の例	

6.3	価格査定制度の開始	
7.	陶磁器製品における公定価格制度	-23
7.1	公定価格の根拠法令	
7.2	価格決定の経緯	
7.3	全国製品への拡大	
7.4	等級区分の根拠	
7.5	公定価格制度における日陶連の業務	
7.6	価格決定の経緯	
8.	陶磁器製品の流通と戦時下の配給統制	-28
8.1	陶磁器製品流通の問題点	
8.2	公定価格制度下における流通の例	
8.3	共同販売制への移行	
8.4	日本陶磁器商業組合連合会の結成	
8.5	陶磁器製品の配給	
8.6	共販制度導入当初の様相	
8.7	企業整備の実施と日陶連への権限集中	
9.	おわりに	-33
第2章	いわゆる「統制番号」に関する検証	-34
1.	「統制番号」とは	-34
2.	統制番号を標示した根拠	-34
2.1	統制番号標示の目的	
2.2	日陶連統制の前例	
2.3	統制番号導入による成果	
3.	各生産地における生産者への統制番号の付与	-37

3.1 各組合での事例	
4. 標示の名称についての考察	-41
4.1 生産地および番号についての表記の相違	
4.2 番号付与に関する各産地と日陶連の関係	
4.3 「組合記号」に関する考察	
5. 統制番号と商標、裏印の併記	-42
5.1 商標、裏印による統制番号の代替	
5.2 日本陶器株式会社の事例	
5.3 各組合での事例	
6. 製品への統制番号の標示方法	-47
6.1 標示方法の分類	
6.2 規定によらない標示方法	
6.3 標示された部位と書体の種類	
6.4 標示に使用した道具類	
7. 検査格付	-51
7.1 検査格付とは	
7.2 格付の根拠基準	
7.3 波佐見陶磁器工業組合における運用	
7.4 日陶連検査所の設置	
7.5 伝世品に残る格付の様子	
7.6 市中在庫品への格付	
7.7 検査員による査定検査の事例	
7.8 伝世品にみる格付証票	
7.9 格付に関わる文書史料の検討	
7.10 格付品生産実績集計の意義	

7.11	価格査定機関としての日陶連	
8.	戦争末期の様相	-65
8.1	企業整備の断行	
8.2	「陶磁器工業整備要綱」が各工業組合に及ぼした影響	
8.3	全国陶磁器統制組合への改組	
8.4	自治統制の終焉	
8.5	生産計画外製品の製造	
9.	終戦後の価格統制の変遷	-71
9.1	格付査定機関の変遷	
9.2	終戦直後の混乱	
9.3	終戦後の陶磁器製品への価格統制	
9.4	全国陶磁器統制組合の解散と後継団体	
9.5	終戦後における価格査定の事例	
9.6	陶磁器製品への価格査定制度の変遷	
9.7	陶磁器製品の価格推移の検討	
10.	統制番号の標示されていた期間	-76
10.1	始期	
10.2	終期	
11.	おわりに	-78
11.1	統制番号標示に関する結論	
11.2	解明の意義	
11.3	陶磁器業界全体への統制と統制番号の位置づけ	
11.4	今後の課題	
第3章	三式地雷薬匣の研究開発に関する考察	-81

1. はじめに	-81
2. 研究開発の経緯	-82
2.1 着手	
2.2 開発の要件	
2.3 第1回試験	
2.4 第2回試験	
2.5 第3回試験	
3. 完成	-88
3.1 研究中間報告と命名	
3.2 仕様書の調整	
3.3 研究の終了	
4. 陶磁器産地における生産	-94
4.1 信楽地方	
4.2 信楽以外の生産地	
5. 信楽に関する史料	-96
5.1 信楽町への視察記録	
5.2 滋賀県立窯業試験場作成の工程図	
6. 生産地の条件	-103
6.1 信楽と丹波に共通する条件	
6.2 生産地決定に関する当時の状況	
6.3 信楽の戦後の伝聞記事	
7. 生産の様相	-106
7.1 信楽における状況	
7.2 信楽における聞き取り調査	
7.3 丹波における状況	

7.4	地雷生産を担った生産地の意図	
8.	伝世品の検討	-109
8.1	地雷薬匡（大）	
8.2	製造途中の地雷薬匡	
8.4	丹波における製品	
9.	三式地雷薬匡製造に関する統括	-111
9.1	生産された品種	
9.2	代用品であるか	
9.3	「本土決戦用兵器」としての使用	
9.4	生産数の推移	
10.	おわりに	-114
10.1	終戦後の状況	
10.2	陶磁器産業における位置づけ	
第4章	伝世品に見る戦時下の陶磁器の特徴と傾向	-117
1.	はじめに	-117
2.	岐阜県	-118
2.1	岐阜県陶磁器工業組合連合会の傘下組合	
2.2	事業内容	
2.3	統制品種の割り当てと生產品種傾向	
2.4	地域的特徴を有する製品	
2.5	技法的特徴を有する製品	
2.6	銘等から年代が判明する製品	
2.7	輸出向けや土産品としての製品	
2.8	戦時下ならではの製品	

3. 愛知県	-128
3.1 瀬戸陶磁器工業組合（愛知県東春日井郡瀬戸市）	
3.2 品野陶磁器工業組合（愛知県東春日井郡品野町〈現瀬戸市〉）	
3.3 常滑陶磁器工業組合（愛知県知多郡常滑町〈現常滑市〉）	
3.4 名古屋陶磁器工業組合（愛知県名古屋市）	
3.5 三河土器連合組合（愛知県碧海郡高浜町〈現高浜市〉）	
4. 三重県	-134
4.1 萬古陶磁器工業組合（三重県三重郡四日市市）	
4.2 伊賀焼陶磁器工業組合（三重県阿山郡丸柱村〈現伊賀市〉）	
5. 佐賀県	-136
5.1 有田陶磁器工業組合（佐賀県西松浦郡有田町）	
5.2 藤津陶磁器工業組合（佐賀県藤津郡）	
6. 福島県	-139
6.1 会津陶磁器工業組合（福島県大沼郡本郷町〈現会津美里町〉）	
6.2 相馬陶器工業組合（福島県双葉郡浪江町大堀）	
7. その他の他府県	-140
7.1 信楽陶器工業組合（滋賀県甲賀郡信楽町〈現甲賀市〉）	
7.2 京都陶磁器工業組合（京都府京都市）	
7.3 波佐見陶磁器工業組合（長崎県東彼杵郡波佐見町）	
7.4 岡山県陶磁器工業組合（岡山県和気郡伊部町〈現備前市〉）	
7.5 伊予陶磁器工業組合（愛媛県伊予郡砥部町）	
8. 伝世品に見る統制陶器の概観	-145
8.1 地域的特徴	
8.2 生產品種	
8.3 施された技法	

8.4 おわりに

第5章 陶磁器代用品の誕生と発展	-148
1. 代用品とは	-148
2. 代用品前史	-149
2.1 国産品愛用運動のはじまり	
2.2 運動の目的	
3. 日中戦争の勃発と応急的対策	-151
3.1 「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」の制定	
3.2 繊維品への対策	
3.3 戦時代用品の成立	
4. 物資動員計画の策定	-154
4.1 総合的な物資需給計画	
4.2 計画の実効性困難	
4.3 代用品の使用強制	
4.4 使用制限された主要資源	
4.5 「国家総動員法」の成立	
5. 代用品の定義	-156
5.1 被代用品の分類	
5.2 金属代用品成立の前提となる法律	
5.3 戦時代用品の要件	
6. 代用品の製造促進と使用普及に関する関係機関	-159
6.1 政府内における審議機関	
6.2 民間機関	
6.3 優良代用品の選定	

7. 政府による代用品奨励政策	-164
7.1 代用品製造に関する問題点	
7.2 3つの補助金政策	
7.3 公的研究試験機関による代用品の試験指導	
8. 「公定代用品」の選定	-170
8.1 商工省選定代用品	
8.2 優良代用品の選定	
8.3 「商工省選定代用品」と「日商選定新興品」との関係	
8.4 官庁における代用品使用奨励	
9. 代用品普及に関する展覧会開催	-175
9.1 民間による展覧会	
9.2 政府主催展覧会の開催	
10. 陶磁器工業と代用品	-180
10.1 日中戦争勃発当時の陶磁器業界	
10.2 陶磁器代用品の登場	
10.3 業界の対応	
10.4 日陶連による代用品陶磁器の指導奨励	
10.5 触火器の研究開発	
10.6 陶磁器代用品の発展経緯	
10.7 陶磁器代用品製造の振興策	
10.8 流通のための新会社	
10.9 化粧品業界の容器飢饉と陶磁器製容器	
11. 金属類特別回収と代用品	-205
11.1 金属類特別回収	
11.2 回収に伴う代用品	

11.3	物資利用委員会からの答申	
11.4	陶磁器業界の対応	
11.5	火鉢にみる代替品交換の例	
11.6	寺院からの仏具回収と代用品	
11.7	学生服のボタン回収	
11.8	金属類特別回収における代用品協会の役割	
12.	戦争末期の代用品	-223
13.	終戦と代用品生産の終焉	-224
14.	おわりに	-228
第6章 結論		-238
1.	本論を執筆した機会	-238
1.1	統制番号への関心	
1.2	陶製地雷に取り組むきっかけ	
1.3	伝世品による紹介	
1.4	代用品の総合的研究	
2.	本論の統括	-240
2.1	統制下の陶磁器産業	
2.2	戦時統制の開始	
2.3	統制の強化	
2.4	末期的様相と統制の終焉	
2.5	戦時統制の遺産	
3.	おわりに	-245

註 -247

参考文献 -270

添付資料

図 図 2-1 ~ 図 5-33

表 表 1-1 ~ 表 5-2

史料 史料一 ~ 史料三六

既発表論文リスト

序 章 日本の近代陶磁器産業

1. はじめに

1.1 本論の目的

本論は、日本が戦時体制下におかれた昭和 12 年 7 月の日中戦争勃発以降から統制が解除される昭和 20 年代前半までの陶磁器産業について、この時代の特異性に焦点を当て製造と流通への考察を行うものである。

研究手法としては、それらにまつわる史料、伝世品、聞き取り調査等を用いて多角的な立場から検討し、より具体的に当時の様相を明らかにする事に重点を置いた。戦時下ということで類推と一元的に語られることが多かった陶磁器産業の活動について実証的に検証を行うことを本論の目的とする。

まずはじめに、本論で取りあげる陶磁器についての定義づけを示す。窯業としては陶磁器、耐火煉瓦、セメント、ガラス工業等と大別されるが、その一分野である。いずれも土石、鉱物等の天然資源を用いて製造されるものであり、その原材料の多くは国内において産出されている。ただし、工業化の進展により石炭窯が導入された事によって焼成材料としては多くを輸入に依存するようになった。

一様に陶磁器又はやきものと称しても、その種類は多岐にわたる。製造工程を概観すれば、土石を材料として成形、焼成して造られる点においては共通している、製品としてのその種類は、以下のように大別できる。

(名称・原料・焼成温度・釉薬の有無・透光性)

磁器	陶石	1300～1400℃	有	半透明
炆器	陶石	900～1400℃	無	不透明
陶器	陶土	900～1200℃	有	不透明
土器	陶土	700～800℃	無	不透明

ただしこれらは焼き上がったものの品質による分類であり、同一のものでも焼成方法に

よって陶器にも磁器にもなる。

焼成温度の上からいえば、土器が最も弱火度で土が締まったという程度であり、素地に気孔があるので吸水性を有す。

陶器は焼成火度の範囲は広いが火度は高くない。釉薬を施すので表面は水を吸わないが、素地は土器と同様に吸水性を有し、叩けば濁音で素地は不透明である。炆器の火度は高く吸水性はなく、叩くと金属音を発してしかも硬い。であるが多くの素地は有色不透明である。一方、磁器になると素地は半ば溶融して半透明となり、白色を特徴とする。従って磁器が最高度で品質は最良のものである。陶磁器の呼び方として、瀬戸物や唐津物（あるいは単に「セト」「カラツ」）という言葉も多く用いられるが、これは英語で陶磁器を総称して「チャイナ」と呼ぶのと同様に、昔より尾張の瀬戸、九州の唐津が盛んな製造地又は集散地だったところから、土地の名称が陶磁器の総称に転化したのである。

一方で陶磁器の用途は飲食器が主であるが、和食器と洋食器ではその種類や製造技法が大きく異なっている。その他は花瓶、香炉等の什器、瓦、煉瓦、タイル、土管等の建築材料、便器や洗面台等の衛生陶器、電気絶縁材料、耐酸性材料等多岐にわたっている。

1.2 日本の近代陶磁器産業の沿革

日本の陶磁器の沿革は極めて昔から存在しており、その源流は縄文式、弥生式土器にまでさかのぼることができる。土器の段階から次第に進んで、陶器、炆器、磁器の順に発達した。

日本の六古窯といわれる瀬戸、常滑、信楽、丹波、備前、越前が歴史に登場するのは、鎌倉から室町時代のことであるが、近代陶業の主流となった磁器が開発されたのは江戸時代の事であり、西欧その他への輸出も開始されている。

江戸時代の陶磁器産業は概ね各藩の保護下で発達を遂げたが、特に中期以降藩財源確保等の意味合いから主要産地では様々な保護手段がとられる一方、その生産、販売にわたり統制が加えられていたのである。その後明治時代に入るが、明治維新は政治上のみならず産業上の変革でもあった。これまでの藩の庇護を失い困窮に陥るものも多かった。一方で新政府

がすすめた各種工業に関する奨励保護は、陶磁器産業にも大きな影響を与えた。西欧から石膏型、西洋絵具、石炭窯などの新技術や設備、経営、原材料等が相次いで導入され、実用品の大量生産が可能となり、これまでの手工業の形態から近代工業へと発展する契機となった。日露戦争以降、第一次世界大戦を経て、内需はもちろんのこと輸出の拡大がその後の発展を促進した。

昭和時代を迎えると、第一次世界大戦当時の異常な経済膨張への反動と、国内および世界恐慌の影響を大きく受けた。それは具体的には製品価格の下落と輸出の不振といった形であらわれ、製造業者は甚大な打撃を受けた。特に問屋資本の支配下に置かれていた中小業者は、問屋の廉売競争の影響を受け、赤字生産を強いられる状況であった。このような生産者への抑圧が、陶磁器工業組合設立の一つの契機となったのである。

1.3 戦時下における業界の様相

日中戦争の勃発と続く太平洋戦争への突入は、陶磁器産業へも多くの変革をもたらした。日中戦争下においては軍需品の需要が優先された結果、輸入原料の制限を受ける一方で、外貨獲得の手段として輸出が振興された。一方で軍需生産に欠かせない工業用陶磁器、例えばエンジンのスパークプラグや工業用耐酸容器等への需要、新たに登場した金属代用品への需要も高まり、生産額自体は上昇する傾向にあった。この間、公定価格の制定等価格統制が実施され、同時に陶磁器を流通する仕組みとして生産者組織による共同販売制度が導入された。

太平洋戦争中には輸出の多くが途絶し、元々輸出依存度が高かったこの業界へ大きな打撃を与えた。事業者は企業整備により縮小され、政府による計画生産が実施された。飲食器等の生活用品の生産は激減したが、代用品や工業用陶磁器の生産は政府の庇護を受けて生産を維持した。また、計画外生産品として軍需品および生産拡充品の製造も加わった。

終戦後しばらくは、復興用資材としての需要が高まり活況を呈した。戦時中に統制のために強化されていた団体は解散し、やがて新たな組織が誕生した。更に、貿易の再開に

より再び輸出も回復していった。

2. 本論の前提条件

本論で用いる用語と定義については、本研究は日本国内の歴史を対象とした史料研究であるため本文中の年号表記は和暦とする。ただし、引用・参考文献の発行年は西暦で示す。史料の旧仮名遣いはそのままとし、漢字は原則として常用漢字等に直した。ただし人名・地名で使用されている旧字はそのままとした。

研究の対象年代は、表題で「戦時下の陶磁器産業」としているが、本論は主に戦時体制下における陶磁器への統制について解明しようとするものである。後に詳述するが、「戦時統制」とは、概ね日中戦争後に加えられた各種の制限を開始とする。また、その終わりについては、戦後もその体制は継続されているため昭和 20 年 8 月の太平洋戦争終結ではなく、戦後の公定価格撤廃を終期とする。すなわち、概ね昭和 12 年から 24 年頃までの期間を研究対象として取りあげる。

本論で用いる資史料のうち、所蔵元を示していないものは筆者の所蔵品である。

3. 本論の構成と方法論

本研究の手法と目的について示す。本論は、序章、第 1 章から第 6 章で構成する。各章のテーマに沿って、法令や規定等の史料を基に、陶磁器産地における記録、聞き取り調査等を複合的に取り入れ、当時の様相がどのようなものであったかをあらわすことを主眼としている。特に第 2 章から第 5 章に関しては今日に現存する製品、すなわち伝世品をも活用し、製品にあらわれた特徴について適切に解説を加え、理解を助ける手法を取っている。以下に各章の研究目的と構成の概略を述べる。

序章 日本の近代陶磁器産業では、全体の研究の目的を明らかにした上で、各章の構成と方法論について概略を明らかにする。更に戦時期の陶磁器産業や製品について取りあげた先行研究の事例紹介を行う。

第1章 陶磁器産業と戦時統制では、陶磁器産業における工業化の過程と組合組織の発達について、更には業界に対し種々の戦時統制が行われていった様子を明らかにすることを目的とする。

研究手法として、戦時統制に至る以前の日本の陶磁器産業の様相について、当時の日本において高い生産比率をもつ産地であった美濃を例に検討を行う。

戦時統制とは労力、資材、資金の各面において段階的に多くの法令等を根拠に行われているものであるが、その運用にあたり大きな権限と役割を果たしたのは、昭和6年に設立された日本陶磁器工業組合連合会（日陶連）という組織であった。日中戦争勃発以降、生産に必要な輸入原材料の輸入権を政府から付与されることとなり、政府の統制体制の代行機関のような全国的な役割を担うようになっていった。そのため大多数の組合が日陶連に加盟することとなり、結果的に全国の生産者に対して強大な権限を有するようになった。ここでは、資材配給、価格の協定、共同販売といった事柄を中心に取り扱い、統制が強化されてゆく過程の中で日陶連が陶磁器産業に与えた影響を明らかにする。

第2章 いわゆる「統制番号」に関する検証では、戦時期に生産された陶磁器に標示されていた、いわゆる統制番号に着目した検証を行う。統制の一形態である価格統制に際し、その対象品目であることの証として個々の製品に標示を義務付けられたいわゆる統制番号を通じて、それがどのような性質のものであるかについて明らかにし、この標示の過程をめぐる陶磁器産業の製造と流通体制の変化を考察する。

ここで明らかにしようと試みるのは主に、

統制番号を標示した根拠（「なんのために」）

各生産地における生産者への番号の付与（「どのように」）

製品に標示されていた期間（「どれだけの間」）

の3点についてである。なお本稿においては標示そのものがどのような名称を用いられていたかについても考察するが、便宜的に統制番号の語句を用いるものとする。

研究手法として、主たる基本史料としたのは日陶連の内部規定である「日本陶磁器工業

組合連合会定款」による。この「定款」に明記された条文の他、各地の工業組合、生産者の元に残された史料等、複数の資料の記述を元に、各産地に残る史料や伝聞等を多角的に検討し、統制番号をめぐる戦時統制の様子を明らかにしようと試みる。

公定価格が設定された当初は、まだ製造業者、卸売業者、小売業者お総てを包含する共販制は実施されておらず、統制番号の標示が定められた当初から陶磁器の生産から販売まで完全に統制下に入れたものではなく、段階的な統制の拡大とともに卸小売業者をも包含した共販制、計画生産へと発展していき、結果として初めに想定されていた役割から、公定価格品の計画生産および流通に裏付けを持ち、出所を追求可能とするための手段といった重要な意味付けを持つものへと変貌していったと考察される。

第3章 三式地雷薬匣の研究開発に関する考察では、陶磁器産業による軍需製品製造の一例として、いわゆる「陶製地雷」（制式名称「三式地雷薬匣」）に着目し、その研究開発の過程と産地での製造の様相を明らかにする。

研究手法として、主たる基本史料としたのは陸軍技術研究所「爆火 地雷（其ノ一）研究原簿」による。陶器（正確には炆器）で製造されていることから、これまで金属材料を転換した代用兵器だと類推されていたが、この研究原簿によればあらかじめ示された種々の条件下に適合するように開発され、いくつかの材料を比較した上で陶器製が採用されたとある。実際の生産は信楽（滋賀県）と丹波（兵庫県）で行われたが、その産地での様相についても考察する。

第4章 伝世品に見る戦時下の陶磁器の特徴と傾向では、「統制番号」の標示された伝世品を画像と共に紹介し、製品の地域的な特徴、生産品種、施された技法について検討を行う。戦時統制下において強大な権限を有した日陶連によって、日陶連未加盟業者や公定価格非設定品を除き全国すべての産地で生産された製品に統制番号が標示されたということは、結果として日本の陶磁器史上他に類を見ないわずか6年程という生産期間、および生産地の特定が可能という特異な製品を生み出すこととなった。その性質を活かし、本来各産地において立地、原材料、技術等の要件により明確にあらわれた特徴の一端を紹介す

る。

研究手法としては、上記の性質に着目し、今日に残る伝世品を元に個々の特徴を取りあげ、各産地において実際にどのような製品が生産されていたかの一端を解析しようと試みるものである。伝世品を切り口として展開する目的として、日本国内における特定期間に製造された製品上に、各産地の当時の様相や、地域的な特徴、当時用いられていた意匠や技法、がいかに現れているかを精査し、その背景と製品の傾向について実証的に検証を行う。

第5章 陶磁器代用品の誕生と発展では、戦時下に登場した代用品についていま一度その定義についても検討を行った上で、それらの登場といかに発展していったかの過程をたどる。一口に戦時下の製品といえども、昭和12年の日中戦争勃発当時と戦時体制が確立されてゆく経過、更には金属類特別回収が実施されてからでは、代用品の目的も対象も変化していったのである。その経緯を、政府が行った施策や、普及や開発にあたった団体の活動から検証を行う。

次に代用品の中でも陶磁器代用品について着目し、前章までに検討を行ってきた戦時下の陶磁器産業における位置づけについても論考を行う。また前章からの研究成果を踏まえ、登場の経緯と発展の過程、そして個々の製品についても考察してゆきたい。

研究手法としては、当時の書籍や新聞雑誌、パンフレットや文書に至る多種多様の史料を活用した。それらの史料を多角的に検討することによって、代用品の輪郭を描き出すように試みた。また、陶磁器代用品についても同様の手法をとるが、ここでは更に伝世品の紹介により、具体的にどのような製品が流通していたかを紹介する。

第6章 結論では、これまで見てきた史資料を振り返り、戦時下ということで類推と一元的に語られることが多かった陶磁器産業の活動についての実証的な統括を行う。

4. 戦時下の陶磁器産業研究の事例紹介

4.1 基本的文献

本論に入る前に、これら統制経済下の陶磁器産業について取り扱った先行研究について見てみたい。経済史・経営史の側面から近代の陶磁器産業を扱ったものはいくつか見られるが、その中にこの時期を取り扱ったものはほとんど見出すことができない。例えば、近代産業としての陶磁器業を実証的に分析した、宮地英敏の著作¹においても対象年代は「両大戦間期」までとしており、第二次世界大戦期には及んでいない。

業界史的なものとしては、陶磁器産業の全国的業界団体である日本陶業連盟から 1979 年に発行された三井弘三の著作²は、産業としての陶磁器について明治以降の技術導入、新分野の開発、貿易等広範囲にわたって概説を記したものである。三井は大正 2 年生、昭和 8 年以來日本陶磁器工業組合連合会（日陶連）に在職し、後に関連会社等を経て日本陶業連盟専務理事を務めた人物である。戦時統制下の状況についても、当時本人が実際に携わった統制業務について多くの示唆を与えており、当事者が語るこの分野における唯一の書物であるといえる。

東洋経済新報社が『東洋経済新報』創刊 55 周年事業として発行した全 3 巻の産業史は、太平洋戦争前後の産業構造の変化の解明を大きなテーマに、昭和元年から 25 年までの我が国各産業の変化・発展をまとめたものである。その中の一章として「陶磁器工業」³を紹介しているが、商工省、日本陶業連盟資料からの引用も多く、統制終了後の比較的早い時期の出版物として、当時の業界の生々しい様相を伝えている。

各生産地の活動としては、長崎県波佐見の福重菊馬による工業組合史⁴があり、製造業者と組合役員の双方の視点から著している。福重氏は明治 39 年生、昭和 7 年より家業の製陶業に従事し、後に株式会社幸山苑取締役会長、波佐見陶磁器工業組合理事長を務めた人物である。特に、実際の現場での統制運用上の実務の煩雑さや統制違反、等の証言は他に類書を見ない。

4.2 各論研究

次いで各論の研究として、第 2 章で考察する、陶磁器産業が統制下に置かれていた一定

の期間、陶磁器製品に標示されていたいわゆる「統制番号」を取りあげた文献等をあげる。

用語として、「統制番号」を用いた初出は1988年の天内克史によるものと思われる。⁵ここでは、東京の4遺跡から出土した資料および伝世品を「遺物一覧表」としてまとめ考察を加えた上で、「統制番号がどのような過程で付けられたかについて、決定的な資料は未だ見出すことはできないが、統制経済の浸透がそれを促したことは間違いがないと言えよう」と論じ、問題提起に留めているものの従来見過ごされてきた「統制番号」について着目したという点において、その後の特に近現代を取り扱う考古学の上で大きな影響を与えたといえる。

1994年に瀬戸市歴史民俗資料館（現・瀬戸蔵ミュージアム）で開催された特別展においては、同展図録⁶中、「コラム 統制品」として4つの製品の図版と共に「統制番号」が紹介されている。完形の伝世品の紹介において、統制番号に着目した意義は大きい。

本格的な研究の嚆矢は1999年に桃井勝による、昭和16年3月に岐阜県陶磁器工業組合連合会（岐陶工連）によって定められたリストの翻刻掲載によるものであろう。⁷美濃における岐陶工連傘下の生産者と統制番号を一致させられる、現在のところ全国の陶磁器産地において唯一の史料として発見、紹介されたことの意義は大変に大きい。これらの研究成果を踏まえて開催された、2001年岐阜県陶磁資料館での特別展『戦時中の統制したやきもの』は、統制番号入り製品を生産者名と併せて紹介するという、前出のリストにより番号と生産者が一致している美濃製品ならではの特徴を活かした画期的なもので、出品資料の記録集⁸も発刊され統制番号の一般への認知が飛躍的に上がった感がある。統制番号が標記された陶磁器に焦点を当てた展覧会としてはおそらく初めて開催されたものであろう。

沼崎陽は1999年、前出の岐陶工連リストを発見者の桃井から提供を受け、記載内容の一部紹介、登載や出土品への標示等について考察を加えている。⁹

佐賀県立九州陶磁文化館は、伝世品に見られる多くの銘を収集し、聞き取り調査等により解説を加えた資料集¹⁰を発刊し、江戸末期から現代までの近現代・肥前地区窯元の銘款約1,500点を収録しているが、その中の一部で統制番号を紹介している。これはリストの形で

現存していない地域の研究として、丹念に史料と窯元の由来、そして伝世品とを照合させた大部であり、他に類を見ない地域的研究であるといえる。

有田町歴史民俗資料館での2008年の展覧会は、技術保存（マルギ）に指定された有田焼製品に着目したものであるが、参考資料として同時代の製品である統制番号入り陶磁器が取りあげられた。同展図録¹¹の巻末には、「概説」として戦時中の有田における出来事がまとめられており、一産地における様相の事例としても興味深い。

瑞浪市陶磁資料館での2011年の特別展では、瑞浪市域で生産された製品を紹介し、その地域的な傾向を示し、当時の製品に見られる他の事象について解説を行っている。また、同展図録¹²中で統制番号について考察している。

4.3 参考文献中における統制番号の位置づけ

これらの先行研究においては、統制番号の存在に着目し紹介しているものの、その性格については断定に至っておらず、類推の中には結果的に事実と異なる見解を示している場合もある。つまり、器物として比較的伝世しやすい陶磁器ではあるが、一方の文献史料等は極端に残存が少なく、そのアンバランスさから明確な結論を得られてこなかったといえる。

5. おわりに

このような先行研究の成果を踏まえ、筆者が収集した史料、文書、聞き取り調査や伝世品から読み取れる類推等を踏まえ、次章以降で検討を加えることとしたい。

第1章 陶磁器産業と戦時統制

1. 業界の組織化と戦時統制

陶磁器産業における工業化の過程と組合組織の発達について、当時の日本において高い生産比率をもつ産地であった美濃を例に検討を行う。更には、陶磁器産業への戦時統制への影響を明らかにするため、昭和6年に設立された日本陶磁器工業組合連合会（日陶連）の権限拡大の過程をたどる。地方の業界団体として発足した日陶連が戦時下を実施された生産の調整、価格の協定、共同販売、又は検査といった権限をいかにして有していったかを紹介する。

2. 陶磁器産業における工業化と組合結成の様相～美濃における事例

2.1 概略

岐阜県南東部の東濃地方で生産されるやきものを美濃焼と総称する。東濃地方は、戦前には土岐、恵那、可児、加茂の4郡を総称していた。現在の岐阜県陶磁器工業協同組合連合会には、笠原、滝呂、市之倉、高田、土岐、津、泉、肥田、土岐津西部、下石、妻木、駄知、瑞浪、恵那 14 組合が加盟している。これらの地域にはやきものの原料となる粘土や焼成のための樹木が豊富で、古くから生産されていた。

江戸時代には藩の重要な特産品であった陶磁器に対して、産業の保護と同時に濫造を防ぐために窯株制が布かれていた。この制度下では、窯株を持った者でなければ窯を築いて陶磁器を製造することができなかった。

明治維新後に窯株制が廃され自由な生産・販売体制となってからは、製品の種類も漸次増加し技術も進歩を遂げ、製造される製品の多くを磁器が占めるようになった。一方で価格の低迷や過当競争がしばしば繰り返されることとなる。また比較的早い時期から従来の和物に加え輸出も視野に入れた洋食器や装飾品の生産も始まった。特に大正時代以降は、製造工程における発動機等の機械化、焼成窯の石炭化が急速に進み、比較的単価の低い日常食器類、

白素地製品生産の傾向が強まった。

陶磁器の戦時下における統制について論ずる前に述べておかなければならないのが、陶磁器の製造、販売における自治的統制機関の発達についてである。日本の陶磁器産業は古い歴史をもつ工業分野であるが、明治時代以降急速に新たな技術や様式を取り入れて発展し、輸出工業製品としても大きな比率を占めていた。生産にあっていたのは、ほとんどが一工場当たりの従業員が数名という零細な家内工業形態をとっているもので、大規模な工場生産を行っていたのは輸出用食器等を製造していた一部の企業に過ぎなかった。地域的には東海3県（愛知、岐阜、三重）で過半数が生産されており、その他は全国に小規模な生産者が点在する状況であった。

2.2 美濃陶磁器同業組合の推移

これらの流れを美濃陶磁器同業組合に所属する組合員の業態・生産額の推移により見てみたい。美濃陶磁器同業組合は、明治28年（1895）3月岐阜県令第18号「陶磁業取締規則」の公布がされると翌明治29年土岐、可児、恵那の3郡を区域として陶磁器製造業並びに錦窯焼付業を営む者を組合員として岐阜県陶磁業組合の設立認可を得、更に明治33年3月「重要物産同業組合法」の発布がされると従来の地域を土岐、可児2郡として美濃陶磁器同業組合設立発起がなされ、協議を重ねた結果翌明治35年5月に認可となった組合である。恵那には明治44年5月岐阜県恵那郡陶磁器同業組合の認可をみ、昭和5年9月には恵那郡陶磁器同業組合を合併した。¹

表1-1：濃陶磁器同業組合の組合員数²

表1-2：同窯数

表1-3：同生産額

表1-1で見ると、美濃陶磁器同業組合の組合員数、すなわち陶磁器製造業数は、大

正 15 年の 1,390 軒をピークに、昭和にかけて 1,200 軒後半で推移している。この数字は第 3 章で取りあげる、昭和 16 年 3 月岐阜県陶磁器工業組合連合会「生産者別標示番号（統制番号）」掲載の業者数と大差なく、企業合同・整備により合併や廃業を余儀なくされるようになるまでの昭和前期における美濃焼の規模といえる。その多くは零細な家内工業により行われていた。

表 1-2 の登り窯数と石炭窯数の比較では、石炭窯がやはり昭和に入る頃に急激な伸びが見られるが、一方の登り窯が単純に廃止されるというわけではない。明治末より導入された石炭窯は、当初の困難を克服し生産性の向上および燃料費の軽減に大きく貢献した。

表 1-3 の生産高は、景気に左右されるものであるので、必ずしも単純に製造業者数や製造技術の発達と比例するものではない。この期間でも第一次世界大戦時の好況、戦後不況、機械化と石炭窯導入による製造効率向上などがある。しかし大正時代中期には内地向けと輸出向けの生産高が 4~6 割ずつで推移している。このように輸出向けに大きな比率を占めることが、陶磁器産地の中でも美濃焼の大きな特徴の一つである。

3. 専制権の復活と岐阜県陶磁器工業組合連合会の設立

このような状況下、粗製濫売を防止し経済上の安定を図ること等を目的として同業組合が設立され、専制権制度が確立された。専制権とは、製造品種のうち特に重要と認められる品種ならびに人員を限定、統制することである。つまり地域ごとに製造品種・数量を割り当て、それ以外の製造を制限することによって過当な競争を避け、製品の品質安定を図ろうとするものであった。理念としては誰もが持ち合わせている認識ではあるが、現実に実行するには、各地域・製造業者の利権対立等で難しい問題であった。

日露戦争、第一次世界大戦を経て急速に輸出の比率を高めた陶磁器産業は、昭和初期の経済不況下において問屋商社の廉売競争の犠牲が転嫁された結果、業者乱立、濫造乱売、過当競争が問題とされ、生産者業界としての組織化、検査の強化等の統制を図るべく組合化が進められた。岐阜県における陶磁器工業組合の結成は昭和 5 年 11 月、輸出向け各地製造組合

を傘下に岐阜県輸出陶磁器工業組合連合会が設立され、翌昭和 6 年 9 月には内地向け業者も含めた岐阜県陶磁器工業組合連合会（岐陶工連）へと発展した。輸出組合発足当時は一部の製造業者が加入する組合であったものが、内地向け業者が加わったことで岐陶工連は地域の製陶業界全体の組合と発展したのである。

4. 日本陶磁器工業組合連合会による初期の統制事業

同時期に全国各地の陶磁器産地でも工業組合が設立される動きが見られたが、その中で愛知および岐阜の各工業組合が集まって設立されたのが、日本陶磁器工業組合連合会（日陶連）である。各組合は、「それぞれの特質、相違を持っていたとは言え、終局的にはほとんど同一の売り先を持ち、特に瀬戸、美濃の輸出品（素地）の生産者は、各地の横断的結合によって、統一的、包括的統制事業へ進まなければ、真の効果を期待することができない」³ことから、商工省への陳情が実り、「工業組合法」により昭和 6 年 2 月に総会を開催し、翌 3 月に設立認可された。

日陶連発足後の統制を整理要約すると、以下のようになる。⁴

- (イ) 生産の調整（割当）を行うもの
- (ロ) 価格の協定を行うもの
- (ハ) 共同販売を実施するもの
- (ニ) 生産分野を定めるもの
- (ホ) 取引先の指定を行うもの（全品種に一括して適用）

これらの全部を行うものが、最も強力な統制品種とされ、上記の統制の適用事項が少ないものほど、統制が緩和された品種とみなされた。上記以外にも発明考案に対する権利の付与、証票裏印の使用登録等の一連の保護策を施行した。

また、日陶連は「当初、輸出品の統制を主体として開始され、内需品については、二地区以上に亘って、競合の可能性のある同種製品を順次取り上げ統制に追加していった」⁵ので

あるが、設立当初からの加盟組合に加え、輸出品に関連する他の地方組合も逐次加盟していったのである。

日陶連によって徐々に進められた統制諸事業は、必ずしもすべて円滑に機能していたとは言えない点もあるが、昭和12年の日中戦争勃発以前には既にその基本形が完成されていたと言えよう。「日本陶磁器工業組合連合会定款」（以下、「定款」と称す）には、「第五章 事業及其ノ執行、第二節 統制」として、詳細な規定を設けている。**（史料一）** また「定款」と別に「日本陶磁器工業組合連合会統制規定」（以下、「統制規定」と称す）**（史料二）** も制定されている。この日陶連の「定款」「統制規定」は、『昭和十五年十一月 定款及統制規定』という冊子にまとめられている。「定款」は、昭和六年三月二十日設定認可 昭和十五年九月二十七日一部変更認可、次行に月日なしの昭和十五年 月 日一部変更認可とあり、制定から計53回の変更が、「統制規定」は昭和七年五月二十六日設定認可 昭和十五年七月十八日一部変更認可とあり、計36回の変更が加えられている。いずれも加除式の規定集のため、昭和15年11月現在の内容をまとめたものであり、個々の条文がどの段階で加えられたかは確認できない。

これらの目次を一覧するだけでも、日陶連の事業内容を俯瞰することができる。更には、発行する会報はその名を『統制』と称し、日陶連設立の目的を端的に語っていた。後の強大な政府の権限下における生産の方向性や業者の生殺与奪の権限を握る戦時統制とは意味が異なり、あくまで業界における自治統制の段階に限定されていたとしても、陶磁器業界においては、昭和の初めにおいて既に統制の用語が使用されていることは注目に値する。昭和10年8月より開始されたスプーン皿共販事業の実施等、これら統制の経験が価格統制や計画生産といった戦時統制への移行する際にも応用されており、この事については次項以降で紹介する。

5. 統制経済下における日陶連の権限拡大

昭和12年7月の日中戦争勃発直後から、政府は戦争遂行に必要な物資を確保すると同時

に、不急部門に重要資材が使用されるのを抑制するため、あらゆる輸入品に対して制限を課した。その嚆矢となった「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」（昭和 12 年 9 月 9 日 法律第九二号）は、政府の戦争遂行における必要物資の確保と、不要不急部門に需要資材が使用される事の抑制を狙ったものであるが、「輸出入品等」の「等」が示すように、輸入関連に限らない多岐の物品・原料への影響を及ぼすものであった。

この時期の陶磁器産業においては、焼成に必要な石炭をはじめ多種多様の生産材料の入手難に直面することとなった。陶磁器は一般生活物資として必要不可欠な存在である一方、多くを輸出向けに製造してきた特性上、国策に従わざるを得なかった。当時の業界の状況について、三井は以下のように回想している。⁶

輸出向けの陶磁器は重要商品として支援を受ける反面、内需向けで、軍需や生産拡充に
関係の薄い製品は、逆に抑制の対象と目せられることになった。こうしたことから、
日陶連の生産統制は、時代に即応して転換を必要とする部面を生ずるに至った。

そして日陶連は、輸出推進と需要資材の適正使用の管理を行うため、陶磁器用諸資材の確保を政府に要請した結果、同年 12 月、商工省よりこれら資材の輸入権を付与されることの認可を受け、陶磁器用輸入原材料を一手に購入して配給統制を行うようになったのである。すなわち、東海地区の陶磁器製造業者の自主的団体として発足した日陶連が、政府の統制体制の代行機関のような全国的な役割を担うに至ったということである。当初輸入資材に限られていたものが、やがて内地産材料であっても軍需産業との調整が必要があるものは次々に追加されていった。やがて日陶連の主要事業は「原料及び石炭の配給統制、電気用製品、硬質陶器の全国的共同販売事業の実施、公定価格の全面公布に伴う、これら製品の全国的共販の実施、これに対応せる計画生産の断行、輸出品買取会社に対する全輸出品の共販」⁷にまで拡大していったのである。

実際に日陶連を通じて産地組合に資材配給が行われていた一例として、美濃での様子を紹介する。⁸

原料の配給統制は当初輸入資材に限られていたが戦局の進展につれて内地産原料も軍需産業との調整の必要なものは統制品目となった。岐陶工連では日陶連を介してこれらを所属組合に配給した。ちなみに、昭和13年度は釘、針金第1回1,130樽。第2回664樽、金液、金粉類は輸出向け最小限切符制購入。昭和14年度は釘、針金は9月以降円域のみ。ゴム製品は6月より中部貿易振興(株)から愛知県ゴム工業組合を経て配給をうける。スポンジ板、印材用ゴム、ゴム紐、バルブ用ゴム、丸型スポンジその他合計5,996円96銭などである。軍手は15年2月から東濃呉服雑貨商業組合から配給をうける。7,025双、1,222円25銭であった。

産地において、陶磁器製造に関わるあらゆる物資が配給制へ移行していった様子が実際に見て取れる。一口に陶磁器生産といっても、生産資材として多種多様の物資を必要としていたので、それらを各々の製造業者、流通業者からルートに乗って配給を受けるためには、このように煩瑣な事務手続きが必要となったのである。

このような時代の流れの中、各工業組合の日陶連への加盟は必ずしもスムーズに行われたのではないようである。元々地方組合の主な活動目的が、事業の共同化や共同施設の設置運用、金融事業等に置かれていたこともあり、必ずしも日陶連所属組合のように統制事業が課せられているわけではなかった。各組合における独自活動の立場からは甚だしい制限を加えられることが察知され、加盟に抵抗する動きもあった。

その一例として、佐賀県西松浦郡の有田焼産地として知られる有田陶磁器工業組合における日陶連加盟に至るまでの経緯を紹介する。⁹

昭和十二年七月に起こった日華事変は矢継ぎ早な戦時体制に相応する法令の公布をもたらした。その内の一つとして九月十日に公布された「輸出入品等に関する臨時措置法」は、陶磁器業界に直ちに影響する重大法令だった。当時は実質的には東海三県の工業組合連合体に過ぎなかった日陶連は、これに対応して輸出増産と重要資材の適正使用の管理を行なうとの具体策を立てて、鉛、亜鉛、硼砂、酸化コバルト、酸化ウラニウ

ム、石膏原石等の陶磁器用諸資材の確保を政府に要請した結果、政府はこれ等資材一切の輸入権を日陶連の一手に付与することを決定した。正に政府機能の一手代行であった。

これを知った肥前陶業界の動揺と混乱は名状（状況を言葉で言い表わすこと）し難いものであった。工業組合では日陶連加入の可否が論じられ、陶磁器用資材業者は狼狽した。有田としても何とか手を打たなければならなかったので、有田商工会は総会を開いて対応を講じた結果、政府に対する請願決議となった。その年の十二月、有田商工会は会長松本静二の名を以て県を通じて商工大臣吉野信次へ陳情したのである。

それは陶磁器用資材の輸入権を日陶連一手に付与しないで、産額は東海地方の十分の一に過ぎないが、それに見合うだけの輸入権を佐賀長崎両県に付与してくれという請願である。だが、商工省の方針にただ追随する県が果たして上申したかどうか。又、軍部のお先棒を担いでいた商工省の新官僚等は一顧だにしなかったに違いない。理事長の梶原仲治、専務理事の竹下豊市は共に商工省から天下りしていて、その日陶連から十分の一の権利を佐賀長崎に頒けてくれというのを承知する筈はなかったからである。

藤津陶磁器工業組合は請願の結果は待たずに十二月、県と協議した上で日陶連加入を決定した。翌年春には波佐見と折尾瀬の長崎両組合が加入を決めた。有田陶磁器工業組合も五月の総会で遂に満場一致で日陶連参加を決定したのである。

有田陶磁器工業組合のように時流には逆らえず、結局大多数の組合が日陶連に加盟することとなり、日本の陶磁器生産は実質上、日陶連の支配下に置かれることになったと言えよう。商工省から日陶連に対しては、「陶磁器原材料確保ニ関スル件」(史料三)なる通牒が発せられ、「共同販売、生産調整又ハ注文ノ共同引受等」について政府のお墨付きを得た格好になっている。この通牒を受け、「日本陶磁器工業組合連合会統制規定」(史料二)の一部変更が行われたとみて間違いないであろう。そして、「窯業関係の全国的統制は、日陶連が全面的に政府の指令を受けてこれを行い、又業界の意向は逆に日陶連を通じて、政府に陳情す

る様な形で進んだ」¹⁰とも言えよう。

「統制規定」附録の「所属組合及代行機関一覧表」によれば、昭和14年10月末日現在の合計として所属組合数45組合、所属組員6,394人となっている。この一覧表は統制経済下の陶磁器産業を語るのみならず、各地における組合の設立状況、活動の範囲、規模の様子を示す上でも史料価値が高いと思われるので、翻刻を別に掲載する。**(史料四)**

史料四で示した一覧表とは別に、「昭和十六年頃以降の日陶連の所属組合」を「58組合」「7,038工場」とする一覧表が掲載されている史料もある。出典が示されていないため単純な比較は困難であるが、参考として以下に引用する。¹¹

所属組合名

(頭記の名称のみを掲げ、それに続く陶磁器工業組合または工業組合の字句を省略、数字は所属業者数)

東海地区

瀬戸(1,137)、品野(251)、常滑(258)、愛知陶管(161)、三河陶管(34)、名古屋(226)、岐工連(傘下7組合)[西南部(331)、妻木(123)、下石(159)、駄知(141)、土岐津(380)、瑞浪(100)、恵那(103)]、岐阜加工(550)、三重県(162)、犬山(12)、三河土器(302)、日本顔料(87)、名古屋転写(7)

北陸地方

石川県(5)、九谷窯元(42)、金沢九谷(116)、能美九谷(291)、江沼九谷(61)、珪藻土コンロ(12)

近畿地区

関西(6)、京都(586)、信楽(170)、丹波陶器(61)、伊賀焼(21)、神戸加工(90)、奈良県(22)

関東、東北

会津(57)、東京電磁器(16)、益子(36)、相馬(21)、横浜(36)、平清水(9)

中国、四国

山口陶炆器 (21)、伊予 (11)、出雲陶器 (22)、岡山県 (62)、讃岐西部 (140)、讃岐東部 (50)、讃岐三豊 (13)

九州地区

肥前本部 (元有田) (111)、肥前支部 (元藤津) (69)、長崎陶器 (9)、波佐見 (42)、折尾瀬 (40)、佐賀錦付 (53)、肥前陶土 (113)、野間焼 (13)、東洋陶器 (単独)

その他

天竜 (27)、沖縄 (49)、日本焼石膏 (10)

合計 58 組合 (東洋陶器を含む)

7,038 工場

県や生産地域を単位として各地に工業組合が置かれていたが、各生産者の組合への加盟は任意が前提であり、また地域によっては必ずしも組合組織を結成し日陶連へ加入を果たしたとは限らないようである。その実態の一事例として山口県を紹介する。「所属組合及代行機関一覧表」(史料四)には「山口県陶炆器工業組合」として、山口県一円を統制地区として 21 業者が加盟していることとなっている。しかし、同時期の昭和 13 年現在の山口県下の陶磁器製造所数は 155 とする史料があり¹²、その数字の格差からも同組合が県下一円の製造業者を包含しているとは言い難い。山口県陶炆器工業組合は厚狭郡を中心とした硫酸瓶製造業者が集合したもので、戦前期に同地での陶瓶工業の生産実績は、「全国生産数量の 70%を占める盛況を呈していた」という。¹³ 一方で山口県には、阿武郡萩町を中心とした萩焼と称される陶磁器を生産する窯元が存在していたことは周知の事実である。

このように、県下で唯一の日陶連加盟組合が全県の製造業者の代表ではないという場合、組合未加盟業者の経済活動はいかなるものであったであろうか。統制経済下において日陶連を頂点とした陶磁器原材料の配給体制が確立されてゆく中で、各製造業者にとって組合に加盟しないということは、原材料、燃料の供給を失うのみならず、後述するように製品の流通も行えないことを意味した。地元に着した生産地消費型の小規模生産者は全国各

地に点在していたはずであるが、この事例に限らず、建前上任意加盟とはいえ、この時期に組合未加入業者がどのような経済活動を行っていたかについては判然とせず、ここでは問題提議を行うに留める。

6. 公定価格の制定と価格統制の推移

6.1 日中戦争下の物価対策

日中戦争は政府の不拡大方針にも関わらず急速に戦線を拡大していった。軍需費支出の増加は通貨増大につながり、一方で物資逼迫が生じると物価は高騰する傾向に転じ、政府は戦時インフレーションの対策に追われることとなった。これに対する施策も当初の場当たり的なものから、着実に法律の整備、方針の確定が図られていった。

政府は日中戦争勃発から約1ヶ月後の昭和12年8月、大正6年制定の「暴利ヲ目的トスル売買ノ取締ニ関スル件」（「暴利取締令」）を大幅に改正し、指定された物品に対し法的な物価抑制を図った。翌昭和13年4月、中央物価委員会が商工省に設置され、学識経験者も交えて品目別の専門委員会を設け、物価対策を審議させた。この委員会は翌昭和14年4月に「物価統制の大綱」を決定し政府に答申した。この中で公定価格制を支持し、価格算定や実施方法について多くの貢献をした。この「大綱」は、後述する陶磁器製品への公定価格設定の際の理念として念頭において読み解くとより理解を助けると考えられるので、一部を抜粋し翻刻する。**（史料五）** この中で、「一 価格を公定すべき品目の範囲及生産企画」「三 戦時適正価格の決定」等、具体的に戦時下における物価形成における方針が示されている。

6.2 公定価格制度の採用と価格表示の例

昭和13年7月には政府が指定物品の価格を告示する公定価格制度が採用されることとなった（「物品販売価格取締規則」）。その後、法的に強化整備され（「価格等統制令」）、昭和14年9月18日の価格で強制的に停止されることとなった。この価格停止は公定価格を設定するための臨時的措置であり、当初の規定では1年間と期限を限定して、その間に必要なも

のは順次公定価格を設定する予定であったが、その後数度にわたり有効期間は延長された。

そして、翌昭和 15 年 6 月からは価格の表示義務が課された。表示の一例をあげる。

- ㊦ (マル停) …十四年九月十八日現在での価格で停止された商品
- ㊧ (マル新) …価格停止時に生産・販売されていなかった商品
- ㊨ (マル公) …政府の決定した公定価格
- ㊩ (マル協) …業者の組合で九・一八価格と異なった価格を協定し官庁の認可を得た許可価格
- ㊪ (マル許) …例外的に行政官庁の許可を得た許可価格

これらは、実際に製品が流通する際に価格の根拠として、個々に値札等で示される事になったのである。陶磁器製品に関する具体的な事例については、第 4 章でいくつか例示する。

6.3 価格査定制度の開始

本来物価とは市場における需要と供給のバランスによって決定されるものであり、更には物品の質、規格も価格決定の要因として必要条件である。商品の多様化が進んでいたこの頃、物価抑制上必要ではあっても、一様に価格を設定することは非常に困難な作業であった。価格設定の複雑性は、ひいては配給の不円滑や商品の偏在現象等の欠陥を露呈させるようになり、物価統制の拡大によるこれらの施策は必ずしも当初から円滑に運用されたわけではなかった。そこで考えられたのは、一定の機関が価格を査定し、その査定価格に政府又は地方庁が公定価格としての権威を持たせるという仕組みであった。査定機関は、昭和 14 年 4 月頃から主要都市において繊維製品類を対象として設置されはじめ、その後範囲を拡大した。新たな査定機関の発足、又は既存の同業組合又は工業組合を中心とした査定機関が発足し、官庁の監督下に自治的運営がされたのである。

公定価格の設定品目は、強制的に規格を定め対象となる物品数を圧縮したが、それでも昭和 16 年 9 月末までに、中央で最高価格を設定した商品は総計十万点を越え、その他に地方別に定められた物品もあり、全体として膨大な物価統制が運用されていた。¹⁴

7. 陶磁器製品における公定価格制度

7.1 公定価格の根拠法令と設定の開始

このような物価統制が陶磁器へ及んだのは、昭和恐慌期からの価格低迷期を経て、日中戦争勃発以降の軍需インフレに伴い製品の騰貴を生じている最中のことであった。最初に内地向け陶磁器製品に関して公定価格が設定されたのは昭和15年7月に「価格等統制令」中の規定による商工省告示の形で示達された。この時の公定価格設定に関する根拠は、同日に出された次の2つの法令による。

「磁器製飲食物容器販売価格指定ノ件」（昭和15年7月26日 商工省告示第三八一号）

「陶器製飲食物容器販売価格指定ノ件」（昭和15年7月26日 商工省告示第三八二号）

最初の公定価格は、「製品量の最も多く移動する比較的低価格の大衆向き製品を対象」¹⁵として、愛知、岐阜産の製品について設定された。これは、当時この2県が日本の陶磁器生産のほぼ半分の生産比率を占めていたためであり、全国に適用する公定価格を一度で制定することは困難であることからの経過措置である。

その規模を知る参考として、昭和16年の陶磁器主要産地別生産比率を以下に示す。¹⁶ いかに愛知、岐阜県に生産が集中していた状態であったか理解できる。

愛知 32.6 岐阜 25.8 三重 3.1 石川 1.3 京都 12.6 大阪 0.2 滋賀 1.9 兵庫 1.2
福岡 1.1 佐賀 2.1 長崎 2.5 その他 15.6 全国工場数 8,500

その後、昭和15年10月に愛媛、佐賀、長崎、京都産品が加えられたが、¹⁷ いずれも砥部焼、有田焼、波佐見焼、京焼といった陶磁器産地である。同年12月には、その他の道府県産にも拡大された。¹⁸

当初県別に設定された公定価格では、製品の価格設定の基準となる等級は、「上」「中」「並」の3等級が設定されていた。この価格決定は、「価格等統制令」第七条の規定¹⁹および「価

格等統制令施行規則」第十二条²⁰により地方長官（道府県知事等）が額の指定を行うものであった。

7.2 価格決定の経緯

公定価格設定の具体的な手続きの事例として、昭和 15 年 10 月に愛媛、佐賀、長崎、京都産品への公定価格設定に先立ち、商工省物価局次長から同年 7 月 8 日に各知事に宛てた「価格等統制令第七条ノ規格ニ依ル額ノ指定ニ関スル件」（史料六）にその様相を見ることができる。商工省告示にあたっての価格指定に先立つ 3 ヶ月以上前に通達が出されているのは、実際の告示までの実質的な準備期間であろう。価格決定に際しては、「原則トシテ指定期日（九、一八）ニ於ケル価格ヲ越エザル額ヲ以テ之ヲ結〔決〕定スルコト」とあり、また製品の等級は「日陶連ノ定ムル所ニ依ルコト」とされていることから、知事の一方的な権限によって決定されたものでなく、日陶連の定めた枠組みに依拠していたと判断できる。

「卸業者販売価格」「小売業者販売価格」それぞれの開差率の算出数字を示している点でも興味深い。

更に付け加えるならば、この史料の写しが佐賀窯業指導所を経て佐賀県藤津陶磁器工業組合に所属する源六焼窯元に伝わっていたという事実は、中央における価格設定の意向を産地がいかに注視していたかを示している。

7.3 全国製品への拡大

しかし、実際に昭和 15 年 7 月からこの県別、3 等級の公定価格制を運用してみると、地区別、材料別、手法別の価格設定はかなり繁雑であった。このことから昭和 16 年 11 月より全国に共通する規格へと改訂されることとなった。これに至る状況は以下であった。²¹

最初は昭和 15 年 7 月、飯碗、湯呑、番茶茶碗、井、皿、土瓶、急須の品種に限り先づ決定され、逐次他品種に及ぼす事となし、価格は京都、石川、佐賀、長崎、愛知、岐

阜の地区別とし、一品種を寸法別になし、上中並の3通りの等級を付し、其れに工業組合販売価格、産地卸売業者販売価格、卸業者販売価格、小売業者販売価格の4段となせり。而して同一品種、同一寸法のものにても、地区別価格に加ふるに、材質別（磁器、陶器）、手法別（白、染付其の他、上絵附）の価格が異なり、繁雑を極めるにおよび、昭和16年11月、地区別、材料別、手法別の制を廃し、全国製品を1級より15級の15段階に分ち、日本陶磁器工業組合連合会最高販売価格、卸売業者最高販売価格、小売業者最高販売価格の公定価格に改変されたものである。

7.4 等級区分の根拠

こうして陶磁器製品の公定価格が昭和16年11月に全国製品を包含する等級に改定²²されてからは県別の表記はされなくなり、個々の製品ごとに等級が細かく区分、格付されるようになった。ただし、格付にあたっては産地は大きく影響した。

製品の分類は、当時の公定価格表²³によれば「一 蓋無飯茶碗類」からはじまり、「四十四手附蓋附水呑類」までの和洋食器が掲載されている。等級は「和飲食器」を例にとると、「一級」から「十五級」となった。この15等級区分の根拠について、三井は以下のように回想している。²⁴

茶碗類の代表品種である飯茶碗の例を採ってみるに、その産地は、瀬戸、美濃、名古屋を始め有田、京都、九谷その他、全国各地に亘り、価格もこれ等産地別による格差と、工場間の品質差による価格差が相交錯して、多岐に分かれる。公定価格は、これ等を総て包含しながら、現実の適用が合理かつ簡素に行われるよう整理されたものでなければならぬ。当時の実態を調査するに、飯茶碗の一般市販品（特別に指定された工芸品、芸術品は除く）の価格の幅は、最低価格を基準として、最高価格はその約十五倍であることが解った。この開差の幅の中で、どのような段階別価格を設ければ、現実の取引実態に合うかを検討した結果、概ね十五階級の等級に分け、かつ一階級の開差率を約二十%程度に刻めばよいことが算定された。

例えば、岐阜の笠原の茶碗（蓋無三寸六分）の当時の市販価格（一個）八銭（最低）に対し、京都、九谷に高級品は一円二十銭（最高）で、この両者の間に、京都、九谷の中級、並級品、有田の上中並、瀬戸、美濃、名古屋の上中並の段階別価格と、更に特別な品質による価格差、例えば、ノリタケ（日本陶器）一級、瀬戸の特殊ブランドは三級と言った具合に、ランクをはめ込んで、一階梯の開差率を概ね二十%で整理すると、十五階級を持って、全国の茶碗を網羅せる価格別番付表が出来たのである。

上記のような研究段階を経て、茶碗以外の飲食器においても概ね 15 等級に区分されることとなった。当初の 3 階級分類は地方公定価格設定に際しての暫定的処置であり、同じ格付同一製品であっても、産地ごとに値段が異なるといった変則的なもので全般的に見た場合には不明瞭であったため、全国共通の公定価格設定にあたっては産地ごとの製品傾向の住み分けおよび主要製品の価格帯も考慮して細分化された経緯が読みとれる。

7.5 公定価格制度における日陶連の業務

先に触れたように、昭和 15 年 7 月の公定価格制導入の際には、流通上の価格の段階を「工業組合又ハ同連合会販売価格」「産地卸売業者販売価格」「卸業者販売価格」「小売業者販売価格」²⁵の 4 段階になっていたが、昭和 16 年 11 月に全国価格への改訂する際に「日本陶磁器工業組合連合会最高販売価格」「卸売業者最高販売価格」「小売業者最高販売価格」の 3 段階に改められた。日陶連販売価格が表示されていて生産者価格が明示されていないのは、三井によれば「㊦（マル公）はすべて、日陶連で共販を行う」という意味であるとしている。生産者の手取り価格は附則により 5%引と定められており²⁶、これは日陶連の手数料として「製品毎個に貼付する公定価格証紙の代金とか、日陶連が全国に配置せる検査員（この頃約三百人）が、工場の窯詰め、窯出しを一々検査し、焼上った製品を、製品の価格に応じ等級別の格付を行う費用、あるいは㊦（マル公）証紙（小売価格を表示してある）を貼付したものを、各産地の卸商業者へ共販する事務費用等」²⁷に充当された。

7.6 価格決定の経緯

また、本来景気の変動により価格の騰落の激しい陶磁器製品が、公定価格設定の際に、日中戦争勃発以降の軍需インフレも反映された経緯については、以下のようにある。²⁸

蓋無飯茶碗並品は昭和6年の最不況期には1個、1銭内外にまで下落し、生産者は以後、長らくの間赤字経営に悩んでいたが、昭和13年下期より景気が好転し、昭和14年9月（価格停止時）には3銭程度に騰貴した。それは昭和14年末の一般物価（東京卸売物価指数は当時、昭和6年ころの2.07倍であった）に比し、異常な昂騰ぶりであったが、更に昭和15年7月、愛知、岐阜製品の公定価格設定の際には4銭2厘に上げられた（但し並級品は公定価格公布当初はこの値段では売れず、10%乃至15%の値引を行っていた）。ついで昭和16年11月、中央の公定価格公布に際しては6銭2厘（12級）に改訂され、昭和18年末には格付操作で11銭3厘（9級）まで上昇した。

ここで着目すべき点は、「格付操作」の表現があるように、日陶連によって恣意的に価格操作が行われていたことと、統制経済下厳守されるべき公定価格が製品相場の実状に応じて値引き販売がされていたということで、必ずしも一元的経済統制が円滑に運営されていた訳ではない様子を物語っていると言えよう。また公定価格設定の設定は、一時的に小売業者の販売方法に混乱を招いたようである。²⁹

昭和12年より日陶連は、従来その大部分を所属組合に委ねていた製品検査権を手中に収め、直属の一元的検査機構を確立していた。公定価格設定に際しては、価格自体は中央（商工省告示）で定められるものであったが、その品質基準となる等級の査定（検査格付）は日陶連が格付査定機関として指定され実行されるようになった。これは「価格等統制令第七条ノ規格ニ依ル額ノ指定ニ関スル件」（史料六）に、公定価格導入の前提として製品等級が日陶連の定めによることと、更に「右決定ニ当リテハ同連合会ト打合せ相成り度シ」とあることから、商工省としても当初から見込んでいたことのようなものである。検査格付の詳細について

は次項で述べる。

8. 陶磁器製品の流通と戦時下の配給統制

8.1 陶磁器製品流通の問題点

以上にわたって陶磁器の生産者の立場からの解説を加えてきたが、ここでは主に生産された製品が卸売業者を経て消費者へ流通する視点から、戦時統制下の陶磁器産業についての検討を加えたい。

従来から産業構造的には全国的に陶磁器生産者の多くが「全国に於て使用職工数五人以下の極少経営の職工数は全国総数の半ば近く四三%を占め、三十人以下に於ては六四%に達し百人以上の経営は五〇に充たず全製造戸数の一%にもあたらない有様」³⁰という状況で、零細な家内工業により行われていた。同様に生産者から卸売商、小売商を経て消費者へと渡る流通経路も、中小事業者を中心に複雑に発達してきた。産地の生産者から製品を買い集める商人（産地卸又は元売商）は、全国に散在する陶磁器卸売商（消費地又は単に卸売商）を経て、小売商、消費者へと販売していた。無論これ以外にも直接生産者から消費者や消費地卸商へ流れることもあった。生産は小規模事業主が中心で、それに対する産地卸又は元売商の権力は絶大であったとはいえ、しばし買い叩きが行われ、この問題は陶磁器工業組合結成の一要因でもあった。日陶連が設立された経緯を、同連盟が発行したパンフレットにはこう描写している。³¹

世界恐慌の到来とともにさしも隆盛を誇った我陶磁器産業も凋落の道を辿り、生産過剰に次ぐ生産過剰は濫造濫売となり生産者は原価を無視して尚製品の消化に苦しむ結果となった。かくて自由競争の弊は業者を愈々窮地に陥れ收拾すべからざる状態に至らしめたのである。斯くの如き不況時にあっても尚生産者は商人に絶えず服従せしめられ其の損失を転嫁せしめられて居たのである。

8.2 公定価格制度下における流通の例

このような陶磁器の流通体制を念頭に、公定価格制度制の施行に伴う取引機構の変化を見てみたい。昭和15年7月以降、逐次公定価格品の設定がされたが、当初はあくまで取引価格の制限であった。

全国製品を包含する公定価格への改正前である昭和16年春に発行された美濃の陶器問屋の商報³²には、個々の商品は品名以下、「寸法」「品柄」「等級」（上、中、並）「工業組合」「産地卸」「地方卸」「小売値」と細分化されて表記されている。「公定品」（公定価格品）については以下の様に解説しており、「地方卸」の段階で既に小売価格の値札が張られて出荷されていたことが判明する。

公定品ノ価格ト小売値其他

一、陶器公定品ハ四段階ニナツテ居リマス。

第一段ハ日陶連工業組合デ、第二段ガ当店ノ売値デ産地部ノ価格デス。第三段目ガ地方卸ノ価格デ、第四段目ガ小売商ノ販売価格デス。

二、小売商ハ品物ニ最終価格ガ貼付シテ有リマスカラ、其ノ価格ニテ御販売クダサイ。

また同商報には「新体制陶器注文ノ仕方ト取引案内」として「注文書ニハ品名、上・中・並ノ等級、注文ノ俵数、産地卸価格ヲ詳細ニ御記載下サイ」とあり、内地向けへは「買主着駅迄御送品申上ゲマス」とあり送金により直接送付するとしている。この時点においては、従来の商取引の延長上において公定価格での流通体制が順当に運営されていたように思える。

8.3 共同販売制への移行

しかしながら、公定価格設定と同時に導入されなかったものの、やがて公定価格品については政府の指示により共同販売がなされることとなり、価格の制限だけでなく流通上の統制もなされるようになった。その意図は、公定価格設定前に商工省物価局次長から知事に宛てた通達（史料六）中の「可及的速ニ工業組合ノ共同販売ヲナサム様督励相成度シ」との

文言からも見ることができ、公定価格制導入の当初から工業組合における共同販売制への移行は目論まれていたようである。やがてそれが、卸売業者や小売業者も包含した全国的共同販売体制の確立へと発展してゆくのである。その時期は「概ね内地向け食器は昭和十六年二月より、輸出陶磁器は同五月より全面的な共販に移行」したとされている。³³ このため配給機構の整備統制により商品の偏在防止と円滑な配給および公定価格の遵守を図るべく、政府は昭和16年7月5日付商工省通牒として「内地向陶磁器配給統制要綱」(史料七)を発し、全国的な一貫的配給体制の確立を図った。

同通牒「第一条」には、統制される陶磁器の範囲として「配給統制ヲ行フベキ陶磁器ハ差当り中央ニ於テ公定価格ノ設定セラレタル陶磁器製飲食物容器トスルコト」と明示し、茶碗、皿、丼、土瓶、湯呑等の飲食物容器で中央において公定価格が定められたものを対象としていた。しかし条文中には「差当り」の文言があり、昭和17年5月には更に火鉢、日用雑品が追加され、昭和18年末の段階では「(1) 和用〔洋〕飲食物容器、(2) 火鉢、(3) 日用雑品」の3種が対象となっていた。³⁴

8.4 日本陶磁器商業組合連合会の結成

従来の陶磁器流通体制は、「産地卸商は所謂『日商連』と云われる連合会を結成し、消費地卸商は全国陶磁器配給組合連合会(全陶連)を結成し、その各々の指導、連絡、統制」³⁵にあたってきたが、同通牒により両団体が一丸となった日本陶磁器商業組合連合会(陶商連)を結成した。これら卸売業者団体を通じての共販は、以下のように実施されていた。³⁶

統制陶磁器は生産者の手をはなれ産地卸の段階で焼物別の元売組合、消費地卸の段階では地域的な卸組合、小売の段階では小売商業組合と流れるのであるが、これら総ての各段階は従来の如く個人取引を許さず総て団体取引を以て配給されるのである。日陶連はこれを関係の元売組合に共同販売するのであるが、この場合、元売商業組合は陶磁器計画生産に対応して行う日本陶磁器商業組合連合会(陶商連)の統制の下に右日陶連より共同仕入をなす訳で、之を需給協議会に於て定めた比率により陶商連に於て行

う販売統制に基き、全国を九ブロック別に設立せられている消費地卸商業組合に共同販売する。元売組合より共同購入した消費地卸組合は之を小売組合（六大都市のみ現在整備す）に共同販売する。（小売組合整備せざる地区に於ては生活必需品小売組合に流れる）消費地卸組合より共同購入した小売組合は之を小売商たる組合員に割当ててのであり、以上のようにして陶磁器は全国に万遍なく、正確に配給されるのである。

なお本史料中には「統制陶磁器」の用語が使用されており、戦中期において今日研究上称するこの用語の使用例が確認できることは非常に興味深い。

8.5 陶磁器製品の配給

陶磁器製品の配給は、陶商連が立案した品種別、組合別の販売計画に基づき日陶連へ発注を行い、これを元売組合から各産地卸売業組合に一括売り渡すという方式であった。そして製品は、消費地卸組合が共同購入し、これが小売組合を経て小業者へ渡る仕組みであった。当時の史料に掲載されたこの概念図を別に示す。（史料八）

この中に出てくる配給の用語について改めて指摘すれば、統制経済下における配給とは広義においてここで見るように物資を生産者から消費者へ流通させるための一切の作用を指している。戦線の拡大に伴い価格抑制策だけでは物資の円滑な流通は次第に困難となり、消費者への主要食糧・その他の必需食料品・日用生活用品の供給は、切符や通帳を用いた配給制や割当制等がとられるようになっていったが、陶磁器製品に関して述べれば、統制陶磁器が小売商から消費者へ渡るのは公定価格による販売であって、直接配給制や割当制は実施されなかった。

史料八 「陶磁器配給系統図」

このように公定価格制度は価格の制限ばかりでなく、取引機構の拘束へも発展していっ

たのである。三井はこの状況について、「業界共同の利益確保を目的とした本来の意味での共販が、時局の進展とともに、国家統制の手段に利用される方向に進み、従って、逆に業者の首をしめる内容に変質して行ったと言ってよい」³⁷と述べている。

8.6 共販制度導入当初の様相

形式上、製品の販売は日陶連を通じて行われるようになり、日陶連が全国の所属組合に配置した検査員が生産から販売までを監督するようになった。配給経路において日陶連は帳簿上のみの取引であり、現物は生産者より直接産地卸商組合へ流れるのである。共販制度が実施されようとする際の生産地の様子を、昭和15年の有田では以下の様に伝えており³⁸、その実施項目は本章冒頭で取りあげたように長年の商慣習として元売商が大きな権力を持っていたものから、大きく変貌を遂げている。

七月二十五日 有田焼の共販基礎案成る

佐賀県が全国に誇る有田焼は内部のごたごたと検査制度その他機構の不確立から近く実施される陶磁器の公定価格制から締め出しの形勢で業者の奮起如何はその浮沈を賭けるものとして注目されていたが、柏木経済部長の肝煎で五日県庁で有田陶磁器工業組合及び同卸商業組合代表者が評定の結果、愈々共販の協定に到達、ここに多年の懸案も解決に見えたが、その後工業組合内部に異義が生じたものの、十九日県当局の熱意により大体左記のとおり決定を見た。

- 一、有田陶磁器工業組合員が製造した製品は工業組合の検査を経た後有田陶磁器卸商業組合に引き渡すこと。
- 二、検査は工業組合の検査に従うこと。
- 三、荷渡し方法は製造工場又は倉庫で裸渡しとすること。
- 四、選別方法(値段格付)並品は一等品立切。二等品七割五分。上等品は一等品立切。
二等品大物六割五分。小物六割。
- 五、代金決済と保証金は現金とす。但し荷渡し後四十日以内の約束手形は認めること。

六、格付方法は工業組合並びに商業組合から各五名宛委員を選出決定。

七、取引価格は公定価格による。マーク入りは一割以内増しとす。

三井は当時の様相を、「品物が不足している時だから、商品の選択などしなくとも、入手した商品は右から左に売れてしまうし、非常時だから、新意匠の開発もなく、万事、売手の決める配給でよかった。だから、こんな共販も成り立つのである」³⁹としている。

8.7 企業整備の実施と日陶連への権限集中

製造の立場からの考察に戻るが、昭和16年10月に商工省より「陶磁器工業整備要綱」が示達された。いわゆる企業整備である。その趣旨として、「燃料の激減、輸出の途絶等に対処し、時局の要請に即応して資材及び労力の有効利用、経営の合理化を図るとともに製品の価格統制及び需給の調整に資するために陶磁器協業の整備を図る」旨を冒頭に掲げ⁴⁰、計画生産、企業の整理統合、業界団体機構（主に組合組織）の整備充実、共同販売制度の全面的拡充が基本方針として明示された。この通達を待つまでもなく、既に日陶連が実行しているものも含まれるが、趣旨の一段の徹底を期すために改めて発せられたものであり、一層強大な日陶連への権限集中となり、「日陶連は組合王国の観を呈した」⁴¹とまで言わしめる状況となった。また、従来製造業者とは別の枠組みであった卸小売業者が、好むと好まざるとに関わらず日陶連統制に参画しなければならなくなったのである。

9. おわりに

このように戦時統制が進むなか、一部の地方組合によって結成された日陶連は政府の指令を受けて統制を行うようになり、また加盟が促進され、日本の陶磁器生産において強大な権限を有するようになった。次章では、公定価格の導入と格付査定、共販制度の導入の具現として、この当時生産されていた陶磁器に標示されていた、いわゆる「統制番号」の性質について検討を行う。

第2章 いわゆる「統制番号」に関する検証

1. 「統制番号」とは

陶磁器産業が統制下に置かれていた一定の期間、陶磁器製品にはいわゆる「統制番号」なるものが標示されていた。それがどのような性質を有しているかについては、かつて自身の論述においても「昭和16年(1941)から21年頃の統制経済下に製造された陶磁器製品には、生産統制のしるしである原産地を示す記号と生産者別標示記号が組み合わされたいわゆる統制番号が標示されていた」¹とあいまいな表現を行っていた。一言で「統制経済」といっても、労力、資材、資金の各面において、段階的に多くの法令等を根拠に行われているものであり、具体的に「生産統制」のどの一面にかかわるものであるかを明らかにしてこなかった。本章ではそれがどのような性質のものであるかを明らかにし、この標示の過程をめぐる陶磁器産業の製造と流通体制の変化を考察する。

2. 統制番号を標示した根拠

2.1 統制番号標示の目的

第1章において、陶磁器の価格と流通への戦時統制について考察してきた。このように生産・流通体制が日陶連を頂点とした管理下に置かれるなか、そこで生産される製品には統制陶器として何らかの標識が必要とされ、ここに統制番号が登場、使用されたのである。これこそが統制番号標示の目的である。

統制番号が個々に標示された理由とは、結論から先に述べればその製品が公定価格品であることを示すためである。これは先に目次を示した「日本陶磁器工業組合連合会定款」(以下、「定款」。史料一)中に明記されている。**(史料九)** 該当する部分を抜粋して以下に挙げる。

第五章 事業及其ノ執行

第三節 検査及取締

第三款 公定価格品ノ格付及検査

第九十二条ノ十二 所属組合又ハ其ノ組合員ハ公定価格品毎個ニ本会ノ指定スル組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要ス但シ本会ノ承認ヲ得タルトキハ当該工場ノ商標又ハ裏印ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第九十二条ノ十三 公定価格ニ付テハ第八十六条ノ規定ニ拘ラズ別記様式ニ定ムル検査格付証票又ハ印章ヲ製品毎個ニ貼付若ハ押捺ス

第九十二条ノ十二では、これまで見てきた公定価格品の流通に際して、「本会ノ指定スル組合記号及工場番号」を標示することを定めている。これがいわゆる統制番号標示の大本となる根拠であると言えよう。また、九十二条ノ十三では、上記の条文で定めらる統制番号とは別に「検査格付証票又ハ印章」の貼付捺印を定めている。条文中あげられている八十六条は、スープ皿、軽質陶器、肉皿、ライス丼、電気製品への統制のため、「検査済ノ製品又ハ包装荷造ニ対シテハ別記様式ニ定ムル検査商票又ハ検査印章ヲ製品ハ包装荷造ノ外装ニ貼付又ハ押捺ス」と定めている条文である。

2.2 日陶連統制の前例

統制番号を解明する立場からこの二つの条文を抽出したが、これまでみた日陶連の活動からすれば、個々の製品に特定の標示を求めるという行為が特に戦時統制下に限られた特異な行動とは言い難い。そもそも日陶連の設立段階における、「(二) 生産分野を定めるもの」に対する保護政策としては、発明考案権に対する権利の付与ならびに商標裏印の使用登録の保護策がとられている。

一例として昭和 10 年 8 月から実施されたスープ皿共販事業においては、「本会ハ統制ヲ確保スル為」個々の製品に「統制証紙」の標示が求められていた（「定款」第四十六条）。この段階では統制の意味合いが戦時統制とは異なり、各業者のブランドを保護するという意味合いの側面が強い。「定款」よりスープ皿共販事業に関連する条文を抜粋する。（史料一〇）

「定款」のなかでは「証紙」とは称しているが、実質的には定められた数量の転写紙を日陶連から所属組合を通じ組合員に交付し、施釉前の各製品に対し転写することを求めている（転写とは、陶磁器への絵付技法の種類で、この場合銅板により印刷した転写紙を用いる転写印刷のことを指す）。

この目的について、三井はこう指摘している。²

素地側においては、割当なき業者の違反的進出を阻む手段として、素地品には必ず、日陶連の統制マークを下絵で裏印に使用することを定めた。即ち、日陶連で銅版の統制マークを下絵裏印に使用することを定めた。即ち、日陶連で銅版の統制マークを刷って、素地業者の割当保有数に必要数だけ交付し、統制マークの焼付けていない製品は違反者として出荷停止の措置をとった。それ故、素地メーカーも、交付を受けた統制マークの数を超えて、違反生産ができないのは勿論、市場に出た製品で統制マークの裏印がないものがあれば、違反品として、その出所を追求し取締ができる仕組みとした。

平時の陶磁器産地の一部業者による自主的統制と、戦時統制下における国家的統制の委託を受けた事業とを全く同列に扱うことはできず、細部においても実際標示する証紙そのものを交付しているのと、各自で標示させる等、細部では相違を生じているが、仕組みの基本形はスープ皿共販における統制様式と、公定価格品への「検査格付証票」「印章」の貼付、捺印は、先の事例を準用したに過ぎないとも言えよう。また三井の指摘にある目的が、統制番号標示においても同様のものであったと類推できる。

図 2-1・2-2：スープ皿統制証票の標示された製品（表面・裏面）

上絵付される前の素地。「定款」第四十六条にある「施釉前毎個ニ当該統制証紙ヲ転写シ」のとおり、この段階で釉薬下へ銅板転写で標示されている。

2.3 統制番号導入による成果

先の三井の指摘にあるように「市場に出た製品で統制マークの裏印がないものがあれば、違反品として、その出所を追求し取締ができる仕組み」が統制番号入り製品に適用されるとすれば、公定価格における取引の対象となるか否かが一目で判明するものであるといえる。中小製造業者が多数を占める陶磁器製造業者が、製造原料の統制を契機として全国的な統制化に置かれ、公定価格制度の導入をきっかけとしたこの製造責任を明確にするための方法が、結果として全国の製品の生産地と製造業者が判別できる陶磁器史上類を見ない画期的な仕組みを生み出したのである。

統制下に製造された陶磁器製品であっても、「定款」からは公定価格品の指定を受けていない製品であれば統制番号の標示義務はなかったとも読み取れるが、公定価格制度の整備により昭和17年5月以降火鉢や雑品など多くの製品が指定されるようになって、標示対象外製品は限られた存在になっていったと思われる。

筆者が引用したこの条文が掲載された「定款」は昭和15年段階の規定であり、この後の変更を確認できなかった。しかし昭和16年11月より全国製品を包含する公定価格へと改正されてからも製品への標示が継続されていることから、この条文はその後にも改正を加えられ機能していたと推察される。

また、「定款」の制定より時期が遡るとと思われる史料にも、同様の条文が確認できる。昭和15年7月に商工省物価局次長から知事に宛てた通達（史料六）中「六、製品ハ製造業者（工業組合ヲ含む）記号ヲ刻印シ又ハ本焼スルコト」とあり、公定価格設定前に製品への標示が求められている。ただし、これが商工省の指示により統制番号標示の義務を課せられたかの根拠となりうるかといえ、先に見たようにこの通達中の等級に関する項目で日陶連の「定ムル所ニ依ル」「打合セ相成」との表現を用いていることから、個々の公定価格設定と同様に、商工省独自の発案によるものではなく日陶連の価格指定に対する原案を追認し、それに依拠した形で通達を発したと筆者は判断するものである。

3. 各生産地における生産者への統制番号の付与

3.1 各組合での事例

1) 瀬戸陶磁器工業組合における統制番号導入

前項で見た規定に基づき、組合から各生産者へどのように統制番号が付与され、示達されたかについて見てみたい。

日陶連が「定款」で定めた「公定価格品ノ格付及検査」に関する規定が、実際に製品を産出する地方組合において受け止められた事例を紹介する。

愛知県の瀬戸陶磁器工業組合が昭和15年8月に定めた「価格等統制令ニヨル価格並料金決定品種共同販売及共同受註事業規則」中に見られる。**(史料一一)**同規則第八条には「組合員価格決定品種ヲ生産セントスルトキハ其ノ素地(施釉前)ニ本組合所定ノ原産地標示記号及工場番号ヲ捺印又ハ刻印為シタル上焼成スベシ」(同文中「価格決定品種」とは第二条で「公定価格並協定値段決定品」のことを称すとされた呼称である)とあり、日陶連「定款」第九十二条ノ十二の規定を元に所属組合員に統制番号の標示を求めている。

このように、日陶連の規定が何らかの形で工業組合に示達され、それを元に規定が作成されたことから、当然ながら他組合においても同様の事例が存在していたはずである。

2) 岐阜県陶磁器工業組合連合会における割り当て

岐阜県陶磁器工業組合連合会は、傘下の7組合を網羅した「生産者別標示記号」リストを作成したが、登載者について桃井は「陶磁器工業組合の構成者は、製陶業・製土業・製型業・匣鉢業の各業者によって構成されていたが、生産者別標示記号は製陶者のみに付している」と指摘している。番号は7組合ごとに割り当てられ、「各組合名簿末尾の登録番号に氏名のないものは空番である」³から、あらかじめ傘下組合ごとにおおよその番号を割り当て、実際には各組合により個々に付与されたことがうかがえる。番号付与について沼崎は「組合内部において「西南部」では、製陶工場の所在する地域ごとに、「土岐津」・「妻木」・「瑞浪」では、組員の「氏名」の五十音順に、「駄知」・「恵那」では同一姓にまとめて番号を付けている」との見解を示しており、各組合によって付与の方法が異なっている様子がうかがえる。

また「途中 4・42・402 と 1174～1179 番（計 9 人分）が欠番となっている」ともしている。

4

3) 有田陶磁器工業組合における統制番号決定

有田陶磁器工業組合における統制番号決定に関しては、以下のような聞き取りが残されており⁵、くじ引きで各自の工場に振り分けられる番号を決定したとのことである。

有田でも工業組合に窯元が集められ、くじ引きによって番号が決められたそうです。1 番を引いたのは江上栄吾さん。当時稗古場で主に花瓶を焼いていて、1 番という数字を父栄吾さんが大変喜んでいたということを息子の江上正勝さん（赤坂）が記憶されていました。

4) 藤津陶磁器工業組合より組合員への示達

実際にどのように工業組合から各製造業者へ番号が決定した旨を示達したかについては、これまでの調査の中で唯一発見した原史料を紹介する。佐賀県藤津陶磁器工業組合に所属する富永重平に宛て、昭和 15 年 8 月 24 日に組合から発せられた文書（史料一二）が残されている。

本組合原産地表〔ママ〕示記号（工業組合記号）並に製造業者標示記号は八月十九日総会の決議に基づき日本陶磁器工業組合連合会の諒解を得左記の如く決定仕り候間公定価格品に施釉前毎個に捺印又は刻印したるものを焼成相成度此段及御通知申候

尚其他の製品に就ても近く公定価格制定を見る可き由に付公定価格品同様原産地標示記号及製造業者標示記号毎個に捺印又は刻印にて表〔ママ〕示さるゝが必要に存せざる候間此段申添ふ候

追而 製造業者記号番号も八月十九日総会の決議により貴殿に決定せる番号に付御左様□□□□〔御承知□〕成度候

図 2-3・2-4：藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書（史料一一） ab

富永和弘蔵

本文中、「公定価格品に施釉前毎個に捺印又は刻印したるものを焼成」とあり、日陶連「定款」第九十二条ノ十二の規定を元に所属組合員に統制番号の標示を求めていることが分かる。また、ここでは「総会の決議により貴殿に決定せる番号」とあることから、組合からの一方的な通知であるとも解釈できる。なお、本文中「表示」と「標示」の字句が混用されているが、岐陶工連の例から「標示」を正字と解釈した。

5) 藤津陶磁器工業組合における統制番号決定に関する聞き取り調査

藤津陶磁器工業組合における統制番号決定においては、別に興味深い聞き取りを得た。決定時の同組合理事長杉光貞雄⁶の子息からの筆者の聞き取り調査によれば、藤津郡塩田町の「陶磁器製造卸商 ■（-にス）杉光貞雄」に割り振られた統制番号「肥 27」は、杉光が使用していた電話番号「塩田 27 番」に由来するとのことであった。⁷

図 2-5：杉光貞雄が使用していた封筒

「電話 塩田二七番」と印刷されている。

図 2-6：統制番号「肥 27」

杉光が製造した茶碗底に標示されているもの。

一方、示達の事例として紹介した富永重平の営む源六焼については、格別の配慮があった可能性も指摘しておく。源六焼は、明治 21 年富永源六によって開窯され、独自の研究により絵付を施した上に透明の釉薬をかける釉下彩や、墨はじき技法を用いる等、伝統や流行を積極的に取り入れながら独自の磁器を生み出した。国内外の博覧会で賞を獲得するなどして名声を上げ、有田焼が中心だった当時の肥前窯業の中で有力窯元へと急成長を遂げた。

藤津陶磁器工業組合が統制の範囲とする地域内における窯元のなかでも、特に高い品質の製品を産出する有力な地位にあったといえ、組合内ナンバーワンである「肥1」があえて源六焼に割り振られたとも考えられる。比較的小規模な組合であれば工場番号が組合幹部等によって恣意的に決められた場合もありえた、という事例として紹介する。

4. 標示の名称についての考察

4.1 生産地および番号についての表記の相違

日陶連「定款」によれば「組合記号」と「工場番号」と表現されており、生産地についての表記と番号についての表記のふたつの組み合わせが、いわゆる統制番号の正式名称であると断言できる。ただし、現存する史料中には、同意義ながら字句に違いが見られる。それらについて比較検討を加えたい。以下に一覧表として整理した。

表2-1：生産地および番号についての表記

「定款」が制定され各組合に何らかの通達のような形で伝達される過程で、表中で見えるような各組合の規定や通達文中の表記上で、大意では共通するが細かい表現上で相違が生じている。これが伝播の過程での単純ミスなのか、あえて意味付けを持つものかの判断材料を持たないが、生産の現場においては名称自体にさほどの重要性を持つものでなかったとの証左とも感じられる。

またこれまでの研究上、岐阜県陶磁器工業組合連合会のリスト表紙に記載された「生産者別標示記号」が統制番号の正式名称と思われてきたが、先に指摘したとおり生産地についての表記と番号についての表記のふたつの組み合わせにより成り立っているため、この場合生産地についての表記を示す部分の名称が記されていないことを指摘しておく。

4.2 番号付与に関する各産地と日陶連の関係

産地ごとの「組合記号」や個々の所属業者の「工場番号」指定に関して考察すると、「定款」第九十二条ノ十二には、「本会ノ指定スル組合記号及工場番号」とあるが、中央団体である日陶連が決定し「指定スル」行為を行ったとは現実問題としては考えづらい。藤津陶磁器工業組合富永重平宛て文書中に見られる「総会の決議に基づき日本陶磁器工業組合連合会の諒解を得左記の如く決定」の表現からも、藤津のみならず各組合内で決定された「工場番号」を日陶連が報告を受け、それを承認したとみるべきであろう。このような状況から見て、岐阜県陶磁器工業組合連合会がまとめた「生産者別標示記号」リストは、傘下業者の決定済み状況を日陶連へ報告するためのものとして作成された可能性も考えられる。

4.3 「組合記号」に関する考察

また、「組合記号」については、ほとんどの組合が組合名の漢字又はカタカナの頭文字一字を使用している（岐阜県陶磁器工業組合連合会：「岐」、瀬戸陶磁器工業組合：「瀬」「セ」、有田陶磁器工業組合：「有」、等）。

「組合記号」に関する例外の一つとしては、藤津陶磁器工業組合が使用した、頭文字の「藤」ではなく肥前から「肥」の文字を使用している例があげられる。同工業組合の統制地区は「佐賀県藤津郡、杵島郡（住吉村ヲ除ク）唐津市、東松浦郡、小城郡、佐賀市、佐賀郡、神崎郡、三養基郡」ではあるが、近世以降の陶磁器史上において肥前といえは有田、唐津、三川内、波佐見等を産出する広範囲の地域を指し、同組合の統制地区に収まるものではなかった。この記号を制定した当時、近隣組合の反応は如何ばかりであったかが気になる。肥前の名称に関して更に述べれば、後の昭和18年3月に有田、有田錦付、藤津の佐賀県下三組合が合併した際には、肥前陶磁器工業組合と命名されている。

5. 統制番号と商標、裏印の併記

5.1 商標、裏印による統制番号の代替

公定価格品であることを製品に標示するには、統制番号によらない方法も存在した。「定

款」第九十二条ノ十二には「但シ本会ノ承認ヲ得タルトキハ当該工場ノ商標又ハ裏印ヲ以ッテ之ニ代フルコトヲ得」と定められており、また「統制規定」に附された、公定価格品への格付の詳細を定めた「公定価格品格付規定」(史料一三) 第六条にも「定款第九十二条ノ十二但書ニ依ル商標又ハ裏印ヲ使用セントストキハ予メ其ノ商標又ハ裏印ヲ本会ニ届出デ登録ヲ受クベシ」とあり、条文中にはメーカーで従来使用してきたブランドをそのまま使用する道も残されていた。筆者の実見した範囲ではあるが、当時の大メーカーである日本陶器、名古屋製陶所(以上名古屋)、東洋陶器(小倉)、香蘭社、深川製磁(以上有田)でこの時期に製造されたと思われる製品に統制番号が標示された例は確認できず、これらメーカーでは日陶連の承認を得て従来の商標・裏印をもって統制番号に代えていたと思われる。これは当初から統制番号が割り当てられていないのではなく、あくまで本来は統制番号、それに代えて商標又は裏印を使用という建前であった。

5.2 日本陶器株式会社の事例

ノリタケブランドを冠する日本陶器に割り当てられた統制番号については、昭和18年発行の『日本代用品工業総覧』⁸という史料にその痕跡を見ることができる。同書は戦時下に生産された代用品を工業分野別に解説した書籍であるが、特に「陶磁器」として一項を設けている。その冒頭で日陶連の組織、事業概要を説明し、「日陶連指定代用品製造業者登録名簿」なるリストが掲載されている。⁹ このリストには「登録番号」「生産地並生産者番号」「登録者氏名」と分類されており、前項で一覧比較したとおり「生産地並生産者番号」が統制番号を指していると思われる。日本陶器株式会社の「生産地並生産者番号」は「N1」となっており、同社にも統制番号が割り当てられた形跡がある。

なお同リストには「N1」日本陶器株式会社その他、「N16」日本特殊窯業株式会社、「N8」瀬栄合資会社等、名古屋市内の会社が列記されており、「N」が名古屋の統制番号として使用されていたことが示唆される。名古屋における統制番号は地名の頭文字から取った「名」が知られているが、「N」との相違は判然としない。

このリスト「日陶連指定代用品製造業者登録名簿」には、現在唯一、統制番号と製造業者を一致させることのできる岐阜県陶磁器工業組合連合会以外の地域の製造業者も含まれており、非常に史料的価値が高い。(史料一四)

図 2-7・2-8・2-9：ディナー・プレート（表面、裏印、格付証票）

日本陶器株式会社のボーン・チャイナ製品である。軟質磁器の一種であるボーン・チャイナは、同社において昭和 7 年から研究を開始し、昭和 10 年より本格的に製造を開始した。戦争の深刻化とともに一般陶磁器の生産は停止されたが、ボーン・チャイナのみは技術保存工場として生産が続けられた。¹⁰

図 2-9 のプレートに貼付された格付証票は「一級」表示となっており、公定価格が 3 段階制から等級制に移行した昭和 16 年 11 月以降に販売された製品であることが確認できる。これは、後出の 7 項で紹介する『陶磁器公定価格格付基準』中の「洋食器格付基準」によれば、「一級」は「日陶、名陶、東陶ノ磁器製ノモノ 四級乃至九級」に「上絵附ノモノニ付テハ素地ニ対シ一級乃至三級上ゲトス」に該当する当時の最高等級であった。価格は「3 円 50 銭」と印刷されているが、これも同時期の公定価格表¹¹中「円形洋皿類」を参照すると、「二四七耗以上」（現品は 265 mm）、「一級」の「小売業者販売価格 三五〇・〇（銭）」と合致し、当時の適切な公定価格が標示されていると確認できる。

格付証票によりこの製品が、公定価格設定後に販売されたものであることが判明しているにも関わらず、「NIPPON TOKIKAISHA」商標のみで統制番号は標示されていない。これは、同時期の日本陶器製品には他にも複数の商標が確認されることから、同社では申請による統制番号に代わり従来から使用していた商標・裏印をもって標示を行っていた一例であると推察される。

5.3 各組合での事例

1) 源六焼における商標裏印の使用手続き

本章 3 項で取りあげた藤津陶磁器工業組合から富永重平宛て文書中には、「尚以上の二様記号の外製造業者「マーク」表〔ママ〕示は差支ゑ無」とあり、生産者に統制番号決定を通知した際に、当初から統制番号と従来使用してきた商標との併記が可能であるとの表現を用いている。更にはこの文書が発せられた昭和 15 年 8 月以降、「定款」第九十二条ノ十二にある日陶連の承認を得て、源六焼で従来使用してきた商標（裏印）を統制番号に代えて使用するための手続きが取られた一連の史料も残されている。

富永に統制番号が通知されてからちょうど 4 ヶ月後の 12 月 24 日、組合より「公定価格品原産地表示記号ニ代フルニ口〔雑カ〕号等取扱ニ関スル件通牒」(史料一五)が発せられ、「貴工場『マーク』」を申請すれば 工場記号「転写不要となる事になります」として、希望するならば同封の「申請用紙」に記入して返送するように求めている。この後と思われるが、書式変更により再申請を求められている(史料一六)この「申請用紙」と思われるのが、「商標裏印出願申請書」(史料一七)および「商標裏印認可申請書」(史料一八)の文書である。「商標裏印認可申請書」中には、先に繰り返し引用しているものと同様に「実物商標裏印(但定款第九十二条ノ十二但書ニ依モノ)と明記されており、この文書による手続きが統制番号に代わるものであることを明確に示している。

図 2-10：「商標裏印出願申請書」(史料一七)

富永和弘 蔵

図 2-11：「商標裏印認可申請書」(史料一八)

富永和弘 蔵

このふたつの文書の相違が、先の史料に見た書式変更によるものかは判然としないが、両文書から読み取れるのは届出昭和 15 年 12 月 28 日、日陶連の受付、登録手数料納入昭和 16 年 1 月 15 日、使用権料入金 7 月 4 日を経て、「右記商標裏印ノ使用権ヲ認許ス」とされたのが 7 月 20 日である。これら一連の手続きは、「定款」で定められた商標裏印の使用登

録の保護策における手続きが準用されていることも指摘しておく。¹² 従来ブランド保護の意味合いを持ったこの仕組みが公定価格品への標示に対しても用いられたことは、スープ皿共販事業における統制証紙の仕組みが統制番号標示に準用されたのと同様、戦前からの日陶連の統制事業の経験が戦時統制経済において機能を発揮したものと言えよう。

富永への通知に関しては、別に藤津陶磁器工業組合から発せられた「商標裏印認可通知書」(史料一九)なる文書も現存している。同書類は日陶連による「認許ス」とした日付よりも約2ヶ月早い昭和16年5月となっている。これは、やはり「定款」中、商標裏印の使用登録の際には権利付与が確定した時に前納すると定められており¹³、使用権料入金日である7月4日以前に確定していたことを裏付けている。

図2-12：富永が使用した裏印

富永が使用していた商標である、「ト」を3つ合わせたものと「源六製」とが組み合わせられたもの。また、「紀元二千六百年」とも記されていることから、昭和15年に製造された製品であることが分かる。これには統制番号は標示されていないが、藤津陶磁器工業組合からの通知にあるようにこの裏印と統制番号「肥1」を組み合わせられた製品も確認されている。¹⁴

2) 波佐見陶磁器工業組合における解釈

一方で、産地によっては当初から「商標又ハ裏印」で代わることができるばかりでなく、統制番号と商標(裏印)の併記さえも不可と解釈されたと思われるところも存在する。波佐見で製陶業に従事していた福重はこう語っている。¹⁵

この販売統制〔筆者註・日陶連共販〕にあたり特筆すべきことは、永年の伝統ある自社ブランドのマークを止めて、予め決められた各自の番号を裏印に捺印することを義務づけられた事であった。

例えば、「幸山」を止めて、無味乾燥な「波11」の捺印には耐え難い思いがあった。

流石に戦時中ではあっても、全国の反対があり 1 年位経って以前から使用した高台の裏印を登録使用することで決着がついた。

上記にある「1 年位経ってから」は、富永が商標裏印の使用権が認可された昭和 16 年 7 月の時期とほぼ一致しており、申請手続きに要した期間としては整合性が取れている。「全国の反対があり」とあるのは、一方的な取り決めに対して規定の変更があったことをうかがわせるが、その経緯は判然としない。

3) 瀬戸陶磁器工業組合における規則

瀬戸における事例では、統制番号に代わる商標、裏印の標示が後になって明記されていることが確認される。先に示した瀬戸陶磁器工業組合が昭和 15 年 8 月「価格等統制令ニヨル価格並料金決定品種共同販売及共同受註事業規則」第八条には、商標、裏印に関する記述が見られないが、これより約 8 ヶ月後に定められた「共同販売事業要項」(史料二〇)「第五」には「公定価格品種ヲ生産セントスルトキハ、其ノ素地(施釉前)ニ本組合所定ノ組合記号及工場番号、又ハ日本陶磁器工業組合連合会ノ登録ヲ受ケタル工場名ニ代ル可キ商標、又ハ裏印ヲ捺印又ハ刻印為シタル上焼成スベシ」とあり、前規則では触れられていなかった工場名に代わるべき商標、裏印について言及している。更には日陶連登録についても明記されており、肥前における富永重平の一連の手続きを裏付けるものである。

この波佐見と瀬戸におけるふたつの史料比較からも、登録に要する日陶連内部での体制の整備の遅れが、生産者への手続きへ影響した可能性も考えられる。

6. 製品への統制番号の標示方法

6.1 標示方法の分類

各製品への統制番号の標示は「組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要ス」(「定款」第九十二条ノ十二)とあり、「本焼」又は「刻印」で行うものとしている。

本焼は素焼、施釉後の焼成のことを指すので、スープ皿統制での標示の「施釉前」（四十六条）とは製造工程上同一の指定をしていると解釈できる。このように初期の製造工程で加えるべきものであるとされている理由としては、改変・消去等が困難であることが考えられる。

今日に残る伝世品に見られる統制番号の標示の仕方には多くの方法が確認できる。これらを大まかに分類すると以下の3つに分けられる。¹⁶

- ・絵付印 絵付けの方法を応用したゴム版・銅版等で行われるもので、素焼・下絵付の段階で捺されるものと、上絵付の段階でのものとがある。使用される釉薬は 呉須（青・黒）、鉄釉薬、クロム（緑）、赤絵、等がある。まれに手書きもある。
- ・陽刻印 石膏型を用いての鋳込、または機械ろくろでの成形の際にあらかじめ番号の型を刻んでおく方法。イッチンの手法を用いて手描きしたものもある。
- ・隠刻印 素地が半乾きの段階で柘植印等を用いて捺される。石膏型を用いての鋳込、または機械ろくろでの成形の際に予め番号の型を刻んでおく方法もある。まれにヘラで手刻みしたものもある。
- ・ラベル 製品の公定価格表やラベルに印刷されたものを貼付する。

6.2 規定によらない標示方法

「本焼ニ於テ捺印又ハ刻印」は字句どおりに解釈するならば素焼・下絵付の段階で捺されるものであり、上絵付は含まれないはずである。しかし、伝世品にはしばしば上絵付で標示されている例が確認される。施釉前、施釉後においても実際には製造工程のどの段階で番号が標示されたかは一定しておらず、前項で見たように必ずしも個々の製造業者において規定が徹底していたとは言い難い。

中には異なるふたつの統制番号が標示されている事例もある。例えば、下絵付と上絵付で異なる統制番号が標示されている場合は、素地の製造と上絵付が別々の工場で行われそれぞれで標示されたということである。このことから洋食器等は、美濃や瀬戸で素地を製造し、名古屋で完成加工を行ったということが判明する。他にも統制番号産地と他産地名入りの

器物も確認できる。例えば、美濃地区で生産された徳利¹⁷には、「岐 818」と「九谷」銘が併記して標示されており、下石町で製造された素地を九谷に出荷して絵付を行ったと推察される。

6.3 標示された部位と書体の種類

「定款」上に位置は特に指定されていないが、伝世品から確認される標示の場所は、ほとんどが器物の高台内や底部分に見られる。「定款」第九十二条ノ十二中に「裏印」の表現があることから、これに準ずるものとして器物裏面への標示が前提となっていたと見られる。

「組合記号」と「工場番号」の標示書体、配置について述べれば、「岐」、「瀬」等多くの番号を有する産地の場合、様々な字体や意匠が見られる。これに対し「有」「肥」等は大きさに種類はあるものの、ほぼ同様の書体で標示されており、統制番号を標示するようになった際に、組合から書体の指導があったか、あるいは印判を作成する業者が限られていたか、等の理由が考えられる。また、「組合記号」と「工場番号」は縦に配置、「工場番号」は算用数字使用が一般的であるが、例外を挙げれば、横に配列、漢数字使用、「組合記号」をカタカナに、両方を丸囲み、などの事例が見られる。またごく少数ながら表面の器物文様中に標示、従来使用してきたと思われる商標裏印意匠に取り入れて標示している例も確認される。

6.4 標示に使用した道具類

陶磁器製品の製造工程中における統制番号標示の具体的作業に関しては、残念ながら生産に携わった当事者からの証言等は得ることができなかった。ただし、全国の陶磁器産地の中で統制番号標示に実際に使用された生産用具を 3 例見出すことができたので以下に紹介する。

1) 瀬戸陶磁器工業組合の事例

図 2-13・2-14：柘植印「瀬 270」

瀬戸陶磁器工業組合の統制番号を「刻印」にて標示するための道具。製品の素地が生乾きの際に、捺印をするためのもので、印字面は中央が盛り上がった形状で、彫りは通常の印鑑より深く掘られており、紙に捺す印章と比較して、陶磁器素地への使用を考慮したと思われる造りとなっている。全長は 5.6 mm で、「瀬 270」の印面は 24×17 mm である。瀬戸市内の製造業者から瀬戸蔵ミュージアムが寄贈を受けたものであり、旧所有者は瀬戸市宮里町で衛生陶器、タイル等を製造していた加藤治右衛門だが、使用状況等の詳細は不明とのことであった。¹⁸

なお、「組合記号」と「工場番号」を外枠で囲っているが、このような標示方法は瀬戸をはじめ品野等の一部の生産者にのみ見られる特徴である。瀬戸蔵ミュージアム蔵

2) 有田陶磁器工業組合の事例

図 2-15・2-16：ゴム印「有 21」

有田陶磁器工業組合の統制番号を「捺印」にて標示するための道具。柘植と思われる木製の基部の先端に、ゴム製の印を接着している。本来の商標、裏印銘を標示するためのゴム印と同様の造りといえる。呉須等を用いて素地に押印するが、「有」統制番号入り伝世品には、下絵付の段階で捺印されている場合のみならず、明らかに上絵付の段階で捺されているものも確認されるが、この用具はどちらの場合でも使用可能である。全長は 60 mm で、「有 21」の印面は 9×6 mm である。¹⁹ 有田町内、外尾山の藤巻製陶所から有田町歴史民俗資料館に寄贈されたもので、同時に、このゴム印を用いて「有 21」を捺印絵付されたと思われる製品（小鉢三点）も寄贈された。²⁰ 有田町歴史民俗資料館蔵

3) 岐阜県陶磁器工業組合連合会の事例

図 2-17・2-18 : 石膏型「岐 78」

岐阜県陶磁器工業組合連合会傘下の統制番号を鑄込法の製造過程で標示するための道具。鑄込法は陶磁器素地の成型法のひとつで、石膏型の吸水性を利用し、水分の多い泥漿で成型する方法。複雑な形状も型さえできれば、比較的容易に成型することが可能である。流込法とも称する。

焼石膏で作られており、二分割の割型となっている。製品に正字の陰刻で標示されるよう、「岐 78」が逆文字で盛り上がっている。製品部分の全長は 170 mm だが、乾燥、焼成を経ると若干縮小するので、完成品はやや小ぶりとなった。「岐 78」部分は 13×5 mm である。岐陶工連リストによれば「岐 78」は笠原町（現・多治見市）の水野富平に割り当てられた統制番号である。水野の営む榊文製陶所は、昭和 13 年の商工省主催代用品工業振興展覧会に金属代用品「洋食用具」を出品しているが、この統制番号入り石膏型からはその後も同種の製品を製造していたことが判明する。瑞浪市陶磁資料館蔵

7. 検査格付

7.1 検査格付とは

公定価格の設定に伴い、その品質基準となる等級の検査格付が日陶連に委任されていたことは既に第 2 章で述べた。この検査格付は、陶磁器に限らず多種多様の製品に対する物価統制の裏付けとして用いられた仕組みで、価格査定とも称した。価格査定とは「統制価格の形成に当って、その前提として考えられた条件—品質、規格—に適合したものであることを保証する手段」²¹であり、査定と同義語で、格付、認定との語句も用いられた。

7.2 格付の根拠基準

陶磁器製品の格付に際して用いられた根拠となるべき基準として、昭和 17 年 8 月に日陶連から発行された『陶磁器公定価格格付基準』なる冊子がある。表紙に「部外秘」と明示され「主原料」「成形法」「燃料」そして産地や絵付法にも言及している。時期的に和食器が 15

等級の公定価格に区分された後のものであるが、陶磁器製品の生産地や製造技法により、当時どのような住み分けがされていたかを示す上で興味深いので一部を紹介する。

冒頭に「商工省告示第千六百十七号（昭和十六年十一月十七日） 陶磁器製飲食物容器品目一覧表」（史料二一）を掲げ、44 の分類の下に更に詳細な例を示している。これら製品の格付基準を「和飲食器」「洋飲食器」等の分類で順次掲載している。なお、この商工省告示は、公定価格が昭和 16 年 11 月に全国製品を包含する等級に改定された際のものである。

格付がどのような基準によるものかの一例として「和飲食器格付基準」（史料二二）を示す。この改訂に際して地方別「上」「中」「並」から 15 等級区分に改訂されたことは既に述べたが、「等級」「主原料」「成型法」「燃料」「摘要」と分類している。一例として「一級」を見てみると、それぞれ「天草級」「手造上」「松薪又ハ瓦斯」「京都産磁器上染錦（手描）」「ボンチャイナ」となっており、当時最上級とされた陶磁器の姿が明らかになっている。多くの日常飲食器を産出していた愛知、岐阜産品について見ると、「九」級以下に列記されており、この 2 県産品であれば自動的に中位以下となる仕組みとなっている。

三井は正式書名を挙げていないが、おそらくこの冊子のことを指してこのように述べている。²²

一般には公開されなかったが、価格査定委員の虎の巻ともなって利用された。また、この番付価格表と等級別の各地の生産実績（証書の交付数から容易に算出）を積算し、別に判明している消費地向出荷実績と対照することによって、茶碗の全国マーケティングを見事に把握出来たのである。

今日的な視点から述べれば、陶磁器製品に限らず公定価格制度化に設定された商品の規格が明文化されて残されているということは、生産地や材料、製造手法の分類によって、当時の各製品の全体像と個々の位置づけが明確に示されていることでもあり、三井の指摘は正鵠を射たものといえる。

7.3 波佐見陶磁器工業組合における運用

陶磁器公定価格品への検査格付は、日陶連の「公定価格品格付規定」によれば、等級格付は日陶連本部に設置した中央格付委員会が全国の代表的な標準見本に基づいて等級の格付標準品を決定し、各地の組合に備え付けるという方法がとられた。生産地における実際の手続きと検査の運用については、波佐見の福重が以下のように述べている。²³ 規定の具体的な運用例として非常に興味深い。

日陶連は肥前地区に支部を置き、有田工業組合の一部に事務所を開設した。

単位組合にはその出張所を置き、主任の外三、四名の検査員が常駐した。

日陶連の共販制度に乗せる為、先ず窯焼がとらねばならない所定の手続きについて列記すれば、以下の通りであった。

- 一、注文を受けてから日陶連の生産許可を受ける。
- 二、焼き上げた製品の見本二個を定日の格付委員会の査定に出品する。
- 三、焼き上げ品は選別をして品目別に一定の場所に並べておき、数量の表示をする。
- 四、格付決定後、その製品の等級数量を記入の上、㊤(マル公)証紙の交付申請をする。
- 五、検査員は工場に来て、申請書により現物を検査の上、㊤(マル公)の証紙を交付する。
- 六、交付を受けた証紙を一枚宛製品に貼付して、検査員の確認を受け、相手商人に出荷する。

格付委員は各組合とも七八名が選挙で選任され、委員会は理事長が議長となって査定を行った。勿論検査員も同席して、その運営に参加し、学識経験者として指導所からも一名同席した。

月二回位で定日を設けて行われたが、格付による等級査定は委員の投票で行われた。上、中、並の三段階に区分し、何れに属するかは専門家である為に公平に行われた。蓋ナン飯碗の上が生産者価格で四八、八銭であった。㊤(マル公)の価格は四段階となっており、日陶連(生産者価格)、産地卸、消費地卸、小売となっていた。共販が始まっ

た頃は特に申請件数も多く、会場は小学校（現中央小）の講堂の広間か玄関上の部屋を借用した。

（中略）

当時工業組合は指導所を間借りしており、日陶連検査員事務所も隣室を借用していた。

その後、格付委員会は間もなく先に結成された、肥陶連の事業として有田工業組合の階上で開催されることとなった。

やはり定日は月二回であったが、格付委員も肥前地区の組合から出ることになり、出品点数も多くなったので著しく増員された。

前述の文中に出てくる日陶連の「事務所」「出張所」は、検査所のことを指していると思われる。また、格付による等級査定を「上、中、並」としていることから、昭和15～16年頃と推察されるが、月2回の査定の実施、等級査定は委員の投票による決定、共販開始当初の対象製品の多さ等、非常に示唆に富んだ史料である。

7.4 日陶連検査所の設置

共販制度の全面的拡充に伴い、各地の工業組合すべてにではないが多数の日陶連検査所が設けられ、「これら地区の要所要所に配置せる日陶連の支所は五十三か所、これに配属せしめた専属職員（検査員）は三百名」²⁴といった大機構となっていた。そこでは、日陶連の職員である検査員が検査業務にあたっていた。検査員は決定された格付に基づき製品の現物を検査し、格付証票を交付した。

別の史料には検査所として24ヶ所の地名があげられており²⁵、これを以下に示す。後で引用する山口県の聞き取り調査の事例では、検査所に出張所を設けたことが述べられており、三井の示す「五十三か所」はそれらを包含した数字であると思われる。

瀬戸市大字瀬戸、名古屋市東区矢田町、愛知県東春日井郡品野町、四日市市川原町、愛

知県知多郡常滑町、岐阜県土岐郡笠原町瀧呂、岐阜県土岐郡土岐津町、岐阜県土岐郡妻木町、岐阜県土岐郡駄知町、岐阜県土岐郡瑞浪町、岐阜県土岐郡下石町、岐阜県多治見市、岐阜県恵那郡陶町、金沢市青草町三五、小倉市鳥町六三商工会議所内、大阪市西区阿波座中通一、京都市東山区五條通東大路東入ル、佐賀県藤津郡塩田町、佐賀県西松浦郡有田町、愛媛県伊予郡砥部町、長崎県東彼杵郡波佐見町、福島県大沼郡本郷町、愛知県碧海郡高浜町、山口県厚狭町小野田町

7.5 伝世品に残る格付の様子

今日残る製品より、検査格付の様相が伝わる資料を紹介する。

図 2-19・2-20：白素地洋食器揃

瑞浪市陶磁資料館蔵

岐阜県恵那郡猿爪村（現・瑞浪市）の山五製陶所で生産された、絵付を施す前の状態の洋食器。貼付されたラベルには「㊤（マル公）」枠内に「等級」「単価」「品種 寸法」「生産者」と印刷されており、それぞれに鉛筆書きで「9」「1 円 19 銭」「11 3/4 円形洋皿」「■（山に五）」と記入されている。これは「定款」第九十二条ノ四から七にある、各組合に置かれた地方格付委員会における製品格付の際に使用されたと帳票と推察される。欄外に「エナ」とあるのは、山五製陶所が所属した、恵那陶磁器工業組合を指していると思われる。

7.6 市中在庫品への格付

話は前後するが、昭和 16 年 7 月 5 日の「内地向陶磁器配給統制要綱」を受けて「内地向陶磁器の生産配給全面にわたって計画性を付与するため、8 月 1 日から懸案の計画生産を断行し、生産の能率向上をはかるとともに配給機構の整備を側面から促進」²⁶するために協議会が開かれ、7 月 28 日「陶磁器配給協議会ニ於ケル協議会決定事項」が定められた。このなかに「公定価格品ノ改訂価格ハ近ク告示セラレルヤノ趣ナルモ今回改訂ノ価格ハ従来ノ

方法トハ大ナル相違アル由ニ付之ヲ遷延スルコトハ市場在庫品ノ格付ヲ二様ニスルノ結果トナルニ付之ヲ八月末日限り完了スルコト」とあり、全国製品を包含する等級への改訂するにあたり既に旧制度で格付された製品が相当数市中へ出回っており、これらを新たな基準で約1ヶ月という短期間で査定し直すことが決定された。

同決定事項の別紙として「陶磁器市販品格付規定」(史料二三)が定められた。日陶連の検査格付は生産地に置かれた検査所で行われるため、消費地の販売業者の持つ手持品の格付は、日陶連から陶磁器配給協議会²⁷へ委嘱して行われた。この規定では、しかるべき格付を行ったのち検査格付証票を交付し製品に貼付させ、集計して日陶連へ報告するとしている。そして、「前記市販品の格付は九谷焼から早速実行すること」²⁸となった。産地における製品格付と同様に格付委員が選出されて行われ、検査格付証票の公布を受け製品に貼付するという仕組みとなっている。

図 2-21・2-22・2-23 : 組皿

5枚の組皿であるが、1点ずつに日陶連格付証票が貼付されており、ゴム印で「119」(1円19銭)と捺印されており、そのうち1枚に「㊤ 公定価格品 ¥5・95」ラベルがあり、三越百貨店で販売の際に改めて5枚組での価格を表示している。裏印(刻印)は「京 松雲」とあり京都府産と推察されることから、15年10月以降に公定価格品の指定を受けた製品である。また、格付証票の「㊤」標示の3等級時期の物であり、一方、器物本体に統制番号は標示されていないことから、公定価格導入初期に市中在庫品に対して格付が行われ商標が貼付されたと思われる。

7.7 検査員による査定検査の事例

更に、個々の生産の場において、日陶連が配置した検査員による査定検査の一端を示す聞き取り調査も存在しており、以下に紹介する。

1) 瀬戸陶磁器工業組合瀬戸検査所の事例

瀬戸陶磁器工業組合瀬戸検査所に日陶連検査員として昭和16年から18年の間勤務した山本公郎は「検査員が行う検査は、第一に、製陶工場ごとに、生産品種の制限や生産数量(割り当て)が、規定された通りに施工されているかどうか確認を行うという」とし、更に具体的な検査員の役割についてこう語っている。²⁹

検査員は、生産された陶磁器の品質検査や、製品が格付(等級)に合致するかどうかを検査し、「公定価格格付証票」の貼り付けの有無も確認するという。検査員は陶磁器が日陶連によって「共同販売」されるため、出荷の検査も同時に行った。とりわけ、価格統制違反(ヤミ売り)は取り締まりの対象とされ、統制破りに摘発は積極的に行われており、検査員は経済警察的な職能も有していたという。

2) 山口県炔器工業組合の事例

また、山口には当時山口県炔器工業組合に入り、瓶の検査手として勤務していた武田定良からの聞き取り調査として以下のようにある。³⁰ 武田は昭和9年山口県炔器工業組合に入り瓶の検査手となったが、その後、日陶連検査員へと「雇い換え」されたとしている。

昭和18年、統制時代に検査手の江本 茂氏(防府市右田へ養子)と私の二人は組合事務所から、名古屋市東区布池町、日本陶磁器工業連合会への雇い替えのため、退職辞令を受けた。

防府市天神町に事務所を借りて、三田尻出張所の看板を掲げた。

日本陶磁器工業連合会〔略して日陶連〕の山口検査所は、元、旦西の今井藤衛氏の家の一階を借りて事務所にしてしたが、日の出町出た。初代は後藤所長、次に水野所長であったが、後に三田尻に出張所を創って後藤、水野氏は名古屋へ帰った。

仕事の内容は、三田尻、末田、佐野などの皿山で焼かれる七輪、焙烙(ほうろく)、手焙烙等、横流ししないよう取り締まって歩いていた。

その頃、岸 伸〔信〕 介商工大臣から「検査を受けざるものは半額以下の価格とする」とお触れが出たことがある。

日陶連から切手ぐらいの大きさの証紙が来ており、製品の数ほど窯元に渡した。窯元はその証紙を製品に貼って市販していた。

小野田から早朝の通勤は大変であった。よって途中から防府の佐野に借家した。姫井伊介氏に頼まれて、山口県の陶磁器の査定委員になり、山口市のどこかの平地窯であったが、茶器、土瓶などを検査したことがある。

検査員として「横流ししないよう取り締まって歩いて」いた事、証紙を「製品の数ほど窯元に渡した」いた事等があげられ、具体的な業務が示されている。

また、同じ山口の検査所に勤務していた末富忠治別は、以下のように述べており³¹、更に具体的な製品の現物検査の様子が見て取れる。

私は、昭和 19 年 10 月、24 才頃から日本陶磁器工業連合会、山口検査所に勤めた。事務所は、恵比寿旅館の隣り、駄阿氏の庭を借りて建っていた。

ここは政府の直轄ではないが、名古屋に本社があり、そこから給料を送ってきていた。所長は水野三千年、職員は、児玉龍一、多記大二、末富タカ子、服部各氏と私で、業務の内容は、県内の陶磁器の製品の検査が主であった。硫酸瓶の検査はしなかった。萩焼では、三輪休雪、坂、吉賀、岡田、兼田、福永、中村、野坂、田原、坂倉、坂田、新庄、大和正一、大和春信、大和吉孝各人などの窯元及び、太平産業、佐野、徳佐（ここは津和野の酒店の窯があった）、小月〔日ノ丸コンロ、軽鬆土（けいそうど）コンロ〕等の窯元を回った。

前日に窯元から電話があり、翌日行くと窯の前に製品が並べてあり、それを見て「特、一級、二級」に振り分け、証紙を渡すのが仕事であった。

これによれば、複数の格付委員による投票などの手続きを踏まず一人の検査員の目視により格付決定がなされ、しかもその場で証紙（格付証票）を渡していた様子が描写されている。規定は規定として、その仕組みは末端まで徹底していなかった様相がうかがわれる。

3) 検査員による統制番号の認識

更に、先に紹介した瀬戸検査所検査員だった山本からの聞き取りによれば、検査の際の証紙だけでなく「裏印番号」にも言及している。³²

陶磁器製品の検査にあたっては、陶磁器に付けられた「裏印番号」はほとんど問題にしていなかったという。つまり、製品の窯出しの際、陶磁器に「裏印番号」が付いているかどうか、一品ごとに確認した訳ではないという。むしろ、偶然に裏印が付けられていない陶磁器があれば、これを指摘する程度のものであったという。

この中で「裏印番号」としているものが、公定価格品としての証である統制番号とみて間違いないであろう。個々の製品に標示されていた統制番号がこのように検査員による格付検査の際のその機能についてふれた事例として、この聞き取りは筆者の知る限り唯一採取されたものである。

4) 産地出荷の際の状態

先に引用した美濃の陶器問屋の商報（第1章註31）にも「二、小売商ハ品物ニ最終価格ガ貼付シテ有リマスカラ、其ノ価格ニテ御販売クダサイ」とあり、陶磁器産地から出荷される段階で個々の製品に検査格付証票が貼付されて、販売に制限が加えられていた様子が見て取れる。言及はないが、当然その製品には統制番号も標示されていたはずである。

5) 格付制度運用の例外的事例

共販制度下においては、統制番号と検査格付商標とはワンセットとして厳密に運用されているべきはずであるが、実際の取引の場においては「ヤミ」や規定外の行為が日常的に行われていたという証言もある。波佐見の事例を紹介する。³³

日陶連の統制下における共販は、実施以来型通りにやることが定則であったが、窯焼

にとってこの不自由には耐えても、その煩雑さに内心音を上げていた。然し規則は守らねばならないし、窮すれば通ずとでもいうか、検査員の目を盗んで脱法的な方法が出て来た事は、誠に止むを得ない事であった。検査員制度はこの共販の運営によって成り立っており、本部支部を通じ、出先は規則通りの実行を義務づけられていたが、実際は中々型通りに行くことは困難で、それは当然であったと言っても良い。

検査員も色々で、堅物で融通のきかない検査員には困ることが多かった。特に前記した共販制度六番の項目〔筆者注・註 23 の引用参照〕は、忽ちにして実行不可能となった。

家具の様に一個の製品が大型であればまだしも、そのやり方は昼間窯上げの品を選別してから、数量の確認をして揚テボに入れ、工場内の目立たない所に保管して置き、夜の九時過ぎから荷作り（ミダレ荷）にかかった。終わって夜中の十二時から一時頃までに、馬車か牛車の運搬で出発した。当時波佐見の製品は九〇パーセント位が有田方面行きであったが、真夜中の運搬で、それこそ文字通りヤミ行為であった。

（中略）

然し終戦まで、この制度は曲がりなりにも継続した。組合は日陶連の統制に協力する立場上、検査業務の円滑な遂行と証紙の購入、取り扱いについては、日陶連の検査部からいつも警告を受けたが、計画通りの実施は困難であった。

何百何千という個数に一枚宛貼ることは、普通の時でさえ多くの手間がかかるのに、その時代応召、徴用で極度に人手の不足した時、到底不可能で、始めは一ロットに付十パーセント位を代表で貼ったが、後では商社で貼って貰う様にして、運搬人に持たせてやった。この程度ならば検査員も見逃した様であった。運搬の途上で臨検を受けても、持参の証紙を見せれば、仕方なく通した様であった。

検査事業の財源は、証紙を業者に有料で交付することにより成り立っているので、無証紙による出荷は、最も厳しい取り締まりの対照〔象〕になった事は当然であった。然し面倒な事を嫌うのは人情であり、万一無証紙取り引き（所謂ヤミ行為）が見つければ、検査員事務所に呼び出しを受け、脂をしぼられることになった。その上規則によって始

末書を書かされ、度が重なれば罰則が科せられる為に、業者自身も巧妙なヤミ行為に進むのであった。

この証言の中で特に注意を引いたのは、製品のすべてに「証紙」を貼ることは到底不可能で、後には商社で貼ってもらうようにした、とのくだりである。「公定価格品格付規定」第四条には「現品ヲ点検格付ヲ為シ之ヲ所定ノ検査格付証票又ハ印章ヲ貼付又ハ押捺ス」と規定上は検査を受けた段階で製品 1 点ずつに貼付、押捺されるものが現実の生産の間ではこのような運用もされていたとする証言には、制度運用の難しさを改めて実感する。また、検査員の強大な権限にも触れられており、先の瀬戸における山本の証言を裏付けている。

7.8 伝世品にみる格付証票

伝世品の中には格付証票が貼付されている製品を見ることができるが、そのなかからいくつか特徴的なものを紹介する。

図 2-24・2-25：小皿「岐 315」

日陶連検査格付証票と陶商連の⊗（マル公）ラベルの 2 枚が貼付されている。格付証票は産地から出荷される段階で貼付されているべきものであるが、製品の小売価格（最終販売価格）の値札が流通のどの段階で貼付されたかは判然としない。格付証票の色は「定款」第九十二条ノ十三別記にあるとおり、「並」製品の「黒地ニ白地」となっており、価格は後から記入する様式になっている。先に紹介したディナープレート（図 2-7・2-8・2-9）は、全国等級への改訂後（昭和 16 年 11 月以降）の格付証票であるが、この際に等級に関わりなく黒色に統一されたようである。また、円形から四角のマークへ様式が変わり、価格も予め印刷されたものになっており、格付証票の様式が「定款」上で改訂がなされたと推察される。

図 2-26・2-27：香炉「セ 598」「守山陶園」

昭和 17 年に実施された金属類特別回収の際、全国の寺院から花立、蠟燭立、香炉、仏飯器といった仏具が回収され、その代用品として交換された製品。「セ」(瀬)の統制番号から、瀬戸で製造されたものと分かる。陶磁器製品に貼付された㊥(マル許)証票として、筆者が唯一確認したものである。昭和 17 年に陶磁器製仏具への公定価格が指定されたが³⁴、この製品は市販されたものではなく各寺院の供出品と無料で交換されたものであるため、流通の特殊性により例外的に行政官庁の許可を得た許可価格が適用され、公定価格の範疇外であったと思われる。

7.9 格付に関わる文書史料の検討

1) 砥部町梅野製陶所の伝票

また、このような一連の手続きに際して、生産の現場において用いられた書類を断片的ながら以下に紹介する。これら 3 枚の伝票は砥部焼産地として知られる愛媛県伊予郡砥部町の梅野製陶所に残されていた文書中から見出したものである。同製陶所は梅山窯の商号を持ち、企業合同後は梅野製陶有限会社となったことが伝票中より確認できる。なお、「製品は全国的に販路をもち、その製陶所は砥部焼の代表的なものとして知られる」³⁵とされている。

図 2-28：「検査格付証票請求書」

公定価格品個々に貼付する証票を請求するための伝票。未記入であるが「検査所」から「検査部」へ宛てた様式となっていることから、同町に置かれていた日陶連検査所から本部に対して請求する仕組みであったことがうかがえる。これは先例のスープ皿共販事業の際に三井氏が「日陶連で銅版の統制マークを刷って、素地業者の割当保有数に必要数だけ交付」と指摘していることと同様の方式がとられたことを意味している。なお、同伝票は「上」「中」「並」「不合」の区分となっていることから、格付による等級査定が全国公定価格へ改正さ

れる 16 年 11 月以前のものであると思われる。また、「大」「小」の区分からは、日陶連の「定款」中の様式には明記されていないが、おそらく貼付対象の器物の大きさによって証票に 2 種類のサイズが存在していたことが推察される。梅野精陶所蔵

図 2-29 : 「検査格付請求書」

複写伝票として用いられたもので、1 枚目が「検査格付請求書」、2 枚目が「検査格付報告書」となっており、日付は「昭和 19 年 12 月 5 日」となっている。1 枚目は、「公定価格品格付規定」(史料一二) 第三条にある「格付請求書」であると思われる。請求書では製造業者が伝票に記載された製品(磁器、蓋付井)の検査格付を「伊予検査所」に対して求め、報告書では「伊予共販所」へ内容を報告する様式となっており、複写伝票として一体化している。このことは、公定価格品として検査格付を受けた製品が共販体制と直結していたことを示しており興味深い。梅野精陶所蔵

図 2-30 : 「統制品種検査成績集計報告書」

未記入(裏紙として使用)だが、「検査所」から日陶連に対して、一定期間の検査結果を報告するための伝票であることが分かる。「合格」は「総数量」の内訳として「一等品」から「三等品」と区分されており、これが昭和 16 年 11 月以前の公定価格品区分「上」から「並」の読み換えなのか、別種類の製品に対するものかは判然としない。梅野精陶所蔵

2) 山口陶磁器工業統制組合の集計表

山口県の事例においては、日本陶磁器工業組合連合会が作成した「耐酸瓶焼成々績調」、および山口陶磁器工業統制組合が作成した「耐酸瓶検査数量」なる書類が残されている。³⁶ これらの書類は、昭和 18 年 10 月から半期ごとに縦列に 35 の製造業者の人名、横列に項目として「上」「中」「並」「以下」「合格」「加工」「ペケ」「計」を記したものである。「上」「中」「並」は、検査格付の結果を示していると思われる。組合か検査所が発したという違いはあ

るが、本質的には先に紹介した「統制品検査成績集計報告書」と同様の性質を持っていると言える。本題と外れるが、先に山口県における工業組合未加盟業者の活動を不明としたが（第1章4項）、上記史料に記された35業者は、日陶連加盟時の山口県組合の小野田町内22の製陶所以外は県内他地域である。また、武田への聞き取り（註30の引用）には「県内の陶磁器の製品の検査」として萩焼生産者へも検査へ行った、との記述がある。加盟が増えた時期は、おそらく第1章8.8項で触れた「陶磁器工業整備要綱」により工業組合未加入業者の加入が促進されたことから、昭和18年頃であると推察される。³⁷ 新加盟業者においても、検査員により検査を受けるべき公定価格品の生産活動を行っていた様子がうかがえる。

7.10 格付品生産実績集計の意義

先に三井は、当時の「茶碗の全国マーケティング」は、「等級別の各地の生産実績（証書の交付数から容易に算出）を積算」と「消費地向出荷実績と対照」することによって日陶連によって把握できると指摘しているが、たしかに「検査格付証票請求書」のみからでも生産実績も把握可能であろうが、これら残された書類等からも複数の手段をもって全国の陶磁器生産状況の集計体制が整えられていたことが推察できる。格付証書の交付数のみならず、公定価格品の生産状況把握を図る上で各地の格付品生産実績の日陶連への報告体制は整備されていたと見るべきであろう。ひいては、多くの陶磁器製品が公定価格の指定を受けている状況下においては、公定価格品＝統制番号の標示された製品の製造状況が当時の陶磁器産業の様相を示していたと言っても過言ではない。

7.11 価格査定機関としての日陶連

なお、これまで日陶連による陶磁器への格付検査（査定）について見たが、同様の全国規模の業界団体たる日用品査定機関は、昭和17年当時、日陶連を含め17団体あり³⁸、国家が統制経済運用の手段である価格査定の裏付けとして、当初は当事者たる業界団体の自治的運用から開始され、やがて機構が整備されていった様子が見て取れる。

日陶連は戦前からの統制を引き継ぎ、国家統制の枠組みの中で輸入資材の原料統制に端を発し、公定価格設定に伴う共販事業の実施、これに伴う計画生産の立案実行に至るまで、陶磁器の製造から流通に関する仕組みを発展させていった。これほど強大な権限を有するようになったとはいえ、ここまではまだ民間団体による自治統制の段階であり、時代は更なる国策遂行の協力機構たることを求めてきた。

8. 戦争末期の様相

8.1 企業整備の断行

昭和16年10月に商工省より「陶磁器工業整備要綱」が示達され、その中の施策として企業の整理統合、すなわち企業整備が断行されたことは、陶磁器工業界の根幹を揺るがす出来事であった。設備の中核となる焼成窯の能力、生産額に一定の基準を設け、基準以下の業者は転廃業するか、数社が合同体となるようにされたのである。「整備要綱は、各品種毎に整備目標及び基準を定めていたが、大づかみに言って、一合同基準を年産二十万円以上（企業合同形態は原則として株式会社又は有限会社とした）の単位整備するにあつた。その結果、日陶連の調査では企業整備前（昭和十七年一月）約八千五百を数えた陶磁器工業者が、整備後（昭和十九年三月）には二千三百に激減し（整備率二七%）、一応陶磁器工業における家内工業及び小工業は業界より姿を没した」³⁹という、従来の築き上げられてきた産業構造を一変させる凄まじいものであつた。美濃においては「企業整備の要綱が指示せられると、組合ごとに計画を立てたが、長い間営んできた仕事でもあるし、利害関係をとまなうことであるので、机上の計画通りにはゆかず、幾多の曲折を経て、だんだん固つていった。企業整備はすこぶる難事業である」⁴⁰という状況であつたが、昭和17年後半に実行へと移されていった。

8.2 「陶磁器工業整備要綱」が各工業組合に及ぼした影響

1) 一県一組合への統合

「陶磁器工業整備要綱」は個々の事業体だけでなく、各地に置かれた陶磁器工業組合にも及んだ。各県内に複数組合が存在する場合、一旦各組合は解散し県単位として一業種一組合に統合せよという方針が示された。⁴¹ 各地の企業合同に関する史料に比して、組合合併の様相については不明である点も多い。事例紹介として、この時期の組合統合については佐賀県と長崎県の事例を紹介する。

2) 佐賀県における事例

佐賀県においては、県内の有田陶磁器工業組合、佐賀県陶磁器錦附工業組合、藤津陶磁器工業組合の3組合が合併し、肥前陶磁器工業組合が発足。昭和18年3月15日に結成式典が開かれた。⁴²

3) 長崎県における事例

長崎県においては、県内の波佐見工業組合、長崎県陶磁器容器工業組合、折尾瀬陶磁器工業組合3工業組合が合併し、長崎県陶磁器工組合が発足。昭和17年12月17日に設立総会が開かれた。⁴³ 長崎県陶磁器工組合には第1回の事業報告書が残されている。**(史料二四)** それによれば「二、事業ノ状況」冒頭に「イ 製品ノ検査ハ日陶連ノ検査員ヲシテ厳重ニ之ヲ執行ス」とあり、これまで見てきたように産地によって統制の運営に差異があると思われるなか、7.75)項で見たような厳格な検査業務が行われていた波佐見を含む地域ならではの厳しさが感じ取れる。その一方で、統制の抜け道を探ろうとする業者間の攻防があったのも前述のとおりである。また、「損益計算書」による利益は、「交付金」がそのほとんどを占めており、共同販売制度実施下の一環的配給体制においては単なる「売上」ではないことが象徴的である。また損失の項目には日陶連への「検査手数料」が計上されている等、この時期の組合活動としての様相をよく伝える史料である。全国的にも、この時期の組合事業報告書は他例を見ない。

昭和18年の日陶連所属組合数は、51組合であった。⁴⁴

8.3 全国陶磁器統制組合への改組

このように企業整備の結果、各府県単位の工業組合に統括され、中央において日陶連が総統括を行っている状況であったが、第2章5.4.5)項で触れたように各府県工業組合は必ずしもすべての生産業者を包括しているわけではなかった。商工省は後述の「商工組合法」の施行に伴い、生産業者の確固たる陶製機構を設けるとともに陶磁器製品の配給を簡素で強力な統制機関へと整備するため昭和18年10月30日に以下のような方針を示した。⁴⁵

今回の整備方針は製品生産の陶石校としては府県単位の谷津統制組合を結成せしめるとともに配給機構としては統制会社令に基く日本工業用陶磁器配給統制会社および日本生活用陶磁器配給統制会社を設立せしめ二本柱とし生産および配給の量統制期間を全国的に全国陶磁器統制組合により統制せしめることとなり、来年一月末までに整備を完了する予定である。

そして日陶連は、昭和19年4月20日全国陶磁器統制組合（全陶統）として改組、発足した。これは長らく業界の基本法であった「工業組合法」が廃止され、新たに「商工組合法」（昭和18年3月16日公布）が定められたことによるもので、これまでは監督官庁の指導監督はあったものの、業界から選出された役員によって運営された自主的組合であったのに対し、新組合に業者理事は認められず、業者の発言権は消滅したのである。各地の工業組合もこれに呼応して施設組合に移行し、その上に各府県単位の統制組合を設立、全陶統の傘下に入った。先の「陶磁器工業整備要綱」による一県一組合の寿命は、意外に短命であったと言えよう。

旧組合は業者の自治的擁護組織で、任意加入であったが、新統制会は強制加入であった。

⁴⁶ 同時に配給部門も全陶統の発足と日を同じくして、生活陶磁は日本陶磁器商業組合連合会（全商連）と新興陶磁器および硬質陶器の両配給統制株式会社を吸収合併し、日本生活用品陶磁器配給統制株式会社が発足した。工業用陶磁器は、土木建築陶器配給統制株式会社が

日本電磁器共販株式会社を吸収合併して日本工業陶磁器配給統制株式会社を設立し、それぞれ一手買取、販売機関として全陶統へ加入した。全陶統は、一挙に全国の地区別組合とふたつの統制会社を傘下に置いて、全国の生産から配給までを統御するようになり、「物資、物価の統制から計画生産、そしてその共販から配給機構へと、時代の流れにつれて生産業界の機構は遂にここまで発展してきた」⁴⁷のである。

8.4 自治統制の終焉

1) 製品規格化の強行

このように組織や事業者の統廃合が急速に推し進み、業界は長らくの自治統制に終止符を打ち、国家的な要望による生産の増強を中心とする統制へ移った。「生産増強を必要としたのは軍需に関連をもつ工業用品はもちろん、生活用品においても民生安定上、放置できなくなった」ためであるという。また「生産能率向上のため製品の規格化を強行し、一方政府の指示により、工業用陶磁器及び軍用の特殊陶器の生産増強を督励するとともに、当時民生上、最も需給の逼迫していたコンロ、鍋、釜、飲食器の増産に乗り出した」⁴⁸といった状況であったが、燃料確保の困難、本土空襲の開始等により実現は困難であった。

2) 等級規格の簡略化

製品規格の簡略化については昭和 19 年 10 月に実行された。⁴⁹ これまで「価格統制令」に基づき生活用陶磁器の最高販売価格を指定した 7 つの商工省告示を廃止し、対象となる製品を整理統合した。分類は「一、飲食器」「二、厨房用器及調理用器」「三、家具什器」「四、神仏器」の 4 種となり、これまで公定価格の設定があった「規格五百余种は一挙に四十余种に圧縮され、同時に高級品を始めとして、花瓶、置物、灰皿等はもとより、茶碗、湯呑の蓋、暫次台頭しつつあった金属類の代用品等数百種にわたる不用品の製造禁止」⁵⁰に至ったのである。更に格付等級についても、昭和 16 年 11 月の全国公定価格制実施の際に例示した「蓋無飯茶碗類」を例に比較してみると、かつて 15 等級であったものが 5 級の区分と大幅

に圧縮、見直されており、平時の実情に即して定められた等級規格の運用がままならなくなっていた戦争末期の姿が浮き彫りとなっている。

3) 統制番号へ与えた影響

一旦工業組合から各製造業者へ付与された統制番号が、母体である所属組合が合併したり企業整備が実行される等の業界の流れの中、どのような変遷をたどったかの可能性について検証したい。企業整備により転廃業した場合にはそれ以降転廃業者の番号は使用されなかったことになるが、複数の業者が合同した場合は、どの業者の番号を使用したのか筆者は確たる結論を持たない。

4) 伝世品による検討

また、県内組合の統合により組合名が変更されたことにより「組合記号」が変化した可能性について、伝世品の事例に基づき検証する。

図 2-31・2-32：防衛食器「有 115」

防衛食は大日本防空食料株式会社によって考案された缶詰代用容器である。瀬戸、美濃、有田、波佐見において製造されており、製造時期は昭和 18 年以降である。⁵¹ これは佐賀県藤津郡塩田町の杉光貞雄が社長を務めた塩田製陶有限会社⁵²で製造されたとされる伝世品である。杉光が肥前陶磁器工業組合の組合長であったことは前述した。

同地での製品に「有」標示がされ、昭和 14 年 10 月末段階の有田陶磁器工業組合の組合員数 111（史料四より）よりも大きな数字が用いられている。これは昭和 18 年 3 月発足の肥前陶磁器工業組合が有田の組合記号「有」を踏襲して、工場番号を再度県内の有田、佐賀県陶磁器錦附、藤津の元 3 組合傘下業者に割り当て直し、合併前に杉光が用いていた「肥 27」に代わり「有 115」標示がされるようになった可能性が考えられる。

図 2-33・2-34：防衛食器「長 53」

筆者の実見した限りでは、「長」の組合記号を用いた製品として現在確認されている唯一の伝世品である。防衛食器は「有陶〔筆者註・有田陶磁器株式会社〕の松本哲夫を盟主とする窯元七～八人のグループは、磁器製手榴弾と防衛食器を手がけた。このグループに『山慶』『今田』が参加していたので、波佐見ではこの二窯でつくられた」⁵³とあるように、波佐見でも製造されていたことが確認されている。可能性としては、昭和 17 年 12 月発足の長崎県陶磁器工組合が新たに長崎の頭文字「長」を組合記号とし、工場番号を再度 3 組合に割り当て直し、波佐見地区の製造業者が使用したとも考えられる。

これらの事例からは直接の結論として断定はできないが、昭和 15 年以降各地の陶磁器工業組合で割り当てられた統制番号は、昭和 17 年から開始された企業整備、一県一組合合併、昭和 19 年の統制組合移行を契機として、当初定められた統制番号（組合記号、工場番号）から別のものへと変化をたどったであろう事を指摘しておく。

8.5 生産計画外製品の製造

また、戦争後半期には日陶連、全陶統が打ち立てた生産計画の枠外の製品発注も行われるようになった。生産計画外製品（計外）と呼ばれ、軍需品製造用品、軍や軍需工場の食器、陶磁器製兵器等があった。これらは公定価格品の共販体制の枠外である製品だが、これらにも統制番号が標示されている事例が確認できる。一例として、軍から直接発注が行われた陶磁器製兵器の例を示す。陶磁器製兵器としては、地雷（制式名「三式地雷薬匣」）と手榴弾が存在し、両製品共に滋賀県甲賀郡信楽町（現・甲賀市）での製造が確認されている。いずれの伝世品にも、側面や底面に信楽陶器工業組合の組合記号である「信」標示がされ、多くの工場番号が散見される。陸軍で昭和 19 年 4 月に調整された「三式地雷仕様書」には「第十二条 本器ノ外面底部ニハ供給者ノ標識ヲ施スベシ」と「供給者ノ標識」を入れるように定められているが⁵⁴、本質的に統制番号と異なるものであり、この標識を行うにあたって流

用されたものと推察される。

なお、計外品である地雷製造の詳細については第3章で考察する。

9. 終戦後の価格統制の変遷

9.1 格付査定機関の変遷

ここで、終戦前後の陶磁器製品に対する価格統制と検査格付の変遷状況を見てみたい。日陶連が昭和19年1月に全陶統へと組織替えとなっても、格付査定機関としての機能は引き継がれた。一方、日用品の都道府県告示の日用品類の公定および協定価格の裏付けとして価格査定機関に指定された業界団体は乱立状態を呈し、東京の事例では昭和17年末には123団体に達する状況であった。そのなかには「資金難、資材難等から、その機能を発揮し得ないものや、甚だしいものに至っては、警視庁や都庁で調査してもその所在が不明なもので、その査定証紙を貼付した商品は市場に残っているというような、怪しげな査定機関もできてきた」⁵⁵といった状況であった。このような弊害を廃するため、昭和18年3月に東京都価格査定委員会を設立し、これに全国的価格の査定機関以外のものの全部の整理統合を行った。査定機関乱立の様相については全国的に同様な状態であり、昭和19年8月に全国一元的整備が図られ、価格査定機関は中央生活用品価格査定委員会および都道府県生活用品価格査定委員会の二本建となり、従来統制団体の査定業務を停止し、また査定のみを実施してきた団体は解散することになり⁵⁶、同年10月より業務が開始された。この段階で、全陶統が属した全国的査定機関の団体協議会は中央生活用品価格査定委員会に吸収され、陶磁器製品への査定は同委員会によって行われる形式へと変わった。しかし戦局の逼迫は進み、商品生産、流通の停滞から査定申請の減少、委員会の空襲罹災等で十分に機能を発しないまま終戦を迎えたのである。

9.2 終戦直後の混乱

昭和20年8月15日に終戦を迎え、陶磁器産業においても大きな転換を迎えることとな

った。この当時の陶磁器業界の様子を、三井は「終戦直後の数ヶ月の経済は全く混沌の中に経過し、闇行為は公然化し、インフレは野放図に昂進した。戦時々代の経済統制に関する諸法規は、形式上残っていたものの、実際には廃止されたも同然で、一方新時代に即応する法令は未だ定められないと言った、一種の真空時代であった」⁵⁷と述べ、他の製造業種と同様に混乱状態であったことがうかがえる。

陶磁器生産地の空襲罹災については、名古屋、四日市地域を除けばほとんど被害を受けていない状況であったが、全般的に見て企業整備によりかなりの業者が転廃業を余儀なくされていた。また、生産拡充資材や計外品、兵器といった製品生産にあっていた業者は、終戦により発注を失うこととなった。しかしながら、全国的には極度の物資不足下にあり、それまで生産していた製品の在庫や、手持資材で新たに生産する飲食器、電熱盤や生活用品は、粗悪な製品であっても作れば飛ぶように売れる時代であり、「終戦直後から昭和二十一、二年ころまでは、陶磁器界は内需の台頭で好況を迎え」⁵⁸といった濫造傾向を呈した。

また、この時期には戦時中に企業合同した製造業者の多くは解体し、各自で製陶を再開するようになった。一県一組合とされた各地の陶磁器統制組合も解散し、従来の組織に準じた任意団体としての工業会が設立された。

しかし、このような活況もそう長くは続かなかった。後述する 21 年 5 月の新公定価格の設定、物品税取締強化後は、これら低級品に対する需要も飽和状態に達し、一方で燃料、電力不足、資金難等の不安要素も抱えていた。

9.3 終戦後の陶磁器製品への価格統制

終戦後の極度の経済混迷は、物価統制にも混乱を来した。政府はこのような事態に対処すべく、昭和 21 年 3 月に従前の「価格等統制令」を廃し、新法令である「物価統制令」を公布した。終戦後の生活用陶磁器に対する価格統制は、旧法を根拠に昭和 21 年 2 月に発せられ、⁵⁹販売価格は小売業者最高販売価格の名称により一品一個の最終販売価格のみが告示されたが、戦後の物価上昇に対応するために臨時的な措置であった。他の諸物資を包含しての

告示であるが、陶磁器の部分を抽出して見ると、等級なし、「蓋付茶碗」以下「蓋付碗」に至るまでわずか 17 品種 41 種類に分類されたものが対象となっている。しかしまもなく、昭和 21 年 5 月に新法令に基づく統制額へと改正⁶⁰され、等級は「A」「B」「C」「D」の四等級が設置された。

9.4 全国陶磁器統制組合の解散と後継団体

中央の業界団体である全国陶磁器統制組合は昭和 21 年 1 月に解散した。この時の事を福重氏は「全国の検査事務所も閉鎖され、共販事業に終止符が打たれた。思えば昭和十五年秋、激化する戦時下にとられた制度で、初めから幾多の思い出を残した事業も、一応任務が終わった事は感慨深いものがあった」⁶¹と感想を述べている。全陶統の解散後、新たに日本陶磁器工業協議会が設立されたが、昭和 22 年 8 月 22 日閉鎖機関命令が伝えられ解体⁶²した短命な組織であった。工業協議会解体後、その業務を引き継ぎ昭和 22 年 10 月に陶業協会が設立され⁶³、更に昭和 23 年に陶業協会は日本陶業連盟に移行した。

9.5 終戦後における価格査定の事例

終戦後の混乱期においても、戦時統制として行われていた価格査定、共販制が実施されていた史料を以下に紹介する。

図 2-35：計算書

佐賀県藤津郡の塩田製陶有限会社に対して、佐賀県陶磁器工業統制組合藤津支所が共販製品たる磁器飯碗代金の精算を通知した伝票。日付は「昭和 21 年 1 月」であるが、同社はこの月末に解散した。生産者への共販製品代金は、産地組合を通じ共販手数料、査定料等を控除されて支払われた。この文書は、終戦後約半年を経た段階で「統制手数料」「共販手数料」「格付査定手数料」といった共販体制が維持されていたひとつの証左としてあげる。

前述のように全国陶磁器統制組合が昭和 21 年 1 月に解散し、全国の検査所が閉鎖され共

販事業も終了したので、戦時中の日陶連共販から維持されてきた統制体制の最終期の史料といえる。

9.6 陶磁器製品への価格査定制度の変遷

1) 昭和 21 年 2 月以降

このような中央団体組織の変化は、価格査定方針についても影響を与えた。前述のように昭和 19 年末以来、基準査定は中央生活用品価格査定委員会、実施は全陶統検査所で行われていたものが、全陶統の解散を受けて昭和 21 年 2 月以降はともに価格査定の実施は都道府県生活用品価格査定委員会のみによって行われるようになった。これは従来「陶器は日陶連の統制下であって、生産から販売までを取り扱っており、県の生活用品価格査定委員会とは無関係であった」⁶⁴ものからの大きな変化である。

昭和 21 年 5 月の改正に先立っては、変更点の周知徹底を図るため商工省繊維局長名で発せられた「生活用陶磁器の価格査定に関する通牒」(史料二五)で詳しく解説されている。各製品の 4 等級の上に「上」を附す等級が設けられているのが、日本陶磁器工業協議会設立を受けて、基準査定は工業協議会が、査定実施は「上」製品は工業協議会、それ以外の並級品は都道府県生活用品価格査定委員会が分野を分けて査定を行うことになった。また、同通牒九には「査定申請品には従来通り生産地記号及製造業者工場番号を明示させることとする」との文言があり、「従来通り」とあることから、この時点においても価格統制下にあった陶磁器製品への統制番号標示の根拠が確認できる。

2) 昭和 22 年 9 月以降

こうして戦後の価格統制は開始されるが、急激なインフレの進行に伴い、しばしば改正が行われた。昭和 22 年 9 月の改正⁶⁵は、新たに発足した物価庁⁶⁶告示の形で指定された。ここでの等級は「一級」から「三級」と改められている。更に同告示 七には「この表における統制額の価格査定は物価庁長官の定めた基準によって都道府県価格査定委員会において

これをなすものとする」とあり、同年 8 月の日本陶磁器工業協議会の解散を受け、これまで中央の査定基準を定めてきた日陶連以来の業界団体の役割が終えたことを意味している。なお、都道府県価格査定委員会とは、昭和 22 年 4 月に都道府県生活用品価格査定委員会が改称されたものである。⁶⁷

3) 昭和 23 年 11 月以降

その後更に、昭和 23 年 11 月 11 日告示で引き上げ改正が行われ、「一品目十四階級の等級別」⁶⁸と再度改められ、結局昭和 16 年 11 月に全国製品を包含する 15 等級に定められたものに近い形へと戻っている。

4) 価格統制の廃止

昭和 24 年に入ると次第に国内経済も安定の兆しを見せ、昭和 15 年以降価格統制下にあった商品の自由取引を求める声が高まり、物価庁は「陶磁器の全統制額を昭和二十四年七月末を以て撤廃」⁶⁹する方針を明らかにした。そして遂に昭和 15 年 7 月以来続いていた陶器製品の公定価格は廃止され、昭和 24 年 8 月から自由販売が開始された。なお、陶磁器製品に限らず、日用品類の大半はこれと時期を同じくして価格統制が廃止された。⁷⁰

9.7 陶磁器製品の価格推移の検討

最後に、価格統制が行われていた期間に「蓋無飯茶碗」「洋皿」がたどった価格の推移を示す。**(史料二六)** 低物価政策を前提としてとられた価格統制であるが、約 7 年間の間に 100 倍以上の上昇を示しており、その実効性については改めて他の諸物資の上昇と比較検討する必要があるだろう。

史料二六 「陶磁器の価格の推移」

10. 統制番号の標示されていた期間

これまで統制番号に関連した史料を取りあげてきたが、改めてどれだけの期間にわたり製品に標示されていたか、という点から再度検討してみたい。

10.1 始期

1) 「定款」とその周辺史料による根拠

いつから標示が始められたかについては、大本の根拠である「定款」第九十二条ノ十二が制定され、そしてそれが各工業組合に示達された時期であるといえる。これまでの論述の根拠としている「定款」は「昭和六年三月二十日設定認可 昭和十五年九月二十七日一部変更認可」、次行に月日なしの「昭和十五年 月 日一部変更認可」とあり、計 53 回の変更が加えられている。加除式の規定集のため、昭和 15 年 9 月以降の最新の内容をまとめたものであり、個々の条文がどの段階で追加、変更されたのかが明確でない。つまり、統制番号標示の根拠としてあげた第九十二条ノ十二がいつ定められたかはこの史料からは確定できない。ただし、この条文を元に地方組合での規則が制定されたと思われる史料（瀬戸陶磁器工業組合「価格等統制令ニヨル価格並料金決定品種共同販売及共同註事業規則」）、および個々の業者への示達（藤津陶磁器工業組合から富永重平宛て文書）の日付の時期がいずれも昭和 15 年 8 月であるから、これ以前に定められたものであると断定できる。

この時期は、陶磁器製品への公定価格が定められた 2 つの商工省告示（昭和 15 年 7 月 26 日 商工省告示第三八一号「磁器製飲食物容器販売価格指定ノ件」、昭和 15 年 7 月 26 日 商工省告示第三八二号「陶器製飲食物容器販売価格指定ノ件」）が出された時期と同一であり、これらの制定を前提に加えられた条文である可能性が非常に高い。

これら各組合での規定制定および、実際の番号付与のタイミングから勘案し、統制番号が製品に標示されるようにすべき根拠となった規定が定められた時期は、昭和 15 年 7 月頃であると言えよう。更にそれが各生産地に示達され実際に製造業者へと伝えられたのは瀬戸と藤津の事例から見ても、早くとも昭和 15 年 8 月以降とも考えられる。従って筆者は、実

際に製品に統制番号が標示されて生産され始めたのは、昭和 15 年 8 月頃からと推察するものである。

2) 岐陶工連リスト記載の日付

以上の年月と比して、岐陶工連のリスト「昭和十六年三月現在」は約 7 ヶ月を経ているものである。1,200 軒弱の生産業者を擁する日本最大の組合では、地域ごとに割り当てた番号を更に傘下組合で個別に決定したと思われるが、その取りまとめや事務手続きに他地域よりも長い期間を要したものと考えられる。

3) 企業整備と統制番号付与との関係

序論の先行研究においても統制番号付与と企業整備とを結び付けて説明するものがあったが、昭和 15 年 8 月頃の制定が、昭和 17 年以降開始された企業整備と無関係であることは自明であることを改めてここで指摘しておく。

10.2 終期

1) 終戦後における統制の継続

製品にいつまで標示されていたかについては、これまで考察してきた公定価格品への共販体制等、陶磁器に対する統制機能が維持されていた期間の終焉時期と同じくすると言える。従来、統制番号の標示は戦争の終結とともに終わったとも考えられてきたが⁷¹、統制経済の体制については終戦後も継続されており、統制終了時期とのタイムラグを考慮する必要がある。

2) 終戦後生産製品への標示

統制番号標示時期が昭和 20 年 8 月を超えて継続しているのではないか、という問題提起をする上でひとつのヒントとなったのは美濃の山五製陶所で生産された薔薇文様洋食器の

存在であった。同様の意匠を用いた製品は、ディナーセットとして多種の洋食器が伝世品として残されており「岐 1086」の統制番号が標示されている。これらの製品は、同社元技術者の伊藤賢一からの聞き取りによれば、戦後の一時期も生産されたとのことであった。⁷² 終戦後であっても、少なくとも一部の製造業者においては統制番号入製品が生産されていたことが伝世品より確認できる事例である。

3) 史料による比較検討

終戦直後の混乱期を経て、また統制の根拠となる法令等が目まぐるしく移り変わるなか、各組合や生産業者が標示をどれだけ遵守し、また流通において効果を発揮したかについては甚だ疑問である。しかし「図 2-35：計算書」で示したように、終戦後も共販、査定制度が維持されており、前述の昭和 21 年 5 月「生活用陶磁器の価格査定に関する通牒」により戦後も公定価格品である陶磁器へ統制番号標示が継続していたのは明らかである。

統制番号の標示が果たしていつまで継続したかについて論じたい。この次の改正である昭和 22 年 9 月に物価庁による販売価格指定の告示の条文中には、前記通牒 九に相当する文言は見当たらず、法令上はこの改正を契機として統制番号標示の義務は消滅したと解釈でき、逆にこの時点までは統制番号を「明示させること」が継続していたと読み取れる。しかしながら、昭和 21 年 1 月に全陶統が解散し検査所機能が消滅した生産現場において、この 2 つの告示が果たしてどれだけの強制力を持ちえたかについては疑わしい。検査員が決定された格付に基づき生産された製品の現物を検査の上、格付証票を交付するという行為が行われ、統制破りには罰則を科すという前提があつてこそ統制番号の機能が発揮しうるものである。従って筆者の結論としては、統制番号標示の終了時期を、全陶統解散後の早い時期である 21 年頃と結論づけるものである。

11. おわりに

11.1 統制番号標示に関する結論

本章で考察してきたことを、最後に端的にまとめたい。

「なんのために」（統制番号を標示した根拠）日陶連の定款に基づき、公定価格品であることを示すために標示した

「どのように」（各生産地における生産者への番号の付与）工業組合が定め、それぞれの生産者へ割り振った

「どれだけの間」（製品に標示されていた期間）昭和15年8月頃から昭和21年頃まで

また、標示そのものの呼び方は、生産地についての表記と番号についての表記の二つの組み合わせをそれぞれ「組合記号」と「工場番号」とするものが正式名称である。ただし、現存する史料中には、一覧表で検討したように同意義ながら字句に違いが見られる。

11.2 解明の意義

統制経済下における陶磁器製品の生産の調整、価格の協定、共同販売、又は検査、等ほとんどが日陶連により昭和初期に考えられ、そのために整備された仕組みを準用しており、その点では他の工業製品統制よりは一步先んじていたと言えよう。業界としては、元々ごく一部を除き中小資本製造業者の集まりであるから、それが必ずしも額面どおりに運用されていたわけではないことも、残された史料や伝世品から垣間見ることができた。また、陶磁器製品の流通体制が間接的に民間団体の手を経ているとはいえ、国家統制の枠組みに置かれるなか、そこで流通する公定価格品のしるしとして統制番号が標示されるようになったことは、大枠では先行研究における推察を裏付けるものであるが、実際に史料を元にその意義を明らかにしたと自負している。

一地方の生産者団体として発足した日陶連が、戦時統制の強化に従って全国の生産者に対して強大な権限を有するようになり、その権限下において、日陶連未加盟業者や公定価格非設定品を除き全国すべての産地で生産された製品に統制番号が標示されたということは、

これまで繰り返し述べていることではあるが、結果として日本の陶磁器史上他に類を見ない、わずか6年程という生産時期、および生産地の特定が可能という特異な製品を生み出すこととなった。(ただし既に指摘したように、今日一覧リストとして伝わっているのは岐陶工連傘下業者のみである)

11.3 陶磁器業界全体への統制と統制番号の位置づけ

また、公定価格は初めて設定された当時はまだ製造業者、卸売業者、小売業者すべてを包含する共販制は実施されておらず、統制番号の標示が定められた当初から「陶磁器の生産から販売まで完全に統制下に入れた経済統制の手段として」⁷³のすべてを対象としたものではなかったことも改めて指摘しておく。ただし、公定価格設定以前より工業組合共販への移行を意図していたことは認められることから(史料六)、統制の拡大とともに卸小売業者をも包含した共販制、計画生産へと発展してゆき、結果として初めに想定されていた役割から、公定価格品の計画生産および流通に裏付けを持ち、出所を追求可能とするための手段といった重要な意味を持つものへと変貌していったと見るべきであろう。

11.4 今後の課題

断片的な史料からではあるが、本論において統制番号制定と産地における付与の過程については、かなりの部分を解明できたと考える。しかし、流通の段階で統制番号がどのような役割を果たしたかについての史料についてはこれを見出すことができなかった。今後、当時生産、流通に携わった者による新たな証言を得ることは非常に困難であると思われるが、全国に存在した工業組合、生産者、問屋、小売商等が遺した史料の発掘により、更なる研究の進捗を望んでやまない。戦時下の活動自体が不明、あるいは伝世品としても統制番号入り製品が発見されていない地域も存在するが、今後の調査・解明に期待をしたい。

第3章 三式地雷薬匣の研究開発に関する考察

1. はじめに

各地の陶磁関係資料館等が所有する、伝世品として比較的に見られる資料に、「陶製地雷」というものがある。それらがいつ、どのようにして造られたかについての詳細は不明とされ、戦中の陶業史を扱った書籍でも詳しく触れられていないことが多い。¹ 前章までに多数の引用をした三井の著作²においても、本文中には陶製地雷についての記述はされておらず、わずかに巻末年表中、「一、陶製手榴弾・陶製地雷容器、呂号兵器爆薬製造用陶磁器・松根油（ガソリン代用）乾溜用土管、陶磁器製貨幣等生産される」と触れられているのみである。他にも「これも「本土決戦」用であった可能性が考えられるが、詳細については判らない」³、「本土決戦に備えての地雷薬莢〔匣〕」⁴のように紹介されている場合もある。

戦時下における陶磁器製造は昭和16年以来計画生産の下におかれ、燃料割当に応じた生産計画を商工省が指示した方針に基づき、日陶連およびその所属組合が実施の任にあたることとなっていた。しかし第2章8.5項でみたように、生産計画の枠外の製品発注も行われるようになった。これらは生産計画外製品（計外）と呼ばれ、軍需品製造用品、軍や軍需工場の食器、陶磁器製兵器等があった。具体的には、名古屋、信楽、有田、備前、京都等での生産が確認される「陶製手榴弾」、ロケット機の推薬（燃料）の製造工程で必要になった陶磁器製品である「呂号兵器」、航空機用燃料不足を解決する窮余の策として考えられた松根油製造に必要となった乾溜用土管等があった。銅やアルミに代わる貨幣として考え出された陶製貨幣は、実際に相当数が瀬戸、京都、有田の会社で製造されていたが、発行を待たずに終戦を迎えたため日の目を見ることはなかった。

本章では、一見兵器生産とは無縁と思える陶磁器産業においても、戦時下にあってはその製造に関わってゆかざるを得なかった様相について取りあげる。その具体例として「陶製地雷」の製造開発に関する経緯を一次史料によって明らかにするとともに、陶磁器産地における生産の一端についての解明を試みるものである。

研究の方法としては、この製品が研究開発当時に記録された史料に基づき考察を加え、一部を翻刻することとする。筆者が実見する機会に恵まれた史料は陸軍技術研究所での地雷開発に関する文書綴りであり、外見は B5 版、厚さ約 4.5cm、厚紙の表紙に「爆火 地雷 (其ノ一) 研究原簿」(図 3-1) と表記されている。注記なき場合の本論中の翻刻、図面は本史料による。

図 3-1 : 「爆火 地雷 (其ノ一) 研究原簿」表紙

今日見ることができる「陶製地雷」の陸軍による制式名称は「三式地雷薬匣(やっきょう)」である。「三式地雷」とは「三式地雷信管」を装着して地下に埋設し、その上を通過する車両や人馬が踏めば爆発する陸軍制式の兵器であり、「薬匣」、「信管座」および「炸薬」で構成されている。「薬匣」は炆器⁵で製造されている。炆器とは、成分・焼成方共に磁器と陶器の間に位置するやきもので、気孔性のない点で陶器と区別する。形状は円盤型をしており、外面は光沢のない土色釉薬、内面は防水性の釉薬が施されており、上面中央に「炸薬」を充填するための口があり、この口に樹脂製の「信管座」と「信管」が取り付けられた。

この「薬匣」こそが、前章で見た生産計画外製品(計外)として、陶磁器産地に軍から直接発注され、製造が行われた製品である。

図 3-2 : 現存する「三式地雷(小)薬匣」

2. 研究開発の経緯

2.1 着手

「三式地雷」の開発については、「爆火 地雷 (其ノ一) 研究原簿」の冒頭 1 ページに「陸軍技術本部第三研究所審査原簿」が綴られており、「経歴」が記されている。それによれば、昭和 16 年 3 月 31 日、「陸技本秘乙第二九六号」により研究命令を受け、実際には昭和 18

年7月17日陸軍兵器行政本部からの「研究計画修正ニ関スル指示」により、翌8月に研究が開始されている。

研究は東京・小金井にあった第三陸軍技術研究所を中心として進められた。数多く存在した陸軍の技術研究機関のうち、この研究所の役割は「器材爆破用、火薬、火具の調査、研究、考案、設計、試験を行ない、東京都北多摩郡小金井町にあり、品川、千葉県波崎に渡河器材の試験場をもっていた。(中略)戦争中重点的に研究されたのは、対空対戦車兵器、近接戦闘兵器であって、対空兵器としては、大型探照燈、対戦車兵器としては、主に肉迫戦闘用の器材であった」⁶とされる。

2.2 開発の要件

既に実用化されていた九三式戦車地雷等に加えて新たな地雷の開発が推進されたのは、「広地域ニ使用可能ナル対機甲及対人馬用地雷ニ就キ研究ス 特ニ地雷信管ヲ速カニ完成ス」とされたように、幅広い用途を持ったものを目指したのであった。

その具体的要件は、以下のとおりであった。

- 一. 対機甲及対人馬用ニシテ成ル可ク広範囲ニ威力ヲ及ボスモノナルコト
- 二. 大量生産ニ適スルモノナルコト
- 三. 敷設、撤収等容易ニシテ運搬間ハ安全ナルコト
- 四. 種類ヲ異ニスル地雷ニ於テモ信管等ハ成ル可ク共通トスルコト
- 五. 敵ノ地雷探知機、処理具等ニ依ル探知及処理ノ困難ナルモノタルコト
- 六. 長期間埋設ニ堪ユルモノタルコト

要件中、「五」では、埋設された後に敵が地雷探知機、処理用具を使用することが想定されている。地雷探知機とは地表面から金属に対する電氣的、磁氣的反応の原理を応用して中に埋めてある地雷を発見する器材のことであり、地雷の本体や信管等は、できればすべてこれに反応しない素材で造られていることが望ましい。この要件からは、地雷の開発にあた

り金属以外の材質の検討を要求されていたことが推察できる。

その他の要件では、「一」は、地雷は通常、対機甲用（戦車などの装甲車両等の破壊を目的としたもの）と対人馬（人間や動物の殺傷を目的としたもの）とに用途が分かれているが、この地雷では両方の性能を兼ね備えたものが目標とされている。「二」は、資源の見地と生産の見地の両方の意味合いが含まれていると想像される。材質が国内産資源で供給できるもので、更に他の軍需を圧迫しない生産工程は、戦争末期に限らず、日本における兵器生産における共通の懸案と言えよう。「三」は、本体および付属品の重量や、強度が要望されている。「四」は多種類の地雷に広範に対応可能な信管を、既存品ではなく新規に開発することが要望されている。「六」は、炸薬は湿気を帯びると発火が困難となるので、土中に埋設した場合、地雷内部に浸水しないような防水性を要求したものである。通常は金属製容器で密閉する。これらから読み取れることは、性能は従来のものに準じ、なおかつ、明文化されてはいないが非金属素材での製作の可能性追求を示唆したものと思われる。

2.3 第1回試験

1) 目的

このような要件を踏まえ、第1回試験は昭和18年11月6日から10日にかけて茨城県波崎試験場で行われた。この実験の目的は、材料を異にする各種薬匣を使用した地雷の威力や、生産するのに有望な材料などを検し、以降の設計資料を得るためであった。同時に試製地雷信管の感度、起爆力も試験された。そのため試作された地雷に炸薬が充填され、実際に爆破実験が行われたのである。

2) 試供器材

用意された試作薬匣の材質は木、磁器、ガラス、鋼鉄製がそれぞれ15個であり、それぞれ炸薬量を数種類ずつ調整して実際に爆破を行った。部内においては、この時点で鋼鉄以外の材料は資源の見地から見て代用材料との認識があったようである。なお、この実験の記録

である「地雷第 1 回試験計画」、「地雷第 1 回試験要項」および「地雷第 1 回試験記録」中の表現として、「磁器製」「陶器製」「陶製」の用語が混用されており、現在となってはどちらの材質が正確であったか判断ができない。強いていえば、この第 1 回試験当時においては、木製やガラス製と比較しての「やきもの」程度の認識であったことがうかがわれる。

3) 判定

実験の結果、鋼鉄以外の材料を使用した地雷においては破片効果（爆発によって薬匣が飛散し、その破片によって損害をあたえる作用）はほとんど期待できず、爆風効果（爆発による爆風、風圧によって損害をあたえる作用）を主とする地雷について研究を進めるのが適当である、と判決された。爆風効果の見地からは、容器を爆破するのに有利な強度の弱い材質で造られた木、ガラス、陶器、鋼鉄の順に優良な成績を収めた。破片効果を期待するのであれば鋼製のものが良いが、地雷探知機の使用想定や資源の見地からは、金属以外のものを採用する必要があった。しかし、取扱上（輸送間、保管中、敷設の際等）は相当な強度を要求され、ガラス、陶器のような材質では安全を期し難かった。ここに強度もあり、爆発薬による変質（耐酸性）にも優れた硬質の磁器の使用、という発想が生まれたのである。従って今後の研究は、木又は硬質磁器について進めることが有利と判断され、ここに「陶製地雷」誕生に向け、続く第 1 次設計、試作に着手された。

2.4 第 2 回試験

1) 目的

昭和 19 年 1 月 10 日から 16 日にかけて前回と同じく波崎試験場で行われた第 2 回試験では、第 1 回試験の結果を踏まえて新たに用意された試作品の爆破実験等を行い、爆風圧効果や破片効果、更には水中における防水防湿効果などの実用価値を判定した。試験の内容は、試製地雷および信管を地中に埋没し、実用状態で作動させて爆風圧、破片効果を、水中での防湿防水機能を検査するもの等で、第 1 回よりも実用化に向け、より具体性を帯びた。

2) 試供器材

試供された器材は、非金属材料の物理的性質を研究の結果、それぞれ炝器製、コンクリート製、木製で造られた地雷がそれぞれ 20 ケ用意された。この時材質に炝器製のものが初めて登場するが、これは前回の判定で、爆風効果、輸送上、耐酸性等の利点から新たに試作されたものである。

図 3-3 : 第 2 回試験に供された、炝器製「試製地雷」および「試製地雷信管」

「地雷第二回試験計画」附図より

3) 判定

この試験により、炝器製地雷薬匣は地中に埋設せず、地上で爆発させた場合には相当の破片効果を有し、40×40 mm程度から 5×5 mm程度の破片を生じた。炝器製は埋設した場合に、特に問題となる防水機能も良好であり、材料の資源も日本国内に豊富にあることから、非金属材料中最も適していると認められた。他のコンクリート製や木製のものは、防水、資源、価格等の点からも地雷薬匣としては炝器以下とされた。しかしながら、炝器製薬匣についても本体の防水は完全であるものの信管装着部分の水密が不十分であるので、直ちにこの改修に着手されることとなった。

2.5 第 3 回試験

1) 目的

昭和 19 年 3 月 14 日から 20 日にかけての第 3 回試験は、場所を千葉県長生郡一宮演習場に移して行われた。第 2 回実験の結果を踏まえて改修された試製地雷の機能を測定し、その実用価値を判定する目的であった。この際、充填する炸薬には、黄色薬やカーリット等 6 種類を使用している。これは 1 発あたり大量の炸薬を必要とする地雷量産において、兵器

用ではない工業用の低級爆薬の効果も試験し当時の日本における火薬製造能力に対応させようとする目的であった。

2) 試供器材

炔器製試製地雷は、直径 27cm・高さ 9cm・薬量 3kg キロの「大」と、直径 22cm・高さ 9cm・薬量 2kg の「小」がそれぞれ 100 ケ用意され、前回までは 1 種類の寸法であったものが 2 種類となった。

図 3-4：第 3 回試験に供された、炔器製「試製地雷」および「試製地雷信管」

直径 27 cm の「大」。

「地雷第三回試験要報」附図より

図 3-5：試製地雷の破片

「地雷第三回試験要報」附図より

図 3-6：三式地雷（大）爆発のもよう

「地雷第三回試験要報」附図より

3) 判定

問題となっていた防水機能については、薬匣本体は既に前回の試験で問題がないとされていたが、今回薬匣と信管座との取付方法等を改修した結果、良好な成績を収めることができた。この試験の結果として、炔器製地雷および信管は、大量生産が容易なこと、材料の資源が豊富であること、防水機能も良好であり長期保存に耐え得ることから、十分実用に適するとの判決を受けた。

また爆破試験の結果の威力測定においては、戦車履帯（キャタピラ）等は、「大」は「小」に比べて数等優れるものの、側方に対する威力においては大差がなかった。その結果、野戦用地雷としては、運搬、取扱、敷設等が容易である小型地雷（「小」）が適当であるとされた。

炸薬については、材質が脆弱な炔器製地雷薬匣においては、黄色薬はかえって威力を低下させるため、低級火薬の方が適当であるとされた。黄色薬はピクリン酸を主原料とした火薬で、爆発力が高い一方、腐食性、毒性を持っていたためである。

3. 完成

3.1 研究中間報告と命名

3回にわたる試験を経て、昭和19年3月に炔器製地雷は「三式地雷」と命名された。同年4月5日、第三陸軍技術研究所が地雷の開発の経緯、実用に適するという判決等の内容の「三式地雷研究中間報告」を提出したが、この中で「昭和十九年三月、以上ヲ以テ研究ヲ終了シ、三式地雷ト名付ク」と記述されており、この書類の中で初めて「三式地雷」という名称が用いられている。

従って、本体は「三式地雷薬匣」、信管は「三式地雷信管」が制式名称となった。「三式地雷」の「三式」とは、皇紀2603年（昭和18年）の末尾から取ったもので、陸軍の制式兵器の名称としては一般的な名付け方である。兵器の呼称は、制式として採用された年号から取られるのが一般的であるが、「三式地雷」の場合、制式採用以前の昭和19年4月に「三式地雷」と名付けられており、試作段階での年度から取られている。なお、「三式地雷研究中間報告」においては、「四式地雷」の「四」を「三」に訂正した跡が残っている。

のちに「三式地雷薬匣」が陶磁器産地で生産されるようになってからは、現地では制式名称は伝わらず、単に「やっきょう」又は「じらいやっきょう」と呼ばれていたようである。

7

3.2 仕様書の調整

昭和19年4月の第三陸軍技術研究所による「三式地雷研究中間報告」の提出を受け、同月、応急整備用として陸軍兵器行政本部では「三式地雷仕様書」を調整した。当初、応急整備用とされたが、伝世品との比較においてもこの仕様書と同等の製品が確認されているこ

とから、この仕様書が実際に採用され、最終的には生産現場へと伝えられたとみて間違いな
いだろう。

この仕様書および添付された図面の翻刻を以下に掲載する。⁸

図 3-7 : 「三式地雷仕様書」表紙

昭和 19 年 4 月

兵政技爆仕第一号 陸軍兵器行政本部

昭和十九年四月調製

三式地雷仕様書

三式地雷仕様書目次

総則

- 第一 三式地雷薬匣仕様書
- 第二 三式地雷信管座仕様書 [略]
- 第三 三式地雷炸薬填薬仕様書 [略]
- 第四 三式地雷收容箱仕様書 [略]

総則

- 第一条 三式地雷ハ三式地雷信管ト共ニ対人馬並ニ対機甲用地雷トシテ用フルモノトス
- 第二条 三式地雷ハ薬匣、信管座、炸薬及收容箱ヨリ成ル *1
- 第三条 三式地雷ノ製作ニ関スル取り纏メハ炸薬ノ填実箇所ニ於テ実施スルモノトス *2
- 第四条 三式地雷ハ短期間ノ運搬及格納ニハ附図ノ如ク五箇ヅツ藁ヲ以テ梱包シ收容箱ニ
代替シ得ルモノトス

此ノ際三式地雷信管ハ別ニ三式地雷信管箱ニ五箇ヅツ收容シ地雷ト共ニ組梱包トナスモノ

トス

附図 三式地雷薬梱包要領 (図 3-8)

第一 三式地雷薬匣仕様書

第一章 用途

第一条 三式地雷薬匣 (以下本器ト称ス) ハ炸薬ノ収納ニ用フルモノトス

第二章 構造及機能

第二条 本器ハ坧器製トシ円板形ニシテ上面ニ炸薬ヲ填実スル口ヲ有シ各部ノ構造及寸法ハ附図ノ通ニシテ優良ナル素材ヲ以テ入念ニ製作シ構造緻密、機能良好ノモノタルベシ

第三条 本器ハ大、小二種アリテ其ノ主要緒元左ノ如シ

- | | | |
|------|----|----------------|
| 一. 大 | 外径 | 約 270 耗 |
| | 高 | 約 90 耗 |
| | 重量 | 約 3.9 耗 [珎] *3 |
| 二. 小 | 外径 | 約 220 耗 |
| | 高 | 約 90 耗 |
| | 重量 | 約 2.7 珎 *4 |

第三章 製作ニ関スル要件

第四条 本器ニ使用スル素材ノ微細程度ハ水籤セルモノ若クハ之ニ準ズルモノトシ製作品ハ緻密ニシテ破碎面ニ気泡等ナク各部ニハ有害ナル瑕瑾、亀裂等ヲ有セズ耐水機能良好ニシテ著シキ変形ナキモノタルベシ

第五条 本器ノ口ノ寸法ハ正確ニシテ所定ノ公差以内ニ製作シ毀損変形等ナキモノタルヲ要ス

第六条 本器ノ内面ニハ耐水性良好ナル釉薬ヲ濃厚ニ外面ニハ口（信管座取付部）ヲ除キ
光沢ナキ土色釉薬ヲ十分ニ塗布スルモノトス

第四章 検査

第七条 本器ノ検査ハ本体仕様書ニ依リ左ノ各項ニ就キ之ヲ行フ

- 一. 素材検査
- 二. 外観検査
- 三. 寸法検査
- 四. 耐水検査

第八条 素材検査ハ製作ニ先ダチ素材ノ微細程度配合比等ニ就キ検ス

第九条 外観検査ハ全数ニ就キ瑕瑾、亀裂著シキ変形ナキヤ薬匡口ハ正シク成形セラレア
ルヤ釉薬ハ均等ニ塗施シアリヤヲ検ス 但シ薬匡口ヲ除キ焼成ノ際主ジタル軍
〔僅〕ナル汚損又ハ些少ナル外形ノ変歪等ハ差支ヘナキモノトス

第十条 寸法検査ハ全数ニ就キ各部ノ寸法特ニ薬匡口ノ寸法ハ所定ノ公差以内ニ製作セラ
レアリヤヲ検ス

第十一条 耐水検査ハ官ノ必要ト認ムルトキ外観及寸法検査ニ合格セルモノ中ヨリ抽出シ
全数ノ1%（最小限ニ〇箇トシー〇〇箇ヲ超ヘザルコト）ニ就キ行ヒ水柱一・〇米ニ相当
スル水圧ヲ二四時間薬匡ノ内部ニ加ヘ薬匡外面ヘノ滲水ノ有無ヲ検スル外要スレバ薬匡ヲ
破碎シ破碎面ニ水分浸透シ非ザルヤヲ検ス *5

第五章 一般注意事項

第十二条 本器ノ外面底部ニハ供給者ノ標識ヲ施スベシ *6

第十三条 本器ノ供給者ハ納入ニ際シ各検査成績書ニ通ヲ提出シ官ノ承認ヲ受クベシ

第十四条 其ノ他本仕様書ニ関シ疑義ヲ生ジタル場合は官ノ指示ヲ受クベシ

発注参考

一. 本器ノ製作ハ左記振興会ヲシテ製作セシムルヲ適当ト認ム

陶製武器振興会

滋賀県甲賀郡信楽町（電話信楽三番）

二. 最初ノ整備ハ第三陸軍技術研究所ニ於テ技術指導スルヲ適当ト認ム

図 3-9 : 三式地雷薬匣（大）

図 3-10 : 三式地雷薬匣（小）

図 3-11 : 三式地雷薬匣および信管

左から「大」、「小」、「信管」 なお、薬匣には「信管座」が装着されている。

昭和 19 年 4 月 5 日「三式地雷研究中間報告」より

図 3-12 : 地雷薬匣「小」側面

図 3-2 と比較して、仕様書と同様に作られていることが分かる。

註

*1 附図には、短期間の運搬格納の代替としての藁梱包写真（図 3-11）が掲載されているが、『三式地雷收容箱仕様書』にある正規の收容箱写真を下に示す。藁を使つての梱包は、陶磁器産地にとって食器や火鉢等の出荷にはごくありふれた光景であるが、炸薬充填後の地雷の輸送手段としては、木箱の製作すらままならない戦争末期の状態が伝わってくる。

図 3-13 : 三式地雷收容箱

*2 「製作ニ関スル取り纏トメ」とは、別々の場所で製造される各部品を完成品として組み上げることがを指し、具体的には陸軍管理下の火薬・爆薬工場が担当したと思われる。

*3、*4 共に炸薬を充填する前の重量。充填する薬量は、「大」が約 3 kg、「小」は約 2 kgである。

*5 一度に行われる耐水検査数が 2,000 個から 10,000 個であることから、全体では相当な生産規模であったことが推察される。

*6 ここに出てくる「供給者ノ標識」(図 3-14) とは、第 2 章で考察した統制番号とは性質が異なるものの、現存する薬缶には同様の刻字が数種類確認できる。また、「底面」ではなく側面に刻字されている薬缶も確認される。

図 3-14 : 「供給者ノ標識」

「信 8」と読み、信楽において生産された公定価格品に標示された統制番号と同一の標識を刻字している。

また「仕様書」中には「外面底部」に標識を施すようにされているが、この標示は側面にされている。他の伝世品においても、底面でなく側面の例が多く確認される。

3.3 研究の終了

昭和 19 年 4 月の「三式地雷研究中間報告」の提出、応急整備用の仕様書の調整とともに、「三式地雷及三式地雷信管ノ構造、機能、取扱ノ便否等ヲ検シ实用価値ヲ判定スル」ため、陸軍歩兵学校および陸軍工兵学校に本地雷の实用試験を委託した結果、陸軍工兵学校からは同年 6 月、陸軍歩兵学校からは 7 月に实用に適するとの成績通報を受けた。

5 月 20 日には地雷本体および信管の説明書である「三式地雷三式地雷信管取扱説明書」が調整された。更に 8 月には第三陸軍技術研究所から「三式地雷研究報告」が発せられた。判決として所期の機能を有し实用に適するものとされ、将来の措置として「速カニ兵器図ヲ以テ制式制定方上申スルヲ要ス」としている。

7 月に陸軍兵器行政本部より「三式地雷研究中間報告」をもって实用に適すると判断し、本研究を終了するのを適当と認めるとの通報を受けた。これにより 8 月をもって研究は終了された。

10 月 4 日、正式に陸軍兵器行政本部から「三式地雷審査終了報告」が出された。判決と

して「主題兵器ハ対人馬並ニ対機甲地雷トシテ実用ニ適スモノト認ム。依テ兵器用ヲ以テ仮制式上申スルヲ要ス」とされた。

陸軍での研究終了以前から陶磁器産地において地雷薬缶生産は開始されていたようであるが、その点については次項で考察する。

4. 陶磁器産地における生産

4.1 信楽地方

関東地方で行われていた研究開発、試験に供された炆器製地雷薬缶の試作品製造には、早い段階から滋賀県甲賀郡信楽町が関与していたと思われる。信楽は日本六古窯のひとつに数えられ、大正時代末からは火鉢が代表的生産品として全国に知られる陶磁器産地である。

「三式地雷研究中間報告」に添付された前掲「三式地雷薬缶仕様書」中、「発注参考」として「振興会ヲシテ製作セシムルヲ適当ト認ム 陶製武器振興会」と、まだ研究途上の昭和19年4月に信楽の会社が具体名をあげられているのは、既にこの時点で地雷薬缶の生産実績があることを示唆している。つまり、昭和19年3月に行われた第3回試験に供された炆器製試製地雷、「大」「小」100ケずつは、信楽において生産された可能性が極めて高い。

また、同時期に研究担当者が信楽への視察を行っており、その視察記録（後に掲載）には「三式地雷薬缶ノ製作状況、設備等ヲ実地ニ視察シ設計ノ試料ヲ得ルト共ニ、第一回整備ニ対スル技術指導ヲ実施スルニ在リ」とあり、研究終了前から本格生産を見込んで、生産地の状況を把握しようとする開発側の意図が見て取れる。

では、どのように陶磁器産地と陸軍の兵器開発部門とが関わりを持つようになったのであろうか。信楽町における聞き取りには、昭和19年のこととして以下のようにある。⁹

工組の理事長であった加藤貞蔵氏（故人）は陸軍中尉（島田中尉）を通じ、東京兵器廠、兵器研究所に掛け合い、千葉第八研究所が、米軍が日本本土上陸を敢行すると予測して、地雷の開発を進めているのを知り、陶器製の地雷なら金属探知機に掛らないのと耐水

性もあり効率が良い。鉄材も不用で好都合であると進言した。さっそく一週間以内に見本を作れという命令を受け、胸を躍らせて試作品を作りテストを受けた。ボン、という低い音とともに白墨を散りまいたような爆風を僅に飛散させてテスト地雷は爆発した。

千葉に「第八研究所」は存在しないが、加藤が地雷爆発を実見した様子が描写されていることから、昭和19年3月に実施された千葉県一宮演習場での第3回試験のことを指している可能性が高い。地雷の開発途上において、陶磁器産地の「売り込み」と陸軍の要望がうまく合致したということは十分考えられる。しかし、開発の経緯からすると昭和18年11月に行われた第1回試験には既に陶器製地雷薬匣は登場しており、引用中にあるように陶器で地雷を製作するという着想そのものが信楽側からの提案によるとは言い難い。第三陸軍技術研究所からの依頼、もしくは陶器（炆器）が地雷薬匣として有望視されていることを何らかのついでで知り、適当な条件を備えた生産地として名乗りをあげたと見るべきであろう。

また、陸軍が信楽に着目した理由のひとつとして、滋賀県陶磁試験場の存在が大きく影響しているものと思われる。研究機関が産地の近くに存在している方が、より精度の高い製品を生産するのに好条件であろう。同試験場は昭和3年5月に創立され、「滋賀県下及び信楽地区の陶磁器工業の研究指導」¹⁰を行い、今日でも組織変更が行われながらもその業務を継続している機関である。地雷薬匣製造に関しては、おそらく試作段階から技術指導等に関係していたと推察され、昭和19年6月には「地雷薬匣製坯土工程図」「地雷薬匣製造工程図」（次項に掲載）を作成し、更に陸軍へ提出されている。この史料は地雷薬匣の製造工程を「三式地雷薬匣仕様書」に基づき陶土の段階から解説したものであり、この頃から工程管理が必要なほど生産の本格化を見込み、作業が現場レベルに至る準備を行っていたことを示している。無論単に図面化しただけでなく、これらの工程が確立するには試験場の「研究指導」があったであろうことは想像に難くない。

4.2 信楽以外の生産地

1) 丹波立杭

信楽と同じく六古窯のひとつである、兵庫県の丹波立杭においても地雷薬匣は生産されていた。丹波では昭和の初頭には「菊や朝顔などの植木鉢等が急増し、これが製品の主力」であったが、「陸軍省や化学工業会社からの需要があり、昭和 14 年ごろから硫酸ビンが大量に生産」¹¹されるようになった。戦争の末期には、「戦争に直結する製品の製造を命じられて摂丹兵器製作所が設置されることとなり、軍需工場として陶製の地雷薬莖〔薬匣〕を製造」¹²するようになる。

摂丹兵器製作所とは、昭和 12 年に結成された丹波陶器工業組合とは別に、昭和 20 年になって設置された組織¹³であり、丹波の国と摂津の国から一字ずつ取り命名された組合組織である。このふたつの組織の関係は明らかではないが、全業者が加入する丹波陶器工業組合に対して、摂丹兵器製作所にもすべての業者が携わったと思われる。¹⁴昭和 14 年 10 月末日現在、丹波陶器工業組合には 61 業者が加盟していたが（史料 4）、昭和 17 年以降実施された企業整備は少なからず影響していたはずである。ここでも戦争末期には軍需品生産に大きな比重が占められるようになった。

2) 有田

九州における主要陶磁器産地である佐賀県有田地方でも「爆弾」、「毒ガス弾、それと手榴弾、地雷、それから戦車用の目つぶし弾、最後には迫撃砲の無撃針雷管」が生産され、地雷については「これはたくさんこしらえていません。これは五〇万個ほどこしらえておさめました」¹⁵という証言がある。この中には後年になり証言者が回想して描いた図が「清水さんが陶磁器で作った兵器の図面」として掲載されている。これを参照する限りでは「三式地雷薬匣」と形状が異なるもので、果たして有田において生産されていた陶製地雷が、「三式地雷薬匣」であるかは確証を得ない。

5. 信楽に関する史料

5.1 信楽町への視察記録

前項で見たように、信楽は陶製地雷の試験段階から開発側と深い関わりがあったものと思われる。その関係の一端を示す史料として「信楽町（三式地雷薬匣）視察記録」なる文書が残されている。これは、昭和19年4月20日から22日にかけて2名の陸軍担当者が信楽を視察した際の記録である。この日付に着目すると、第3回試験が行われたのが3月14日から20日、実用に適するという判決等の内容の「三式地雷研究中間報告」が出されたのが4月5日の直後である。内容は、信楽の概要から、地雷製造にあたっての具体的製法、素地の配合表にまで及んでおり、三式地雷生産の様相をあらわすものとして極めて史料価値が高い。以下に翻刻を示す。

図3-15：「信楽町（三式地雷薬匣）視察記録」表紙

信楽町（三式地雷薬匣）視察記録

一. 信楽町視察ノ目的

三式地雷薬匣ノ製作状況、設備等ヲ実地ニ視察シ設計ノ試料ヲ得ルト共ニ、第一回整備ニ対スル技術指導ヲ実施スルニ在リ。

二. 出張ノ期日、場所、及出張員

自 昭和十九年四月二十日 滋賀県甲賀郡信楽町

至 昭和十九年四月二十二日

陸軍兵技中尉 伊藤忠夫

陸軍技手 小宮山弘*1

三. 信楽町ノ沿革

(一)場所 滋賀県甲賀郡信楽町、長野

(二)交通 草津線（東海道線草津、関西本線柘植間）貴生川駅ヨリ省営バスヲ以テ約一時間 *2

以前貴生川—信楽間ニハ鉄道通ジオリタルモ、目下休止

線路ハ旧ノ俣存置シアリ

(三)気象 海拔約三〇〇米、周囲ハ山ニカコマレアリテ、気温低ク冬季ニアリテハ零下15度ニ低下ス

雪ハ多カラズ空気清澄ナリ

(四)地形 盆地ニシテ、中央ヲ小流流ル、琵琶湖ニ注グ

信楽町ハ数多ノ字ニ分レ、細長ク分離シテ聚落ヲナス

山ハ粘土質長石質 松、雑木多ク炆器焼成ノ燃料ハ殆ンド無尽蔵ナリ

(五)人口 戸数 約六千人 約一千戸

(六)産業 主トシテ 従来火鉢、耐酸炆器（大型）コンロ花瓶等ノ製作ニ従事シ 居レリ
秋季ハ松茸ヲ産ス

(七)人情 人情濃ヤカニシテ美ナリ

(八)将来ノ動向 窯業関係者ハ目下企業整備ニ依リ数箇ノ有限会社ヲ編成シ陶製武器振興会ナル奉仕団体ヲ組織シ主トシテ兵器ノ製作ヲ以テ生業ヲ建ツベク努力シツ、アリ三式地雷ノ製作ヲ機トシ一大轉換ヲナサントス

(九)主要ナル人々

町長 大平新助

陶製武器振興会長 奥田鉦太郎

滋賀県立窯業試験場長 高野 忠

信楽警察署長 斎藤修治

陸軍中尉 嶋田祐雄

陶製武器振興会 加藤貞蔵

四. 信楽窯業製品ノ概要

坩器製品ノ特長就中信楽土ノ特長ハ大型及手ノ込ンダ巧妙ナル製品ヲ製作シ得ルコトニシテ、例ヘバ 3000 立入耐酸坩器、水冷蛇管（ジャケット）、大皿、ガスバーナー、ガスコンロ、水ポンプ等モ大シタ技術ヲ要セズシテ製作シ得

土 附近山麓ヨリ非常ニ良質ノ粘土ヲ産ス 京都（九谷焼）等ヘモ移出ス

長石ハ信楽南側山中ニ良質ノモノヲ産ス 地雷薬匡ニ配合シ準磁器程度ノモノヲ製作シ得

窯 登窯、室数 12～13、大型ノモノナリ

登窯ノホカニ大型坩器焼成ノタメ角窯（石炭窯）ヲ若干有ス*3

型 石膏型ヲ用フ、製作ハ機械ロクロ、石膏型、ジッガーヲ用フ

地雷ノ製作ニハ試験場ニ石膏原型ヲ保管シ、各会社ニ小型ヲ配分シ、正確ヲ期ス*4

型ハ二ケノ割型ニシテ数十回ノ使用ニヨリ不良トナリタルモノハ石膏会社ニ還送シ再製ス *5

図 3-16：石膏型

図 3-17：機械ロクロ

成型乾燥 石膏型ニヨリ成形セル土ハ自然乾燥ノノチ（数時間）型ヨリ取出シ天日又ハ乾燥

室（練炭使用）ニヨリ乾燥ス（6～10 日）

此ノ間温度及湿度ハ成ル可ク一定ニ保持ス

離脱ノ際特ニロヲ毀損セシメザル様注意ス

仕上 型ヨリ取出シタル直後、外面ヲ革又ハセルロイド片等ヲ以テ摩擦シ気泡等ヲ存在セシメザル様仕上ス*6

焼成 乾燥セル薬匡ハ匣鉢（サヤ）ニーケ宛収納シ窯積ミヲナシ予熱セル後、S K10～11*7 ニテ完全ニ焼キシマル迄焼成ス

焼成技術ハ最モ困難ナルモノニシテ松マキハ手ヲ以テ投入シ眼ヲ以テ温度ヲ調節ス

図 3-18 : 登窯

図 3-19 : 匣鉢

図 3-20 : 窯入口*8

焼成時間ハ 1~2 日

仕上、完成 窯出シセルモノハ寸法ヲ檢シロの小サキモノハグラインダー (アランダム)

ヲ以テ仕上ス*9

五. 其ノ他炔器ニ関スル資料

1. 信楽土組成

珪酸	56.52	石灰	0.52	曹達	1.57
アルミナ	28.74	マグネシア	0.17	灼熱減量	8.68
酸化第二鉄	1.36	加里	2.24	計	99.80

2. 来待石釉

来待石ヲ主成分トスル釉

例 来待石 80 土灰 20 (SK8*10、鳥取県商工奨励館)

来待釉ハ信楽炔器ニ最モ良ク適合セルモノトス

3. 炔器ノ種類

耐酸炔器

家具及台所用炔器

装飾用炔器

諸炔器

六. 三式地雷素地土標準配合表

調合比

三種 三種以上混合陶土簾土 85% 「80%〔朱書〕」

長石細磨物（沈殿シ難キ迄ニボールミルニテ細磨セルモノ）15% 「20%〔朱書〕」

泥漿

乾燥粉末土 55% 水 45%

乾燥長石粉 65% 水 35%

泥漿一升目方

陶土、乾燥陶土粉 386 匁、水 316 匁 702 匁

長石、乾燥長石粉 524 匁、水 275 匁 799 匁〔799 の誤り〕

泥漿混合比

陶土 1,000

「1,000〔朱書〕」 杯〔坏〕土製産量 6003 匁

長石 133

「167〔朱書〕」

粉末調合

陶土、細粉末 80 目通過程度 1,000 貫

長石、細粉末 全上 210 匁

（ボールミルニテ細磨セルモノ）

但シ右使用陶土ハ耐火度 28 番程度トス

註

青*11 ト赤トノ区分ハ調合比ヲ変化セシムルコトニ依リ収縮率ヲ變へ、窯中ニテ焼成スル際ノ開キヲ成ル可ク一定セシメントスルモノトス

七. 金属材料ト陶磁器材料トノ比較表（表 3-1）

註

*1 「兵技中尉」は、昭和 15 年 9 月の陸軍官制改正で「技術部」が新設されたのに伴ないできた階級で、通常は陸軍士官学校出身者ではなく大学等出身者が任官した。昭和 19 年 7 月からは「技術中尉」となった。「技手」とは判任官（軍人で言うと下士官）の軍属である。

*2 省営バス（後の国鉄バス）は昭和 18 年 9 月に開通した。

*3 「特に大きな醸造用、化学工業用耐酸タンクを焼くには登り窯では焼成困難なため、平地窯を築き、間口の広いものにして大きな壺を出し入れしやすいようにした」（『しがらきやきものむかし話』P67）また丹波では「独特の登窯で焼成 50m に及ぶ長さ 8 室」があり、「当時登窯以外はない」（大上亨、2002 年 1 月 4 日付筆者宛書簡）

図 3-21：丹波に現存する登窯

丹波立杭焼・大熊窯。窯元の大上亨によれば、この登窯でも当時地雷薬匡を焼成していたという。 2002 年撮影

*4 試験場の生産管理の様子が強く察せられる。「小型」は「元型」のことであろうか。なお、丹波においては当時試験場および石膏型業者はなく、型は「各個人でと思う」（前掲、大上書簡）

*5 「二ケノ割型」とは上下の割型を指し、別々に坏土を成形した後に接合したと思われる。現存する地雷薬匡にも接合した痕跡が認められる。

*6 丹波では「ケリロクロで布やセルロイド片などにより仕上げ」（前掲、大上書簡）磨いた。信楽においても、仕上げは蹴ろくろを使用していたと思われる。

*7 1300～1320℃

*8 信楽では、前述の平地窯には「ゼーゲル錐」が用いられていた。（『しがらきやきもの

むかし話』P67) この図によれば、登窯にも用いられていたようである。丹波では「温度計はなく、眼と勘で温度を調整、決めていた」(前述、大上書簡)

*9 信管座を装着する部分であり、水密上の問題とも関わってくるので、厳密に寸法規格を揃えたようで、「これには時間と手間を要していた」(前述、大上書簡)

*10 1250℃

*11 本史料は青インキを用いて書かれているので、注記の部分以外はすべて「青」に該当する。

5.2 滋賀県立窯業試験場作成の工程図

前項で触れた「地雷薬匣製坏土工程図」および「地雷薬匣製造工程図」と題された工程図を以下に示す。このふたつの図面は、1枚の青焼図に併記されているものである。その青焼図の左下には「滋賀県立窯業試験場」ゴム印および朱印が捺されており、「昭和19年6月」の日付があう。研究原簿中の「信楽町(三式地雷薬匣)視察記録」と一緒に綴られていることから、4月の信楽視察後に陸軍の求めによって作成されたものと推察される。

図3-22:「地雷薬匣製坏土工程図」

図3-23:「地雷薬匣製造工程図」

6. 生産地の条件

6.1 信楽と丹波に共通する条件

この他の陶磁器産地でも「三式地雷薬匣」が生産されていた可能性はあるが、残念ながら現段階では信楽と丹波のみが生産地として確認されたに留まる。信楽と丹波の2ヶ所では「信楽町(三式地雷薬匣)視察記録」註において指摘したとおり、生産形態・規模等に相当の差異があり、単純な比較は難しい。しかし、今後も継続して生産地の調査を行うにあたり、更に生産の可能性をこの両地方に共通する要因から推察するならば、以下の条件があげら

れよう。

1) 石膏型による機械ろくろの使用

業者の多くが伝統的な蹴ろくろ生産から、石膏型と機械ろくろの技術を習得し、設備投資を行い、同型の製品を大量生産が可能であったこと。信楽では「おそらく、明治三十六年開設の、模範工場」¹⁶から採り入れ、丹波では昭和7年¹⁷から導入された。

2) 耐水性に優れた製品を生産

従来から炆器製の工業用耐酸容器が作られていたこと。又は、全般的に焼成窯等、耐酸容器生産の条件が整っていたこと。既に第1回試験から、炸薬による薬缶の変質に関連して、陶器の持つ高い耐酸度は着目されていた。信楽・丹波共に近郊で炆器粘土を産出し、地雷薬缶には来待釉を使用していた。来待釉は島根県等で産出される来待石を材料とした釉薬で、水分が浸透しにくい特徴を持つ。

また、各地で形態は異なるが、陶製兵器の生産が本格化するとともに、従来あった工業組合とは別の団体が発足した点も共通する。信楽の「陶製武器振興会」は組合傘下の奉仕団体として、丹波の「摂丹兵器製作所」は組合組織として、有田でも昭和19年7月「日本兵器窯業株式会社」が従来あった会社組織から移行する形で創設された。これは結果として、生産を受け入れるための受け入れ態勢でとなった。

6.2 生産地決定に関する当時の状況

以上の条件のみならず、様々な要件、地方の事情等により選定されたのであろうが、どのような経緯で最終的に生産地の決定がなされたかの判断の材料を持たない。工業生産に必要な耐酸炆器は、日中戦争勃発以降の軍需工業の活発化とともにその需要も増加し、上記2ヶ所を含めた全国の耐酸容器生産地では、他の民需品生産を縮小してそれらの生産を拡大していった。

一方、次第に強まる戦時体制下の陶磁器業界は、輸出の停滞、原料・燃料統制等により、大きな困難に直面していた。昭和16年10月の「陶磁器工業整備要綱」によって企業整備が実施されたことにより、整備後の昭和19年3月には陶磁器工業者は3分の1にまで激減したといった状況下でもあった。生産の現場では、「陶磁器業者の中には戦局の進展に伴ない、企業整備命令を待たずして、既に生産を転換している者も少なくなく、又、企業整備後でも、陶磁器の生産に見切りをつけ、他へ変わっていったものもある。」¹⁸との有様であった。また、昭和19年中頃からは、ロ号兵器と呼ばれたロケット用過酸化水素水容器の製造に全国から、耐酸磁器に製造経験のあるメーカーが参加する事になった。

そのような全国の陶磁器産地の状況下、日陶連の計画外製品として新たに地雷薬匣の生産を割り込ませる余地が多くあったとは思えない。「信楽町(三式地雷薬匣)視察記録」の中で、「松、雑木多ク炆器焼成ノ燃料ハ殆ンド無尽蔵ナリ」と記されているのは、石炭窯であれば燃料の手配の必要があるが、近隣から調達できる薪であれば陸軍としても発注しやすい条件のひとつであったことは想像できる。本州の主要陶磁器産地の燃料不足は相当深刻であり、その中であえて近隣で燃料を調達できる登り窯を用いて焼成することが可能な信楽に着目したのは、順当な選択であったであろう。丹波についても同様の要件を兼ねそなえていると言える。

試作段階から密接な関係があった信楽以外では、昭和19年10月に審査終了報告が出された後に仕様書等が調整され、それを元にして生産が開始されたのではないかと推察するが、その確たる根拠を持たない。

6.3 信楽の戦後の伝聞記事

昭和32年9月発行の雑誌に、信楽の地雷について読み物風記事としてまとめられたものがある。その中にも同地における地雷生産の様相が記されている。『信楽町(三式地雷薬匣)視察記録』にも信楽の「主要ナル人々」のひとりとして名前があがっている「陶製武器振興会 加藤貞蔵」が、陸軍からの注文が信楽に届いた直後の行動として以下のようにある。¹⁹

軍の関係機関を駆けまわって細かい打合せを行ったあと信楽焼の各カマ元に軍の意向を伝え、いよいよ地雷製造に本腰を入れることになった。

追いかけて陸軍から百二十万円の第一次前渡金が届いた。地雷一個の定価を六円五十銭ときめたから十八万五千個分である。いまの三億円にあたる金である。

二十四軒の大きなカマ元が地雷製造に加わることを申し合せ、「信楽陶製武器振興会」を結成した。

5.1 項で考察したとおり、第3回試験が行われた昭和19年3月14日から20日の約1ヶ月後に信楽を陸軍担当者が視察した際に、既に「陶製武器振興会」の名称が記述されている。上記の伝聞を信ずるならば、第3回試験後の早い段階で生産開始の決定が産地に伝えられ、早急に製造受け入れ態勢である組織づくりを行ったということである。

7. 生産の様相

7.1 信楽における状況

生産の支え手である男子の出征や応徴（徴用にとられること）が相次ぎ、学徒、高齢者や婦女子の手に委ねられて生産が続けられた。

学徒勤労働員は、日中戦争勃発直後から勤労奉仕という形態で行われてきたが、戦争の進展とともに徐々に強化されてきた。特に昭和19年に入ってからはその度合いを深め、8月23日「学徒勤労令」（勅令第五一八号）が公布・施行されてからは、中等学校1年生以上および国民学校高等科児童を1年間継続して勤労働員に就かせることが可能となり、翌20年3月「決戦教育措置要綱」（閣議決定）では4月1日よりの1年間、中等学校以上の学校は原則として授業を停止し動員に専念することとなった。信楽における状況を以下にあげる。

20

働き手となる青壮年は応召して町にいない。そこで労力を学徒に求めることにし、大政翼賛会などを通じて甲賀、栗太の小中学校から約千人を動員した。

学徒たちは町の集会所やお寺に分宿し、朝七時から日没まで、日ノ丸の鉢巻をしめて原土採掘、燃料伐採、割木わり、製品の運搬、果ては道路工事まで幼い手に血豆をつくって働いた。厳冬の朝、三重県境の燃料伐採場から割木を運ぶ道が積雪で通れなくなったとき、この三里の道を五百人に小学生が僅か半日で除雪したこともある。

この記述からは、近隣地域から集められた学徒が地雷製造作業のあらゆる現場において従事していたことが推察される。

7.2 信楽における聞き取り調査

信楽において、実際に地雷生産に従事したという聞き取り調査を筆者自身で行うことができた。それは平成14年9月に滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場を訪問した際、面会した同試験場の元職員、松本源治から得られた証言である。

松本は彦根の国民学校高等科に在学していたが、昭和19年11月末に信楽国民学校へ転校してきた。そこから勤労働員で町内の製陶所へ行くことになったのであった。既に地雷は大量生産段階に入っており、製造しているのが地雷の容器であることは知っており、その器物についても「じらい」と呼んでいたという。

信楽国民学校高等科男子の40～50人は、町内の丸伊製陶へ動員された。丸伊の兄弟会社である丸達製陶へは、女子児童が動員された。丸伊製陶には登り窯が2基あり、それぞれを素焼と本焼に使い分けていた。製造された地雷は、表に積み上げてあったという。

ここでの作業は当初型抜き、乾燥であったが、後には焼成後の仕上げ作業にあたった。それは、信管との接合部分のカンナ掛けであった。国民学校高等科児童は、現在の中学生に相当する年代だが、実家が製陶業の者は機械ろくろを用いての成形作業にも従事していた。登り窯による焼成の際には、サヤ（匣鉢）を用いず、器物の上面に土団子3つくらいを積み重ね、くつつくことを防いだという。

当時の給与（報償金）は、1人当たり1ヶ月30円程度であった。このうち5円ずつを学

校へ寄付する形をとり、そのお金を積み立てて工作室建設の資金にしたという。

7.3 丹波における状況

丹波でも地雷薬匡生産に際しては「勤労働員学徒や女子もかり出された」²¹といった状況であり、信楽と同様に労働者不足の状況で生産が実施されていたと思われる。また、当時生産に従事していた陶工からも「石こうの型枠に土を入れてな。上下別々に作り、それを一つに合わせる。1日100個くらい作った」という証言が残されている。²²

7.4 地雷生産を担った生産地の意図

戦争末期の全国の陶磁器生産地においては、困難な様相が随所に見られた。当時の状況は、電磁器や工業品を作っていた者は、その俤、その業の拡充を図ることによって経営を一層進展させればよかったが、生活用品を主力とする業者は、前述の如き転換や陶磁器とは別の他の軍需産業の下請に工場ぐるみ、身を投ずるものも少なくなかった。²³ といった状況であった。

信楽においても先に引用した昭和32年の雑誌記事には、「昭和十八年の秋、信楽の町は主産業の製陶業を軍部から不要不急ときめつけられ、何か大量の軍需陶器の注文を受けぬ限り、千三百年の伝統をもつ陶器づくりは滅びてしまうという瀬戸ぎわに立っていた」という状況であったという。また、陶製武器振興会の加藤は、「地雷製造をはじめた本当の狙いは、遊休施設だから供出せよと命じられた工場施設を残したいところにあった」と回想している。²⁴

そのような危機的状況の中での地雷薬匡生産については、軍命によって強制されたというよりは、「兵器ノ製作ヲ以テ生業ヲ建ツベク努力シツ、アリ 三式地雷ノ製作ヲ機トシ一大転換ヲナサントス」(前掲「信楽町(三式地雷薬匡)視察記録」といった思いだったというのが正鵠を射ていよう。そこには、陶磁器産地にとって不利な状況が続くなか、「やきもので戦争に尽くすことができれば」²⁵又は「何か軍需に役立つもの」²⁶という戦時中の率直

な心境、又は、原料・燃料等に有利な条件を得られる軍需品生産へ転換することにより、なんとかして窯の火を絶やすまいとする執念が感じられる。

戦争後半の信楽では、このように従来生産されていた耐酸容器に加え、地雷や手榴弾といった兵器生産も加わることとなった。軍需品生産に重点が置かれることとなった結果、「一時伝統的な火鉢の生産もほとんど停止の状態」²⁷にまで至った。

このような陶磁器産業の現状とは別に、攻撃兵器本体が金属又は機械工業以外の生産手段に委ねられる例は稀有な事例であろう。

8. 伝世品の検討

冒頭で述べたように、今日においても地雷薬匣は多量に遺されており、それに着目しての考古学な展示も行われている。²⁸ 伝世品の個体差についての詳細な比較検討は本論の目的とするところではないが、特徴的な製品についていくつか触れる。

8.1 地雷薬匣（大）

伝世品として各地に残る地雷薬匣は「小」（直径 22cm）のみで、筆者の知り得る限り「大」（直径 27cm）については、滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場が所蔵する 1 点のみを確認している。²⁹ これは先に述べたように、昭和 19 年 3 月の第 3 回試験に際して試作されたものと推察される。

寸法は直径 27.0 cm、高 8.7 cm であり、底面には施釉されておらず素地がむき出しとなっている点の特徴である。また、底面には漢字の「富」の刻字がされているが、これは信楽の国富産業有限会社の印であると思われる。³⁰

図 3-24・3-25：地雷薬匣（大）、および底面

滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場蔵

8.2 製造途中の地雷薬匣

『信楽町（三式地雷薬匣）視察記録』「四．信楽窯業製品ノ概要」のなかではなぜか省略されているが、「地雷薬匣製造工程図」（図 3-23）のように、その製造工程においては素地の成形乾燥後に素焼され、施釉後に本焼、仕上という順序をたどる。伝世品のほとんどは完成品であるが、ごく例外的に製造途中の施釉前の素焼段階ものも残されている。

図 3-26：素焼の地雷薬匣（小）

本焼きによって焼き締まるため、素焼段階では寸法が若干大きく、直径 23.5 cm である。側面には「信 19」の刻字がされている。製品が石膏型から取り出されて、乾燥される間の生乾の時に捺されたものである。

8.4 丹波における製品

伝世品のほとんどは、製品に残る刻字から信楽で製造されたものだと推察される。信楽の他に製造が確認された数少ない事例を紹介する。丹波立杭焼・大熊窯を営む大上亨が所蔵していたもので、近隣の山中で遺棄されていたものを採集したとのことである。（図 3-27・3-28）

寸法は直径 22 cm、高さ約 10 cm と信楽製品と相違はなく、産地は異なれど仕様書どおりに製造されていたことが判明される。また、外面には文字や数字の標示がされていない。

信楽製品との異なる特徴は、施釉していない素地が黒味を帯びていることである。これは丹波焼で用いられる、山で採取する粘土と田からの黒土による陶土に由来している。伝世品の信管取付け部の施釉されていない部分、および底面には破損断面からも信楽製品との色調の違いがよくわかる。

図 3-27・3-28：丹波における伝世品の地雷薬匣（小）、および底面 大上亨蔵

9. 三式地雷薬匣製造に関する統括

9.1 生産された品種

丹波において生産されていたのは「直径 22 センチメートル、高さ約 10 センチメートルの扁平筒状容器」³¹で、「製作は 1 種類のみ」との証言³²を得ている。このことや信楽製品の伝世品の状況からも、第 3 回試験において野戦用地雷として運搬、取扱、敷設等が容易である小型地雷が適当だと判定されたとおり、実際に生産されたのは「小」のみであったことが裏付けられる。

瀬戸市歴史民俗資料館（現・瀬戸蔵ミュージアム）が所蔵する地雷薬匣 2 ケを実測したところ、直径 22.2cm と 22.4cm のものがあり、この差は、前掲『三式地雷薬匣仕様書』第九条中に「但シ薬匣口ヲ除キ焼成ノ際主ジタル僅ナル汚損又ハ些少ナル外形ノ変歪等ハ差支ヘナキモノトス」にある誤差の範囲内と考えられる。

9.2 代用品であるか

以上で考察した研究開発の経緯から見ると、「三式地雷薬匣」はいくつかの要件が設定された通常兵器の一部として開発が推進されたものである。たしかに既述のとおり、第 1 回試験時に用意された各種材質中、鋼以外のものは代用素材との認識が部内に存在したようであるが、それぞれの持つ特性を吟味した上で炔器製と決定されており、いわゆる戦時代用品に見られるように、単に地雷本体を覆う金属材料の不足から安易に炔器製にとって代わられたものではない。

昭和 19 年 4 月「三式地雷研究中間報告」、および同年 8 月「三式地雷研究報告」には、第 1 回試験を実施した結果として「地雷薬匣ハ対地雷探知機、及資源的見地ヨリ金属製以外ノモノニシテ取扱容易ナル硬質磁器、プラスチック等トスルヲ要シ」（両史料とも同文）とされている。地雷探知機の使用を想定された非金属素材製の地雷は第二次世界大戦中には外国でも実用化されており³³、その対策的措置として材質選定が行われたことが明記され

ている。また、両報告には第3回試験の実施結果として「炆器ハ地雷薬匡トシテ防水機能良好、資源豊富ニシテ代用材料中最モ適當」(同文)とも明記されている。「代用材料」との表現は、これまでたどってきた「爆火 地雷(其ノ一) 研究原簿」中の試験計画、要報、説明書等で他では一切用いられておらず、この史料のみに確認される。

このような経緯からして、本地雷の完成時に果たして陸軍部内において代用兵器との認識がどの程度あったかと言え、筆者はそれほど高い比率で存在し得なかったと推測する。結果的にみても、

- ①資源性(豊富に埋蔵する陶土)
- ②生産性(既存の生産設備を使用)
- ③実用性(爆風効果、防水性、非鉄金属であること)

といった要素のバランスが非常によくとれており、金属製に比して重量があることと強度の点で劣ることを考慮しても、兵器としての実用に十分耐えるものであった。筆者は「陶製地雷」に対する一般的な先入観である、資源に乏しい日本が戦争末期に窮して生み出された代用兵器、といったものとは程遠いものであることを強調したい。

9.3 「本土決戦用兵器」としての使用

研究着手の時期には、まだ日本国内が戦場となる「本土決戦」は想定されていなかった。「本土の対上陸作戦が切実化したのは、戦局の焦点が本土近くの中部太平洋に移った昭和十九年二月以降」³⁴であり、以降本土防衛が計画的に進められ、特に沿岸防衛用等の使用が見込まれるなど具体的対策が次第に強化されてゆくのと同時に、各陶磁器産地において地雷薬匡生産が督励されていったのであろう。結果的には「本土決戦用兵器」としての性質を深めていったが、開発当初から本土決戦を企図とした兵器ではなかったと断言できる。

「三式地雷」がどのように炸薬の充填等を行い兵器として整備され、配備・使用されたかについては更なる調査の上、次稿に譲ることとし、ここでは以下の史料を示すに留める。

昭和20年2月11日に創設された第12方面軍は、東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨、茨

城、栃木、群馬、長野の各県および静岡県富士川以東の地域を含む広大な作戦地域を担当したが、同司令官が4月29日に下達した沿岸配備兵団用作戦資材の交付命令中にある「弾薬会戦補給率」（1回の大規模戦闘で使用が想定される弾薬量を示したもの）には、「対戦車用資材」として「三式地雷」の名称がみて取れる。³⁵ ちなみに「一師団分」は「3,000」で、第12方面軍隷下の沿岸配備兵団に交付されるのは、合計24,000個である。³⁶ 断片的ではあるが、「三式地雷」が実際に陸軍文書中に明記されていることは、各陶磁器産地において生産された地雷薬匣が兵器として完成していて、実際にかんりの数量が配備されていたことを示す重要な根拠である。

9.4 生産数の推移

これまで見てきたように、少なくとも2ヶ所以上の陶磁器産地において生産された地雷薬匣であるが、いま一度これまで述べてきた地雷開発の時間的経過について取りまとめてみたい。

昭和18年8月 研究着手

11月 第1回試験

昭和19年1月 第2回試験

3月 第3回試験

4月 「三式地雷研究中間報告」提出、応急整備用の仕様書の調整、信楽町視察

6月 滋賀県立窯業試験場、工程図作成

5月 「三式地雷三式地雷信管取扱説明書」の調整

8月 陸軍兵器行政本部からの通報により研究終了

10月 「三式地雷審査終了報告」

この時系列な経過を念頭において、地雷製造数の生産規模を示す史料を検討したい。史料は防衛省防衛研究所が所蔵する兵器生産状況調査表であり、昭和16年から終戦に至る兵器

生産状況を一覧表としたものであるが、この中に「三式地雷」の項目を見出すことができる。

³⁷ この史料に作成の経緯は記されていないが、昭和 20 年 8 月分の項目を含んでいることから、終戦後、連合軍の調査要望に応じて作成されたと思われる。(表 3-2)

それによれば、最初に地雷の生産数が明記されるのは昭和 19 年 8 月であり、数量「700」となっている。これは応急整備用の仕様書が調整された約 4 ヶ月後、研究終了された月である。また、信楽においては滋賀県立窯業試験場が坏土と製造の工程図を作成して 2 ヶ月後でもある。翌月から生産数は急上昇し、10 月には「60,000」に至った。10 月は「三式地雷審査終了報告」が提出され正式に研究が終了した月であるが、そのとき生産地では既に本格的生産体制が軌道に乗っていたということである。生産数は同様に推移し、翌 20 年 2 月には「70,000」に達した。ところが 3 月から減少に向かい、6 月から 8 月は「0」となっている。総計では、昭和 19 年(9~12 月)に 210,000 個、昭和 20 年(1~5 月)に 155,000 個、合計 365,000 個が生産されたとされている。

なぜ戦争の最後期である昭和 20 年 6 月以降に生産が中止されたか、ここでは史料の数量の提示にとどめるが、推察するひとつのヒントとして類似の事例を紹介する。地雷と同様に、陶磁器で製造された兵器として手榴弾がある。手榴弾は名古屋、瀬戸、有田、備前、京都等で生産されており、信楽においても確認されている。その生産を手掛けていた一社である瀬栄陶器に対しては、昭和 20 年 6 月、軍から生産中止の命令があったという。³⁸ それは「破壊力が予期したほど強くなかったとも言われ、また軍が、本品を処置する能力を失ったとも見られた」とされており、単純に比較はできないものの、本土空襲が激化した戦争末期においては生産資材の確保や輸送、工場稼働がままならない状況であり、地雷薬匠に対しても同様の可能性は十分に考えられる。

表 3-2：三式地雷の月別生産数

10. おわりに

10.1 終戦後の状況

終戦後、生産各地では「戦時中に造った軍需的なものはおいてるとアメリカ兵が上陸してくると戦犯にかかるということが流れ」³⁹、「一つ残らず割ってしまえと命令を受け、土中深く埋め込まれた」⁴⁰などとして、完成していた薬缶を破棄した。また兵器として完成・配備されていたものも、膨大な他の兵器・弾薬と共に処分されたであろう。

地雷炸薬の充填工場であった、浅野カーリット埼玉工場近くでは、終戦時に遺棄されたとされる薬缶が完形、破片を含めて多く残されている。工場は現在の川越東高校に隣接した場所に所在していた。そのため、川越市内の農家では、花壇の土止めとして使われていた例もあった。⁴¹ また同工場では、「終戦後の物資不足の時、この陶製地雷の危険箇所をはずしたあと、工場が所在していた南古谷（現川越市）や近隣の東大久保（現富士見市）などの各家に払い下げられる。これを各家庭で湯タンポなどに再利用していた」⁴²ということも行われるなど、かつての兵器が民生品として使用された例もあった。

10.2 陶磁器産業における位置づけ

陶製地雷の生産が本格化した昭和19年後半の陶磁器産業は、第2章8項で考察したとおり、業界全体としても個々の業者としても危機的状況にあった。企業整備の実施後、昭和19年3月に日本陶磁器工業組合連合会は全国陶磁器統制組合（全陶統）に編成替えを行った。長らくの自治統制に終止符を打ち、国策遂行の協力機関としての発足でもあった。全陶統は生産の配給および配給の一元的機関として、国家的要望に基づく軍需に関連を持つ工業用品や生活用品等の計画生産を行ったが、一方で政府の指示による工業用陶磁器および軍用の特殊陶器の生産増強を督励した。⁴³ 全陶統の発足と同時に日本生活用品陶磁器配給統制株式会社と日本工業陶磁器配給統制株式会社が設立され、全国の生産から配給までを統御する立場にあった。

そのような組織が形成された一方で、「防衛食器や、手榴弾、或いは呂号用陶磁器は、その納入先が少数特定者（軍又はその指定先）に限定されていたので、配給統制会社を経由す

る必要なしとの見地から、統制会社が中間に介入しなかった」⁴⁴という状況であった。更には「もうこの頃になると、政府の作った配給機構なども、軍の一係官の都合で勝手に無視されることも多く」⁴⁵見られたという。地雷製作についても同様の状況であったことは察せられ、戦争末期の困難な状況下における軍の権力の大きさを強く感じることができる。

信楽と丹波における生産事例から見ても、この時期に資材や労力を集中して単一製品を大量生産した地域、業者は数少ないと思われる。また、それほどの特殊技術を要さず、従来の生產品目の応用によった点も特異に感じられる。陶磁器産業の維持という点に関しては、戦時下において突如としてあらわれた地雷という器物の生産に集中したことによって、結果として困難な状況を乗り切ったという側面も否定できないであろう。

現在でも世界各地で見られる地雷による民間人被害の悲劇が、あと数ヶ月戦争終結が遅れていたならば、この「三式地雷」によって日本の随所で起こった可能性は十分にあり、結果としてそのような事態に至らなかったのは幸運であると言わざるを得ない。

第4章 伝世品に見る戦時下の陶磁器の特徴と傾向

1. はじめに

第2章では、いわゆる統制番号の性質について明らかにした。本章では、その成果を踏まえた展開論として統制番号の標示された伝世品に着目し、製品の地域的な特徴、生産品種、施された技法についての検討を試みるものである。そもそも陶磁器製品は衝撃には弱いものの、劣化や損耗に対しては非常に安定した材質である。土中に埋没した数千年前の考古資料であっても、当時の姿を留めている例も枚挙にいとまがない。統制陶器が製造された昭和16年から昭和21年より既に70年余が経過しているが、各地で散見されるのもその性質によるものである。それゆえ、現在に残る製品（伝世品）を用いての研究が可能となった。

戦時統制下において強大な権限を有した日陶連が、第2章で考察したように日陶連未加盟業者や公定価格非設定品を除き全国すべての産地で生産された製品に統制番号を標示させたということは、結果として昭和15年8月頃から昭和21年頃というわずか6年程という生産時期、および生産地の特定が可能という特異な製品を生み出すこととなったのである。残念ながら今日一覧リストとして伝わっているのは岐陶工連傘下業者のみであり、その他部分的に判明しているのは少数ではあるが、その部分においては個々の生産者まで遡及が可能で、これは日本の陶磁器史上他に類を見ない事象である。

そもそも、陶磁器産地の立地決定においては、陶土、燃料、水、立地といった地元で入手できる要件が必須条件であった。特に磁器生産においては、原料である陶石の安定確保が最大要件であったため、近世前半までは、磁器産地といえば有田等の地方にほぼ限定された。それが近世後半以降の天草陶石の勃興のように、他産地から原料、燃料、資材あるいは職人といった生産要素が他から移入される事例が生じてきた。

また、第一次世界大戦以降は、日本の陶磁器産業の約半分が輸出に向けられるようになると、本来の陶磁器産地立地の要件から外れるものの、移出の便から勃興した産地があらわれてくる。この点に関する代表的な産地としては、名古屋や四日市（万古）があげられる。

両者とも先に提示した陶磁器産地発祥の基本要件をほとんど満たしていないにも関わらず、輸出港立地から大正期以降勃興したと言えよう。

本章における伝世品紹介にあたっては各地の史料をあたり、陶磁器製品が統制下に置かれた時期、もしくは近い時期の業者数、生産規模、製品傾向を示すようにした。また、第2章で紹介した「所属組合及代行機関一覧表」（史料四）の所属組合についてはその組合員数を併記し、統制番号の上限数と比較できるようにした。ただし、この資料は昭和14年10月末現在に日陶連に所属していた組合を記載したものであるため、この時点で未所属組合については明らかではない。また、これまでも取りあげた製造技法についての解説も、改めて製品の写真と対照させることで理解を助けたい。

次項以降で、陶磁器産地ごとに 1) 略史、2) 統制番号の書体や伝世品に見られる工場番号の上限、3) 各製品について紹介する。

2. 岐阜県

2.1 岐阜県陶磁器工業組合連合会の傘下組合

岐阜県の美濃地区における陶磁器工業の発展については、第1章で取りあげたとおりである。統制番号の標示されていた時代には、岐阜県陶磁器工業組合連合会（岐陶工連）の傘下組合として7組合が加盟していた。

昭和6年の岐陶工連発足時の工業組合一覧を以下に示す。（表：4-1）¹

表4-1：岐阜県陶磁器工業組合一覧表

そして、岐陶工連には「昭和十六年三月現在 生産者別標示記号」なるリストが現存しており、その史料を用いた研究成果としての翻刻掲載がされている。²このリストが発見されたことにより、美濃における岐陶工連傘下の生産者と統制番号を一致させられる、現在のところ全国の陶磁器産地において唯一の史料である。また筆者自身の研究としても同リスト

を活用し、伝世品と製造業者を対比させることによって、この時代の美濃における製品傾向を明らかにしようとした。³

本章において美濃地区の製品を紹介するにあたり、各地区における製品傾向を読み解く前提となる岐陶工連の事業活動から解説を行う。

2.2 事業内容

岐陶工連の事業活動として、以下があげられた。⁴

- ① 当時企業の統制
- ② 製品、原材料設備、包装荷造りの検査ならびに検査に関する取り締まり
- ③ 製品の規格統一
- ④ 発明考案権の推奨および保護
- ⑤ 製品の改良および販路の拡張に関する施設
- ⑥ 金融対策
- ⑦ その他組合の目的を達成するのに必要な事業

なかでも最も力がそそがれたのは統制事業であり、生産の調整、生産分野の確定、検査取り締まり、共同販売が懸命に行われた。また所属各組合にあってはその他に共同施設による陶土、釉薬、匣鉢等の製造も主要な事業であった。

具体的には生産割り当てや共同販売によって過当競争や買い叩きを防ぎ、製品ごとに統制品種を定めて一定の効果を上げた。岐陶工連では昭和 7 年 12 月から統制品種が決められ、生産数量、価格を定めて各組合に守らせ、かつ共販を行った。当初は素地に対しての統制であったが、やがて完成品へも拡大していった。岐陶工連は独自に検査員を置き、割当数量以上の生産を監視、検査した。このような地道な事業の積み重ねにより、組合ごとに割り当てられた数量を超過することもなく、統制価格以下での廉売も防止され価格も上昇していった。

2.3 統制品種の割り当てと生産品種傾向

1) 美濃における特徴的生産品目

また、前掲表 4-1 の岐陶工連発足時主要製品が考慮され各組合の統制品種が割り当てられ、特徴的な生産品目の傾向が加速されていった。

組合活動の成果として地域（組合）ごとの生産品種の傾向は、統制番号入り製品と上記を参照すると、いずれの岐阜県下産地にも重複が見られる現象である。それはつまり、昭和 7 年以降の統制品種が昭和 15 年段階になっても維持されているとも言え、岐陶工連において生産の調整、生産分野の確定が成果をあげてこそその証左である。

2) 生産品種の傾向

各製品の傾向としては、一般的に日常使用される飲食器が多く、それも単価の低い大衆向けがほとんどである。これは昭和 17 年の『陶磁器公定価格格付基準』（第 2 章 7 項参照）中の、「和飲食器格付基準」（史料二二）で見たように、飯茶碗であれば岐阜産品は 15 等級のうち 9 級以下に列記されており、全国的に見た場合、自動的に中位以下の製品とされたことを裏付けている。

このような熾烈な価格競争に打ち勝つためには、手工業的な大量生産の実現が必要であり、製土、成形、焼成、絵付といった個々の技術においても常に改良の努力が払われてきたということである。新しい製品や意匠が登場すると多くの業者が模倣することもしばしばで、それは第 5 章で述べる戦時下の陶磁器代用品においてもこの地域での生産が盛んであったことにあらわれている。

3) 生産技法

成形はほとんどが動力ろくろや合わせ型、鑄込み型などで、絵付も簡単な手絵付、ゴム版、銅版、転写等いずれも大量生産に適したものが見られる。

更には同じ統制番号から、同じ窯元で同種の製品を製造、同じ型で絵付が違う、洋食器、国民食器で種類を作っていたことなどが分かる。大正時代から昭和初期にかけて大量に生産された洋食器の伝世品は比較的少ないが、これは輸出に回ったことにより国内の現存が少ないためか、戦中期に輸出先の減少により生産が減じたためかは判然としない。

以下に統制番号から読み取れる製品傾向と産地を一部取りあげる。

2.4 地域的特徴による区分

岐陶工連傘下の各組合では、それぞれに一定の製造傾向が見られる。表1の「主要製品」がそれに該当するが、生産地における聞き取りでもその傾向が裏付けられた。昭和20年代初頭より製陶業に従事していた者によれば、自身の経験的に以下のような産地ごとの代表製品をあげた。⁵ これは、上記表4-1における主要製品とも一致する。

笠原 茶漬（茶漬茶碗）

市之倉 盃

泉 二四煎茶（二寸四分煎茶碗）

肥田 三五（三寸五分皿）

下石 徳利

駄知 井

1) 西南部陶磁器工業組合

笠原、市之倉、多治見、豊岡、小泉の区域を包含している組合である。多治見市の南端、瀬戸との県境に位置する市之倉町は、山間地に位置し交通の便が悪かったため材料が少なく、運搬も容易な盃や小皿等の製品が産出された。特に盃は、全国生産において多くの割合を占めた。

図 4-1・4-2・4-3・4-4 : 茶碗「岐 94」、「岐 103」、「岐 104」、「岐」 105 (多治見市笠原町)

同じ絵柄の 4 つの茶碗だが、統制番号はそれぞれ異なる。笠原の主要製品である並手の茶碗は、単価が低いため同一製品が大量生産される傾向にあった。

この茶碗は同型の素地が石膏型によって複数の業者で製造され、集荷されてから絵付を施したと考えられる。絵付は簡素なゴム印による。石膏型による素地の成形方法はいくつかあるが、これは機械ろくろによるものである。あらかじめ器物の型にした石膏面に陶土を載せ、へらを押し当てて成形する。同一形状の器物を大量生産するのに向いている。

昭和 17 年の「和飲食器格付基準」(史料二二)においても、「愛岐産並」かつ成形法「機械造並」の製品は、15 等級の最低レベルの 14 級又は 15 級に格付されている。


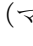
2) 土岐津陶磁器工業組合

土岐津、泉、肥田、明世、小名田の区域を包含している組合である。

図 4-5・4-6 : 小皿「岐 317」(土岐市肥田)

赤絵付の小皿。絵柄の意匠は九谷を模倣していると思われ、ゴム印と手でのダミを併用している。径は 11.2cm であり、「肥田 三五」の「三寸五分皿」(約 10.6cm) にほぼ該当する。

高台底の統制番号の標示を示す。クロム釉(緑)を用いゴム印で押印された絵付印である。表面の文様が、素焼き、本焼きの後に施される上絵付であるのに対し、施釉前の素地の段階(釉下)で行われている。

また、統制番号と併記されて「 (マル許) 27222」の文字が赤絵で表示されている。この「 (マル許)」の標識はすべて上絵付製品に見られるものだが、陶磁器の絵具に鉛が含まれ、人体に対して有害な影響を与える恐れがあったことから上絵付絵具を試験し、合格したものを使用しているとの印であり、昭和 11 年 7 月より標示されたものである。⁶

3) 妻木陶磁器工業組合

土岐津郡の区域を包含している組合である。近隣に蛙目粘土を産出する下石地区では、その粘りを生かした「袋物」と呼ばれた容器（徳利、花瓶、仏具等）の製造が盛んであった。飲食容器は容積が一定でない商品として用が足らず、焼成時に収縮する陶磁器においては成形や焼成の際の技術力が要求された。

図 4-7：徳利「岐 772」（土岐市下石町）

割型の鑄込成形で作られた徳利で、縦に継ぎ目が見える。絵付は銅板転写である。鑄込は、型に流し込んだ泥漿を石膏型の吸水性を利用して成形するため、いくつかの部品を組み合わせて複雑な形状の製品も作ることができた。

4) 駄知陶磁器工業組合

駄知、曾木、鶴里の区域を包含している組合である。駄知の代表的産品としては井が挙げられるが、同様に厚手の皿や土鍋等も多く生産された。

5) 瑞浪陶磁器工業組合

瑞浪、土岐、稲津、釜戸、大湫、日吉の区域を包含している組合である。瑞浪陶磁器工業組合は、瑞浪市南部の陶町に置かれていた。同地は明治時代より輸出用陶磁器の製造が盛んになり、特に陶町には昭和の初めは多くの従業員と生産設備を擁する御三家と呼ばれる大メーカー、曾根製陶所、山五製陶所、金中製陶所が盛業中であった。

2.5 技法的特徴による区分

1) 絵付

陶磁器の絵付は、手描きのものの他に幾とおりの種類がある。特に美濃においては大量

生産向けの日用品生産が多かったことから、安価で効率よい新しい技術が求められ、常に進取されてきた歴史を有している。

図 4-8 : 皿「岐 933」(土岐市駄知町)

紙型摺絵の技法で絵付された製品。もともと布の染色に用いられていた型紙を用いて器面に絵付を行う手法である。和紙を重ねて柿渋で補強したものに文様を彫り、器面に当てて上から筆や刷毛顔料を摺り込むことによって、切り抜かれた部分の文様を付ける。通常、施釉前に施される。

紙型摺絵は江戸時代に始まっているが一時的な中断を経て明治時代に復興し、全国の陶磁器産地で用いられた手法である。美濃においては銅版転写の普及によって大正時代には廃れたとされており、統制番号が標示されている本資料の存在により、昭和前期に至ってもこの技法を用いて製造されていたことが確認される。推察ではあるが、銅版転写技法で用いられる銅板が金属使用制限で使用できなくなり、入手しやすい紙を用いたこの紙型摺絵が戦時下になって復刻した可能性も考えられる。

図 4-9 : 蕎麦猪口「岐 514」(土岐市土岐口)

銅版転写の技法で絵付された蕎麦猪口。矢羽根文は、この器物において明治時代より多く見られる意匠である。銅版転写は、銅板の図柄を器面に転写する手法である。銅版画であるエッチングの技法を転用したもので、防腐剤を塗った銅板に鉄筆で文様を描き、腐食剤に浸し凹版を作り、腐食した部分に顔料をのせて紙を当てプレスして、文様を印刷する。印刷された紙を器面に当て、水を浸たして刷毛又はローラーにより押し付け転写して絵付を行う。通常、施釉前に施される。

戦時期には金属製品が製造制限されたため銅板の入手が難しくなり、この手法を用いた器物の製造は減少したと推察される。

図 4-10： ケーキ皿「岐 707」（土岐市妻木町）

この時期の製品としてはあまり見られない、角皿の洋食器。石版転写の技法を用いて、花の文様が絵付されている。石版転写は、銅板と同様に転写紙に印刷した文様を器物に写し取る技法であるが、銅板がほとんど一色刷であるのに対し、石版を応用すれば通常の印刷と同様に数種類の絵具と版を重ねることによって、複雑な配色が可能であった。銅板が凹版であるのに対し、石版は平板印刷である。

施釉後の器物の表面にニス塗り、転写紙を当てて裏から水分を含ませた海綿（スポンジ）で押さえ、その上をゴムローラーで押し、絵をよく密着させて紙を剥がすと文様は器物に転写される。その後、薄いアンモニア水溶液で洗浄し、余分なニスを除去して乾燥させてから上絵付焼成を行う。

図 4-11： 珈琲碗「岐 522」（土岐市土岐口）

ゴム版絵付によって金魚等の文様が描かれた碗。意匠から輸出向け製品であった可能性もある。ゴム版絵付とは、文様の彫られたゴム印に顔料を付け、器物に捺印する手法である。ゴムの弾力を利用するため、曲面の器物への絵付が可能であった。通常、幾種類かの印を組み合わせて一つの器物への絵付を行った。ゴム印の背には海綿が接着され、手で捺す際に均一に力が加わるようにした。一般に線の部分をゴム版で行い、面の部分は手描きで絵付される。この碗も、金魚の輪郭はゴム版であるが、赤・黒の着色は筆によっている。下絵、上絵のいずれにも用いられる手法である。

銅板又は石版のように製作費に多額の費用を要しないので、安価な大衆品には多く見られる手法である。

2) 素材

図 4-12： 珈琲碗皿「岐 860」（土岐市下石町）

精焙器の製品。精焙器は、不純物の少ない原料を用いて作られる白色ないし淡色の焙器を

指す。淡黄土の素地に化粧土を用いて加飾されることが多く、この碗皿には更にその上に青釉が施されている。

精炔器は磁器以外の秀れたやきもので、原料的にも無尽蔵な原料を使ったやきものを作ろうという発想の元に昭和 3 年に駄知で創出されたものであった。⁷ その後も岐阜県陶磁器試験場では滝呂地区で産出する黄土を用いた研究を進め、更に釉薬の改善、素地の供給体制の整備、意匠の改良等を行い、精炔器と命名して業界へ普及促進を図った。

2.6 銘等から年代が判明する区分

図 4-13：徳利「岐 765」（土岐市下石町）

除隊した兵士が記念品として配ったもの。「大東亜戦争記念」とあることから、日米開戦後の昭和 16 年 12 月以降に製造されたと判明する。

当時、兵士が兵役期間を終えると、除隊記念として兵営近くの記念品を扱う店で買い求める習慣があった。陶磁器製品としては、盃の他に徳利、湯呑等がある。除隊兵士から注文を取り、所属していた部隊名や姓を入れたが、産地から仕入れた製品に手持ちの絵付窯で上絵付されて納品された。

2.7 輸出向けや土産品としての区分

美濃地区で製造された多種多様な製品は、国内、海外へと出荷されていった。美濃地区の統制番号「岐」が入った製品により、当時の美濃焼製品が各地に移出していった様子の一端を知ることができる。

給食用食器や、メーカーの販促品として用いられた食器等には、製造時に注文を取って名前を入れた。これらの製品は「印もん」と呼ばれた。従来から行われていたこのような製造形態も、統制番号入り製品として見ると美濃焼であることが判明する。

また、名所旧跡の土産品や工場自治体で配布した記念品の中にも統制番号入りの製品が存在する。製造元が注文を受け図案製作や名入れを行ったもので、普通であればその産地で

作られた陶磁器と思われてしまうが、「岐」の統制番号により製品又は素地が美濃で製造されたと分かる。

図 4-14：中華井「岐 1003」（土岐市駄知町）

中国向け輸出製品。駄知の代表的生産品の井である。統制番号と並び「馮銓製造」の銘が入っている。

満州（現中国東北部）、朝鮮向け製品は陶磁器市場として大きな比率を占めており、美濃、瀬戸には満鮮向け食器の専業者も多かった。

図 4-15：輸出免状

中国へ向けた陶器の輸出許可証。岐阜の野田義市なる者が、神戸の後藤回漕店を通じ、「陶器 洋皿 2.888 ケ」等、計 14 梱包を、神戸港から天津までの輸出を申請し、昭和 18 年 2 月 6 日に搬出許可を得ている。

昭和の初めには、日本における陶磁器生産額の約過半数は輸出向けであった。日中戦争勃発以降においても、外価獲得のため満州その他の新市場開拓に努力が払われた。⁸ 昭和 16 年 7 月のアメリカ、イギリス、オランダによる資産凍結令が発令されてからは第三国向け輸出が激減し、同年 12 月の太平洋戦争勃発以降はわずかにシャム（現・タイ）、フランス領インドシナ（現・ベトナム）のみと至った。かくして対外依存度の高かった陶磁器工業の被った影響は計り知れず、海上交通路が遮断されたこともあり、輸出は昭和 19 年で途絶した。

図 4-16：鳴き徳利「岐 801」（土岐市下石町）

水笛の原理を応用した酒器で、中の酒を注ぐ際に空気が抜けて鳥の鳴き声のような音を立てる。「うぐいす徳利」とも呼ばれる。京都の清水寺と五条大橋の図案と「京都清水」とある。素地は美濃産だが、絵付を京都で行った可能性もある。同様の事例として、高田で製

造した白素地を九谷に出荷して絵付を行った製品も確認されている。

2.8 戦時下ならではの区分

図 4-17：蓋付井「岐 662」（土岐市妻木町）

工場食器や国民食器とも称される食器。井の他にも皿や湯呑等、多くの種類が存在するが、厚手で外見は白地に緑線が入っているのが特徴である。蓋は裏返して副食皿としても用いられた。戦前から戦後にかけて工場従業員の給食用食器として製造されていたが、特に戦中は軍需工場用として需要が多く、この井には東京に工場があった立川飛行機株式会社の社章が入れられている。

このような工場食器は、戦前から製造を手掛けるメーカーもあったが、統制番号が入った時期には美濃のほとんどの産地で生産されており、製造が容易なこれらの製品の需要に伴って各所で行っていたことが分かる。

図 4-18：スープ皿「岐 955」（土岐市駄知町）

スープ皿素地に和風の絵柄を施し国内向け製品としたものと思われる。「岐 955」は駄知におけるスープ皿製造大手のカネ大（籠橋産右エ門）の統制番号で、輸出向け代表的製品が滞貨したため、転用した様子がうかがえる。

3. 愛知県

愛知県内の陶磁器産地は、大きく瀬戸地区、名古屋地区、常滑地区、三河地区と大別される。昭和前期における愛知県の陶磁器生産高は日本一であり、全国の生産比率に占める割合も昭和元年 46.2%、昭和 5 年 48.8%、昭和 10 年 54.3%、昭和 16 年 32.6%、昭和 20 年 43.9%⁹と、一時期は過半数を超え、他産地より群を抜いていた。昭和 11 年においては工場数 2,071、昭和 15 年の生産金額 93,801,962 円¹⁰であった。

また、生産実績に占める輸出の割合は、昭和 12 年度 60,394,000 円に対し 47,950,000 円、

翌昭和 13 年度 45,565,000 円に対し 31,895,000 円¹¹と、それぞれ約 78.8%、69.9%と極端な輸出依存型産業であった。

戦時下における計画生産の割当としては、昭和 17 年 12 月に示された組合別計画生産の上半期割当額にその様相を知ることができる。¹²

愛知県＝瀬戸 6,937,155 円 品野 541,090 円 名古屋 2,280,778 円 愛陶 181,546 円
常滑 2,212,075 円 犬山 180,743 円 〔三〕河土器 765,273 円

3.1 瀬戸陶磁器工業組合（愛知県東春日井郡瀬戸市）

1) 略史

陶磁器のことを「せともの」と称することからわかるように、古くより全国的な販路を有していた。明治初期より輸出品を手掛け、早くから石膏型、動力ろくろ、石炭窯が導入された。名古屋の絵付業が発展するに伴い素地の大量生産が要請されると、原料を得るのに便利な瀬戸地方は必然的に素地生産を受け持つこととなり、名古屋の絵付業と瀬戸の白素地という地域的分業が行われるようになった。

第一次世界大戦時には欧米の陶磁器生産が停止状態となったため、この間隙を突いて日本製品は世界市場を席卷することになった。特に南洋向け市場は独占状態に至った。結果、瀬戸を含む愛知県東春日井郡の生産額は急激に伸び、大正 8 年には明治 40 年の約 4 倍となった。この時期には従来の家内制工業的な製造形態から、新たに輸出品の大量生産を目的とした会社組織の設立が増加し、新興陶業地が現われるに至った。¹³

しかし第一次世界大戦後の世界恐慌期には価格は低落し、休業倒産が続出する等、瀬戸の業者も深刻な打撃を受けた。このような状況を背景として、愛知、三重、岐阜の 3 県陶磁器産地組合が連合して日本陶磁器工業組合連合会を設立し、同業者間の生産制限、最低販売価格等を協定し、統制範囲を拡大して業界の不況打破を図ったことは第 1 章で記述のとおりである。

昭和 14 年段階における同組合員数は、1,137 名である。（史料四参照）

この地域の生産品目は、飲食器の他、家具装飾品、玩具、建築用品、工業用品等あらゆるものに及ぶ。以下に昭和 12 年当時の生産額を示す。(表 4-2) ¹⁴ 戦時中は容器や湯たんぼ等の代用品も多く手掛け、末期には海綿鉄、工業用陶磁器、はては陶貨までもが生産された。

表 4-2：瀬戸陶磁器工業組合における生産品目および生産額（昭和 12 年）

2) 統制番号

組合記号は、漢字の「瀬」、又はカタカナの「セ」と標示される。伝世品によれば工場番号は 930 番台までが確認されている。字体は一定せず、一部は全体を丸囲みするものも見られる。(第 2 章、図 2-13・2-14 参照)

3) 製品

図 4-19：珈琲セット「瀬 209」、他

珈琲碗皿、ポット、クリーマー、シュガーポットで構成されている。共通して薔薇の手絵付が施されているが、コーヒー碗皿には「岐 19」、ポットには「瀬 209」の統制番号が標示されている（クリーマー、シュガーポットは番号無し）。このことから美濃、瀬戸といった複数の産地より白素地を名古屋あたりに集荷し、共通の絵付を施した完成加工製品であることがわかる。

図 4-20：皿「瀬 880」

黄瀬戸風の施釉がされた皿。葉文様は手絵付による。黄瀬戸とは桃山時代に焼かれたやきもので、黄釉薬に淡黄色の発色が特色である。この器物は陶器質であるが、瀬戸においては江戸時代後期に九州から磁器が導入されるようになってから、旧来の陶器を「本業焼」、磁器を「新製焼」と称し、区別していた。

3.2 品野陶磁器工業組合（愛知県東春日井郡品野町〈現瀬戸市〉）

1) 略史

昭和 34 年(1954)に瀬戸市に合併された品野町周辺の製造業者で、瀬戸と別に組合が組織されていた。瀬戸の製品との差違はあまりないように思うが、伝世品としては飲食器が主で、鑄込で製造された変わり皿や小鉢が多く見られるのが特徴である。昭和 17 年の『陶磁器公定価格格付基準』（第 2 章 7 項参照）中の、「和飲食器格付基準」（史料二二）には、「品野笹入〔貫入〕ノ上」が 9 級とされている。これは「愛岐産上染付」と同一格付ながら、独自の製品を生み出していた証左ともとれる。

昭和 14 年段階における同組合員数は、251 名である。（史料四参照）

2) 統制番号

組合記号は、「品」と標示される。伝世品によれば工場番号は 190 番台までが確認されている。多くは組合記号と工場番号全体を丸囲みして標示している。

3) 製品

図 4-21 : 変わり皿「品 61」

鮑貝を象った大小の組皿。鑄込で製造されている。和食器といえど鑄込製法を多用したこのような凝った意匠は、品野の特徴的な製品傾向である。

3.3 常滑陶磁器工業組合（愛知県知多郡常滑町〈現常滑市〉）

1) 略史

知多半島の丘陵地に位置し、古くから常滑の製品は全国へと移出されていった。明治期には西欧の技術が導入され機械化が始まり、急速に近代化を成し遂げ、製品の大量生産が可能となった。この地域一帯は沖積層粘土であるため、耐火度が低く粘力が非常に強く、陶管が主要生産品である。他にも陶瓶、火鉢、花瓶、衛生陶器等の大型製品の製造にも適し、伊奈

製陶所を中心としたタイル製造も盛んであった。また陶土の鉄分を発色させた無釉の「朱泥焼」も常滑の特産品で、急須や茶器に用いられている。労働力は地区内近隣からの労務者と家族労働が主であった。戦時中は国策に沿った軍需品の生産が活発となり、代用品生産の他、耐酸容器の製造も行われた。

昭和 14 年段階における同組合員数は、258 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

組合記号は、「常」と標示される。伝世品によれば工場番号は 150 番台までが確認されている。伝世品の実見が少なく断定はできないが、多くが陽刻又は影刻である。

3) 製品

図 4-22 : 火鉢「常 151」

朱泥焼の火鉢。常滑といえば、ただちに赤褐色の急須が思い浮かぶほど、朱泥の常滑焼の代表的製品である。朱泥焼は釉薬を用いず、陶土に含まれる鉄分を発色させることにより、独特の赤褐色の地色を出している。粒子が細かいことに加え、焼成前に素地磨き、焼成後に艶出し磨きを行うため、表面の感触が非常になめらかである。

3.4 名古屋陶磁器工業組合（愛知県名古屋市）

1) 略史

物資供給、交通、販路等の工業的要素を兼ね備えていることから、当初は製品の集散地となり、後に絵付工場が設立された。日本陶器、瀬栄合資、名古屋製陶、不二見焼合資、佐治タイル等、一貫作業による大工場もこの地に多く創業し、更にこれらに付随した石膏、転写紙、金液、顔料業者も多かった。その他、瀬戸、美濃等から素地を仕入れ、絵付加工を行う完成加工業が盛んで、その多くは名古屋港から輸出された。昭和 15 年(1940)当時の上絵付業社は業者数 151、従業員数 656 名。電気窯 301、ガス窯 4、薪窯 16、トンネル窯 18 があ

った。¹⁵ 伝世品のほとんどは洋食器で、絵付は石版転写や手絵付による上絵付による。

昭和 14 年段階における同組合員数は、226 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

第 2 章で示した「日陶連指定代用品製造業者登録名簿」(史料一四)によれば、名古屋市内の会社である日本陶器株式会社に「N1」の他、数社に「N」の組合記号が列記されており、「N」が名古屋の統制番号として使用されていたことが示唆され、伝世品にも「N」は確認されている。ただし、漢字の「名」銘の伝世品も多数存在しており、その相違は判然としなない。この「N」又は「名」は、伝世品にはほとんどが赤絵具の上絵付によって標示されており、更に組合記号と工場番号が横に並列して配置されている点も特色である。工場番号は 30 番台までが確認されている。

3) 製品

図 4-23 : スープチューリン「名 21」

給仕が食卓でスープを取り分ける際の食器。輸出用ディナーウェアを構成していた 1 ピースであったと思われる。薔薇の模様は石版転写で、細かいパーツを組み合わせて精緻に絵付されている。

3.5 三河土器連合理合(愛知県碧海郡高浜町(現高浜市))

三河湾に臨んでいることから、陸上交通不便の時代より海運の便が良く、近隣地域のみならず関東まで販路を拡げていた。「三州瓦」が有名で、他に陶管、レンガ等が製造されていたが、明治末頃よりコンロ造りが始まり、昭和に入って練炭火鉢が大量生産されるようになった。昭和 4 年(1929)には 540 工場が操業していた。¹⁶ 製品は低火土焼成の赤みを帯びた土器が中心で、火鉢、七輪、土鍋、土釜等が見られる。安価な製品である土鍋や焙烙を多く製造していたため、その応用として戦時下においては金属代用品としての触火器も生産さ

れた。

2) 統制番号

組合記号は 3 つの輪状で「土」の字と番号を囲んだもので、内部に工場番号が標示される。これを三河土器の統制番号と指摘したのは筆者による。¹⁷ 昭和 13 年頃の三河土器共販有限会社のカタログに、類似の輪状に「共」の漢字を囲んだ商標が用いられており、輪が「三河」を図案化したものであると判断した。伝世品によれば工場番号は 300 番台までが確認されている。

図 4-24 : 三河土器共販有限会社カタログ (一部)

同社の商標部分。三河における統制番号の意匠は、この転用であると推察される。

3) 製品

図 4-25・4-26 : 通風器「三土 308」

練炭を火鉢で使用する際に使用する器具。火が消えないようにこの通風器を練炭の底にあてがってから灰に埋めて、空気の通り道を確認するために用いる。家庭内で練炭火鉢や七輪が多用されていた時代には生活必需品であった。

4. 三重県

4.1 萬古陶磁器工業組合 (三重県三重郡四日市市)

大正元年 (1911) に石炭窯を使った半磁器の焼成に成功してからは、大正万古、大正焼として土瓶、蓋物。急須、湯呑等が生産され、輸出も増えていった。生産額は、昭和 10 年(1935) は輸出品 640 万円、和食飲器その他の製品 170 万円、15 年は輸出品 152 万円、和食飲器その他の製品 176 万円と輸出が大きな比率を占めていた。¹⁸ 製品は主に四日市港より荷積みされた。陶石、粘土をはじめとしたほとんどの原材料を他府県よりの移入によっている点は、他産地と大きく異なる特徴である。そのため日常雑器であっても高品質高付加価値製品の

傾向が見られ、鑄込製法によって造られた複雑な形状、意匠の蓋物、花瓶等が多く見られる。また、触火器である土瓶や土鍋も多い。

大部分が零細な家内工業で、生産形態は分業様式を採っており、昭和 11 年には業者数 116、窯数 228、授業員数 4,370 名。昭和 17 年の企業整備により 116 の業者が 32 の企業体に合同されたが、終戦直前には空襲によって壊滅的な打撃を受け、終戦直後の残存窯数はわずかに 5 工場 8 基であったという。¹⁹

昭和 14 年段階における同組合員数は、162 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

組合記号は、新字の「万」を丸囲みして標示される。伝世品によれば工場番号は 160 番台までが確認されている。鑄込製法が多いため、あらかじめ型に刻まれた標示を多く目にする。

3) 製品

図 4-27・4-28 : 花瓶「万 139」

石膏型を用いた鑄込製法で作られたもの。表面は樹木の肌質を再現しており、肩の部分には緑釉を掛け分けしている。統制番号も、素地の段階で型に刻まれている。

4.2 伊賀焼陶磁器工業組合（三重県阿山郡丸柱村〈現伊賀市〉）

1) 略史

伊賀焼は三重県阿山郡の丸柱村、槇山村、石川村といった地域を中心に半工半農に近い企業形態で生産が行われており、村の人の大半が窯業に関係する仕事に従事していたが、農繁期には労働力が低下する状態であった。阿山郡における昭和 9 年(1934)の業者数 26、従事者 308 人、40 窯という製造規模であった。²⁰

製品は行平、土鍋、土瓶類が大部分を占めていて、村内で産出する原料土、松割木等を使用して製陶が行われていた。戦時中は金属製鍋の極度の不足によって、その代替品として販

路が全国に及び好況を呈した。阿山郡における陶磁器製品価額総額は昭和 9 年 277,840 円に対し、昭和 16 年には業者数が 26 軒と増加していないにもかかわらず、590,743 円と倍増している。²¹

2) 統制番号

組合記号は、漢字の「伊」、又はカタカナの「イ」と標示される。伝世品によれば工場番号 31 番が確認されているが、サンプルが少なく詳細は不明である。

3) 製品

図 4-29・4-30：焙烙「イ 31」

鑄込製の素地を素焼したもの。豆などを煎る際にはせて飛び散らないよう、覆いがついた製品。木製の柄が付属する。

5. 佐賀県

5.1 有田陶磁器工業組合（佐賀県西松浦郡有田町）

1) 略史

鮮やかな上絵付を施した磁器が中心で、香蘭社や深川製磁といった高級品製造、又は工業用陶磁器製造を行う中堅企業もあった。昭和 3 年度(1928)の西松浦郡（有田町、有田村、大川内村、大山村、曲川村）の生産規模は、本窯 107、錦窯 100、職工数 2,058 名、生産額 2,172,151 円であった。²² 戦時中には代用品の他、陸海軍食器、防衛食器、手榴弾、ロケット燃料容器等も製造した。

昭和 17 年の『陶磁器公定価格格付基準』（第 2 章 7 項参照）中の、「和飲食器格付基準」（史料二二）を参照しても分かるように、「肥前産」製品は 15 等級中 5～11 級にランク付けられており、明らかに愛知、岐阜県産品よりも上位と位置づけられている。統制番号入り食器を見ても、青磁釉、変わり皿、釉上彩と釉下彩の取り合わせ、手絵付等、一般飲食器と

しては上手のものが多い。

昭和 14 年段階における同組合員数は、111 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

組合記号は、「有」と標示される。伝世品によれば工場番号は「有 115」が確認されているが、この統制番号が標示された防衛食については前に検討したように(第 2 章 8 項)、明らかに有田で製造されたものではない。筆者の知る限りでは「有 80」を境として、これ以上の工場番号を有する伝世品が上記 1 種類だけしか確認されていない。

有田の標示の特色としては、「有」の書体がほぼ同一のものが用いられている点と、製品に対してゴム印又は刻字によって捺されていると点で、極めて限定的である。比較的小規模な産地であったため、組合からの書体指導の目が届きやすかった、あるいは印判を作成する業者が限られていた、等の理由が考えられる。

3) 製品

図 4-31 : 火鉢「有 76」

十錦手の華麗な装飾を施したもの。十錦手とは、白磁の上に不透明な赤釉を中心に、多彩な透明釉を 10 色用いたとされるものである。統制番号は内側底に標示されており、灰が入ると見えなくなる。

5.2 藤津陶磁器工業組合(佐賀県藤津郡)

1) 略史

藤津郡に属する製造業者は磁器中心の生産地である吉田焼や志田焼の流れを汲むが、組合の統制地区としては唐津市、東松浦郡などを含む、佐賀県内の有田地区以外の広大なものであった(史料四『所属組合及代行機関一覧表』参照)。塩田町(現嬉野市)では玄界灘を挟んだ熊本県で産出される天草陶石を海運で輸送し、塩田川の流水で粉碎加工して周辺産

地へ供給していた。また、同時に移出の便も良かった。佐賀県藤津郡の吉田、古枝、濱、鹿島、美野、式浪、宮ノ元 塩田、上久間、西山、嬉野、小田志の各地区に、昭和 17 年(1942)初めの時点で、炭窯 51、登窯 11、素焼窯 38 があった。²³ 藤津陶磁器工業組合は企業整備後の昭和 18 年(1943)に解散し、肥前陶磁器工業組合藤津支所として発足した。製品は食器、火鉢、湯たんぼ等の他、輸出用の朝鮮便器が特徴的である。戦時中には陸海軍食器、防衛食器も製造した。

昭和 14 年段階における同組合員数は、69 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

同地においては工業組合から各製造業者に統制番号決定を示達した史料が残されており、その経緯については検討を行っている(第 2 章 3 項)。その文書中(史料一二)にあるように、組合記号は、「肥」を四角囲みして標示される。また、カタカナで「ヒ」と標示されている例が確認されているが、現在のところ 1 ヶ所の製造業者のみであり、例外的であると考えられる。伝世品によれば工場番号は 60 番台までが確認されている。

図 4-32 : 「ヒ 27」標示

井の底に標示されたもの。器物の成形の際、生乾きのうちにイッチンの手法を用いて手描きしている。伝世品として 2 点のみ確認しているが、別のサンプルの「ヒ 27」は、へらを用いて手で刻字されており、手作業で統制番号を標示する際に、「肥」では煩雑なために簡略化してこのような表記になったと考えられる。

なお、この統制番号を持つ製品は、藤津陶磁器工業組合理事長杉光貞雄の窯によって製造されたもので、同家に伝世していたものである。

3) 製品

図 4-33 : 朝鮮便器「肥 36」

機械ろくろで成形された磁器製品。白磁の素地の上に手絵付が施されている。朝鮮向け輸出品として造られたもので、寝台の下に置いて夜間に用を足す時に用いるものだという。この地域では火鉢の生産も盛んであり、製法や絵付にも火鉢との共通点が見て取れる。

6. 福島県

6.1 会津陶磁器工業組合（福島県大沼郡本郷町〈現会津美里町〉）

1) 略史

日用雑器を多く製造しており、白磁に山水染付の急須、土瓶が特産品であった。明治中頃に始まった碍子製造は、やがて町をあげての産業に成長し、粗物（あらもの）と呼ばれる日常雑器の陶工は7～8名に減少した。大正5年(1916)5月に本郷の町は大火に見舞われ、町の半分は灰燼に帰した。このため碍子、粗物を問わず生産は激減した。また、戦時中は碍子製造に集中したため、終戦直後には粗物を造る窯元は1軒のみになった。²⁴

昭和17年の『陶磁器公定価格格付基準』（第2章7項参照）中の、「和飲食器格付基準」（史料二二）によれば、「会津産染附上」が8級、「会津産中染附」が10級、「会津産並」が12級と格付されており、愛知、岐阜県産品よりもやや上位に位置づけられている。

当時、会津焼製品の取引のためにまとめられた公定価格表²⁵に掲載された品目を見ると、当時の生産品目の傾向が判明する。下記に抜粋する。

土瓶、急須、仏食器、茶コボシ、爛徳利、網足、ロストル、ドーコ〔銅壺〕、茶碗、皿、湯呑

昭和14年段階における同組合員数は、57名である。（史料四参照）

2) 統制番号

組合記号は、「会」と標示される。伝世品によれば工場番号は40番台が確認されている。ほぼ同様の書体で、ゴム印又は刻字によって捺されている。

3) 製品

図 4-34・4-35 : おろし器「会 8」

陶磁器製のおろし器は、安価な厨房用品として当時の多くの家庭に普及していた。

6.2 相馬陶器工業組合（福島県双葉郡浪江町大堀）

1) 略史

大堀相馬焼とも呼ばれ、江戸時代には相馬藩の保護育成のもと、一大窯業地帯として発展していた。明治時代以降、藩の保護を失ったことに加え日常交通の発達とともに他産地との競争にあい、大正期に入ると窯元は激減し戦時中に至るまで衰退期であった。

相馬焼の最も特徴的な製品は「駒絵の青磁」、すなわち馬の絵付がされたやきものであるが、青磁といっても相馬のそれはねずみ色がかかった緑色である。また明治 27 年に創案された「二重焼き」という手法は、湯呑茶碗や急須、土瓶のように熱いものを入れても持ちやすく、また保温性があるように考えられたものであった。²⁶

2) 統制番号

組合記号は「相馬」であり、組合記号と工場番号を丸囲みして標示される。伝世品によれば工場番号 18 番が確認されているが、サンプルが少なく詳細は不明である。

3) 製品

図 4-36・4-37 : 湯呑「相馬 18」

上部は青磁がかかっており、貫入の入ったひび焼と呼ばれる仕上げである。また下部の立体的な文様部分が二重焼きであり、相馬焼の特色をよく表した製品である。

7. その他の他府県

7.1 信楽陶器工業組合（滋賀県甲賀郡信楽町〈現甲賀市〉）

1) 略史

近隣の良質な粘土を用いた日常雑品を陶器で製造しており、特に海鼠釉の火鉢が著名で、全国生産の大部分を占めた時期もあった。石膏型や機械ろくろの導入も早く、他にも壺や耐酸容器等の大型製品を得意とした。昭和 19 年(1944)当時の町の人口約 6,000 人、戸数約 1,000 戸で、多くが陶磁器産業に従事していた。²⁷ 戦時中には代用品の他、消火砂弾等を製造していたが、陶製武器振興会が結成され十数工場で地雷、手榴弾も製造した。

昭和 14 年段階における同組合員数は、170 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

組合記号は「信」を六角形で囲んで標示される。伝世品によれば工場番号は 240 番までが確認されている

3) 製品

図 4-38 : 灰皿「信 240」

星章の文様が入っていることから、陸軍の兵営用品であることが分かる。従来の金属製の代用品と思われ、厚手の重量感あふれる製品で、信楽特産の火鉢をほうふつとさせる。

7.2 京都陶磁器工業組合（京都府京都市）

1) 略史

登り窯や手絵付など、古来の技術を生かして使用し、他産地とは一線を画した高い芸術性を持つ国内最高級の製品を産出した。これは昭和 17 年の『陶磁器公定価格格付基準』（第 2 章 7 項参照）中の、「和飲食器格付基準」（史料二二）にあるように、京都産磁器は 1～4、6 級と格付されており、当時の日本最高水準の陶磁器産地であったことが分かる。

零細な企業形態が多く、共同窯や貸窯で多くの業者の製品を共同焼成した。近隣で陶土を産出しないので、各地より上質の材料を取り寄せて使用している。一方で工業用、理化学陶

磁器を生産する松風陶器、高山耕山化学陶器等の企業も発展した。戦時中には耐酸容器や手榴弾も製造した。

昭和 14 年段階における同組合員数は、586 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

組合記号は「京」と標示される。伝世品によれば工場番号 251 番が確認されているが、サンプルが少なく詳細は不明である。

3) 製品

図 4-39・7-40：向付「京 252」

落ち着いた乳白色の地に梅文様が描かれている。枝の部分は施釉前に、白梅、紅梅の花部分は上絵付と描き分けているなど、素朴な風合いながら手間のかかった製品である。統制番号は高台内ではなく、下部側面に押印で標示されている。

7.3 波佐見陶磁器工業組合（長崎県東彼杵郡波佐見町）

1) 略史

古い歴史を持つ磁器による飲食器製造が中心で、江戸時代には素朴で安価な庶民の日常食器である「くらわんか茶碗」を産出したことでも知られる。有田とは地理的に近く、有田の製品として出荷されることも多かった。昭和 5 年(1930)に長崎県窯業指導所が開設されてからは、積極的に機械ろくろ、鑄込、石炭窯等の技術を採用していった。絵付にゴム版が使用されるようになって、ダミを施したり、線書を毛筆で書き添えたりして、商品価値の低下を招かないように配慮された。昭和 18 年 4 月に長崎県内の 3 陶磁器工業組合（長崎、波佐見、折尾瀬）は合併し、長崎県陶磁器工業組合として発足した。戦時中には陸海軍食器、防衛食器、手榴弾も製造した。

昭和 14 年段階における同組合員数は、42 名である。(史料四参照)

2) 統制番号

組合記号は、「波」と標示される。伝世品によれば工場番号は「波 40」が確認されている。波佐見の標示の特色としては、有田と同様に「波」の書体がほぼ同一のものが用いられている点と、製品に対してゴム印又は刻字によって捺されている点で、極めて限定的である。

3) 製品

図 4-41・4-42：変り皿「波 11」

優雅な三ツ山の曲線を描いた器物に、扇文様が描かれている。絵柄の彩色は施釉前と上絵付けと描き分けている。統制番号と「竹山」の裏印が併記されている。波佐見における統制番号と商標、裏印の併記については第 2 章 5 項で取りあげているが、製品としてその様相を示すものである。

7.4 岡山県陶磁器工業組合（岡山県和気郡伊部町〈現備前市〉）

1) 略史

かつては「伊部焼」と称することが多かった。田の底にある粘土と黒土を混ぜた鉄分が多く粘りの強い陶土を、無釉で焼き締める。ろくろで造られるものと細工物に分けられ、ろくろ物は花器、茶器、飲食器等、細工物は置物、陶像、香合などが造られる。窯元と作家とがあり、作家は自身で小窯を持って各々独自の立場で作品を造っていた。昭和 12 年には、26 軒の作家（窯元を営む者も含む）と 8 軒の窯元があった。²⁸ 窯元では陶管や耐火レンガの製造も行われていた。戦時中には銅像代用として備前焼の二宮尊徳像が全国の国民学校（小学校）に広まった。備前焼作家報国会が結成され、県から戦没者に贈る香炉制作などにあたったが、戦争末期には手榴弾も製造も手掛けた。

2) 統制番号

組合記号は、「備」と標示される。伝世品によれば工場番号は 13 番が確認されているが、サンプルが少なく詳細は不明である。その書体は一定せず、同一番号を持つ製造元であっても、複数の標示方法が存在する例がある。

3) 製品

図 4-43・4-44：建水「備 13」

茶道具の一種で、茶碗を温めた湯を捨てる等に用いる。無釉の表面に焼成時に燃料の松割木が焼けた時の灰が強い火勢で吹き付けられた胡麻状の文様が付いており、胡麻だれと称される景色となっている。

7.5 伊予陶磁器工業組合（愛媛県伊予郡砥部町）

1) 略史

比較的早く磁器生産が開始された産地で、庶民的な日用品である飯茶碗、皿、鉢、酒器などの生産が盛んであった。一方、明治初めから精緻な錦手の工芸品も生産されるようになった。明治中期からは多く輸出もされるようになり、第一次世界大戦期には全盛を迎えた。当時の輸出品はライスボール（茶碗）が主で、「伊予ボール」と称された。その好況期には粗製濫造の傾向が見られ、更に大戦後の不況も相まって出荷量は激減した。

昭和 13 年からは海軍の軍需用電磁器の製造工場が設立され、その製品は瀬戸内海対岸の呉海軍工廠にも納入された。戦時下においては輸出も停止され、軍需用電磁器や代用品生産も行われるようになった。

昭和 14 年段階における同組合員数は、11 名である。（史料四参照）

2) 統制番号

組合記号は、カタカナで「ト」を丸囲みして標示される。ただし、ほとんど「T」を横倒ししたような表記であり、一見カタカナの「ト」とは判別しがたい。ただし、この標示を有

する伝世品および陶片が、砥部町窯元および近くの物原からも採集されており、この地域の標示であることは確実である。

伝世品によれば工場番号は 13 番が確認されているが、サンプルが少なく詳細は不明である。

3) 製品

図 4-45 : 茶碗「ト 13」

福寿文様の飯茶碗。ゴム印で絵付されており、砥部焼製品に多く見られる意匠である。手引きろくろで成形されており、日常飲食器に至るまでほとんどが手作業で形作られている点が砥部の大きな特徴のひとつである。内側の見込みは輪状に釉剥ぎされているが、窯の中で器物を重ねて焼成された証である。この点もサヤを用いなくて焼成する砥部焼らしい器物といえる。

8. 伝世品に見る統制陶器の概観

8.1 地域的特徴

これまで統制番号入りの陶磁器を紹介してきたが、あくまで伝世品によって見られるという制約はあるが、統制陶器が製造されていた約 6 年間における指標を示せるものであると考える。昭和 14 年 10 月末日現在の日陶連「所属組合及代行機関一覧表」(史料四)によれば、所属組合数 45 組合、所属組合員 6,394 人としている。統制番号が標示されるようになった昭和 15 年 8 月頃より約 8 ヶ月前の段階ではあるが、そう大きな変化はないと思われる。

この所属組合には生活用品ではなく工業用品製造を目的としたものもあるので一概には言えないが、理論上それぞれの組合ごとに組合記号が定められ、組合員に工場番号が割り振られたはずである。しかしながら、未だその統制番号入りの伝世品が見い出せない地域も多いのである。当時の日本における陶磁器生産の大半を担っていた愛知県と岐阜県につ

いては、そのうちの多くが輸出向けであったにも関わらず、内地向け製品についても最大の供給元であった。多彩な品種と安価を背景に、有力な卸商を経て全国に膨大な製品が出荷されていったことは、現在日本の各地で伝世品が散見されることから自明である。筆者自身の経験でも、北は北海道、東北、南は有力な陶磁器産地である佐賀県においても「岐」の製品を発見したものである。

筆者自身の収集活動においても、圧倒的に「岐」製品が多く、「瀬」製品が続く。岐阜県陶磁器工業組合連合会は、傘下の7組合を網羅した「生産者別標示記号」リストを作成し、現在のところ全国の組合中で唯一生産者が特定できる地域である。この資料と豊富な伝世品とを活用し、これまでいくつかの研究成果が生まれているが、今回は岐阜県産品についてはひとつひとつの製品についての特色をより一層明らかにし、また確認できる全国他地域への紹介を試みたものである。

8.2 生産品種

統制番号が標示されているのは公定価格が設定されている製品であるという性質上、多くが日常飲食器や生活用品であると言える。火鉢や日用雑品についても同様である。後に化粧品等の容器や代用品にも公定価格が設定されるが、統制番号の性質上、容器や代用品に標示されている場合は、それらの設定以降の製品となる。

また、第2章8.5項で取りあげた地雷のように明らかに計画外生産品に標示されている場合も確認され、これらの製品に従来からあった統制番号の仕組みが準用されたと思われる。

8.3 施された技法

製品の成型、絵付に関わる技術水準については、実際の製造業者の大半が零細な家内工業であるため、体系的な記録がされていないのが現状である。すなわち、昭和初期において用いられていたごく標準的な製品を確認する一方、中には戦時下の製品と思えないような手

の込んだ意匠のもの、既に廃れたと思われた形状や技法を用いたもの、反対に後にも通用するようなデザインすら見受けることができ、統制番号が標示されていなければ、生産時期の判断を誤ったであろうという事例も多い。

このような事例からも、戦時下の製品といえども多くは昭和前期の製品様式を踏襲している事例も多いと考えられる。

8.4 おわりに

理論上、全国各地の工業組合ごとに「組合記号」が定められ、参加組合員に「工場番号」が割り振られたはずだが、伝世品を基準に考察したため未確認の産地が多々存在する。代表的なものとしては、石川県の代表的生産品である九谷焼に関連した統制番号の存在を筆者は未だ確認できずにいる。どのような組合記号を用いていたかすら、現段階では不明なのである。

今後の課題としては、これら伝世品の所在確認を進めると同時に、各組合が当時編さんしたのであろう、組合員と統制番号を一致させることのできるリストの発掘を期待したい。

第5章 陶磁器代用品の誕生と発展

1. 代用品とは

1.1 はじめに

代用品とはいったいどのような物の事であろうか。字句どおりに解釈すれば「代わりに用いる品物」との意味であるが、この語句の頭に戦時が付き、戦時代用品と称されることもある。その場合は、すなわち戦時期ならではの意味合いとして「物資不足期に本来の材質と代わられた材料で製造された品物」を指すのである。

日本が戦時体制へと大きく移行していったのは、昭和16年12月の日米開戦からではなく、昭和12年7月の盧溝橋事件に端を発する日中戦争勃発以降である。近代戦を遂行するためには鉄、非鉄金属、軽金属、燃料、化学薬品、被服原料、糧食等の多方面かつ莫大な物資を必要とした。この急激な需要により国内での軍需生産は活発化し、昭和の初めから不況に喘いでいた市中は一時的な軍需景気に沸いた。しかしながら戦争が長期化の様相を見せると、平時に比して膨大な資金および物資を必要とする状況に政府は本腰を入れて対処せざるを得なくなった。更に外交上の問題から、交戦国のみならず交戦国と友好関係にある第三国からの物資輸入の道も絶たれる事ことになった。このような状況において、国を挙げて戦時体制を構築する必要に迫られたのである。

資源を「持たざる国」である我が国は、戦争による莫大な軍需を補うため物資の節約が図られる一方、輸出振興のための内需向けのあらゆる品物への生産・流通・消費制限が強化された。製造が禁止又は制限された物資に代わり、新資源の利用活動が促進されるようになり、ここに代用品が登場したのである。

1.2 本章の構成

本章では、これら代用品の中でも中心を担った陶磁器製品に着目し、その誕生と発展の経緯について述べるものである。構成としては、大きく以下の2部とする。

まず前段として、代用品そのものが成立してゆく経緯、日中戦争以降の国策として国家が主導して進められた対策について通史的かつ包括的に論述する。(2項～9項)

そして後段として、そのような時代背景の中で、陶磁器工業において代用品がどのように成立・発展していったのかを、政策的な部分と、具体的な産地や製品の事例を取りあげながら解説する。(10項～13項)

代用品というひとつの事象に対し、多角的な視点かつ多くの史料を用いてのアプローチを試みたため、各項目の中においてもそれぞれの経緯を振り返る必要があった。従って論文の体裁上、年代が行き来する現象が多く生じ、必ずしも時系列順となっていないことをお断りしておく。特に前段と後段では、再び日中戦争勃発以降の経緯をたどる構成となっている点をご容赦願いたい。

2. 代用品前史

2.1 国産品愛用運動のはじまり

代用品が生まれる萌芽は既然大正時代から見られていた。

遡ること明治以来、日本における産業は急速に進歩発展を遂げた。一方で対外貿易関係は輸出超過の状態にあり、消費者側の舶来品崇拜の傾向も高かった。そのような趨勢を危惧し、大正3年(1914)、農商務省は国産奨励会を設立して国産品の製造を奨励し、その国内使用を推進し、更に販路を海外に拡張しようとする運動を実行することとなった。¹ 同会の活動として、国産品展覧会、国産品巡回展覧会および講演会の開催、国産品研究会の設置等が行われ、国産品の奨励を図った。

第一次世界大戦(大正3～7年)の勃発は、日本の産業界において画期的な発展を促す契機となった。ヨーロッパの大部分が交戦国となった状況では、自国の戦争物資の需要が激増し、海外へ商品を輸出する余裕が失われただけでなく、逆に軍需品および生活必需品を中立諸国より仰ぐ状態であった。そのため日本においても大戦前に欧米より供給を受けていた物品は途絶し、国内で自給しなければならなくなった。更には交戦諸国および中立

諸国より物資の大量注文が殺到した結果、各種工業の勃興を見ることとなり、目覚ましい発展を示した。このように、輸入超過状態であったものが一転して輸出超過となり、非常な好景気を呈した。当然の結果として、この時期には国産奨励運動も下火になった。

しかし、第一次世界大戦の終結とともに戦後不況に見舞われ、更に関東大震災（大正 12 年）による復興物資の需要も加わり、輸入超過を増大させた。ここに再び国産振興、国産愛用の提唱を見るに至った。その状況を史料より引用する。²

大正十四年大蔵省に於て海外払節約協議会を開催して国際貸借改善策が協議され、又同年東京に開催された全国工業家大会に於ても国産奨励運動を起すべきことを決議した。此の決議に基き東京商工会議所、工政会、日本工業倶楽部、帝国発明協会、日本産業協会、東京実業組合連合会の六団体の連盟に依り、東京に国産振興会の設立を見、多数商工団体の加盟を得て優良国産品の調査、国策宣伝に関する講演会及び博覧会の開催が行はれ、次いで大阪、京都、名古屋、兵庫、郡山等に於ても亦官民合同の国産振興会が設置せられるに至り、国産振興運動は高潮に達した。

政府に於ても国産の振興、国際貸借の改善を図る為め、大正十五年六月国産振興委員会を設置して、本邦重要産業の発達を図る具体的方策、官庁用品の国産品充用に関する方策、国産品の使用奨励に関する方策等に就いて大蔵商工両大臣より諮問し、其の答申に基いて各種の有効適切なる施設を行い国産の奨励に鋭意した。昭和二年三月三十一日法律第四十一号に依る国産奨励の為めの会計法の特例として、諮問第五号に対する答申に基き、各省に於て必ず国産品を使用すべき品目を決定せること等も其の施設の一端である。此の品目は金属材料、金属製品、機械器具、化学製品、織物等三百を超える多数品目に達している。

このように、世界恐慌期の貿易収支の改善を目的とした国産品奨励運動は、産業界と政府の双方の主導により外資を使って輸入する外国製品を買わずに国産品で間に合わせようという趣旨であった。

2.2 運動の目的

この国産品愛用には、ふたつの考え方があった。それは、輸入品と同種の国産品を愛用する場合と、物質品種は異なるが同一用途に使うことができる国産品を愛用する場合であった。この後者こそが代用品の嚆矢と言えるものである。

繊維品を例にとって解説するならば、布を織るためには糸が必要であり、糸は原材料である綿花や羊毛から紡績されるのであるが、原材料の国内自給には限度があるので、その代替として天然繊維に代わる人造繊維が勃興したのである。主たる製品は、パルプを原料にして製造されるスフ（ステープル・ファイバー）である。日本において紡績原料としてスフを製造したのは大正 12 年頃といわれるが、当時はまだ本格的な事業化がされておらず、昭和 7、8 年頃から紡績および人絹会社のスフ兼業が行われはじめ、スフ専門会社も相次いで設立された。³ 昭和 11 年に日豪通商問題が発生しオーストラリア産羊毛の不買を決定すると、羊毛の分散買付と同時に、スフが時代の寵児として脚光を浴びるようになったのである。また、政府としても混紡加工技術研究の促進、スフ織物消費税の免除など、事業の保護助成を図ったのである。⁴

このように、羊毛製品とは全く異なる品種ではあるが最終的に衣服となる製品としてのスフは、代用品としての立場であると言える。加えて申し添えるならば、スフは日中戦争以降、綿花や羊毛の輸入制限が実施されるに至り、代替繊維として国策繊維とまで呼ばれ、一層の躍進の機会を得たのである。

3. 日中戦争の勃発と応急的対策

3.1 「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」の制定

日中戦争の勃発以後、政府は莫大な軍需資材の潤沢かつ円滑な供給を確保すると同時に、国際収支上物資の輸出入を管理するために、「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル

法律」(昭和12年9月9日 法律第九十二号)を制定し、物資の輸出入、生産、配給、消費の全般にわたる規制を実施しうるようにした。その条文には以下のようにある。

第二条 政府ハ支那事変ニ関連シ国民経済ノ運行ヲ確保スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給関係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ為スコトヲ得

- 一 命令ノ定ムル所ニ依リ当該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ関シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ為スコト
- 二 当該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、譲渡、使用又ハ消費ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコト

つまり、この法律は「特ニ必要アリト認ムル」とされれば、「其ノ他ノ由ニ因リ」とあるように「輸出入品等」の「等」が包含する輸出入品に限らず、需給の調整を必要とするいかなる物品についても製造、配給、譲渡、消費に命令を下し得るという、広範な権限を政府に与えたものであった。

本法律に基づき、「臨時輸出入許可規則」(昭和12年10月11日公布商工省令第二十三号)が定められ、綿花・羊毛・木材が輸入制限、装飾品・装飾品・食料品等269品目が輸入禁止、ナフタリン・硝酸等軍需資材7品目が輸出禁止となった。続いて昭和12年から13年にかけて、重要原材料および製品の製造、使用、配給統制規則が次々と制定されてゆき、これまで自由に行われていた多くの製品の製造が禁止又は制限されたのである。

3.2 繊維品への対策

一例を挙げれば、「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則」(昭和12年12月27日商工省令第三十五号)は、昭和13年2月1日以降、内地向けの綿製品に対してスフの3割混用を強制したものであった。日中戦争の勃発直後の対策として、綿花および羊毛の輸入制限を発令したが、これは軍需関係の輸入も増加し、そのまま放任したのでは綿花・羊

毛の輸入が巨額に上り、国際収支を悪化させる恐れがあったからである。しかし、製品としての綿糸布および毛織物は日本の輸出品の多くを占めていたため、綿花や羊毛の輸入が多額に上るからといって、一方的に輸出品の原料を減らすわけにはゆかなかった。そのため、国内における綿花・羊毛の消費を極度に切り詰め、不足分を代用品であるスフで補おうとするものであった。

これらの法令・規則によって禁止された物資に代わるものこそが、日本の戦時代用品の意味するところである。従来の奨励策から、法的根拠を持って使用強制に至る経過を見ると、「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」は、いわば戦時代用品の生みの親でもあると言えよう。

3.3 戦時代用品の成立

当初重点が置かれたのは必要物資が軍需に優先された結果、消費節約のため国内で自給自足できるものでまかなおう、ということであった。この点について、戦時経済運用の担い手であった当時の商工省次官の著作には次のように述べられている。⁵

我が国に於ける代用品問題は、支那事変〔筆者注・日中戦争〕の勃発による不足物資の応急補填という形で先ず取上げられた。不足勝ちな対外資金をなるべく多額に軍需品の購入に振向け、国内民需物資の欠乏は兎も角も入手の容易な他の物資で補って行く、つまり、不足物資の補填と国際貸借の改善とが、代用品の第一の目的だったのである。

この史料からも、代用品問題が認識された当初は、まさに大正時代初頭から行われてきた国産品奨励運動と同様の貿易収支の改善という発想があったのが見て取れる。それが単なる協力依頼ではなく、国策として法律という裏付けを持った強制力を伴わせたことが大きく異なる点である。

4. 物資動員計画の策定

4.1 総合的な物資需給計画

これらの物資対策はそれぞれの物資について、個々の必要に応じてとられた措置であり、戦争の長期化が避けられない見込みとなると諸般の対策を総合調整し、一貫した物資の需要と供給への対策が必要となった。そして、戦争遂行に必要な諸般の対策を総合的に調整し国家一体となった物資の具体的需給計画が、第1回物資動員計画として昭和13年1月16日に閣議決定され発足した。

しかし、中国における戦線は拡大し軍需の著しい増大を来したが、一方の輸出貿易は減少しており、輸入力の見通しを年初計画より減額として生産計画の改定、消費節約の強化等によって需給の調整を図り、同年6月23日の閣議で改定物資動員計画が決定された。

これについて、当時の商工大臣池田成彬は以下の訓示を行った。⁶

戦局の進展に伴ひ軍需が増大しつゝありますとゝもに、国際収支自体の見透しも決して良好とは申し難いのであります。従つて政府において、可及的に軍需、民需の調整を致すにしても、生産力および輸出力の関係から民需の輸入調整、消費規制を極力しなければならぬことゝ相成つたのであります。

つまり、物資動員計画の直接的な実行方法として軍需資材と輸出原料の供給を確保し、国内民需を極端に抑制する他なかつたのである。

4.2 計画の実効性困難

しかし軍需的要望と民需的要望は相反するものである。軍需の増大の一方では民需品の輸入をなるべく抑制しなければならない。軍需品を海外から輸入しようとする際、貨幣の購買力を維持するためには、日本と外国の為替関係を悪化させない必要があり、その結果、軍需と関係ない品物の輸入はできるだけ抑えなければならなかつたからである。もう一方でこれとは反対に、戦時体制によって圧縮を余儀なくされた民需品の原料を少しでも

多く輸入したいというものである。国の経済力を軍需資材の整備に集中動員しなければならぬ戦時計画経済において、民需品の生産力が圧縮されることは織り込み済みではあるが、国民の生活維持を図る必要もある。自国で産出する資源の少ない日本にとって、この問題を解決するものとして、ここに代用品が登場したのである。それは不要不急品について極力消費節約を図るとともに、生活必需品については他の国産原料を用いて代用品を生産し、不足物資を補おうというものであった。

4.3 代用品の使用強制

不足物資を補う政策として、民需品において代用品の使用強制策がとられることとなった。具体的には昭和13年6月23日の閣議決定後、政府声明として10項目にわたる具体的方策が示された。そのうちの2項目には「一般物資に付、極力消費節約を図ること、特に輸入物資に付ては必要に応じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により国内不急用途に対する物資の消費節約を徹底強化すること」⁷があげられている。この昭和13年6月の声明に登場する「代用品」の性質こそが、これまで論じてきた戦時代用品の性格を端的に物語っている。同時に、政府による施策方針中に「代用品」が用語として使用された嚆矢としても着目に値する。

4.4 使用制限された主要資源

この政府声明と同時に、これ以降、国内需要において更に使用制限を強化すべき品目として以下の32品目の主要資源が挙げられた。⁸

鋼材、銑鉄、金、白金、銅、黄銅、真鍮、亜鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、石綿、綿花、羊毛、パルプ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮発油、生ゴム、タンニン材料、工業塩、ベンゾール、トリオール、石炭酸、硝酸ソーダ、苛里、磷鉱石

制限外のものとしてはわずかに金属中の銀、衣類原料では絹物、鉱産物では石炭、一般雑貨では陶磁器類等であり、これらの物資の多くは家庭生活必需品製造に欠かせないものだった。また、当初制限外とされた品目の多くも後には統制の対象となっていた

4.5 「国家総動員法」の成立

長期戦の様相が濃くなった日中戦争の遂行にあたり、物資動員計画の策定と並行して、臨時的応急措置であった当初の臨時立法における統制は徹底を欠くものであった。そこでこれら諸々の臨時立法に代わって、統一の見地に立っての施策を強力に遂行できる根拠法規の整備が必要となり、昭和13年4月「国家総動員法」（昭和13年法律第五十五号）の公布に至った。この法律の目的は、第一条に「国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」とされているように、国家総動員上必要と認められる事柄について、政府が広範な統制を行えるよう定めたものであった。以降、この法律に基づいて物資動員の諸政策が執り行われていったのである。

5. 代用品の定義

5.1 被代用品の分類

日本における代用品の発生についての考察にあたっては、そのような物資がどういう形で禁制されているかという点が重要である。この時対象になった物資については昭和15年当時、代用品を普及させる立場にあった商工省官僚が「代用品及び其の工業の実態を真実赤裸々に露出する」⁹ことを目的とした著作より引用したい。代用品については、禁制物資である被代用品から以下のように5分野に分類できるとしている。¹⁰

(イ) 金属代用品

(ロ) ゴム代用品

(ハ) 繊維代用品

(ニ) 燃料代用品

(ホ) 化学代用品

5.2 金属代用品成立の前提となる法律

昭和 13 年 6 月 23 日の政府声明で掲示された、内需について使用制限を強化すべきとされた 32 品目のうち、既に 17 品目については「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」による省令が出て、その物資の使用が禁止又は制限されていた。¹¹ 具体的には、まず昭和 13 年 4 月に「鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」が公布、同年 5 月より施行され、この製造制限にあたり具体的な物品が指定され、まず文鎮他 47 物品に制限が課せられた。6 月末に更にシャンデリア、ストーブ、寝台、鉄瓶等 34 の製造禁止品目が追加された。

非鉄金属である銅では同年 8 月に「銅使用制限規則」が公布、同月より施行され、同様に禁止物品が指定された。「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」に基づき昭和 13 年末に出されていた省令のうち、次章以降で取りあげる金属代用品に関連するものを以下にあげ翻刻を示す。(史料二七)

「鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」

「鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件ニ依ル物品ノ種類ニ関スル件」

「鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件ニ依ル物品ノ種類ニ関スル件」(追加)

「鋼製品ノ製造制限ニ関スル件」

「鋼製品ノ製造制限ニ関スル件ニ依ル物品ノ種類ニ関スル件」

「銅使用制限規則」

「銅使用制限規則第四条ノ規定ニ依ル物品指定ニ関スル件」

「鉛、亜鉛、錫等使用制限規則」

これらの省令は具体的に品目をあげて当該金属での製造、使用について制限をしたものだが、不足する金属類についても家庭方面の用途を抑制し、他の重要用途への転換を図ったものであった。家庭内には多くの金属製品が用いられていることは言うまでもないが、

金属類の需要が軍需優先であれば、「不要不急の用途への製造又は使用又は之を原料とするを制限する事は戦時目的達成上必要な措置」¹²であった。これらの規則による物品指定は、よくぞここまで思い浮かんだと思えるほど細々と製品名が羅列されており、官僚的才能を発揮した詳細なリストであった。生活用品等で金属を原料とした製品の種類は膨大であり、製造業者にとってはがんじがらめの規制による製造禁止の影響は大きかった。

5.3 戦時代用品の要件

これらの状況を踏まえ、いま一度代用品についての定義づけを行いたい。

本来製品の原料変更が行われるのは、性能的、価格的な進歩が伴うものである。しかし代用品の登場は、前項で見たように政策的・人為的なものであり、経済の自然原則に反したものであった。この時期の日本における定義としては、「代用品とは本来品（被代用品）と其の用途の全部又は一部を同じうするものであつて、而も其の製法又は品質を異にし、且国際貸借の改善又は物資不足補填の趣旨に適する必需品である」¹³と言えよう。つまり、用途が同じであっても、違う材料や製造方法で作られており、それは輸入物資以外の原材料によるということである。

そして代用品が代用品たる資格を持つには、以下のような要件があげられた。¹⁴

- 一、原料が大東亜共栄圏内に豊富で然も永続性があること
- 二、原料の使い方が適材適所を得てゐること
- 三、製造原価が高くないこと
- 四、品質が優良で代用品の信用を傷つけない事
- 五、実用価値の多い必需品であること
- 六、不要不急の奢侈品ではないこと

基本的に前の引用と同趣旨ではあるが、品質が優れていて値段も元の品と大差ない物である必要性が見て取れる。このような定義づけが必要となった背景には、日中戦争勃発後

に雨後の筈のように登場した代用品の存在があると思われる。実際の市中に出回った製品の中には、代用品の趣旨が理解されておらず、実用に耐えない品々も多かったのである。

6. 代用品の製造促進と使用普及に関する関係機関

6.1 政府内における審議機関

次に、代用品の製造促進、使用普及に対する行政的な指導について見てみたい。その施策としては、関係諸機関の設立、展覧会等の開催、補助金の助成等があげられる。

まず、代用品の製造促進、使用普及を担った機関について述べる。代用品工業の進むべき道を明示し、これを育成指導する責任は商工省にあり、次いで企画院¹⁵であった。これら官庁の代用品問題の根本を審議する諮問機関として、内閣に科学審議会、商工省に物資利用委員会が置かれた。それらをはじめとした機関を以下にあげる。

1) 科学審議会

昭和 13 年 4 月、不足物資の科学的補填を目的に、科学研究又は行政に携わる各省の代表的な権威者をもって内閣企画院が中心となり設置された委員会である。科学振興の必要が公式に取りあげられた先駆をなすものであり¹⁶、昭和 16 年までに 3 回にわたり決議を行った。これらの決議は、政府の諮問に対する審議会の答申の形においてなされたため特に実行力を持たなかったが、商工省においてはこの決議に基づき不足物資の補填に要する経費を計上して、研究促進又は生産奨励の方策を具現しようとした。¹⁷

2) 物資利用委員会

昭和 14 年 12 月、代用品工業の振興および代用品の使用普及並びに資源回収に関する具体的方策を立てることを目的に設置された委員会である。これらに対する最高指針を決定する上の諮問機関として、後に述べる戦時物資活用協会、代用品工業協会および国策代用品普及協会の 3 協会に関する政府の指導統括機関として、戦時物資行政の中核をなすもの

であった。¹⁸ 昭和 17 年までに 3 回の総会と 3 回の代用品部会を開催し、商工大臣の諮問に応じて代用品工業の振興並びに資源回収に対する根本的対策を審議、答申している。¹⁹

3) 代用品工業審議会

代用品工業振興の具体的対策を審議する機関として、物資利用委員会が商工大臣に諮問する代用品製造調整委員会設置要綱を基本とし、昭和 16 年 5 月代用品協会内に設置された。学識経験者や関係官庁の担当官を委員とし、更に 14 部門の委員会を設置して代用品原材料の適正配給および製造調整、企画および価格統制等の代用品工業振興発達に必要な具体的方策を考案審議し、関係大臣に具申して適切な措置を講ずることを目的としていた。²⁰

この審議会が設置された昭和 16 年当時、全国には代用品製造に携わる者は一千にも及んでおり、既に多種多様な代用品が見られていたのである。これを製造方面の原材料から見て区分したものが、下記にある 14 の専門委員会であると言える。当時の代用品工業に対する認識を明らかにする意味からも、以下に専門委員会の取り扱い分野を引用する。²¹

第一専門委員会（硝子関係、グラスファイバー、ロツクウールヲ含ム）

第二専門委員会（陶磁器関係）

第三専門委員会（合成樹脂関係）

第四専門委員会（セルロイド関係）

第五専門委員会（ヴァルカナイズドファイバー関係）

第六専門委員会（セメント関係）

第七専門委員会（再生ゴム及ゴム代用品関係）

第八専門委員会（水産皮革其ノ他皮革関係）

第九専門委員会（擬革関係）

第十専門委員会（繊維関係）

第十一専門委員会（木竹関係）

第十二専門委員会（紙加工関係）

第十三専門委員会（切削油及洗淨油）

第十四専門委員会（其ノ他代用品）

前述の被代用品 5 分野（金属、ゴム、繊維、燃料、化学代用品）は、これら 14 部門を材料として製造されていた。すなわち、日本における代用品工業の基本構造は、この被代用品と原材料の関係をもって成立していたとも言えよう。

6.2 民間機関

1) 代用品工業協会

昭和 13 年 7 月、政府支援の下に代用品製造業者によって金属代用品工業協会、ゴム皮革代用品工業協会の 2 団体が組織されたが、同年 10 月にこれを統合して代用品工業協会として発足した。中央において発足したこの団体とは別に、地方でも同様の団体結成の動きが見られると、商工省当局との協議の結果、各府県で結成しようとする代用品の団体は代用品工業協会の支部とするのが妥当であるとの意見一致をみて、この協会が全国的な組織網を有する団体となるに至った。²² 更に翌 14 年 5 月には社団法人となり、強固な組織づくりを進めていった。

2) 国策代用品普及協会

百貨店等の販売機構が代用品の宣伝普及を行う団体として昭和 13 年夏に結成された。全国に組織網を広げていたが、関東の百貨店が中心となり、百貨店組合が事務にあたった。昭和 15 年段階で会員数 50 を数えていた。百貨店の配給機関としての機能を活かし、代用品の販売業者として各百貨店での陳列即売、宣伝販売の開催等の活動を通じて、

代用品の普及宣伝に貢献した。²³ また、代用品工業協会に対しては、販売者側の立場から批判会等の活動を行っていた。²⁴

図 5-1：『生産と配給 二月二十五日号』

生産と配給社が発行した雑誌。昭和 14 年 2 月発行。代用品工業会および国策代用品普及協会の指定紙とされており、記事のほとんどが代用品関連の題材である。書誌的に不明な点が多いが、旬刊（毎月 3 回）発行で、昭和 14 年 2 月段階で第 33 号を数えていることから、昭和 13 年 5 月頃に創刊されたと推察される。代用品協会発足後も発刊は継続され、後には巻次を継承し「物資」と改題した。²⁵

3) 社団法人代用品協会

代用品工業協会が政府の指示によって設立した代用品製造業者の団体である。この代用品工業協会が昭和 14 年 5 月に社団法人化したものが、代用品協会の前身である。一方で代用品販売業者の団体として国策代用品普及協会が存在していたことは既に述べたが、代用品工業発展助長の全国的一元機関となるためには、製造および販売業者を包含する必要が生じたため、国策代用品普及協会を発展的解消をさせ代用品工業協会に吸収し、名称を新たに社団法人代用品協会として昭和 15 年 12 月に発足した。²⁶

新たな協会の目的は、代用品工業の振興発達および代用品の使用普及を図ることであり、全国一円の代用品製造、加工、販売業者を会員として構成された。その会員数は設立当初は 25 名に過ぎなかったが、15 年 4 月 557 名、16 年 4 月 795 名、17 年 4 月には 1,140 名と年々増加していった。²⁷ これは、協会の活動が順当に発展していったひとつの証左であろう。

事業としては、以下のような事項を行っていた。²⁸

- 一、代用品工業の振興発達に関する調査研究指導
- 二、代用品の企画の研究及統制

- 三、代用品の価格の調査及調整
- 四、代用品製造に関する調整
- 五、代用品製造所要資材の配給斡旋
- 六、代用品の配給販売の斡旋
- 七、代用品の使用に関する普及宣伝
- 八、展覧会、展示会、品評会〔、〕講演会、座談会、映画界等の開催又は後援
- 九、代用品全般に関し、政府当局に対する意見の具申
- 十、その他、目的達成に成要なる事業

この事業内容からも分かるように、日本の代用品工業にとって多方面かつ実質的な振興を行っていた唯一の全国的組織であった。更には、戦時下において代用品の製造を行うための資材も統制の対象となってゆくと、代用品協会自体が関係各官庁との配給斡旋等の折衝にあたるようになってゆき、「実質的統制配給団体の性格が与えられつつある」²⁹という状況にまでなっていた。

代用品協会内部には専門機関として代用品工業審議会、代用品価格調整委員会が設置された。以下に日本商工会議所内に設置された優良代用品先手委員会と共にその概略をあげる。

4) 優良代用品選定委員会

これは文字どおり優良代用品を選定し、粗悪代用品の淘汰、自給経済の確立、国民生活の安定等をするを目的として、昭和15年8月に日本商工会議所内に設置された委員会である。³⁰ 日中戦争勃発以降、代用品に対する国家的要請は高まったが、これに便乗した粗悪な代用品も相当数が市場に出回り、消費者を悩ませていた。この傾向は日中戦争当初の戦時色と戦争景気の中における時局便乗的な雰囲気の中、特に甚だしかった。そこ

で優良代用品選定委員会では、数ある代用品の中から優良品の選定を行った。具体的な方策については次項で取りあげる。

5) 代用品価格調整委員会

優良代用品を助長するには適正な価格を付さなければならなかった。そのため昭和 16 年 1 月に代用品協会内に代用品価格調整委員会を設置し、価格設定上の種々の調査研究を行い、その調整を関係当局と連絡にあたった。商工省、日本商工会議所、百貨店等より委員を委嘱し、直接価格の決定を行うのではなく、その製品が公定価格又は指示価格を必要とするかどうかについて審議を行うものであった。その範囲は代用品協会会員の製品および優良代用品選定委員会選定の製品であった。

7. 政府による代用品奨励政策

7.1 代用品製造に関する問題点

順序は前後するが、前述の代用品の指導改善、宣伝普及機関の設置に至る、政府による方策について述べる。先にも引用した代用品を普及させる立場にあった商工省官僚は、その前提条件としてふたつの問題があげられるとしている。

第一に、生産能力拡張の問題があげられる。これまで代用品の必然性について見てきたが、増産が奨励される事態にあっても、無分別に拡張してよいわけではない。代用品を製造するための工場設備の建設あるいは拡張は、鋼材その他の統制物資の使用にも関連している。それは、材料や燃料にもしかりである。少ない資源や資金の集中で最大限の効果を発揮するために、原材料の適正利用、規格の制定、価格の調整等が目標として掲げられたのである。この点については、先の諸機関への諮問、答弁という形で提言がなされていた。

第二に、代用品の品質の問題がある。実際に製造される代用品の中でも以下の 3 種類に区分することができる。³¹

①既に事業化され採算が恒久的にとれるもの

②事業化されているが平和産業時代になると品質的に本来品に圧倒されるもの

③本来品に劣らぬ品質を持つてはいるが、コスト等の関係で経営難に陥るもの

①に対してはなんら問題はないが、②③のものについては技術上、経営上にかなりの困難を伴うものであり、商業ベースに乗せるためには改善が必要であった。

一方で、製品の試験指導にあたっていた京都の陶磁器試験所のパンフレットによれば、代用品の具備条件として以下の4点をあげている。³²

①原料が国産であるべきこと

②品質品位が優位であること

③大量生産が可能であること

④価格が適正であること

①については、やむを得ず原材料の輸入に頼るとするならば、なるべく安価で国際貸借に資すべきものである必要がある。例えば、高価な綿や羊毛の代わりにパルプを輸入し、スフを作って代用するというような事である。

②は、十分実用性がある、たとえ欠点があったとしても他方で必ずこれを補う優れた特徴があるべきという事である。例えば陶磁器においては、無論金属よりは壊れやすいが、錆びることなく特有の美しさにより使用上の利便において勝る、という考え方である。

③は、実験室的にいかに立派な製品ができたとしても、工業化が困難であれば意味がないということである。

④は、代用品であってもむやみに安価である必要はないが、高価すぎることは望ましくないということである。陶磁器試験所では、実際に陶磁器代用品の研究にあっていることから、より具体性を帯びた提言であると言える。

商工省ではこれらの点に考慮して、代用品工業育成のため昭和 13 年以来、代用品の発明研究や見本製作、製造試験等に補助金が交付されるようになった。代用品製造試験費補助、代用品見本製作費補助、代用品発明研究費補助の 3 つの施策であった。

7.2 3つの補助金政策

これらの補助金の概要は、以下のとおりであった。

1) 代用品製造試験費補助

急速に確立の必要がある新規代用品の工業化を促進するために、民間で製造試験をしようとする者に製造試験費の半額程度の補助金を交付しようとするものである。その要件としては、ひとつは原材料が国内に絶無であるか又は欠乏するもの。ふたつはその原材料又は製法を異にし、しかもこれと同様の用途に供し得る品質を有し、かつこれを代用することによって国際貸借改善上又は原料確保上寄与するところが大きいと見込まれるものであった。³³ そして初年度の昭和 13 年度の申請件数は 48 件に上ったが、このうち 9 件が代用品工業振興上、最も緊要なものと認められ補助金が交付された。³⁴

2) 代用品見本製作費補助

代用品製造試験費補助が未完成の新規代用品の工業化促進を目標としたのに対し、代用品見本製作費補助は既に工業化の完成した代用品の製造加工を補助奨励して、その流通を促進しようというものであった。³⁵ この制度が開始された当時、まだ代用品として市販されている製品は少なく、従って一般需要者において代用品に対する認識は不十分であった。製造業者としても、需要の確たる見通しが立たないために見本の配布を躊躇した。そのため代用品を急速に普及させ、その需要の見通しを図るために、代用品製造業者で見本の配布をしようとする者に対して補助金が交付されたのである。³⁶ 昭和 13 年度の申請件数は 203 件に上ったが、審議の結果、そのうち 65 件に補助金が交付された。その品種、件数、交付額は以下のとおりである。³⁷

皮革及生ゴム代用品	19	53,904 円 90 [銭]
金属代用品	29	47,488 円 00 [銭]
繊維関係代用品	10	24,481 円 40 [銭]
工場用資材関係代用品	10	65,816 円 50 [銭]
其ノ他ノ代用品	2	6,583 円 20 [銭]

図 5-2 : セルロイド製ペン先

金属代用品として、セルロイドで製作されたもの。「サンロイドペン」の商標で販売されているが、添付の製品説明書に「サンロイドペンは商工省補助金下附の優秀国策品！」と書かれているように昭和 13 年度の代用品見本製作費補助金が交付された 65 件のひとつとして「セルロイド製ペン先 渡邊忠次」として記録に残っている。³⁸ 見本製作費補助を受けた後、順当に製品化されたようで、添付の説明書には「横須賀海軍々需部其他にては御試験の結果過般来数十万本の大量御買上を得…」ともあり、実際、大量に製造販売されていた様子が見えてくる。

3) 代用品発明研究費補助

代用品として発明はされていたが、まだその実用化に向けての試験を終えていないものに補助金を交付しようというものであった。代用品製造試験費補助および代用品見本製作費補助が商工省化学局の所管となっていたのに対し、代用品発明研究費補助は発明を扱う商工省特許局が所管していた。³⁹ 昭和 13 年度の申請件数は 700 余件に上ったが、審議の結果、そのうち 24 件に補助金が交付された。⁴⁰

発明品の完成は単に事業化の一道程であって、ここに到達するためにはまず小試験に合格し、次に製造試験を終えて事業化に進み、更にこれが需要を促進するために商品を大量生産する必要があったのである。製品化を促進するためにこの 3 つの段階に補助金が必要と考えられていたのである。

それぞれの昭和 13 年から 16 年度における交付件数と交付金額を以下に示す。(表 1) ⁴¹

表 5-1：代用品に対する補助金交付件数および交付金額

7.3 公的研究試験機関による代用品の試験指導

商工省において代用品に関するこれら 3 つの補助金施策を行っていたが、他に国立、官立の試験研究機関によっても民間に対し代用品の試験指導に当たっていた。昭和 15 年段階では、以下のような状況であった。⁴²

東京工業試験所に於ては、マグネシア、大豆カゼイン羊毛、礬土頁岩〔ばんどけつがん〕に依るアルミナの製造試験、新原料パルプの製造試験、ナイロン、イソオクタン等合成化学工業品の試験、合成タンニン、特殊合成樹脂の試験を為し、大阪工業試験所では、再生ゴム、合成ゴムの中間試験等があり、通信省電気試験所では完成品としてロツクウールがあり、陶磁器試験所では、硬質且つ急熱、急冷に耐える金属代用陶磁器の製造試験があり、工芸指導所は、水産皮革、合成樹脂、セルロイド、ファイバー、其他成形品の製作指導、殊に意匠化、商品化に努めてをる。又、繊維工業試験所は、防皺防水ス・フの試験指導を為し、燃料研究所は、各種代用燃料の製造試験を為しつつある。其他、陸軍被服本廠に於けるス・フの研究、同千住製絨所に於ける水産皮革、及代用タンニンの試験及指導も特記に値する。尚、地方試験機関に於ては、政府の意を体して代用品の試験研究を続けてをり、殊に大阪市立工業研究所の如き幾多の優秀代用品を完成してゐる。

これらのうち、商工省所管下にあった機関の主幹事務（業務）について以下にあげる。

43

工業試験場（東京、大阪）＝工業ニ関スル試験、分析、鑑定及伝習（事務ノ妨ゲナキ限り一般ノ需要ニ応ジ工業試験場ニ於ケル試験研究ノ結果製造シ得ルニ至リ物品ニシ

テ民間ニ於テ之ガ製造困難ナルモノノ製造ヲ為スノ外工業ニ関スル試験又ハ分析ヲ為サムトスル者ニ対シ其ノ試験又ハ分析ノ為設備ノ一部ヲ期間ヲ限り使用セシムルコトヲ得)

陶磁器試験所＝陶磁器ニ関スル試験及研究、原料及材料ノ品質ノ鑑定。伝習及講話。試験研究ノ為製作シタル陶磁器及加工シタル其ノ材料ノ配布（試験研究成績ノ普及促進ニ必要アリト認ムル場合ニ限り陶磁器ノ製作ノ依頼ニ応ズルコトヲ得)

工芸指導所＝工芸品ニ関スル試験及研究、原料及材料ノ品質ノ鑑定。伝習及講話。試験研究ノ為製作シタル工芸品、加工シタル其ノ材料並ニ調製シタル其ノ意匠図案ノ配布（工芸ノ改善ニ必要アリト認ムル場合ニ限り工芸品ノ製作並ニ其ノ意匠図案ノ調整ノ依頼ニ応ズルコトヲ得)

繊維工業試験所＝絹業及人造繊維工業ニ関スル試験及研究、分析及鑑定。伝習及講話。試験研究ノ為製造又ハ加工シタル製品並ニ其ノ材料ノ配布（事務ノ支障ナキ場合ニ於テハ絹業及人造繊維工業ニ関スル試験又ハ分析ヲ為サムトスル者ニ対シ其ノ試験又ハ分析ノ為設備ノ一部ヲ期間ヲ限り使用セシムルコトヲ得)

燃料研究所＝燃料ニ関スル研究（研究ニ妨ナキ限り一般ノ依頼ニ応ジ試験、分析、鑑定及伝習ヲ為スコトヲ得)

このように、それぞれの分野における試験研究や分析鑑定について同様の業務を行う機関では、単なる研究だけでなく民間からの求めによる試験に応じたり、設備の一部を使用させることもあった。しかし、これらの業務は当然ながら当初より代用品研究を目的としたものではなかった（繊維工業試験所における人造繊維を除く）。それが戦時体制への移行とともに、先に引用したような代用品に関する様々な試験指導に携わるようになってゆくのは、戦時下の研究機関における存在意義として取り組んだからに他ならない。代用品そのものではないが、戦争末期に陸軍の兵器として開発された三式地雷薬匣の製造にあたっては、滋賀県陶磁試験場製造が試作段階から技術指導等に関係していたことについて

も、官庁の要請により生産された製品に関して研究機関が役割を果たした一つの事例であると指摘しておく。⁴⁴

公的研究機関による代用品の試験研究は、民間における事業化への推進力となるもので、試験結果の発表や、技術の実地指導等において大きく貢献した。

図 5-3：『工芸ニュース 第 9 巻第 6 号』

商工省工芸指導所の機関紙。表紙の写真は、「本所試作 水産皮革（鮫革）によるハンドバッグ」である。昭和 15 年 7 月 1 日発行、発行所 工業調査会

8. 「公定代用品」の選定

8.1 商工省選定代用品

これらの機関との連携をもって、商工省は「公定代用品」ともいえる各種代用品の試験審査の結果を発表した。それは昭和 14 年 3 月 30 日、「代用品に関する打合せ会」で示された。これは主に新聞記者に対して代用品の現状を紹介したもので、将来の動向を概説して代用品の普及に対し協力を求めた。これらがどのようにして選ばれたかの経緯を説明した文章を、以下に引用する。⁴⁵

商工省選定代用品

代用品勃興の機運に乗じて雨後の筍の如く続出せる代用品中には面白くないものもある。是等と混淆せられては健全な代用品の発達に相当の支障与へることとなるので、是等代用品の国家試験ともいふべきものが行はれた。その

(イ) 検定機関ともいふべきは商工省係官、陸軍被服本廠係官、東京工業大学教授、陶器試験所、大阪工業試験所、逓信省電気試験所を網羅したもので、次の如き

(ロ) 選定基準の下に適良代用品が選出せられた。

(1) 採算上将来伸びる可能性のあるもの

(2) 不急品及不必要品に対する代用で無いこと

(3) 被代用品に比して高くないことを主眼とするも、此の点は大変難かしい所であるから幾分高価であつても物資の客観的状态を考慮すること

(4) 原料は成るべく日満支の物資を以て賄ひ得ること
等の条件によつて選ばれ、結局百二品が決定せられたのである。

そして代用品の材質別に6分野に分類し、その特性をあげた上で102品目の具体的品目を示した。

- (1) 高力陶器及高力セメント (計 27)
- (2) 硝子製品 (計 7)
- (3) 合成樹脂製品 (計 17)
- (4) 陶磁器製品 (計 30)
- (5) セルロイド製品 (計 17)
- (6) ヴアルガナイズ・ファイバー製品 (計 4)

昭和13年以来代用品の発明研究や見本製作、製造試験等に補助金を交付し、国立、官立の試験研究機関によつても民間に対し代用品の試験指導を行つていたひとつの成果として、既に商品化されていた代用品の中から具体的な品目を列挙し、増産、品質改善、コストの低減、普及奨励を訴えかけたものであった。この商工省選定代用品を選定した狙いは、代用品中の不要不急のものを抑え、不適格品を統制するため生産品目の指示指導をしたものである。⁴⁶ その重点主義により、それぞれの材質の中で最も特徴を生かした代用品製造を指示したものであり、商品として開発、製造されることが期待されたのである。

なお、ここにはゴム、皮革、繊維関係代用品が含まれていないが、差し当たり選定できたものから指示を行つたと推察される。

8.2 優良代用品の選定

6.2 項で取りあげた優良代用品選定委員会の活動の成果として、実際の各商品にいわば「お墨付き」を与えた。各品に「日商選定新興品」という標章（シール）が貼付され、消費者が購入の際の目安とされた。それは、商工省をして以下のように言わしめるものであった。⁴⁷

これは良い悪いの判断がつきにくい一般消費者に対して、「この代用品ならば安心して使へます」と買入の目印を与えるために、日本商工会議所が中心に各方面の専門家を集めて、数多い市販品の中から特に選び出した優良品なのです。

また、名称を日商選定新興代用品としたのは、一般に対しては強いて代用品と称する必要がないからであり、選定品には必ず使用説明、殊に品物の欠点を指示させて、また耐久力の特に弱い品物があった場合には製造者又は販売者に新品との取り替え義務を負わせる等、極めて消費者本位の制度としたのである。⁴⁸

これらの優良品を選ぶ選定委員は、商工省、日本商工会議所、物資利用委員会、戦時物資活用協会、代用品協会、経済学者、消費者代表等の 26 名を揃え、更に専門委員として商工省技師や製造関係者 27 名に委嘱されたのである。昭和 17 年 4 月には、新たに土木、建築、工場用品にまで選定分野を拡大した。このため従来の専門員を第一部委員として一般生活必需品、第二部委員として新分野の審査に当たることとなった。

優良代用品選定委員会は昭和 15 年に創立され、同年 9 月 5 日に第 1 回選定が行われた。以来、委員会は昭和 17 年 3 月までに 7 回開催され、第一部の申請総数 1,426 点中選定合格 181 点（合格率 12.7%）、第二部申請総数 1,195 点中選定合格 262 点（合格率 21.9%）であった。⁴⁹ この数字から見ても、合格マークである「日商選定新興品」とのお墨付きを得るのはかなり難しかったことが分かる。

図 5-4 : 「日商選定新興品」の標章

当時の書籍⁵⁰に掲載された、シールの図柄。

図 5-5 : 「祖国画鋏」 (セルロイド製)

画鋏の頭部をセルロイドに代えた製品。当時の画鋏はすべて金属で造られていたので、これも金属代用品である。ケースもセルロイド製。昭和 15 年 9 月 5 日の優良代用品選定委員会第 1 回選定に「選定番号四」として選ばれており、主要原材料「セルロイド 鉄製針」、価格「 円 直径 15 ミリ 1.30 [円]」、大阪府の田中光男による製品である。史料九に「選定番号 四」として記載されている。

図 5-6 : 「祖国画鋏」 に貼付された 「日商選定新興品」 の標章

図 5-7・5-8 : 福福湯タンポ

磁器製の湯たんぽ。昭和 15 年 9 月 5 日の優良代用品選定委員会第 1 回選定に「選定番号八」として選ばれており、名古屋の岡田勝次郎により販売された製品である。本体の石膏型鑄込の段階で「福福」の商標と統制番号「瀬 828」が成形されており、瀬戸の宮崎製陶所で製造されたことが判明する。(史料一四) ラベルには夫婦のイラストが描かれ会話形式で以下のような商品説明を行っており、商品に対する製造元の自信が感じられる。

登録商標福福湯タンポ 日商選定優良新興品

此の湯タンポは今度第一回選定に合格した優良新興品だよ 陶土の特殊配合と永い経験と技術の粋の結実として生れた此の湯タンポは陶器の中でも磁器と言つて高級品なのです 瓦斯コンロなれば細火炭火や練炭なれば直接火に掛けられる訳ですが一度湯を入れて火に掛けるのが安全ですよ

尚陶器技手が数学的に設計した形状湯の入る量等な□□苦心して相当圧力に堪□□から保温力もよろしい優良第一の福々湯タンポです

それでは、此の湯タンポは陶器湯タンポの代表的標準規格と言つて売り出されて居るのも由あなるかなと言つたもので製造元では余程自信があるからですネ

8.3 「商工省選定代用品」と「日商選定新興品」との関係

昭和 14 年 3 月に商工省選定代用品が選ばれ、この約 1 年半後の昭和 15 年 9 月に代用品協会内の優良代用品選定委員第 1 回選定が行われ「日商選定新興品」が定められるようになるが、後者は商工省選定代用品の品種目的指示の結果を受け、新発明や材質改善を経て商業ベースに乗った商品に対して個別の「お墨付き」を与えたとも解釈できる。

羊毛製品、綿製品に対しては、ステープル・ファイバーの混用が日中戦争直後、法によって強制されたことは既に述べたとおりである。一方、金属、皮革、ゴム製品等の製造販売禁止措置は代用品の使用を余儀なくされたものではあったが、使用を強制するものではなかった。後述するように、現在使用されている金属類の回収が実施された際には、代替物資として代用品が置き換えられ、実質上使用強制ともいえる行為であった。公定代用品の選定、それに引き続く優良代用品選定委員による選定は、回収の計画を見越した代用品の準備計画の一環でもあった。昭和 14 年の新聞紙上において、その問題提起を行なっているのが見られる。⁵¹

一般家庭の金属品についても回収が計画される万一の場合を想定して、代用品側の準備は日商選定新興品を中心に次のやうに進められなければならないであらう。先づ回収の対象となるべき製品に対して資材関係を十分考慮した優良品を選び出し、その資材をその品種の製造に集中せしめる。なるべく一製品の一材料主義を採り他種の材料は別種の優良品の製造に集中せしめる。即ち各種原材料の製造分野を決定各品種の規格を定めて、生産量の増加を図ることが先決問題である。

後述するように、一般家庭の金属品が回収されるのは昭和 17 年度に実施された「金属類特別回収」によるものであり、この記事が掲載された段階ではまだ実際に市中にある金属製品が回収される段階には至っていないが、既にそのような行為を予想した上で代用品の存在意義を見出していたことが感じられる。

8.4 官庁における代用品使用奨励

一方、商工省による公定代用品の選定は、製造の立場だけでなく使用も奨励するものであった。昭和 14 年には需要者として官庁がまず率先して、新しい購入品については代用品使用を促すことになり、それは地方の府県庁へも拡大していった。

翌年の昭和 15 年 1 月には、衆に範を示す意味において代用品を官庁方面の事務用品に採用するため、当局としてもどのような代用品があるかを知る必要上、官庁用品及生活必需品代用品展示会が開催された。会期中には、官庁関係者のこれら代用品に対する批評、注文、質疑を聞くために懇談会が開催された。⁵² 懇親会の第 2 日目、商工省事務官による当局の代用品に対する全般的方針の中で、代用品工業の振興、助成策を説明した上で「今の代用品は独り立ちできない。援助がなければ伸びない。使つて頂くことによつて伸びるのである」⁵³と述べており、政策当事者においてすら代用品がまだまだ独立した商品に至らず、政策的な助成が必要であるという当時の認識が端的にあらわれていると言える。

9. 代用品普及に関する展覧会開催

9.1 民間による展覧会

代用品に関する展覧会の嚆矢は、昭和 12 年 12 月 1 日から 7 日にかけて開催された日本商工会議所主催「非常時国産愛用廃品更生展覧会」に見ることができる。翌昭和 13 年 3 月 11 日から 30 日にかけて開催された帝国発明協会大阪支部主催「発明奨励国産代用品工業展覧会」では、既に展覧会のタイトル中に「代用品」の字句が見られる。⁵⁴

これらの展覧会は主に百貨店等を会場として製品を展示し、実際に商品の即売も行っていった。

9.2 政府主催展覧会の開催

政府は代用品の生産開発を推進する一方、一般になじみのないこれら新製品の普及を図り、使用することを奨励するために様々な普及活動を行った。それを促進するために設立した関係機関については6項でふれたが、ここでは代用品に関する展覧会、特に政府主催のものについて取りあげる。

日中戦争の勃発以来、政府はあらゆる施策を講じて代用品工業振興確立を掲げ、その達成に努力し、代用品の発明研究等への補助金交付、関係諸団体の設立等としてあらわれたことは既に述べてきた。更にその一環として、展覧会も開催されたのである。

昭和13年10月から12月にかけて、商工省主催「第一回代用品工業振興展覧会」が開催された。全国の6大都市（東京、大阪、札幌、福岡、仙台、名古屋）で開催され、30万人に近い観覧者を集めたという。⁵⁵

日中戦争勃発からわずか1年3ヶ月弱という期間で、これだけ大規模な代用品普及に関する展覧会を開催し得たことにも驚かされる。この時期はこれまで考察してきたように、第1回物資動員計画が閣議決定されたのが昭和13年1月、同年6月の改定物資動員計画において内需について使用制限を強化すべきとされた32品目の主要資源が定められ、「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」による省令により、民需関係の鉄鋼使用の全面的な制限禁止となった「銑鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」が施行されたのが同年5月のことである。これはいわば、被代用品が確定され、具体的にそれらを用いた民需品の具体名が挙げられ、代用品の定義が端緒についたばかりの頃である。

ではなぜそこまで熱心に普及を図らねばならなかったのであろうか、それはこの当時市中に出回り始めた代用品が、従来あった品物よりも品質が劣り使い勝手が悪かったのが大きな要因であると思慮される。それは、同展覧会の開催直前の昭和13年7月、政府の行おうとする政策の内容や意図を広く一般市民に解説しようとした雑誌中にも見られる。普及を推進すべき商工省自身が、代用品について以下のように述べている。⁵⁶

重要物資の製造制限、使用制限、販売制限等の規則を制定公布されている時期であり、これらの物資については、すでに各種の代用品が、研究され又生産されてある

が、それらは各方面の努力と協力にも拘らず未だ完全なものとはいへない。しかし、国民は多少の不便を忍んでもこれを使用して必要物資の消費節約に協力すべきであり、又それ等を研究し、生産する者は一刻も早く完全な代用品を製造すべき義務がある。

代用品が「未だ完全なものとはいへない」としており、商工省自らが認めているような時期であった。

この展覧会には、「化学工業原料代用品関係」、「皮革代用品関係」、「金属代用製品」、「繊維工業関係品」、「参考品」の分野に対して全国一般から出品を募った。その結果、出陳品種 1,550、出陳者 320 人を数えた。更に 6 都市における開催後は出品物を 2 班に分け、14 にわたる催展希望府県および台湾、朝鮮、満州国に貸与して展示するなど内外に代用品の普及を図った。⁵⁷ なお、参考品とは一般事業者によるものではなく、7 項でも触れたように公的研究試験機関の出品である。

実際に多くの人々の関心を引いたようで、10 月の東京会場での展覧期間中には「戦時下日本に盛り上がる代用品工業の盛観をそのまゝ、われこそ国策の戦士と栄え競ひ明日を担ふ新興製品の数々に押し寄せた観覧者のむさぼる様な熱心さも、まことの時代なれこそ」と当時の展覧会記に記されている。⁵⁸ 一方で、7.1 項で取りあげた代用品製造に関する問題からの観点では、「出品物中には、相当常識を欠くもの多く、為に落選が可成りの数に上った」⁵⁹とあり、端緒についたばかりの代用品工業の様相が見て取れる。

結果として代用品工業の重要性が強調されるに至り、代用品工業者の団体結成の機運が高まり、同年 9 月に代用品工業協会の結成につながったのである。また同協会には、代用品工業振興展覧会に監査合格したものの中から優秀な製品の製造業者に対しては、極力代用品工業協会に加入するよう勧誘された結果、会員数を増大させていったのである。⁶⁰

代用品工業振興展覧会は翌年以降も開催された。「第二回代用品工業振興展覧会」は昭和 14 年 10 月から 15 年 2 月にかけて、東京、旭川、新潟、京都、広島、熊本の 6 都市で

開催され、出品物は1,756点中合格点数1,265点であった。出品は「一般出品物」と「参考品」に大別され、一般出品物は更に細分化され代用品の材質別の分類となっている。すなわち、「合成樹脂」、「ヴァルガナイズト・ファイバー」、「再生護謨及合成護謨」、「セルロイド」、「代用皮革」、「代用繊維」、「加工紙製品」、「代用膠着剤及糊料」、「塗料及油脂」、「硝子、陶磁器、セメント製品」「木竹製品」「其ノ他ノ製品」である。⁶¹

図5-9：冊子「商工省主催第二回代用品工業振興展覧会出品目録」

「第三回代用品工業振興展覧会」は昭和15年8月から16年1月にかけて、東京、函館、金沢、神戸、高松、鹿児島の6都市で開催され、出品物は1,473点中合格点数998点であった。出品は「一般出品物」の末尾に「参考品之部」が付属し、第2回とやや異なる分類を行っている。すなわち、「合成樹脂之部」、「合成ゴム、再生ゴム、ゴム類似品之部」「水産皮革其ノ他皮革之部」、「擬革之部」、「代用繊維之部」、「ヴァルガナイズト・ファイバー之部」、「加工紙之部」、「顔料塗料、油脂之部」、「代用膠着剤糊料之部」、「セルロイド之部」、「陶磁器、硝子、セメント之部」「木竹製品之部」、「化学薬品之部」、「其ノ他ノ製品之部」、「参考品之部」である。⁶²

日中戦争勃発後3年目を迎え、3回を数えた代用品工業振興展覧会であるが、その「趣意書」によれば「積極的奨励援助ノ第三年ニ於テ我国代用品工業ノ到達シタ段階ヲ公表シ、代用品ニ対スル一般ノ正シイ認識ト関心トヲ深メ」とあり、これまで取りあげてきた政府による様々な代用品奨励政策の成果を発表する場であるとしている。「趣意書」および「第三回代用品工業振興展覧会規定」の翻刻を別に示す。**(史料二八)**

「展覧会規定」第二条によれば、以下の4種類とされた。

- 一 代用原材料
- 二 前号ノ物品ヲ原材料トシテ製造シタル代用品
- 三 其ノ他ノ代用品

四 参考品

また、「既ニ普及セルモノ、之ニ類スルモノ若ハ不急ノ用ニ供セラルルモノ又ハ不足物資補填ノ趣旨ニ副ハザルモノハ此ノ限ニ在ラズ」ともあることから、会を重ねるごとに不要不急な製品が淘汰されていった様子が見て取れる。特に第2回以降は、昭和14年3月に商工省選定代用品が選定されて以降に開催されており、同じ商工省主催の展覧会とあってその意向が深く反映されていると思われる。

出品物は第二2回で12分類であったものが、第3回では14分類（「参考品之部」を除く）と細分化されている。この第3回の14分類は、6.1項で取りあげた、昭和16年5月に代用品協会内に設置された代用品工業審議会における専門委員会の14部門と数量的に一致するが、「陶磁器、硝子、セメント之部」が、専門委員会においては「第一専門委員会（硝子関係、グラスファイバー、ロツクウールヲ含ム）」、「第二専門委員会（陶磁器関係）」、「第六専門委員会（セメント関係）」と分割され、また「顔料塗料、油脂之部」、「代用膠着剤糊料之部」、「化学薬品之部」の項目がなくなっている。この類似点については、専門員会の設置にあたって、商工省が主催した代用品工業振興展覧会を踏襲し、実際の業務に生かそうとしたものと推察される。

代用品工業振興展覧会は第3回まで開催されたが、昭和16年度には金属類特別回収が実施されたことから、引き続きこの要素を主題に取り入れた商工省主催「資源回収と代用品展覧会」として開催された。昭和16年7月から12月にかけて東京、仙台、札幌、名古屋、大阪、広島、福岡の7都市で開催された。この展覧会で示された資源回収と代用品というふたつの事業には、財団法人戦時物資活用協会と社団法人代用品協会が遂行にあっていたが、「商工省では此の二協会を動員して」⁶³展覧会を構成した。

図5-10： ちらし「国策新興代用品即売会」

昭和 16 年 10 月に名古屋で開催された、商工省主催「資源回収と代用品展覧会」にあわせて市内のデパートで同時開催された即売会の案内。木製バケツ、陶製湯沸し（土瓶）、水産加工品皮革の靴などの写真が見られる。この湯沸しは後述の耐熱湯沸土瓶（写真 5-13・5-14・5-15）と類似している。

このようにデパートを会場とし売り出されたことは、目の肥えた都市部の購買層に対しても代用品が一定の商品価値を有し、商売として成立し得た事を示しているとも言えよう。当時のデパートには代用品専用売り場を設けるところも多く、またそうでなくても商品不足から結果的に並んでいる商品の多くは代用品へととって代わられていった。

翌昭和 17 年度は、この両協会主催による「資源動員展覧会」が 6 月から昭和 18 年 1 月にかけて 8 都市で開催された。昭和 18 年度は商工省、大政翼賛会の両協会主催による「戦ふ資源展」が 6 月から昭和 19 年 2 月にかけて 9 都市で開催された。⁶⁴ 翌年度以降、全国を巡回する規模の展覧会は行われていないが、戦局の進行がそれを許さなかったのであろうと推察される。

10. 陶磁器工業と代用品

10.1 日中戦争勃発当時の陶磁器業界

多くの人が、戦時下の「代用品」と聞いて真っ先に思い浮かべるのが、いわゆるせともので作られたもの、すなわち陶磁器製品ではないだろうか。本章では、陶磁器代用品の誕生と発展の経緯について考察したい。

陶磁器産業は、日本で最も古い産業のひとつともいえるが、明治時代以降新技術の移入、設備や燃料の改善等が行われ、手工業から近代工業へとなっていった。日露戦争、第一次世界大戦を経て輸出産業としての発展も遂げ、昭和初年には国内生産額の半分近くが海外に輸出されるまでになっていた。しかし昭和期は、第一次世界大戦当時の膨張の反動

と、国内および世界恐慌の影響を受け困難な時代でもあった。陶磁器の生産額、輸出額の推移ならびに各年度品種別生産の比率を挙げる。⁶⁵ (表 2)

表 2：陶磁器の生産額、輸出額の推移ならびに各年度品種別生産の比率

この表によれば、昭和 5、6 年は生産額、輸出額共に落ち込みが激しい。その原因は、製品価格の下落と輸出の不振である。このような状態において陶磁器業界は大きな打撃を受けた。特に中小規模の生産者は問屋資本の支配下に置かれていて、熾烈な買い叩きにあっていた。このような状況が、生産者が主体になった業界団体結成の契機となり、愛知および岐阜の各工業組合が集まって、昭和 6 年 3 月に日本陶磁器工業組合連合会（日陶連）が設立されるに至ったのである。

昭和 7 年以降は、前年末の金輸出再禁止を転機として徐々に国内需要も増し、同時に輸出も促進されていった。生産は上昇に転じ、表 2 にあるように昭和 11 年には 6 年の約 2 倍に達し、物価上昇と比して著しく生産を拡大させたことが分かる。日中戦争勃発当時の昭和 12 年は、前年の好調に比してやや後退の時期であった。戦争によって悪化した国際関係の影響は、日貨排斥という形でもあらわれ、輸出状況を悪化させたのである。

10.2 陶磁器代用品の登場

1) 日中戦争以前に存在した代用品

日中戦争の勃発により、不足物資の応急補填という形で登場した代用品であるが、やがて政府により鉄や銅といった不足資源の使用制限、更には具体的な製造禁止物品の指定という施策が行われ、より輪郭がはっきりとしてきたのである。しかし戦時における登場以前に、実は陶磁器製代用品は存在していた。まさに日中戦争の勃発したその月の昭和 12 年 7 月に発行された雑誌に「鉄に挑む陶磁器 世界に進出する国産代用品」という標題の

記事で紹介されている。取材および印刷工程を考慮すれば、戦争状態以前の状況を記していることは自明である。以下に紹介する。⁶⁶

鉄材の昂騰に続く鉄飢饉で、世界を挙げて鉄の非常時を現出してゐる。

鉄に代るものはないか？この世界的展望に応へて、敢然と代用品の名乗りを挙げたのが、何と鉄とは似ても似つかぬせとものである。今、陶磁器生産高で全国に有名な瀬戸焼の生産地愛知県瀬戸地方と美濃焼の岐阜県土岐地方の多治見町では鉄代用品を製造して盛んに市場へ進出してゐる。

瀬戸地方で製作されるものには電灯、電熱器具、耐火鍋、すき焼鍋等で年額五百万円以上である。評判の良い電気アイロンの、使用してゐる金物と云へば熱線用のニクロム線だけだ。全体が陶器といふ不良導体で絶縁が完全であり、錆びないのも大きな利点だ〔。〕又アイロン置台も考案されて、その製作費は鉄製の半分である。また一ポンド以上のものは研究中で、之も間もなく解決がつくとの事である。電灯用ソケットは湿気や熱気に絶対安全なため工場、家庭の台所へ進出しエボナイト製を盛んに駆逐してゐる。又耐火鍋、すき焼鍋は柔らかく煮えるので好評を博し、殊にすき焼鍋は焦げつきが少ないので各家庭にうけてゐる。

外人に喜ばれてゐるものでは洋食器類のスプーン、ナイフ、フォーク等で之は多治見町で製作されその外観は他国では真似の出来ない明朗なクリーム一色で、昨年末内地をはじめと海外の市場へ見本品がデビューしたが、切れ味が金属製と変らぬナイフや、先の細いフォークの堅牢さには、これが磁器かと碧眼連を驚歎させて、一月以来注文が殺到し、五月末で既に二万円を越えたといふ好成績を挙げて将来を嘱望されてゐる。

これら鉄代用品の電熱器具、食器類は内地より海外に需要が多く製作品の半数以上が輸出されてゐるが、今後は鉄飢饉の波に乗つて内外共に盛んに発展する傾向がある。

そして写真入りで、「耐火鍋 食器 陶器製アイロン すき焼鍋」が紹介されている。この記事中、既に「代用品」の用語が使用されていることは注目に値するが、その性質は鉄の使用制限によって生み出されたものではなく、その発生要因は市中における鉄材を材料とした本用品の価格の昂騰又は不足であり、いわゆる戦時代用品とは性質を異にしている。それはあたかも、2.2項で触れた国産品愛用運動において、昭和11年の日豪通商問題発生により政府がスプの使用奨励を図ったかのような現象でもあるが、この陶磁器代用品はあくまで民間の各製業者における創意工夫的なものである。「製作品の半数以上」が輸出向けであるとされているが、これらの品々が戦争の勃発により内地向け代用品として転換されていったのは自明である。

また、このあとに幾度も登場する陶磁器代用品のいわば花形とも言える瓦斯七輪（ガスコンロ）においても、第一世界大戦当時には試作されていたという。⁶⁷

2) 日中戦争開始以降

陶磁器製品が担った代用品の分野は、禁制物資である被代用品の種類から述べれば金属製品に対してであった。史料一で取りあげたように、「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」に基づく省令において具体的に品目をあげて当該金属での製造、使用について制限が実施された。指定された品目の多くは一般の家庭内で日常用いられているような品々で、現実問題としてそれらなくして市民生活は成り立たなかった。

金属製品に代わって鍋釜をはじめとした厨房製品がいち早く着目されたのは、原料がほぼ国内産でまかなえたこと、製造・流通ルートが確立されていたことがあげられるが、その点については次項以降で考察する。

昭和13年7月の雑誌記事には「銅鉄に代る陶磁器」と題し、陶磁器の金属代用の可能性について紹介している。⁶⁸

「銅、鉄に代る陶磁器」などと近頃新聞紙上で目を惹いてゐる。瀬戸の陶磁器試験所辺りで、鍋、釜、アイロン、匙、フオーク等の金属飢饉にいとむ陶磁器の事は既に

一二年前から知られてもゐる。京都、瀬戸の試験所、それに日本陶磁器工業組合連合会が総動員で「国土で造る陶磁器」の代用品用途拡充運動は、最近漸く具体化し、あり。先頃連合会で以つて募集した日用品金属代用の入選案こそ、陶磁器進出の第一段階をなすものに外ならなかつた。

それは、金属代用可能性の検討にいち早く着手した事で、誠に意義あり興味もある試みだつた。

即ち、撚糸巻取用リング、電鈴、瓦斯七輪の覆、西洋竈のさな、電灯のブラツケツト、電話機の電話口は最も優れた着想として二、三等に挙げられた。

次に、新聞が見出し書きにも例の足袋のこはぜを始めとし、電熱七輪の覆、西洋竈の焚口、蓋、ストーブ、湯懐炉、通風孔のレジスター、舗装道路面の歩道線標識、ポスト、棚受、玩具の車輪、スイッチボード、釣手洗器、漬物器等が選外となつてゐる。

日陶連は、この内望ましいものゝ試作を終り、中でも瓦斯コンロ、竈の蓋、さな、焙り網、又鉄筆ならぬ陶筆、洋食用のナイフ、足袋にマツチする白い丈夫なこはぜ、和風な襖の引手、白いスイッチ・ボード、郵便受口、時計の振子、ゼンマイ取付部分品工業用で紡績機のリング並びにセパレーター等出来もよく、値段は非常に安いし、いまに陶磁器が市場商品に新しい色彩をなすであらう事が想はれるのであつた。

銅像ならぬ陶像は、既に試験済みの好評を得、一般に余り強い衝撃を受ける事の少ないものに、硬くて摩耗しない陶磁器が、又火に直接接触れる器物、或は保温等の目的の容器へ、耐熱的は保温的な陶磁器が金属代用の一段を買つて進出する事は又当然であり、正しい事と云えよう。

先に取りあげた、日中戦争以前にも製造されていた陶磁器製品を下敷きにしつつ、既に戦争開始から1年足らずの間に陶磁器試験所や日本陶磁器工業組合連合会（日陶連）が各

種の代用品の研究開発に取り組んでいた様子が察せられる。商工省発表によれば、昭和 13 年度に生産された金属代用陶磁器の生産高は 100 万円に及んだという。⁶⁹

7.3 項で取りあげたように、代用品の開発、研究が国策として取りあげられると、国立、官立の試験研究機関によっても民間に対し代用品の試験指導に当たるようになっていった。陶磁器代用品の研究に当たっていた京都の陶磁器試験所での昭和 14 年頃の事業について、以下に紹介する。⁷⁰

当所は昨年来この使命遂行のため、代用品に関する試験研究を重要な事業の一つとして、極力之が実験に当つたのである。その第一着手としては、先づ家庭用品を主体とし、陶磁器材料に相応しき意匠図案の研究と相俟つて、耐熱陶磁器の製造試験に重点を置くことにした。その試作品は前記代用品展覧会〔筆者注・商工省主催第一回代用品工業振興展覧会〕に之を発表し、普く社会の反響を呼び、且つ本展覧会それ自体が一般社会に対して代用品に関する明確な指針を与へたので、各地より指導講演の依頼に接した。依つて愛知、岐阜、佐賀、長崎、熊本、愛媛、滋賀各県下の陶業地に於て、その講習会を開催し、これが指導普及に努めた次第である。

このように加熱に耐えうる製品を生み出そうとしたが、「陶磁器と金属とは元来その性質を著しく異にするものなれば、金属を置換代用せんとすることは、一面難事中の難事」⁷¹であるとしている。しかしながら、その研究開発の結果として「単に戦時経済の下の一時的代用品に止らず、平時にありても充分価値ある商品を製造し得るに至るものなり」⁷²として、実際に新材料を用いた瓦斯七輪（ガスコンロ）等の開発を行ったのである。これは、高い技術水準を有して試験研究を行う一方で、その普及にも関わった陶磁器試験所ならではの、戦時期におけるひとつの成果として着目に値する。また国の設置期間として、地元京都だけでなく全国の陶磁器産地においても代用品に関する講習会を行っていた事実を指摘しておきたい。

同所における昭和 14 年段階の金属製品の代用品置換に対する期待については、以下の
ように述べている。⁷³

当所の調査によれば、現在瓦斯七輪の取付数量は全国約 250 万個にして、一カ年の需
要数量約 50 万個に達する。既に堇青陶器〔筆者注・コーデイライト陶磁器〕を以て
した七輪は京都、名古屋及信楽に於て製造され、実用化の第一年を踏み出してゐる。
是非その総てが陶製代用品を以て置換されんことを期待してゐる次第である。

実際に京都、名古屋、信楽といった陶磁器産地での製造が開始されているのが明記され
ているのも、注目すべき点である。

なお、業界団体である日陶連の動きについては次項以降で詳述する。

10.3 業界の対応

金属類の消費節約の動向に対し、陶磁器業界においてはいち早く反応を示した。金属製
品の代用として陶磁器が脚光を浴びるように至ったのを好機と捉え、不況打破の活路を見
出そうとしたのである。日中戦争勃発後、1 年を経過した時点での代用品陶磁器の発達状
況は、「陶磁器工業が既に大なる発達を遂げた所謂既成工業であり、従つてその製造技術
も普遍化し、国産原料の豊富なるにも恵まれ、且つは輸出不振による自発的転換の必要も
手伝つて、相当目覚しい発展振りを示した」⁷⁴というものだった。激しい競争の中に身を
置き、常に新用途、新意匠の製品を生み出そうとする、進取の精神を持ち得た陶磁器業者
の戦時における転換の様相が伝わってくる。

当時の陶磁器業界団体として、代用品としての陶磁器使用奨励に関して政府にどのよう
な働きかけをしたかを示すひとつの史料を紹介する。これは、昭和 13 年 2 月に日陶連会
長より外務大臣に対してなされた、「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨
励ノ儀ニ付懇願」という標題の、代用品としての陶磁器使用奨励について懇願した文書で
ある。**(史料二九)**⁷⁵

この文書ではまず冒頭で、軍需資材である金属類の消費節約にある程度の陶磁器製品で代用すれば資源の節約になるとした上で「現下不況ニ当面セル陶磁器業界ヲ救済スル唯一ノ方法ト確信仕候」としており、かなり率直に業界の意向をあらわしていると言える。そして「陶磁器業界ノ全貌」「業界不況ノ状況」「陶磁器製品ノ代用ト業界ノ救済」と3項に分けて概要を述べ、「諸物品ノ陶磁器代用ニ付キ御斡旋賜ル節ハ弊会於テ鋭意責任ヲ以テ製作ニ努力」と締めくくられている。

注目すべきは、陶磁器代用品の重要性を訴えつつ、「代用品トシテノ陶磁器ノ使用ニ付テハ弊会ニ於テモ専念調査考究シツツアルトコロナリ」としている点で、生産者の業界団体として、率先して新規用途への研究を行い、事業化を図ろうとする姿勢が見て取れる。その具体的な経緯については、事項以降で述べる。

しかし一方で、「陶磁器ハ一部ノ材料ヲ除キ殆ンド国内材料ヲ以テ調弁シ得ル所謂純国産品」ともしているが、戦争がこの業界に与えた影響とは、実際には燃料をはじめとした原材料の多くを輸入に依存していたことも大きい。結果、日陶連が陶磁器用輸入原材料を一手に購入して配給統制を担う期間と指定を受けたことを発端として、地方工業組合の加入を促進し、やがては日陶連の権限拡大へとつながっていったのも既述のとおりであるが、国策である代用品生産においても主導的立場をとってゆくようになる。

この懇願が発せられた当時においては、まだ陶磁器代用品の方向性は明確でなかったようである。昭和13年2月に日陶連が主催し、日本における陶磁器の主要産地である愛知、岐阜、三重3県の商工課が協賛した「国防資源の愛護と陶磁器報国」なる懸賞募集が行われているが、別に応募要項を翻刻する。**(史料三〇)**⁷⁶ 「広く一般から募集」とあるように、陶磁器製造業者に限った募集ではないようだが、その「課題」を見ると

イ、例へば家庭用品、建築、土木用品、各種容器、其他実用価値アルモノニシテ金属木材等ヲ以テ造ラレテ居ルモノノ中陶磁器ニテ代用シ得ルモノ

ロ、現在使用シツハアル陶磁器製品ニシテ考案ニ依リ其ノ利用価値ヲ大ナラシムルモノ

とあり、具体的に金属製品の製造禁止が実施されていない時期だけに、いささか具体性を欠いている。また、同文書中では「代用品」の文言が用いられておらず、初期の事例として興味深い。

10.4 日陶連による代用品陶磁器の指導奨励

上記であげた日陶連による「調査考究」が実際にどのようなものであったか、先行研究による史料から見てみたい。瀬戸陶磁器工業組合連合会が組合向けに発行していた会報に登場する代用品に関する記事を取りあげた論考による。⁷⁷

まず、昭和13年3月に日陶連主催、愛知・岐阜・三重3県の商工課主催の「国防資源ノ愛護ト陶磁器報国」なる、陶磁器代用品の懸賞が行われている。⁷⁸ この標題は前項で取りあげた同年2月に日陶連から出された「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付懇願」の懇願と類似しており、同文書中にある記述が具体的な動きとしてあらわれたものである。また時期的に、同年4月に「銑鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」が公布される直前でもある。後に同省令において製造が禁止された品目を「金属代用品拡充の件」として列記し⁷⁹、製造者に対し具体的に陶磁器を用いて製造すべき代用品の方向性を示している。

同年7月には、「代用品として価値あるものを認定し、その生産者を指定、そして注文販売を日陶連が掌握」⁸⁰するために、日陶連により「指定代用品」が規定された。この登場は、商工省選定代用品が登場する昭和14年3月よりもかなり早い時期であるが、既に昭和13年4月より銑鉄鑄物での製造が制限される物品指定はなされており、更に鋼製品は7月、銅製品は8月から指定と、まさに代用品としての意義が生じるのとほぼ同時期であった。

「指定代用品」の仕組みは、「当連合会〔筆者注・日陶連〕が之を指定して製造者を登録、製作上の指導其他の便宜を与え其の普及発達に努めつゝある」⁸¹というものであった。

また、同年10月からは、商工省主催「第一回代用品工業振興展覧会」が開催されようとしていた。この展覧会への出品要項が会報に掲載されたのは、「指定代用品」が日陶連から通知されたものの、わずか10日後の7月末に発行された次号⁸²であり、国策としての代用品普及事業に、陶磁器業界として積極的に対応しようという姿勢が見て取れる。そして、8月には第1回「指定代用品」が決定されている。⁸³ なお、この際に指定された8品目は以下のとおりである。

- 1.瓦斯コンロ
- 2.電気コンロ
- 3.道路標識
- 4.下水集水口ノ蓋
- 5.紡績用ウエート
- 6.紡績用セパレーター
- 7.軍隊用食器
- 8.ウインド用煙草ケース

以降、「指定代用品」の指定は順次追加されてゆくこととなる。

昭和15年度における、日陶連による代用品取扱量は、「岐工連、万古、名古屋、品野、石川、信楽の六検査所で合計二十五万七千九百十八個」⁸⁴であったという。

この時期、市中では不足する金属製厨房器具等に代わり、「消費地の金物商は一斉に陶器屋に殺到して代用品の仕入れに狂奔」⁸⁵するという事態が生じつつあったが、日陶連が率先して「市場に不良品が出ることを防止するため、耐熱製品は必ず日陶連の検査を受けしめ、テストに合格したもののみ販売を許可する制度とし生産者を登録し、同時に、公定価格を制定して、価格統制の法律に違反しないよう措置」を取ったとも言えよう。

先に10.2 2)項で引用した記事中に、市場に出回り始めた陶磁器代用品のうち、「この内望ましいものゝ試作を終り」とあるように、単に製品を募集、検査にあたっただけではなく日陶連自らが陶磁器試験所等と連携して、開発研究にあたっていた様子が見えてくる。

図5-11・12：新興湯タンポ

白磁の肌も美しい、陶製の湯たんぽ。「国策品」「陶磁器新興製品」「国策代用品で銃後を護りませう」と時局を意識したうたい文句がいくつも躍る。「瀬戸陶磁器工業組合」のマークが入っているがそれ以上の言及はされておらず、産地組合名を表記することによっ

て地元業界としての一種の品質保証的な意味合いを持っていると考えられる。おそらく、日陶連「指定代用品」に湯たんぼが追加される以前に製造・販売された製品と推察される。

図 5-13・5-14・5-15：耐熱湯沸土瓶

「日本陶磁器工業組合連合会指定代用品」であることがラベルに標示された製品。「日陶連耐熱瓦斯用規格試験合格品」とも表記され、個々の製品販売において、日陶連による耐熱試験の合格品であることを商品販売上の優良点であるとうたっており、特長として「ガス・コークス等凡テノ強大ナル火力ニモ破損スル惧レナキ最高級品ナリ」であるとも記されている。

「日本陶磁器工業組合連合会定款」（以下「定款」）にも、陶磁器代用品に関する規定が盛り込まれた。**（史料三一）** これにも「本会ノ指定代用品ニ付テハ其ノ登録ヲ受ケタル者ニ対シ生産、技術ノ指導、販売其ノ他ノ斡旋ヲ為シ又ハ之ガ普及發達ニ関シ必要ナル施設ヲ為スコトヲ得」（第八八条ノ四）とあり、上記を裏付ける一連の行為が明文化されている。また、この規定ではこれら「指定代用品」の審査には考案権⁸⁶を付与する仕組みが準用されており、これはあたかも昭和10年より開始されたスープ皿共販事業における「統制証紙」の標示の仕組みが、戦時下における統制番号（「組合記号」および「工場番号」）を入れる仕組みとして応用されていたのと同様に、日陶連による従来の業務の延長線上にあるとも言えよう。

本来、一旦考案権の付与を受けたものは、その存続期間中はこれを応用して陶磁器を製作する権利を専有できるはずだが、「考案権ノ停止ヲ為スコトヲ得」（第八八条ノ五）と規定されているのは、代用品の持つ国策性、公共性によるものだと思われる。つまり周知一致するところの有用な代用品の発明があった場合は、それを共有して他の生産者にも製造

させようという狙いがこの条文から読み取れる。なお、その場合は権利者に対して権利料として金銭的補償がされた。

なお、「指定代用品」であることを示すため、個々の製品には紙のラベル、「検査証票」が貼付された。（「定款」第八十六条第一項別記 検査証票又ハ検査印章雛形 (十)）

日陶連による「指定代用品」の決定は、8.1 項で取りあげた昭和 14 年 3 月の商工省選定代用品、又は 6.3 項での昭和 15 年 9 月に第 1 回選定が行われた「日商選定新興品」のような、実際の各代用品に「お墨付き」を与える行為である。しかしながら、政府や中央組織ではなく、実際に製品を生産する業界団体としては他にあまり類似の事例がなく、昭和 13 年時点において日陶連はまだ全国の工業組合が加盟する団体ではなかったが、生産から流通まで一定の影響力を持ち、なおかつ考案権といったノウハウを持っていたからこそ成し得た事業であると言える。

図 5-16：水筒

本体が陶磁器製の水筒。破損防止のため厚紙製のカバーで覆われており、蓋はアルミ製、負紐は撚紙布製である。側面に、「定款」中にある、「指定代用品」である事を示す「検査証票」が貼付されている。（史料五参照）

底部に統制番号「瀬 828」が標示されていることから、昭和 15 年 8 月以降に生産された製品であると判明する。昭和 18 年発行の『日本代用品工業総覧』に同様の特徴を有する製品が掲載されており、この水筒とほぼ同定できる。以下に紹介する。⁸⁷

福々水筒 本品は内部に硬質陶器の瓶が入つてゐて外被は硬質陶器で作られてをり、垂紐は代用繊維で出来てゐるから、何れも資材的に制限のない製品である。蓋の部分は現在金属で出来てゐるが、他に適当な代用資材を研究されてゐる内部の容器は耐熱硬質陶器であるから熱湯を入れても差支えないばかりか、衝撃に対しても相当の耐久力がある。外被も加工紙であるが特殊化学処理による硬質。水性に優れたもので、更

に垂紐と強靱に出来てゐるから水筒として申し分のない新興品である。なお中の容器は簡単に取外して洗ふことが出来、特に保温時間が優秀である上に軽量で耐久力があるため殊に学童用水筒として相応しい。日商選定品で価格は三合入二円四五銭、四合入三円一二銭である。

また、福々水筒は日商選定品としても、昭和 16 年 11 月 15 日の第 5 回選定に「選定番号一四六」として選ばれているが、この伝世品には日商選定品の証票は貼られていない。

図 5-17・18：洗張円筒

「文化張物器」と題された、座敷で着物の反物を洗い張りするための器具。円筒タンク内に熱湯を入れ、湿らせた生地を通過させてしわを取るといった仕組みであった。この器具の部品を構成する円筒タンクは本来金属製であったが、これは陶磁器製となっている。ねじの雄型と雌型を焼成によって収縮する陶磁器で湯が漏れない精度で製作するには、かなりの技術が必要だったと思われる。

ねじ蓋の部分に「指定代用品」であることを示す「検査証票」が貼付されており、「定款」中ではラベルの色についての指定はないが、実際には水色で印刷されていたと判明する。

昭和 18 年段階における「指定代用品」の製造業者については、「日陶連指定代用品製造業者登録名簿」を一覧として見る事ができる。⁸⁸これに記載されている品名について、重複分を除き以下に抜粋した。21 の品目こそが、この当時日陶連の「お墨付き」を得て実際に各業者により製造されていたことが確認される。

湯タンポ 魚焼網 壽喜焼鍋 飯蒸器 ロストル 耐火サナ 火起シ 手洗器 瓦斯用鍋 霧吹 吸入器 瓦斯七輪及杵 煉炭ストーブ 如露 釜 飯蒸器 湯沸土瓶 鍋 菰編器 臺十能 足焙り

その産地は、瀬戸、品野、岐阜、万古といった東海3県が多くを占めているが、その他に肥前、京都、名古屋、大阪、信楽、伊賀の産地名も確認できる。これは、先に引用した昭和15年度における日陶連による代用品取扱量中における産地よりも地域が拡大しており、代用品製造を手掛けた産地および業者が順当に増加していった様子がうかがえる。また同史料からは、統制番号とは別に、日陶連により代用品製造業者に対して独自の登録番号が割り振られていたことが判明する。

10.5 触火器の研究開発

金属製品の代用として陶磁器製品が用いられた際に、最も問題となるのは強度であった。陶磁器代用品の主流は金属代用としての鍋、釜、やかんなどの炊事用品であったが、中には陶磁器の性質を無視したような、使用に耐えるのか大いに疑問な製品も存在する。

陶磁器製品の弱点を克服するため、物理的な強度や急加熱、急冷却に耐えうる性能が要求され、高力陶器、マグネシア陶器、アルミナ磁器などの特殊な材質が陶磁器試験所等で研究開発された。普通の陶磁器では直火に弱く割れることが多いので、前項で述べたように中央機関の日陶連で品質検査を実施し、粗悪品が市場へ出るのを防止したのである。

耐熱湯沸土瓶（図5-13・14・15）もガスに直接かけて使用できるという性能をうたっており、熱に耐えうるように配慮されて製造されていることが分かる。今日用いられているガスでも使える土鍋の基になったのは、この当時の研究の成果とも言える。この土瓶のラベルにもあるように、日陶連では一定の基準により耐熱試験を行い、これに合格したものに合格証を貼付して販売するような制度をつくったが、このような準備のため、耐熱製品の取引は、他の陶磁器代用品より時期的に遅れることとなったという。⁸⁹

図5-19・5-20：鍋

旧来の土鍋、土瓶にまして耐火性を求めた製品。統制番号「岐 932」が標示されている。内側に「美濃新興陶磁器工業協会之証」のラベルがある。この団体については、美濃における史料により判明する。⁹⁰

岐阜県陶磁器試験場では岐陶工連とタイアップして井深捨吉場長が中心となり、〔昭和〕16年2月に熱心な業者を集めて美濃新興陶磁器工業協会を設立、飾火器（ナベなど）の研究、試作に乗り出し17年ごろから滝呂、多治見、下石、土岐津、駄知等それぞれ一、二工場で生産活動に入り、同年末には20工場となり、18年には30工場となり月産も30万円以上となった。これらの原料は苦土質原料で四国産の橄欖岩〔かんらんがん〕が用いられた。成形上必要な水硝子も供給困難で商品化が難しかったが、ナベ類、湯沸等の飾火器の質量とも他県を凌駕し、瀬戸の業者も美濃新興陶磁器工業協会に合流して技術指導を受けた。

しかし、いかに陶磁器製品の優良性を強調したところで、やはり本用品である金属製品に劣るのは否めなかった。代用品行政を推進する立場である商工官僚の昭和16年当時の著作にもその本音が見て取れる。⁹¹ これは、当時一般の陶磁器代用品に対する認識をある程度示していると言っても良いであろう。

陶磁器製品

陶磁器はその原料に何等不安のない点が最大の強味である。金属代用の要請が、硬質陶器やリグナイトと称する高力陶器に出現を来さしめたことは、セルロイドの場合とともに、必要が欠点を矯正せしめた好例であらう。

だが金属代用品陶磁器製品の齎す教訓は、代用品の使用方法の問題にあると思ふ。脆い弱い非難の大半は、在来品の使用方法の儘に代用品を取り扱った結果であるといつても過言ではない。資源を転換する目的を持つ代用品には、その労を多とするいはりが一般の使い方にも表れることを期待していいであらう。硝子のコップを壊し

た場合と誰もその脆さを責めはしない。代用品も要は使ひ方である、代用品を責める前に使用方法の不注意を反省するだけの度量を広く期待したいものである。

10.6 陶磁器代用品の発展経緯

日中戦争勃発以降、金属代用品として陶磁器製品が重きをなしてゆくのは、いくつかの段階を経ている。その政策的な経緯について検討したい。

陶磁器代用品の基準のひとつとなる日陶連「指定代用品」であるが、一方で先に紹介した湯たんぼ（図 5-5・5-11）のように、元々陶器製のものが古来より用いられていた暖房器具だったものが金属製の登場により一度は姿を消し、戦時期に再度登場したいわば先祖返り、復古的代用品ともいえる土鍋、土瓶、火鉢等の製品も多く見られる。また、10.2 1) 項で例示したように、日中戦争勃発以前に存在した代用品も確認される。

ここでは、日中戦争以降、戦時代用品としての意味合いを持つ陶磁器代用品について論じたい。

昭和 13 年 9 月における現況を知る史料として、当時の新興産業である代用品について「何処で何を作つて居るか」をまとめた『代用品工業便覧』⁹²より見てみたい。これは被代用品を「金属代用」以下計 10 項目に分類し、社名、住所、製品のみを簡潔に列挙した書籍である。そのうち、陶磁器製品が担う「金属代用」については計 87 の団体、企業、個人が記載されているが、そのうち商品名から陶磁器に関連すると確実なものは以下の 6 団体の企業、個人と非常に数少ない。⁹³

日東陶器商会、原田楠雄、乾亦吉支店、リグナイト株式会社、深川製磁株式会社東京出張所、日本陶磁器組合連合会

この書籍が発行されたのとほぼ同時期に、日陶連では第 1 回「指定代用品」の決定がされ、また代用品工業の指導奨励のため、多くの展覧会が開催されていた。陶磁器業界としても、金属に代わる製品として着目されだした年でもあった。

岐阜県陶磁器工業組合連合会では、昭和 13 年度の代用品指導奨励策として以下のよう
な事業を実施した。⁹⁴

(1)代用品陶磁器指導委員会を設置し、その推進を研究、材質、形状等必要なものは試験場に依頼試験をさせた。

(2)商工省主催の代用品展覧会が 13 年 10 月～12 月間、東京、大阪、札幌、福岡、仙台、名古屋の 6 都市で開催されたが、これに所属組合の製品 90 点を出品し成果をあげる。

(3)見本購入の照会があり、主たるものは道路標識鋳、襖引手、徽〔徽〕章、軍隊用食器、漏斗、把手、列車内用品。これらは需要先でも効果を試験中のものもあり、多量の需要を見るに至らなかった。

(4)代用品見本配布に対する経費補助を申請、13 年度に県から 2,000 円交付された。

この中にも見られるように、商工省主催代用品工業振興展覧会における陶磁器代用品の出品に、各製造業者だけでなく、各地の陶磁器工業組合単位での出品もされていたのである。

しかし、昭和 13 年の第 1 回は、以下のような状況であり、新たに登場した新製品への端緒の戸惑いが隠せない。⁹⁵

然し乍ら研究機関未だ浅く、製作者、使用者共に未だ切実に資材の不足を痛感せざるためか、品種の選択に、製品の用途に、形態に、粉飾に、冗漫がうかゞわれ、単に思ひつきにより金属其のまゝの形態に材料のみを置き換へた如きもの多く、新材料の研究発見を見ざれば発展困難を思はするに至つた。

また、この時期には各種の耐熱陶磁器が発表され、工業化されるに至っている。それは「代用品工業も年と共に各方面の研究進み、自然淘汰の形にて残るべきものは残り次第に水準をたかめつゝ来つた事は代用品展の回を重ねるに従つて明に示されてゐる」⁹⁶という

ように、各方面の鋭意努力により、ようやく実用に耐えうる製品が生み出されていったのである。

その当時の様相を知るため、昭和 13 年「第一回代用品工業振興展覧会」および昭和 14 年「第二回代用品工業振興展覧会」、昭和 15 年「第三回代用品工業振興展覧会」における出品物のうち、陶磁器製品が含まれている部分をそれぞれ抽出し別に掲げる。**(史料三二、三三、三四)** この展覧会において陶磁器製品が出品されているカテゴリは「硝子陶磁器製品」(又は「硝子、陶磁器、セメント製品」「陶磁器、硝子、セメント之部」)であるが、中には品名や製造業者名からでは材質が何であるか判別不明なものもある。各年の出品物を比較することにより、どのような製品傾向の移り変わりがあったかが感じられる。具体的には、昭和 13 年の段階では代用品行政が端緒についたばかりの頃であるため、出品する側としても手探り状態であったことがうかがえる。一方で第 2 回開催前年の昭和 14 年 3 月には商工省選定代用品が選定され、第 3 回の開催中には日商選定新興品第 1 回選定が行われており、より代用品が生活の実情にあったものへと発展していったのである。

10.7 陶磁器代用品製造の振興策

1) 代用品工業審議会による具申

次に、政策面からの陶磁器代用品振興策について見てみたい。6.1 3)項で取りあげた、昭和 16 年 5 月に設置された代用品工業審議会は、専門委員会の活動により昭和 17 年までに 4 回の審議を終了し、代用品協会会長より具体的な代用品工業振興方策を関係各大臣に具申を行っていた。そのうち陶磁器工業に関しては、以下の委員により 8 回の審議が重ねられた。⁹⁷

代用品工業審議会第二専門委員会(陶磁器関係)委員名

委員(主査)	商工省化学局無機課 技師	和泉正光
委員	〃 振興部工務課事務官	細井富太郎
〃	〃 京都陶磁器試験所技師	保野福太郎

〃	日本陶磁器工業組合連合会専務理事	出石於兔彦
〃	〃 〃 〃 〃 検査長	鈴木利平
〃	萬古陶磁器工業組合理事長	水谷久義
〃	〔岐〕 岐阜西南部陶磁器工業組合理事長	松原太蔵
〃	瀬戸陶磁器工業組合副理事長	鈴木舜二
〃	日本陶器株式会社	原田彌六
〃	長寿吸入器本舗	上木神秀三

10人の委員の構成比率は、商工省（3）、日陶連（2）、地方工業組合（3）、製造業者（2）となっており、委員の顔ぶれを見るだけでも代用品の製造にあたっている当事者の意向が「具申」としてまとまりやすかったことが想像できる。そして実際に昭和17年1月12日に商工農林大臣および企画院総裁に具申され、以下のようにまとめられて実施に移された。⁹⁸

陶磁器製代用品工業振興方策

日本陶磁器工業組合連合会（以下日陶連ト称ス）ハ代用品工業審査会ト密接ナル連繫ノ下ニ日陶指定代用品瓦斯七輪バーナー他六九品目ヲ決定シ陶磁器製代用品トシテハ指定品目以外ノ製造ヲ禁止シ指定代用品ノ製造業者ヲ指定シ品質低下ノ防止ヲ図ルト共ニ其ノ計画生産ニ関シテハ昭和十六年十一月六日附商工次官通牒ニ基キ陶磁器製代用品ノ品目別計画生産数量ヲ決定日陶連ニ於テ実施中ナリ

陶磁器製代用品ノ検査規格ニ付テハ日陶連ト代用品工業審議会ト連絡ノ上日陶連指定代用品中数品目ノ検査企画ヲ決定シ従来日陶連ニ於テ実施中ノ検査制度ヲ活用シ製品検査ノ上合格品ヲ日陶連ヲシテ共同販売セシメツツアリ。

日陶連共販以外ノ陶磁器製代用品ノ配給機構ニ付テハ地方長官及日陶理事長宛化学局長通牒陶磁器代用品配給機構整備要綱（別項）ニ基キ本年四月末日迄ニ新興陶磁器配給統制会社（仮称）ノ設立ヲ完了シ之ガ業務開始ノ予定ナリ

この「陶磁器製代用品工業振興方策」の中には、これまで述べてきた事例に関連して、次に取りあげる実際の陶磁器工業整備に関する商工次官通牒にも触れられていない、いくつかの興味深い事柄が述べられている。以下に列記する。

- ・日陶連の指定代用品の決定に関しては、代用品工業審査会との連携に基づいて行われていたこと
- ・昭和 17 年 1 月段階での指定代用品が 69 品目に及んでいたこと
- ・陶磁器代用品の検査規格については、従来日陶連が実施してきた検査制度を活用すること

特に検査制度の活用については、10.4 項でも取りあげたように、日陶連が設立以来確立してきた仕組みを戦時下においても効果的に利用している点で着目に値する。

2) 商工次官通牒による計画生産の実施と代用品

また、この方策の元となっている「昭和十六年十一月六日附商工次官通牒」とは、陶磁器に計画生産を求めたもので、燃料配給の激減、輸出の杜絶等により業界の再編整備を図る必要から、昭和 16 年 11 月から翌年 3 月までの 5 ヶ月間の計画生産を実施すると同時に、共同販売制度を整備して製品の格付および配給の適正を期し、需給の調整を図ったものであった。

これは、石炭の昭和 16 年下半期割り当てが上半期に比べて約半減となる一方で、欧米向け輸出がアメリカによる在米資産の凍結により途絶したため、業界を時局向きに整備しようとしたものであった。陶磁器製品の計画生産は内地、輸出向に二分して生産するが、和洋飲食器、タイル、衛生陶器に対し大幅圧縮を行う一方、陶磁器代用品に対しては 7 割方の増産を行った。また輸出製品生産者に対しては高級技術保存の見地から特に内地への転用を許したものである。⁹⁹ これらは既に日陶連を中心として実行に移していたものも含まれるが、趣旨の一段の徹底を期するため、まとまった通達となったものであると

いう。¹⁰⁰ また、一見非常に厳しいようにも見えるが、当時の陶磁器業界の現実においては「石炭は十分に入手できないし、工員は兵隊や徴用で激減し、陶磁器工場も他の時局向け産業に段々と転換しつつあった時なので、実施上、特別大きな支障はあまり生じなかった」¹⁰¹であったという。

追って翌昭和 17 年 1 月 26 日には、同様に商工次官通牒の形で「陶磁器工業整備要綱」が示達された。これは、約 2 ヶ月半後という日付的に見ても上記の「陶磁器製代用品工業振興方策」が実際の政策として反映されたものと見て間違いのないであろう。これは、計画生産については先の通牒で昭和 16 年 11 月から昭和 17 年 3 月までの実施計画を指示していたが、更に昭和 17 年 4 月以後は陶磁器製品の全面にわたり 6 ヶ月ごとの生産計画を樹立し、これを実施しようというものであった。計画には電磁器、工業用品、陶管、代用品等の時局関係製品に重点を置くこと、不要不急品の生産は強力に抑圧すること、代用品は金属回収に即応して改良につとめるとともに、粗悪品を抑制するために試作品を除く他、日陶連の指定する品種に限り生産させる、製品の規格統一、単純化を図るため日陶連内に調査委員会を設置すること、等が掲げられた。¹⁰² この中でも強調されているように、戦時体制下において陶磁器業界が大きく再編されようというなかで、代用品生産についてはむしろ計画生産の下に重点化されていったのである。

この昭和 16 年 11 月から実施された計画生産により、各業者における製造品種や数量の自主的選択は全て失われた。だがそれは、以前には戦時に各種の制約を受けながらも「自由主義のもとに利益を追求」¹⁰³することが可能であったと言い換えることができる。それまで各々が方向性を探りながら開発し、製造販売を行ってきた陶磁器代用品は、この計画生産によって国（日陶連）が認める製品に限り製造が許されるようになったのである。第 2 章 8.2 3) 項で取りあげた長崎県陶磁器工業組合における昭和 17 年度事業報告（史料二四）中にも、事業の状況として「チ 営業ニ関スル指導ハ県窯業試験場ト協力シ益々進歩発展ニ努力シ殊ニ代用品ノ研究ニ力ヲ注ギツヽアリ」とあり、飲食器の製造が中心であったこの地域においても代用品開発に目を向けていたことがうかがわれる。

10.8 流通のための新会社

陶磁器製品への公定価格制度の導入によって政府の指示で共同販売がなされるようになり、流通上の統制も行われるようになった。¹⁰⁴ ここでは、代用品としての陶磁器の流通について述べる。前項の「陶磁器製代用品工業振興方策」末尾でも触れられているが、陶磁器製代用品の配給機構の整備が図られた。これは、昭和17年1月「陶磁器工業整備要綱」「(六)」において「其の他特に指定するものについて、整備方針をしたるも、共同販売制度を速やかに確立すること」の方針に基づくものでもあった。

昭和16年7月「内地向陶磁器配給統制要綱」¹⁰⁵にあるように、当初配給統制を行うとされたものは公定価格の設定された飲食容器が対象であった。その後、昭和17年9月に火鉢や日常雑器へと拡大されていった。一方で、代用品のうち化粧用、薬品用等の各種容器はガラス原料等の逼迫のため、陶磁器業界に注文が殺到した。様々な容器は、陶磁器に依存する他なかったからである。その結果、「鍋、釜等の生活用品の需要に加え、容器の注文は、広範囲かつ大量となり、商人の品物獲得競争が激化し、闇行為の横行せんとする気配となった」¹⁰⁶という状況を背景に、需要者に対する注文配分の適正を図るために政府の指示により日陶連が新会社の創立をみたのである。

新会社は新興陶磁器配給統制株式会社と称した。これは、陶磁器業界において計画生産を掌る日陶連の下部組織として業種別共販会社の設立が進捗し、代用陶磁器の配給部門を担当するものであり、昭和17年5月7日に設立され¹⁰⁷、9月9日より業務を開始した。

¹⁰⁸ 日陶連と特定商人の共同出資による設立であったという。¹⁰⁹

代用陶磁器の流通が飲食容器等と大きく異なる点は、日陶連が製品を生産者から一括して買い上げ、そのまま日陶連から産地および消費地の陶磁器商業組合を経ずに直接、新興陶磁器配給統制株式会社に流れ、同会社が特定の取扱人を通じて会社の指示先である小売商、消費者へと渡るといった仕組みであった。（「内地向陶磁器配給統制要綱」中、「(2)代用品金属代替品コンロ等」の部分参照）つまりこの会社は、日陶連の代用品購入事業を代

行し、同時に市場への配給の調整を図ったものであった。これは「日陶連の共販制によって、これまで、メーカーから卸の段階までで止まっていた配給制を、卸商以降の段階まで延ばす可き」¹¹⁰という狙いであり、市場の配給まで介入していったのである。

ガス七輪やロストル等の金属陶磁器製品を製造していた日本陶器株式会社においても、「これら耐火製品は、昭和 17 年から商工省〔筆者注・正しくは日陶連〕の指定代用品として、統制機関である新興陶磁器配給統制株式会社を経て広く販売」¹¹¹される事となった。

10.9 化粧品業界の容器飢饉と陶磁器製容器

化粧品の陶磁器製容器を例に、「指定代用品」と計画生産の関係について取りあげた。化粧品業界にとって容器は販売に欠かせない存在であった。多くが女性向けの嗜好品であるため、平時には各社が意匠を凝らした華美な容器を用いており、消費者の購買意欲を掻き立てたものである。戦争の勃発とともに不要不急品とみなされ、重税が課せられもした。業界としては、クリーム、ポマード、歯磨き粉等を保健衛生面からの必需品として強調し、生きながらえる道をさぐったのである。化粧品類の本来の主たる容器は、ガラス製品であった。しかしガラスの原料である工業塩の減少、ソーダ灰その他の主要資材の欠乏および燃料等の不足から、化粧用ガラス瓶の生産は次第に困難になっていった。ガラス瓶の業界団体である日本硝子瓶工業連合会においては、昭和 16 年 4 月より商工省の勧めに基づき計画生産を実施することとなり、化粧品業者に対しても協力を求めた。結果、化粧瓶の単純化と 3 割方の自粛によって計画生産に順応する 1 こととなったのである。¹¹²

このような資材圧迫が強まるなか、化粧品容器として注目されたのは陶磁器製品であった。時期は明記されていないが、美濃においては「共立製陶は代用ウテナクリームの容器、メヌマ歯磨き粉容器を大量に生産し両者に販売した。(中略)組合員の五、六社にも生産を手配しそれらの製品を合わせて両者に出荷した」¹¹³とあるように、殺到する注文に産地が活況に沸いた様子が見られる。

しかし、昭和 16 年 11 月の商工次官通牒による計画生産が実施されると、昭和 15 年 10 月 10 日から昭和 16 年 9 月 30 日までの数字を基本実績として「指定代用品」の生産については 7 割増とされたが、クリーム等の容器等の一般品は 7 割 5 分減ということとなった。

¹¹⁴ 化粧品容器は当初、指定代用品の中に入っていたが、「暫く経て金属の使用禁止のためその代用品として採用した量に就いては、指定代用品の扱ひを認めるが、それ以外のものは一般品と同様にするといふ商工当局の見解から、これまで安心してゐた陶磁器製容器の分野まで脅かされる」に至った。業界団体では、クリーム、ポマード、歯磨用陶磁器製品制限緩和の陳情書を日陶連に提出し業界の実情を訴えた結果、指定代用品に準ずるという手心が加えられることとなった。

そして、昭和 17 年 5 月 8 日に陶磁器容器類の公定価格が公布された。¹¹⁵ しかしその価格が低廉に設定されていたため窯元の採算不利となった。よって以下のような対策を行った。¹¹⁶

化粧工連並びに東西の化粧工連では、これが対策に腐心し、六月四日には東西代表名古屋に落合つて現地製陶業者代表と懇談を重ねたる上、日陶連を訪問して出石専務理事、山口主事、林課長等の首脳部と会見、業界の要望を伝へたところ、日陶連に於いても諸般の事情を十分了解してゐるので、適當考慮の上出荷の促進に努力すべしといとの意向を表明した。

そのようななかで 9 月に新興陶磁器配給統制株式会社が設立され、化粧品業界における折衝の対象も明確となった。同社では業務開始に先立つ 9 月 2 日に化粧品界の大口需要者と打合せを行うため、日陶連と連名で化粧工連宛にその旨を通達してきた。業界代表は 9 月 7 日に日陶連を訪れ首脳部と会見を行った。その結果は以下の成果を生んだ。¹¹⁷

現地側の事情により一般容器の代行人十六人に新たに増加された三十七名を加へた五十三名の代行人、若くは新興陶磁器会社に限つて化粧品容器の注文を引き受けることが出来ることとなり、而して新興会社は指定代用品全般の販売統制を行ふ機関となつ

たのであるから、直接代行人に注文した分も新興会社を経ることとなり、その価格は公価に規定された販売業者最高販売価格を以つて取引されることとなつた。而して新興会社としては差当り化粧品業界が十七年十月より十八年三月までに使用すべき容器の見込数量を集計して報告を受け、それによつて計画生産を樹て、希望数量の二割（後に五割に改正）に当たる金額を保証金として供託されたいといふことであつた。

上記から、新興陶磁器配給統制株式会社代行人とは、陶磁器産地における問屋に相当する業者であることが察せられる。価格としては公定価格基準簿最高額での取引とし、更に日陶連から 2 割、後に 5 割の「保証金」、言わば前渡し金を要求している事が判明する。これは、公定価格では割に合わない金額に設定された化粧品容器の増産に手心を加えるための懐柔策と見て取れないこともない。国策としての統制経済下においても、押し寄せる需要に対して強大な権限を有する日陶連の現実の活動の一端が垣間見られる、重要な史料である。

図 5-21：化粧品瓶（ウテナバニシングクリーム）

東京に本社があるウテナ本舗株式会社久保政吉商店の陶磁器製容器。本来は同型の白色ガラス製瓶を用いており、一見すると本来の製品と差異がない。底部に「岐 688」の統制番号が標示されており、岐阜県土岐郡妻木町（現・土岐市）で陶磁器類の公定価格が制定された昭和 15 年 5 月以降に製造されたということが判明する。同じ町内の製陶所でも「代用ウテナクリームの容器、メヌマ歯磨き粉容器を大量に生産し両社に販売した」と記録がある。¹¹⁸

徳利等の袋物の製造は、手引きから合わせ型、鑄込み型を使用した生産方法へと推移していった。これらの生産技術と設備を応用して、戦時代用品の容器が多く製造された。これらの容器は食品（壺詰）、薬品（軟膏、錠剤）、化粧品（化粧水、香油、クリーム）、文具（墨汁、糊等）等が見られるが、徳利と同じ技法で製造されている。蓋も陶磁器のも

のと、別素材（金属、ベークライト、木、紙）が組み合わせられることを前提としているものがある。

11. 金属類特別回収と代用品

11.1 金属類特別回収

ここで改めて、戦争下に実施されて庶民の生活にも大きな影響を与えた、いわゆる「金属回収」と代用品の関係について論じたい。

一般に、元々あった品物が戦争により回収されてしまったので代用品が登場したと思われがちだが、実はそうではない。これまで見てきたように、当初は貿易収支の改善と軍需に必要な物資を確保するため、自給自足を図ろうとして代用品が生み出されたのである。主な被代用品である金属製品を例にとると、「大砲、軍艦をつくるために家庭の鍋釜からお寺の鐘までも集められた」と言われる「金属類特別回収」が一般に実施されたのは昭和16年度からであり、日中戦争勃発直後から代用品の生産普及が図られているので、その時には既に身の回りには多くの代用品が出回っていたという状況だったのである。

日中戦争勃発直後から銅や鉄といった金属製品に使用制限が課され、それが戦時代用品の生まれる契機となったことはこれまでも繰り返し述べてきた。そこから更に進んで、国内にある工場や各家庭で使われていた鉄製品や銅製品が回収されるに至った経緯を改めて見てみたい。

そもそもこの時代の戦争は、大量の金属を必要とする消耗戦であることは間違いない。当時、一般向けに配布されたパンフレットにも、「大砲にしる弾丸にしる、戦車にせよ、軍艦にせよ、およそ兵器と名づけられるもので鉄や銅で出来てゐないものはありません。更にこのような兵器を造る機械等も皆鉄がなければ出来ません」¹¹⁹と強調されている。このうち鉄を例に見ると、日本における鉄鋼生産は、鉄鋼石から銑鉄を生産するよりも効率の良い、アメリカから輸入した屑鉄に多くを依存していた。¹²⁰しかし、国際関係が悪化するなか、昭和15年秋に対日経済圧迫の一手段として日本向けの屑鉄の輸出禁止の措置

が取られ、これはアメリカの勢力範囲内にある他国にも及んだ。銅に関しても同様であった。

日中戦争以降廃品回収は盛んに行われてきたが、政府は更に進めて廃品ではなく現に使用している鉄・銅製品を回収するための「特別回収」に乗り出した。昭和16年4月から官庁や公共団体にある鉄製品、銅製品の特別回収を実施し、更に6月16日にかけて、全国の工場、事業所の清掃活動を断行して、専ら金属屑の収集に全力を傾けたのであった。

121

このような経緯を背景として、「国家総動員法」に基づく勅令として「金属類回収令」¹²²が昭和16年8月29日に公布、翌9月1日から施行された。ついで9月1日には「金属類回収令施行規則」¹²³および「回収物件及施設指定規則」¹²⁴が即日施行された。これにより民間や官庁を問わず鉄又は銅を主たる原料とする物件を集めるため、鉄屑などの廃品ではなく現に使用している鉄・銅製品の回収が同年度から実施された。回収物件には代金が支払われ、建前上強制買い上げではなく自発的な供出だったとしているが、具体的に家庭内にもある品のなかから出すべき製品名や取り外しについて細かに説明されていたことから、手元にあるものを供出せざるを得ない状況だったとうかがわれる。

また、「回収物件及施設指定規則」の中には「一 鉄ヲ主タル材料トスルモノ」と「銅又ハ黄銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスルモノ」とに分類され、具体的な回収対象品目が列記されているが、これは『銅使用禁止物品指定』（昭和十三年八月）に示された物品が悉く含まれている¹²⁵ものであった。

図5-22・23：ちらし「鉄と銅をお国の為に」

東京府などが家庭にある金属類の回収を呼び掛けたちらし。裏面には「供出していただきたい鉄・銅製品」として、「一、是非供出されたいもの」「二、成可く供出されたいもの」と分け、具体的な品目をあげているが、これは「回収物件及施設指定規則」から抜粋したものである。また、門扉や塀等、自家で取り外しや修理、代替物の備え付けができな

い場合には、左端の「工事者斡旋依頼書」に記入して金属回収東京事務所へ郵送することを求めている。昭和 16 年

図 5-24：ポスター「特別回収に協力しませう 銅と鉄」

岩手県が、金属類特別回収への協力を呼び掛けたポスター。図案中には、火鉢、灰ならし、火箸、灰皿、キセル、鉄瓶、手洗い器とおぼしき品が描かれており、暗に家庭内にあったこれら金属製品を供出するように求めている。昭和 16 年頃

11.2 回収に伴う代用品

1) 「日商選定新興品」の役割

この金属回収においても代用品は重要な位置づけを持っていた。現在使っている品を供出してしまった後の役割を担っていたのである。それは、政府により「金属が応召する日は、代用品の責任が倍加する日です」¹²⁶、又は「私達は出来るだけ代用品を使つて、今まで使つてゐた金属製品を少しでも多く供出するやうにしませう」¹²⁷と言わしめる程の重要性を帯びてきたのである。

同時に、この頃になると代用品に対する考え方も変化してきている。例えば、昭和 16 年の「資源回収と代用品展覧会」解説書による「日商選定新興品」の説明では、代用品に課せられた最も重大な使命として「資源の自給による不足物資の補填」とうたっているように、明らかにこれまで論じてきた日中戦争初期の代用品への要求とは変貌してきているのが見て取れる。

「日商選定新興品」は、昭和 16 年 12 月までに 6 回の選定を行っていたが、「此ノ回収ニ伴ヒ突然大量ノ代替品ヲ必要トスルガ此ノ代替物件」中、主として家庭用品について取りまとめ、「回収運動ノ目的達成ニ資セシメント」するために冊子としてまとめた。¹²⁸当時実際にどのような製品が選定されたかを知るために、この冊子に掲載された製品一覧を示す。**(史料三五)**

8.2項で触れたように、昭和14年段階で将来予想された一般家庭からの金属品回収が、その2年後の昭和16年に現実のものとなり、それまで選定品を増加させていった「日商選定新興品」の真価の発揮といったところであるが、その「序言」には、当時の意気込みが良くあらわれている。

この表によれば、昭和15年9月5日の第1回選定で29品目が指定されたのをはじめに、第2回（同年10月4日）に5品目、第3回（16年1月13日）、4品目、第4回（同年5月3日）22品目、第5回（同年6月27日）22品目、第6回（同年11月15日）17品目と順次追加されている。陶磁器製品について見ると、特にガス七輪（コンロ）関連品と思われるものが12品目に、調理器具である鍋関連も多く見られ、この段階での陶磁器製代用品がより生產品目を精査し、また同時に実用に耐えうる製品へと発展を遂げていた様子がうかがえる。

2) 日本陶器株式会社におけるガスコンロの事例

ガスは戦前期においても都市部ではかなり普及しており、陶製ガスコンロ（ガス七輪）は鋳鉄製品に代わる代用品の花形的存在であった。その製造を手掛けていた日本陶器株式会社における代用品の取り組みにおける事例を紹介する。

同社では戦争の進行を見越して、昭和13年から陶磁器による金属代用品の研究に着手し、逐次新製品の製造に成功していた。ガス七輪は「昭和13年この研究に着手、翌14年その商品化に成功し、京都瓦斯株式会社をはじめ大都市の瓦斯会社へ納入して好評を博した」とある。¹²⁹ 同社が手掛けた「耐熱陶器製瓦斯七輪」「同枠」は、昭和15年の商工省主催第3回代用品工業振興展覧会に合格し、「ガス七輪及枠」は、昭和15年9月5日の日商優良代用品選定委員会第1回選定に「選定番号三〇」として選ばれている。（史料三五）また、昭和18年発行の『日本代用品工業総覧』にも同社の「陶製瓦斯七輪及枠」が紹介されており、以下に示す。

本品は主材料を粘土、焼粉マグネサイト及び滑石に求めた耐熱耐火性の硬質陶土で、形は帝国瓦斯協会規格に準じたものである。特徴としては耐火度高く、急冷急熱に耐え、また陶器の持前として元来加熱の不良導体であるため鑄鉄製品に較べて熱の吸収が少く、夫れだけ熱効率を高める訳で、随つて瓦斯の節約に役立つこと重量が相当にあるためゴム管等に引張られて倒れる心配もなく、焰口管、混合管等の必要部分以外は全く空隙のないやうに製作されてあるから五徳の一部が欠けてガスの漏れる惧れなく、腐食もせず清潔であること、特に白色釉薬によつて優美な体裁を備えてゐるとことは共に特色とするところである。価格は七輪二円〇九銭、下枠一元三〇銭。

上記の引用は当時の紹介文であるので、いささか良い点ばかりを強調しているようにも思えるが、同時期に製造された同形の帝国瓦斯協会規格に準じた陶磁器製代用ガスコンロの多くが茶褐色系統の素地製品であるのに対し、文中でも特色として「白色釉薬によつて優美な体裁を備え」とされているように、白色釉薬の表面には貫入（かんにゅう）と呼ばれるヒビ模様が入り優雅な体裁を備えている。これは、長年輸出洋食器製造で培ってきた日本陶器の高い技術水準が時局産業に応用され、実用性の追求ばかりではなく今までにない装飾性を有した製品を生み出した美的感覚を示すひとつの史料とも言える。

代用品生産において日本陶器は、10.7項でみたように昭和16年5月に設置された代用品工業審議会第二専門委員会（陶磁器関係）には、社内より10名の委員うちの一人が名を連ねるなど、陶磁器工業会においても先駆的な立場であったと言えよう。一方で同社では将来を見越して、製鋼業など工業分野に欠かすことのできない研削砥石製造の製品化を実現していた。このような時局向け製品を手掛ける一方で本業である磁器食器の製造も続けられていたが、ついに昭和18年には一部の技術保存指定品を除き磁器製造を中止せざるを得なくなり、以降研削砥石製造にフル回転することとなった。この時点で代用品生産も休止されたと考えられる。

図 5-25 : ガス七輪及枠

白色陶磁製のガスコンロと受け皿であるが、当時の名称では「ガス七輪」「枠」の組み合わせである。受け皿の底部に「日陶」のエンボス文字があり、日本陶器株式会社（ノリタケ）の製品であると判明する。コンロ本体は当時の説明文でも強調されているように、陶磁器の鑄込（いこみ）という成型法を用いた中空式構造となっている。これは元々洋食器製造には欠かせない技術であり、当時も輸出洋食器生産でトップクラスのメーカーとして精巧な製品を生み出していた日本陶器にとっては、この程度の成形は造作ないことであったであろう。

3) 材料選択の問題

昭和 17 年 4 月に商工省が一般に向けた「代用品の常識」という解説には、代用品の材料選択についても述べられている。¹³⁰「代用品の原料は、国内に豊富にあるものでなければならぬのですが、時局の進展につれて、これらの原料関係もいろいろと変つて来て、中には非常に不足して来てゐるものもあり」とした上で、洗面器を例にあげている。洗面器はセルロイドでも合成樹脂、ガラス、陶磁器、ヴァルガナイズト・ファイバーのような材料でも作れるとした上で、セルロイドの原料である綿ボロと硝酸、樟脳は綿火薬の材料でもあるのでセルロイド生産は難しい。合成樹脂は軍需品や機械部品、電気機器等の重要方面で使われるので、避けなければならない。ヴァルガナイズト・ファイバーは、合成樹脂と同じ理由で、他に適当な材料があればなるべく避けた方がよい。ガラスは、原料に貴重なソーダ灰を使うので、洗面器はおろか金属代用品としては奨められない。従って陶磁器であれば、取扱いに注意を要することと重いことを除けば、洗面器の材料として原料は最も豊富で、燃料さえあればいくらでも出来ると結んでいる。

6.1 3)項で、代用品製造に関し原材料がどのような種類に及んでいたかを述べたが、上記の解説からは、この頃になると金属代用とされた材料であっても軍需や生産拡充用としての需要を満たすために、「時局の進展につれて」用途が制限されていたことを示してい

る。その中で、「火や熱に触れるものは、陶磁器以外に代用品は考えられません」¹³¹とあるように、生活必需品として陶磁器製代用品が最重要視されていたのである。陶磁器製品に限らず、金属類特別回収の実施に伴う金属代用品の役割については、昭和18年の史料に「従来の一時的な観念のもとに取扱はれ勝ちだつた代用品も今では国家の要求する恒久性なる資源転換へと逞しい協力を続けてゐる」¹³²とあり、代用品における材料選択の変化の様子を端的に物語っていると言えよう。

11.3 物資利用委員会からの答申

6.1 2)項で触れたように、商工省では代用品工業の振興並に代用品の使用普及を図るため、昭和14年に省内に関係各省並に民間の学識経験者による物資利用委員会を設置した。同委員会では金属類特別回収に伴い、代用品工業振興方策、代用品の使用普及に関し答申を行った。そのうち、「陶磁器製代用品工業振興方策」とした陶磁器製代用品に関する部分を以下に挙げる。¹³³

六、陶磁器製代用品工業振興方策

イ、陶磁器製代用品の範囲(瓦斯七輪ほか八十一品目)を定むること

ロ、原材料の濫費を防止するとともに不適當なる使用を制限すること

ハ、原材料の共同加工をなすこと

ニ、計画生産割当(第一回瓦斯七輪ほか三十一品目)をなすこと

ホ、石炭及び副原材料の計画生産に順応して割当すること

ヘ、日陶連の指定登録制度を強化し指定製品の登録者以外の製造を禁止すること

ト、検査により不合格品は破毀せしめること

チ、工業所有権の相互使用をはかること

リ、規格を制定し公定価格を設定して配給機構の確立(新興陶磁器配給統制株式会社を設立)をはかること

また、金属類特別回収に関する部分は以下である。

九、金属類特別回収に伴う代替品に関する事項

イ、金属類特別回収に伴い優秀なる代替品の供給確保の必要に迫られたるため昭和十六年十月社団法人代用品協会内に金属類特別回収関係代用品選定委員会を設立せしめ広く金属代用品を全国の製造業者より募集し既に第三回三百五十六品目の選定を了し関係方面に選定、目録を配布するのほか財団法人戦時物資活用協会、日本土木建築工業組合連合会および日本百貨店組合の協力の下に各道府県の金属類特別回収事務所、土木建築工業組合事務所および各地百貨店において特に陳列せしめるなどの方途を講じ、もって国民一般に周知せしめ金属回収に協力せしめつつあり

ロ、代替品の供給円滑化に関しては総務局長通牒「金属類特別回収用代替品の供給方法に関する件」に基き取敢えず相当数量の需要に対し社団法人代用品協会において配給斡旋をなしつつあるも近く同協会内に代替品配給斡旋部を設けしめ、もって金属類特別回収に伴う代替品および一般代用品に対してもその供給に万遺憾なきを期せんとす

既に実施、あるいは実施予定の施策も含まれているが、全般的に金属類特別回収への対応策がまんべんなく含まれている。このうち、「チ、工業所有権の相互使用をはかること」は、10.4項で取りあげた日陶連定款における「考案権ノ停止」の条文が実行に移された可能性を示唆していると言えよう。

11.4 陶磁器業界の対応

昭和17年1月「陶磁器工業整備要綱」(四)で「代用品に付ては各種金属製品の製造の禁止又は制限、金属特別回収の実施等に即応し製品の改良に努むると共に粗悪品の供給を抑制する為試作品を除くの外日陶連の指定する品種に限り生産せしむること代用品の種類別生産計画其の他代用品の生産統制に関し必要なる事項に就ては別途指示すること」¹³⁴

とあるように、当初の計画生産額よりも引き上げる措置が取られた。それは 10.8 2) 項で取りあげた「陶磁器工業整備要綱」と同日付で出された商工次官通牒で、前年 11 月に示されたばかりの陶磁器生産計画をにわかに変更するものであった。(史料三六)¹³⁵

これによれば、代用品、火鉢、コンロ、其の他の品目があげられそれぞれの増加額が示されており、その合計生産見込み額は 1,201 万円と、わずか半年間としては膨大な金額であった。それは、表 2 によれば昭和 17 年の陶磁器生産額 100,230,000 円（輸出額 30,014 円を含む）から見ても、かなりの比率を占めていることが分かり、この時期における陶磁器の生産中、代用品がいかに大きな地位を占めていたかを示している。

なお、火鉢は「指定代用品」には含まれていない品種であるが、金属類特別回収において金属製暖房器具が対象とされたため、特に一項を設けて増産を図ったものである。

同通牒では、計画生産に基づく石炭所要量一覧表が掲載されているが、ここにあげられている 70 品目は、昭和 17 年 1 月現在の日陶連「指定代用品」であると見て間違いないであろう。

更に昭和 17 年 12 月初めに、日陶連は計画生産実施以来、第 2 回目の組合別計画生産の下半期分割当額を決定した。これには急激に増大する金属代替用品は除外されており、前期に比して相当大幅な増産が見込まれていた。この他の特殊製品代用品等の生産額は以下のとおりである¹³⁶

工業用（清酒瓶） 1,295,000（其他） 5,369,000 指定代用品 14,000,000 代替用品
（仏具代替品） 8,800,000 代替用品（硬質陶器） 保留分 100,000 焔炉その他
3,160,000 火鉢（保留） 7,800 輸出品 4,000,000 今期総合計七千二百十萬千円

このように代用品生産といえども、本来であれば個々の製品の需要と供給のバランスによって生産数や価格が決定される市場原理に代わり、日本全国の家庭用品の需要予想を産出して生産計画を策定するという国レベルの統制経済機能が発揮されていたのである。同

時に、詳細が不明なことが多い戦争後半の陶磁器生産の様相の一面を示すものとして、極めて重要な数字を提示している史料であると言える。

11.5 火鉢にみる代替品交換の例

金属類特別回収に伴う陶磁器計画生産において多くの増産が行われた火鉢であるが、これを例にとって、実際にどのような方法で回収と代替品交換が行われたかを見てみたい。

火鉢は炭火等を用いる暖房器具として、当時ほどの家庭にも複数存在していたものだが、その素材は陶磁器製のものも多く、同様に鉄鑄物、銅、真鍮といった金属製もまた存在していた。

昭和 16 年度に実施された際に各家庭に配布された供出を呼び掛けるちらし（図 5-23）によれば、火鉢は「鉄製品」「銅、真鍮、砲金、唐金等ノ製品」双方を「二、成可く供出されたいもの」としてあげられている。暖房器具として欠かさざるものであったため、回収にあたっては「*」印が付けられており、代替物の手配を行うべき品物であった（「*印アル品物ニハ政府ノ定メター一定ノ基準ニ則リ代替物ノ設置ヲ必要トスル場合ニハ代替物費ヲ支払ヒマス」）。

この頃には既に市中に出回る商品も少なくなっており、回収代金としてお金をもらっても代替品が自由に購入できるという状況ではなかったようで、引き換えに関しても様々な方法がとられた。金属製火鉢を供出した場合には市町村長などが証明書を発行し、それを販売店に提示して陶製火鉢を購入するという方法もとられた。

図 5-26 : 代替陶器製火鉢購入証明書

新潟県のある村の村長が、金属製火鉢を供出したため代替物を購入希望であると証した書類。昭和 17 年 12 月

代替陶器製火鉢購入証明書

(住所) 購入者(氏名)

右ハ昭和十七年度民間金属類特別回収ニ際シ火鉢供出ノ為代替品トシテ陶器製火鉢五
個購入希望ノ者ニ相違無之事ヲ証明ス

昭和拾七年拾貳月貳拾日

南蒲原郡大面村村長 石綿勘次〔印〕

図 5-27・28 : 火鉢落とし

円形木枠の火鉢に用いる灰入の部分。本来は銅製が多いが、これは陶磁器で作られている。裏には信楽の製造であることを示す「信 6」の統制番号と共に「一億」「回収」の型押し文字があり、昭和 16 年度以降に実施された金属類特別回収により供出した火鉢落としの代替品として製造されたものと分かる。

11.6 寺院からの仏具回収と代用品

全国の寺院から梵鐘が回収されたことは、戦時中の金属回収を語るうえで最も象徴的な出来事ではないであろうか。梵鐘は銅と錫の合金で鑄造された製品で、重量は 100 貫（約 375 kg）以上もあることから特に目を付けられたのであろう。また寺院は、梵鐘以外にも銅製品の宝庫であった。直接信仰の対象となる神鏡や仏体は除外されたが、賽銭箱の銅板、天水受、灯籠等多くの品々が回収の対象とされた。

このような寺院や教会といった宗教団体を対象とした金属回収が実施されたのは、昭和 17 年度のことであった。¹³⁷ これは、「金属類回収令」施行の初年度に実施したものよりも一段と強化し、「回収物件及施設指定規則」による指定施設における指定物件にして回収の対象となるものに強制的な譲渡命令を発動するという方針に基づいたものであった。

その実施要項による「回収方針」によれば、「寺院、教会等ニ対スル回収物件ハ宗教用具、境内内工作物及其ノ附属物、一般什器等ニシテ祭典、法要又ハ儀式等ニ直接支障ヲ生ゼザルモノハ積極的ニ供出セシムルモノトス」¹³⁸という状況であった。そして同実施要項

中「(一) 金属類特別回収物件品目表」「四、寺院、教会等ノ回収物件」には、以下のよう
に具体的に示されている。¹³⁹

(一) 全部即時回収スルモノ

イ、宗教用具

梵鐘、簾附属品、賽銭箱銅板

ロ、境内内工作物

鉄柵、金属手洗、天水受、金属門扉、銅樋

ハ、什器類

火鉢、鉄瓶、薬缶、茶卓

(二) 全部回収スルモノ必要ノ最小限度ニ限り代用品ヲ俟ツテ回収スルモノ

イ、宗教用具

香炉、花立、蠟燭立、供物皿、仏飯器、花瓶、火舎

[以下略]

このように、梵鐘は即時回収、宗教用具である仏具は代用品と引き換えに全部回収とい
う、かなり思い切った措置であった。梵鐘回収に当たっては、鐘楼はあらかじめ重い鐘を
吊すよう設計されていたため、梵鐘を取り外したままにしておくと掛かる力が不均等にな
り倒壊する恐れがあった。そのため少数の寺院では、供出後に梵鐘と同じ形の代用品を石
材、コンクリート、陶器などで製造し元の場所に吊り下げた。多くは梵鐘と同等の重さの
石を荒縄にくくって吊り下げる、という応急措置がとられた。

蠟燭立、香炉といった仏具の多くは銅や真鍮（黄銅）で造られており、それが全国の各
寺院に存在するとあって、梵鐘と同様に有望な「鉱脈」とみなされたのであろう。しか
し、一方的に回収したとあっては宗教儀式に差し障りがあるために、代替品を補給しよう
としたのである。具体的には寺にある仏具をすべて供出する事を建前に、あらかじめ準備
された代用品との交換が実施された。一般家庭からの金属回収は重量に応じて代金が支払

われる「買上」であったが、この場合は必要最小限の仏具との「交換」であった。仏具代用品は、代用品協会が商工省の指示に従って計画生産を行った。¹⁴⁰

この際、実際に寺院に渡された代用品は、従来宗派によって異なっていた蠟燭立、香炉、花立、仏飯器に代わり甲型と乙型の2種類の新型が制定され、それぞれ3種類、1種類の寸法があり、合計15種類の代用品が準備された。材質は陶磁器製、硝子製、セメント製があったが、その品種の選択は代用品協会と道府県仏教会およびその支部が行い、¹⁴¹寺院側が選ぶことはできなかった。それぞれの寺院では、長年使用してきた梵鐘や仏具の回収にあたっては、境内に一堂に集め供養をして送り出したという。

陶磁器製品における生産規模は、昭和17年12月初めの計画生産実施以来、第2回目の組合別計画生産の下半期分割当額によれば「代替用品（仏具代替品）8,800,000〔円〕と、かなりの額に及んだ。それは陶磁器業者にはまとまった注文でもあり、「全国の寺院に、代替品を造って送る仕事は、ひととき茶碗屋の関係者を潤した」¹⁴²というものであったと言う。伝世品においては、その統制番号より美濃、瀬戸、万古、信楽等の産地で実際に生産されていたことが確認されている。¹⁴³

この時に交換された仏具は今日なお全国の寺院に現存し、実用されているものも少なくない。¹⁴⁴それは、一般に粗製濫造されたとのイメージが強い陶磁器製代用品が現在に至るまで使用されている稀有な例であるとも言える。

図5-29：花立（花瓶）

特別回収用の仏具代用品として、代用品協会によって制定された新型仏具のひとつで、陶磁器製。高さが25cmであるので、「八寸五分」（約25.7cm）である甲型花立の三号と同等できる。底に「信180」統制番号が標示されており、信楽で生産されたものである。

図5-30：仏具類特別回収用代替品注文調査票（部分）

代用品と引き換えの際に寺院側が記入して提出した伝票。寸法を記載するようになって
いるのは、供出品の仏具の寸法を基準として、交換する代用品を決定したからであった。

「甲、乙、丙」の3枚綴りとなっており、「甲」を控えとして寺院が保管し、「乙」、「丙」
は仏教会を経由して代用品協会に送る仕組みになっている。昭和17年

11.7 学生服のボタン回収

制服に縫い付けられている金ボタンを回収しようという運動が、昭和18年度の金属類
特別回収の実施項目にあげられた。男子学生の場合、当時は大学生から国民学校（小学
校）生まで多くの者が学生服を着用していたので、それに着目したのである。学生以外に
も、官公庁の制服も対象となり、鉄道員、警察官、看守等のボタンが回収される事になっ
た。更に学生からはボタン以外にも、帽子の徽章、襟のクラスバッジまでも回収された。
また、入学にあたり新たに購入した制服のボタンには、最初から陶磁器や木製のボタンが
取り付けられていた。

金ボタンは銅と亜鉛の合金である真鍮で作られており、詰め襟の制服の胸に光り輝くボ
タンは、それぞれの身分をあらわす誇りでもあった。しかしボタンを外してしまえば服と
しての用が足りない。そこで回収準備として、あらかじめ代用品のボタンが用意された。
昭和18年7月には「決戦型ボタン登場」として、新聞で紹介されている。¹⁴⁵

さあ金ボタンの大挙応召ーさきの金属類非常回収で、制服の胸といふ胸から金ボタン
は米英撃滅の弾丸と化すべく回収されることになったが、回収と同時に交付される代
替品のボタン規格、図案が代用品協会で決定した。代替品のボタンが甲型と乙型の二
種に分れ、甲型は硝子製品（屑ガラス利用）乙型は木製品となつてゐる、甲型のうち
国民学校児童用は、従来と同じ桜花模様一式、青年学校中等学校以上大学生までは
「学」の文字入りで黒色のガラス製、これまで区々だつた各学校の由緒あるボタンも
“撃滅”の誓ひとともにグツと単純化され、すべて一色となる

官庁関係では鉄道従業員、警察官、消防手、看守、議会守衛、皇宮警察、林野局員、営林署員のボタンは図案は今のまゝで、黄または黒のガラス製、通信省関係の通信従業員や税管吏、その他民間の制服は大体図案なしで、色は黒または国防色で乙型の木製となる

代用品協会では商工省金属回収本部の指示のもとに回収準備を進め八月末までに九百万個を製造、各学校職場でドシドシ取り代へるが来年三月末までに一億個の取換へを了へ、金ボタンを一つ残さず口兵どもの頭上にブチまこうといふ意気ごみだ

これによれば、従来中学校以上の学校でほとんどの学校ごとに校章の意匠をあしらった模様のボタンを用いていたものが、決定した「決戦型ボタン」は「学」の文字入りのもので統一されたとある。また回収の手順としては、各学校職場で回収と同時に交付することとしていた。

この頃の様子を、昭和 17 年 4 月に中学校に進学した方に話をうかがった。¹⁴⁶

帽章は真鍮に代わってアルマイト製のペラペラのものでした。アルマイトにはハンダ付けができないので裏足〔筆者註・本体の裏に爪状に出た金具〕は付いておらず、直接帽子に糸で縫い付けました。ボタンは陶器のものと交換させられましたが、このボタンは裏にうわぐすり〔釉薬〕がかかっていないためざらざらで、取り付け糸がよくすり切れて落としてしまうので困りました。

この聞き取りにも出てくるが、実際には屑ガラス製、木製以外にも既に陶磁器製の学生ボタンが代用品として多く用いられていたのである。例えば、「日商選定新興品」の選定品の中にも、昭和 16 年 1 月 13 日の第 3 回選定に「七一 半磁器製釦（黒色、国防色）」、同年 6 月 27 日の第 5 回選定で「一一二 白雲陶器製都釦」が登場していることから¹⁴⁷、昭和 18 年に実施された回収運動の際には、既に陶磁器製はある程度普及していたと推察される。

陶磁器製ボタンの美濃で製造の様子が、昭和 18 年 5 月の新聞で紹介されている。¹⁴⁸

“胸に五つの金釦……も弾丸”と金ボタンが徹底的に回収されることになった、事変前全国の一ケ年の金釦の需要が二億個もあつたといはれるが代用品として多治見大畑の鯉兼製陶所では月産五百万個を誇る多治見陶製ボタンが全国へ大進出をつづけてゐる

しかも五百万個は機械力ひとつ借りず婦人の手先から生みだされるのには驚く、陶製ボタンの製造はまづ家庭内職のボタン起から始る、鯉兼製陶所の下請をして家庭でボタン起をする婦人は東濃地方で約千三百名、桜模様を刻んだ石膏型に陶土をつめてぐつと押へ土のボタンを造り裏に糸穴をあける技術の練磨は恐ろしいもので、一カ月一万個をつくり百円の収入をあげる夫人もある、土ボタンを口鉢（通称エンゴロ）につめて大窯に入れ約三十時間千百度まで温度をあげて本焼、それを網板に並べて国防色の色を吹着け再び鉄砲窯で四十分あまり焼き仕上げ選別して発想となる順序である、このボタン、陶製だからといってこはれず金釦のやうにへこむ心配もない丈夫さ、最近は桜印の学童ボタンの他に作業服につける四ツ穴ボタンの注文が殺到、同製陶所では注文通り三月間に口十萬個を製造するべく計画をたて、四つ穴ボタンは機械を利用すれば大量生産も可能なので製造器の増設に着手してゐる

この記事には、陶磁器製造の立場から見れば様々な示唆に富んだ記述がなされている。

それは「月産五百万個」という生産数のみならず、以下のような情報も読み取れる。

- ・型起こしの作業は内職による下請けに依存していたこと
- ・「桜模様」とあることから学生ボタンが主たる製品であったこと
- ・手作業で石膏型に陶土を詰めていたこと
- ・1 個あたりの手間賃が 1 銭程度であったこと

- ・ボタンの焼成温度（1,100 度）から陶器質であったこと
- ・本焼には単式の登窯（鉄砲窯）を用いている事から燃料は松材等の木材を使用していたこと
- ・昭和 18 年 5 月という企業整備後、計画生産が実施されていた時期にも関わらず事業として好調な様子であること
- ・学生ボタン以外にも四つ穴の作業ボタンも大量生産されていたこと

図 5-31：回収された学生ボタンの山

回収したボタンを前に、明治大学予科教職員の記念撮影。木箱には「釦 一〇、〇〇〇個」、ボール箱には「四五〇入」の文字が読める。ひとつの学校全体から集めると、小さなボタンであっても「塵も積れば山となる」となることを物語っている。昭和 18 年 照山直子 提供

図 5-32：代用学生ボタン各種

左から「決戦ボタン」甲型（ガラス製）、同乙型（木製）、桜模様の学生ボタン（陶磁器製）。陶磁器製ボタンの表面には黄褐色の釉薬が施されており、元々の金釦の色調を再現しようとしていると思われる。

代用品協会で決定した甲乙の図案以外の代用品ボタンも実に多種多様なものが存在し、材質では上記の屑ガラス再生ボタン、木製の他、陶製、セルロイド製、竹製、樹脂製等。昭和 18 年の金属類回収の代替品は学生の場合、模様も単純化されて「桜」と「学」模様の 2 種類のみとされたが、伝世品の代用ボタンには従来の各学校の校章を象っていたものも確認されており、これ以前に製造されたものと推察される。

11.8 金属類特別回収における代用品協会の役割

金属類特別回収における既存の製品と代替品手配の実例として、昭和 17 年度の寺院の仏具、昭和 18 年度の学生服のボタンの 2 例を取りあげたが、いずれの場合もその回収および代替品供給に代用品協会が深く関わっていることが着目される。

予算面から代用品協会の発展状況を見るならば、昭和 14 年度歳出歳入予算額は 67,400 円、昭和 15 年 102,000 円、昭和 16 年 134,600 円、昭和 17 年 190,000 円と右肩上がりを示している。¹⁴⁹ 特に昭和 16 年度以降の伸びは、この年から実施された金属類特別回収によるものと見て間違いないだろう。代用品協会本部の機構は、昭和 18 年当時 4 部 2 課に分かれて事業を分掌していたが、特別回収対策部なる部署が存在していた。その業務を以下に示す。¹⁵⁰

特別回収対策部

- 一、優良代用品の選定
- 二、優良選定品製造者の指定登録
- 三、代替品計画生産の樹立
- 四、代替品生産の確保
- 五、代替品の普及
- 六、代替品の計画的配給方針樹立
- 七、代替品の配給斡旋
- 八、金属類の製造制限と販売禁止に付いての対策樹立
- 九、其の他特別回収の事業上必要となる事項

特に仏具回収については昭和 18 年の史料に「全国寺院協会等の保有する仏具類の回収問題は近時代用品協会の最大事業としてその遂行に一大努力が払われてゐる」とあり、また「この事業は国家的にみても、又代用品協会にとつても大なる問題であると同時に、これを目的通り完遂し得るか否かは代用品協会の将来に及ぼす影響又少しとしないのであらう」とし、実際の仏具類の回収にあたってこの代替品の規格を決定しその生産権を代用品

協会が持ったことは「特筆すべき事業たるを失はないと同時に、今後予定されるこの種問題に就いても慎重な態度を以て臨むことが肝心であらう」¹⁵¹としている。

その翌年に実施されたボタン回収については、代用品協会の直接の関わりを示す史料を見い出せなかった。しかし、新聞記事中の「回収と同時に交付される代替品のボタン規格、図案が代用品協会で決定した」「代用品協会では商工省金属回収本部の指示のもとに回収準備を進め八月末までに九百万個を製造、各学校職場でドシドシ取り代へるが来年三月末までに一億個の取換へを了へ」との記述からも、仏具回収と同様の権限を發揮したことはほぼ間違いないと思われる。

12. 戦争末期の代用品

戦争末期の陶磁器業界における状況は、徐々に代用品生産に割く余地を失っていった。日陶連は昭和19年4月に全国陶磁器統制組合（全陶統）に改組され、同時に配給部門も全陶統の発足と同時に改組されることになり、これまで日陶連による代用品の共同購入を代行していた新興陶磁器配給会社は、日本生活陶磁器配給統制株式会社として新発足し全陶統へ加盟した。それは昭和初期に発足し、戦時体制になっても国の政策を代行してきた自治統制から、生産の増強を中心とする統制へと移ったということでもあった。生産能率向上のため製品の規格・単純化が強行され、公定価格設定があった500余種の陶磁器製品は、一挙に40余種に圧縮された。その中には、不用品とみなされた金属類の代用品も含まれており、以後、製造が禁止されたとある。¹⁵²

一方で民生安定上、戦争末期において最も需要の逼迫していた一部の製品の生産は増強された。それらを、昭和19年10月に大幅な製品規格の簡略化が実行された後の公定価格表から見てみたい。¹⁵³ 製品の分類は、わずかに「一、飲食器」「二、厨房用器及調理用器」「三、家具什器」「四、神仏器」の4種だけとなり、代用品としての独立した項目は立てられていない。しかし、その中には代用品とおぼしき製品がいくつか含まれており、

「二、厨房用器及調理用器」中に「瓦斯七輪バーナー 瓦斯七輪下枠 瓦斯七輪上枠 鍋

釜 湯沸土瓶」、「三、家具什器」中に「五徳 棒状ロストル 十能 湯タンポ 洗面器 戸込 戸車」等である。これらの少数の代用品は、「当時民生上、最も需給の逼迫していたコンロ、鍋、釜、飲食器の増産に乗り出した」¹⁵⁴ のものであり、生活の最低限維持のために細々と製造された民生品の一部であった。換言するならば、これまで論じてきた日中戦争勃発以降、政府と業界団体、製造業者によって開発、生産されてきた陶磁器代用品が、終戦前にはわずかこればかりの品目に激減したということである。また、代用品という枠組みを越えて、真の生活必需品となったとも言えよう。

ガスコンロは代用品の花形として登場・発展し、金属回収が実施されてからも計画生産の元に製造が継続されていたが、この最終段階に至っても製造品目に含まれていたことは、幾多の陶磁器代用品の中でも象徴的存在であったと言えよう。

13. 終戦と代用品生産の終焉

13.1 金属類の使用制限撤廃

最後に、終戦後の代用品の生産について検討したい。結論から述べれば、陶磁器代用品は、瞬く間に省みられなくなったのであった。

これまで論じてきたように戦時下における代用品出現の背景には、日中戦争勃発以来、民間のあらゆる物資が生産・流通・消費を制限され、また回収されたことがあげられる。この根拠となっていた金属類、皮革への制限は、国民生活の安定確保を図るために終戦からわずか5日後の昭和20年8月20日に撤廃されたのである。それを報じた新聞記事を以下にあげる。¹⁵⁵

国民生活の安定確保をはかるため、軍需省では今回支那事変〔筆者注・日中戦争〕以来軍需品以外に使用を禁止して来た金属類、皮革を民需品製造に使用せしめることになり、二十日附省令を以て皮革、銅、ニッケル、鉛〔、〕亜鉛、銅等の使用制限規則、鉄製品製造制限規則および軽金属使用販売制限規則を撤廃する旨告示し、即日施行することになった

これにより従来軍需増産一本に徹して使用されて来たこれらの物資は、今後急速に食糧加工業、土木建築、輸送等の民需産業に重点的に使用されることになるわけで、鍋、釜、ナイフ、フオークその他生活必需品の製造を急速に進められる、しかし贅沢品、装飾品等の使用に向けることは極力行政指導により抑へる方針である

戦時下において軍需増産のみに限って使用されてきた物資が、一転して民需産業に重点的に使用されることになったわけである。5.1 項で論じたように、従来被代用品たる物資の多くの使用制限が撤廃されたことにより、そもそもの代用品の成立要件が失われたのであった。つまり、戦時代用品の存在意義はこの時に消滅したのである。

13.2 再生品の登場

終戦直後には、市中は極度の物資不足に陥っていた。しかし一方で、実は本土決戦に備えて膨大な軍需品が備蓄されていたのである。昭和 20 年 10 月 3 日、商工省では国民生活必需品、戦災復旧資材その他基礎資材の増産を図り、具体的に製品ごとの年内生産目標を掲げた。それによれば、鍋 690 万個、釜 230 万個、バケツ 300 万個など膨大なものであったが、言うまでもなくこれらを製造するための資材は軍需工場のストックでまかなおうとしたのであった。¹⁵⁶

日本に進駐してきた連合軍は 10 月 27 日、一定条件の元に軍用資材を利用して繊維、金属、貨物自動車、ゴム製品その他の生産を継続する事を許可した。政府はこれに基づき軍用資材による民需品の急速な応急生産と配給の円滑化を計画した。この中には、かつて航空機を生産するために準備されていたジュラルミンといった資材ストックを利用して、鍋や釜といった家庭用器物を製造することも含まれていた。¹⁵⁷

当時の日本の工業生産の状況は、軍需生産の停止したあらゆる機械工業において徴用や勤労働員による労働力はただちに解消することができたが、正規の従業員に対しての整理にも限度があり、たちまち経営難に直面した。空襲の標的とされ罹災した工場も多数あつ

たが、それを差し引いても軍需生産の停止した状況においては、過剰な生産能力を有していた。これらの旧軍需工場には精度の高い工作機械、それに見合う高度の技術者と工員がおり、かつて兵器や航空機などを生み出すべく準備されていた鉄鋼類やジュラルミンといった資材ストックも持ち合わせていた。終戦により方向性を見失った会社は、とりあえず目の前にあるこれらを基礎に作れそうなものから生産化していった。その多くは容易に製造できる家庭用品であり、いわゆる「ナベカマ時代」の出現であった。この呼び名は、本来高い技術力を有しながらも、そのような製品を作らざるを得なかった状況を卑下しているようにも感じられる。この時期に上記で示したように代用品に代わるようにして登場した「軍需物資が様々な形で生活物資へと姿を変えた品」は、再生品と呼ばれた。

この時期に戦災復旧資材やその他の基礎資材として生産された鍋、釜や湯たんぽといった製品は、いずれも代用品時代には金属製品に代わり盛んに陶磁器で製造された製品である。これらのジュラルミン製品の氾濫を見れば、改めて代用品の命運は尽きたと断言できる。

13.3 代用品協会の解散

終戦後の数ヶ月は混乱のなかに過ぎ、陶磁器業界において全陶統による生産統制の形式は維持されていたにも関わらず、計画生産や価格統制は有名無実化した。全国的な品不足と復興需要により、それまで生産していた戦中の製品の在庫や、手持資材で作る飲食器や生活用品、建築・電気資材は、飛ぶように売れたという。そのような状況下、戦時期に考案された代用品を製造する意義は失われたのである。

それは、代用品の流通等に関する組織についても同様であった。終戦間もない昭和20年11月、代用品協会は解散することとなった。資源回収の役割を担っていた中央物資活用協会と併せて生活物資活用協会として新発足し、ゴム靴の修理や洋傘の修理といった事業に乗り出すこととなった。¹⁵⁸

13.4 陶磁器業界の様相

上記で取りあげた昭和 20 年 10 月の商工省の日用品生産の年内目標として掲げられた品目には、陶磁器製品も含まれていた。それは、「陶磁器製食器 一二五〇同〔万個〕、陶磁器製コンロ 二三〇同〔万個〕」の 2 種類であった。¹⁵⁹ なお、ここでの「コンロ」とは、当時の公定価格表の表現からみて、「ガスコンロ」ではなく、「七輪」等のコンロを指しているとして間違いないだろう。つまり、陶磁器製品として戦後復興の際に期待された製品とは、本来製造すべき飲食器や生活用品であったのである。

それは、終戦後の急激な物価上昇に対応すべく、臨時的な措置として発せられた価格統制の品目にも表れている。「戦時々代の統制経済に関する諸法規は、形式上残っていたものの、実際には廃止されたも同然で、一方、新時代に即応する法令は未だ定められないと言った、一種の真空時代であった」¹⁶⁰状況から、政府は昭和 21 年 3 月に「物価統制令」を交付し、同時期に従来の価格統制令の廃止を告示した。こうした状況のなか、陶磁器の価格統制はまず、以下のように進められた。¹⁶¹

食卓用品、厨房用品、調理用品、火鉢等の生活用陶磁器は、民生用物資との見地から新物価統制令の公布に先立ち、昭和二十一年二月商工省告示（旧法に準拠）をもって、限界価格の名称のもとに、最終販売価格が指定され、先ずもって消費者を擁護する措置が講ぜられた

そして、新しい「物価統制令」が公布されるにおよび、同法に基づく統制額に改正された。その昭和 21 年 5 月の統制価格表¹⁶²によれば、昭和 19 年 10 月公定価格表よりも更に簡略化され、「一、和飲食器」「三、厨房用器及調理用器」「四、家具什器」の 3 種¹⁶³だけとなり、同様に代用品としての独立した項目は立てられていない。品名としても、あえて言えば「一、和飲食器」中に「土瓶」、「三、厨房用器及調理用器」中に「蓋無鍋 蓋付鍋釜」が確認できるが、これらの製品は元々陶磁器でも製造されていた製品であり、代用品であるとは言い切れない。同価格表には昭和 19 年 9 月の農商省告示による「生活用陶磁

器製品最高販売価格指定品種（☉現存品種）」として、「註 限界価格の指定されたる品種を除く」として「瓦斯七輪バーナー 瓦斯七輪下枠 瓦斯七輪上枠 五徳 棒状ロストル 十能 湯タンポ 洗面器 戸巾 戸車」の品目も掲載されてはいるが¹⁶⁴、法令上残ってはいても新たに価格を設定していないのは、既に一般に製造、流通されていないことの証左であるとも言えよう。

図 5-33 : 絵付し直された軍用食器

終戦後に市場に出回った食器。内側に陸軍用を示す星章がプリントされていたが、それを覆い隠すように上から桜模様が絵付し直されている。従来軍用食器は金属製のものが用いられていたが、戦争末期に管内では陶磁器製の代用品が用いられるようになっていた。美濃や有田といった陶磁器産地の窯元だけではなく、戦前から緻密な工芸輸出品をつくっていた一流の陶磁器メーカーも製造にあたっていた。この食器はノリタケに並ぶ名古屋の二大メーカーであった名古屋製陶所の製品であるが、洋食器の華奢で薄く引いた生地とは対照的に、集団給食用食器として手荒く扱っても破損しないよう堅牢な厚手の品である。

14. おわりに

これまで述べてきた各論につき時系列的に前後する部分が多々生じたため、代用品における主要な出来事と大まかな年代区分をまとめて、最後に簡単な整理としたい。

14.1 年表的整理

まず、これまで取りあげてきた事柄について年表形式で取りまとめる。凡例は以下のとおりである。

- | | |
|--------|----------|
| () | 一般的事柄 |
| 太字ゴシック | 法令・政策的事柄 |
| 明朝 | 専門的事柄 |

昭和 12 年

(7 月 盧溝橋事件 日中戦争勃発)

9 月 「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」 公布

10 月 「臨時輸出入許可規則」 公布

12 月 日本商工会議所主催「非常時国産愛用廃品更生展覧会」開催

12 月 「綿製品ステーブル・ファイバー等混用規則」 公布

昭和 13 年

1 月 第 1 回物資動員計画閣議決定

2 月 日陶連から「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付懇願」
の懇願

2 月 日陶連主催「国防資源の愛護と陶磁器報国」懸賞募集が行われる

3 月 帝国発明協会大阪支部主催「発明奨励国産代用品工業展覧会」開催

4 月 「国家総動員法」 公布

4 月 内閣に科学審議会設置

4 月 「鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」 公布

6 月 改定物資動員計画が閣議決定

7 月 金属代用品工業協会、ゴム皮革代用品工業協会の 2 団体が組織

7 月 日陶連「指定代用品」を規定

(夏) 国策代用品普及協会結成

8 月 「銅使用制限規則」 公布

8 月 「銅使用禁止物品指定」

9 月 代用品工業協会結成

10 月 国策代用品普及協会と代用品工業協会を統合し代用品工業協会発足

10月から12月にかけて、商工省主催「第一回代用品工業振興展覧会」開催

昭和14年

3月 商工省選定代用品選定

10月から翌年2月に「第二回代用品工業振興展覧会」

12月 商工省に物資利用委員会設置

昭和15年

1月 官庁用品及生活必需品代用品展示会開催

8月 優良代用品選定委員会設置

8月から翌年1月にかけて、商工省主催「第三回代用品工業振興展覧会」

9月 優良代用品選定委員会第1回選定（「日商選定新興品」）

（9月 アメリカの対日経済圧迫の一手段として、日本向けの屑鉄の輸出禁止の措置が取られる）

10月 「日商選定新興品」第2回選定

12月 社団法人代用品協会発足

昭和16年

1月 代用品協会内に代用品価格調整委員会設置

1月 「日商選定新興品」第3回選定

2月 美濃新興陶磁器工業協会設立

5月 「日商選定新興品」第4回選定

5月 代用品協会内に代用品工業審議会設置

6月 「日商選定新興品」第5回選定

7月 「内地向陶磁器配給統制要綱」

7月から12月にかけて、商工省主催「資源回収と代用品展覧会」

8月 「金属類回収令」公布

9月 「金属類回収令施行規則」 および「回収物件及施設指定規則」施行

10月 代用品協会内に金属類特別回収関係代用品選定委員会設立

11月 「昭和十六年十一月六日附商工次官通牒」(陶磁器に計画生産を求める)

11月 「日商選定新興品」第6回選定

(12月 日米開戦)

昭和17年

1月 「陶磁器製代用品工業振興方策」

1月 「陶磁器工業整備要綱」

5月 「企業整備令」公布

5月 商工省告示「陶磁器製容器ノ最高販売価格指定ノ件」

5月 新興陶磁器配給統制株式会社設立

6月から1月にかけて、戦時物資活用協会・代用品協会主催「資源動員展覧会」開催

12月 日陶連 組合別計画生産の下半期分割当額決定

昭和18年

6月から翌2月にかけて商工省・大政翼賛会と戦時物資活用協会・代用品協会主催による

「戦ふ資源展」開催

7月 「決戦型ボタン」登場

8月 「金属類回収令」全面改正

昭和19年

4月 日陶連は全国陶磁器統制組合（全陶統）に改組 同時に配給部門も全陶統の発足と同時に改組

9月 農商省告示「生活用陶磁器製品最高販売価格指定品種（☉現存品種）」（大幅な製品規格の簡略化実行）

（11月 本土空襲本格化する）

昭和 20 年

（8月 終戦）

8月 金属類、皮革への使用制限撤廃

11月 代用品協会解散

14.2 年代区分

1) 揺籃期（昭和 12 年～14 年頃）

本章の主目的である、戦時代用品の成立した時期である。日中戦争勃発によって急激に増加する軍需への対応と同時に、それによって圧迫され得る国民生活への影響を最低限にとどめようと試みられた。その実行のため特定物資での製造禁止品目が掲げられ、それに対応する形で、ここに戦時代用品が成立したのである。ただし、当初の目的は不足物資の補填のみならず、国際収支上の改善もが目標として掲げられていたのであった。

突如として登場した代用品については、政策を立案する側、製造・流通する側、そして消費者においても戸惑いが隠せなかった。代用品の成立する要件としての定義づけがされるのと同時に、製造促進と使用普及に関して公的な助成が開始され、関係諸機関が設立された。

陶磁器においては、日中戦争勃発翌年の昭和 13 年度には早くも生産が本格化している様子がうかがえるが、これは原料がほぼ国内産でまかなえたこと、製造・流通ルートが確立されていた事などが大きな要因であった。一方で、輸出に大きく依存していた陶磁器業

界において、日中戦争後の国際関係の悪化による輸出後退に代わる新製品として着目されたという一面もあったと言えよう。早くも、昭和13年からは日陶連による独自の指定代用品制度も開始された。

2) 発展・実用期（昭和14年頃～17年頃）

市場には多くの代用品が出回り始めたが、その中には従来の性質を理解していなかったり、使用に耐えない製品も多く見受けられた。一方で、日中戦争が長期化に及ぶとの見込みから、代用品も一時的な間に合わせでなく、より生活に必要なものとして定着していった。

政府主催の大規模な展覧会も開催され、公的な研究試験機関における代用品の開発、製造指導も成果をあげるようになり、諸政策も端緒についたと言えよう。優良代用品の選定も開始され、使用に耐えうる製品に対してのお墨付きが与えられるようになった。名実共に、代用品が実際の消費生活の中で普及していった時期であった。

陶磁器においては、業界をあげて代用品生産に取り組んでいった時期でもある。特に耐火性を兼ね備えた触火器への研究開発は着実に成果を上げ、市中で不足する瓦斯コンロや鍋といった製品が実用化されていった。同時に、日陶連による製品の検査体制、研究開発も軌道に乗っていた。代用品生産に対しては、燃料をはじめとした資材が優先的に割り当てられたのも一つの要因である。

一方で昭和16年11月に発せられた商工次官通牒により陶磁器の計画生産が実施され、その枠組みの中では飲食器等が大幅に減産されるなか、代用品生産については品目を絞りつつも増産されることになり、より実用的な製品へと集約されていったのである。

3) 集約・終焉期（昭和17年～20年）

戦局が逼迫してくると、大企業では軍需工業への転換促進が行わなわれてゆき、中小企業においては当初軍需産業や輸出産業への転換が図られた。昭和17年度には企業整備が

実施され、数次にわたる断行によって民生品を製造していた各種の業者数は激減した。国策に沿う製品を手掛けて、代用品工業としてなんとか生き残ろうとしていた業者にとってもこれは例外でなかった。

陶磁器においても企業整備の実行により、企業整備前の昭和 17 年 1 月に約 8,500 社を数えた陶磁器工業者が、整備後の昭和 19 年 3 月には 2,300 社に激減し、その整備率は 27%に及んだ。これにより陶磁器工業における家内工業および零細工業は業界より姿を消した。しかし、この時期においても金属製品代替品としての一部の陶磁器生産は計画の元に活発に行われていた。代用品生産がそれまでの物資の使用制限によるものから、昭和 17 年度に実施された金属類特別回収における回収物資の代替品として手当てされることとなった。金属類特別回収への対応としても陶磁器製代用品は大きな地位を占めており、家庭用の生活用品だけでなく、全国的な寺院の仏具回収、ボタン回収の際にも代替品が大量生産されたのであった。仏具とボタンの事例については、回収及び代替品交換が組織的に実行されており、これまで培ってきた代用品行政の成果とも言えよう。製品面でも、今日でも寺院で仏具が残っていることから実用に耐えうる製品が生み出されたのである。

昭和 19 年 4 月の全陶統の発足後は代用品の生産品目は激減したが、最低限の国民生活維持のために生産は続けられていたのであった。昭和 19 年末からは本土空襲が激化し、そして混乱の中に昭和 20 年 8 月の終戦を迎えたのである。

14.3 その後の陶磁器産業への影響

金属製品の製造制限に伴い登場した戦時代用品であるが、政府が盛んに普及に努めたものの常に粗悪品のイメージが付きまとい、進んで使用する雰囲気ではなかったが、いよいよ本来の品物が不足してくると生活必需品として広く認知されていった。

これまで紹介してきた品々は、物資があふれかえっている今日から見ればなんとも奇妙なものばかりである。ほんの少しの材質を節約するために大変な手間暇をかけたものも多

いが、実際に使用に耐え得たかどうかには大いに疑問を感じる。当時としては大まじめに考案された品々も、再び元の物資が出回るようになると多くは姿を消していった。

戦時中に代用品に対して懐疑的な者に対し、「鼈甲はやがてセルロイド製品へと取って代われ、安価で取扱いがしやすくなった」式の説明がされていたように、本来は天然素材を使用していた品物が人工物の材料へと代わっても、それを代用と呼ばずに進歩あるいは発展と言うべきである。例えば、今日身の回りにある衣類の多くはすべてウールや綿だけでなく、ポリエステルやアクリルといった化学繊維が用いられているように。それは安価に製造するためだけでなく、衣類としての機能性も向上しているのである。代用品に関しては、このような流れが技術発展や商業ベース等を背景とした順当なものではなく政策的な背景による戦時体制下での出来事であり、恣意的な開発、製造、販売促進、流通が行われたのである。

一方、数少ない事例ではあるが、10.4 項で取りあげた耐熱湯沸土瓶、10.5 項で取りあげた鍋のように、特に力を入れて開発が進められ、「指定代用品」としても生産に重点が置かれた触火器が、今日でも用いられているガスコンロで使用可能な耐火性を有す特殊陶器の開発が進み、陶磁器産業全体としての進歩を生み出した例もあった。また、金属類特別回収の際に代替品として渡された寺院の仏具が今日でも使用され続けているのが散見されることから、その用途さえ適切であれば長く使用できた製品も確認されている。これらは、元々陶磁器製品として存在していた物が、戦時下においてその性能をより高めていったものであり、その類例をこれまでの論述の中から振り返ってみたい。

8.2 項で取りあげた湯たんぼについては、古来陶磁器で造られていたが大正時代以降は金属製品の登場により生産が減少していったのである。それが戦時下においては金属代用品として復古的に再登場し、「金属と異なり錆や腐食することなく」「金属製品の如く火傷の憂ひなく」「保温力頗る大で優に二十余時間の保温に耐える」¹⁶⁵ と宣伝された。一方で陶磁器ならではの壊れやすい、重いという性質を有していたが、現在でも図 5-7 とほぼ同形の製品が販売されており、岐阜県多治見市では大正時代以来湯たんぼを製造している

窯元は、平成 28 年で 1 万個の出荷を予定しているという生産規模である。¹⁶⁶ そしてそれは、「陶器製は保温、保湿性に優れていると口コミで評判となり、インターネット経由で全国から注文が増えている」とのことで、戦時下に宣伝されたものと共通する部分が見い出せる。金属製やプラスチック製の湯たんぽが普及している今日、それらの物資の節約ではなく陶磁器としての性質を活かしてその役割を果たしている例である。

10.2 項で取りあげた、昭和 12 年の日中戦争勃発直前に紹介されている岐阜県多治見で製造されたスプーン、ナイフ、フォーク等は「その外観は他国では真似の出来ない明朗なクリーム一色で（中略）、切れ味が金属製と変らぬナイフや、先の細いフォークの堅牢さには、これが磁器かと碧眼連を驚歎させ」といった海外での高い評価を得て多くが輸出に向けられていた。また、第 2 章 6.5.3) 項で取りあげた近隣地域の笠原町（現・多治見市）では、昭和 13 年の商工省主催代用品工業振興展覧会に金属代用の「洋食用具」を出品し、昭和 15 年 8 月頃以降に標示されるようになった統制番号入りスプーンの製造道具が確認されていることから、その後順当に実用に耐えうる生活道具として定着していった様子がうかがえる。むろん今日でも、茶器やデザート用としての陶磁器製カトラリーは我々の生活のなかで多く見られ、金属代用品の枠組みを越えて使われている。

11.2 3) 項で取りあげた日本陶器（ノリタケ）が製造した陶磁器製ガスコンロも、帝国瓦斯協会の規格に準じており外見は同時期の他製造業者製と大きく変わらないが、素地から同社の独自の研究によって製品化されたものである。また、同時期の他製品の多くが茶褐色系統の素地であるのに対して、「白色釉薬によつて優美な体裁を備えてある」という日本を代表する輸出磁器を手掛けていた会社ならではの品質と美的感覚の高さがうかがえる。

11.7 項で取りあげた陶磁器製のボタンも、西欧においては古来、服飾用品として用いられていたという歴史があるが、戦時下に用いられたものは全く性質を異にした学生服や制服、作業服に使用するためのものであった。絵付の自由度は高くとも割れやすいといった性質を克服し、ボタン本来の機能面を追求した陶磁器代用品は、国策によるものとは言え

実際に一製陶所において月産 500 万個の規模で生産された立派な実用品であった。その一方、「一見して陶製品とは認め難い優雅さを有し殊に釦として使用する範囲内に於いては如何なる衝撃に耐える硬度を有し、而かも軽量で価格の低廉な点は共に特徴」¹⁶⁷とあるように、7.1 項にあげた代用品の具備条件を満たしつつも、機能性や経済性ばかりを追求した戦時下においても「優雅さ」を求める美的感覚を発揮していることは、縫い糸が擦り切れやすい等の欠点を克服すれば今日なお使用に耐えうる製品である可能性を秘めている。

このように、当時代用品として生産されたものであっても、今日にも通ずる工芸的又は意匠的な部分については評価されるべき製品も存在していると言えよう。

本章は、筆者がこれまで蓄積してきた代用品に関する多種多様の史料、伝世品を用いて、代用品の成立、発展、そして終焉に至るまでを解き明かそうと試みたものである。政策的、生産的、流通的、使用的等多方面を切り口としたため、時系列的には少々混乱を招く恐れがあることを反省している。

であるが、これまで単に戦時代用品として一律に語られることが多かったこれらについて、時期的に位置づけや生産体制が大きく変化している点を感じ取っていただければ幸いである。

第6章 結論

1. 本論を執筆した機会

本論は、筆者が一貫したテーマとして取り組んできた戦時下の陶磁器産業に関する研究において、これまで発表してきた論文等に大幅に加筆を行い再構成したものである。

筆者がこれらの分野に関心を持ったのは、戦中戦後資料の調査研究のなかでも、特に物資不足期に作られた代用品について従来から取り組んできたことにはじまる。陶磁器の性質上、破損しなければ他の代用品よりも残存する確率が高く、戦後数十年を経ても種類によっては散見されるものもあり、資料館等での展示や文献で紹介される機会も多かった。しかし自ら調査に当たるうちに、それらへの説明の中には誤った解釈もあることに気付くことがあった。そこで改めて、自らが収集してきた伝世品を切り口に、基礎的な史料、聞き取り調査等を多角的に検討し、結論を導き出したのである。また、本論の構成をなすにあたっての基礎となった資史料等については、極力同時代のものを用いるように心掛けた。

1.1 統制番号への関心

そこから統制番号へと関心が発展していったのは、収集した伝世品の陶製の湯たんぽや仏香炉の中にいくつか「岐〇〇〇」という標示があることに気付いたからである。この標示に共通する製品傾向から、漠然と戦時期に生産された陶磁器に多く見られるものであると程度の認識はしていた。そのうち工場食器にも同様の標示を、更には工場食器と一緒に出てきた粗末なゴム版で絵付された湯呑にも同様の番号があるのを確認した。それ以降は代用品や工場食器といった戦時下らしい製品だけでなく、注意して一般食器を見るようになり、意識して手に取ってみると、番号だけでなく「岐」「瀬」以外の産地など実に多くの種類が存在していた。そのような時期に先行研究や展示に接することが出来、漠然とした収集から統制経済や産業技術史の視点を意識して研究に取り組み始めたのである。そして、基礎資料となった日陶連「定款」および「統制規定」を実見した時には、これで統制番号の意味づけ

が解明できたと直感したが、逆に発見から数年の歳月を経て稿をまとめるに至ったことで、規定は規定としてそれが実際に生産地でどのように運用されたかの具体的な記述を追うことができたと考えている。陶磁器製品の流通体制が間接的に民間団体の手を経ているとはいえ、国家統制の枠組みに置かれるなか、そこで流通する公定価格品の印として統制番号が標示されるようになったことは、大枠では先行研究における推察を裏付けるものであるが、実際に史料を元にその意義を明確にしたことは初出であると自負している。

近年、考古学の世界では「近現代考古学」が一定の認知を得られるようになってきており、統制陶器も含めた関心も高まってきているが、その採取物に対する同定根拠として、既にいくつかの発掘報告書に筆者の論文が引用されているのを確認している。

1.2 陶製地雷に取り組むきっかけ

戦時下における計画生産品である、陶製地雷についての論をまとめるきっかけとなったのは、全く偶然に当時の研究開発史料の原本を実見する機会に恵まれたからである。それを基礎資料としてまとめた元の論文は、年代的には筆者がこの分野で初めて発表したものだが、その後、本格的に陶磁器研究に関わるきっかけともなったものであり、個人的には感慨深い。ただ今日見れば言葉が足りない部分もあり、また発表後に行った現地調査や聞き取り調査による成果もあることから、それらを反映させ大幅に手を加えて再構成を行った。その後新たに、陶製地雷に関しての伝世品や聞き取り調査を元にした論考が発表されたが、先の筆者による発表が、開発当時の一次資料を用いた研究に関しては唯一のものであると自負している。

1.3 伝世品による紹介

伝世品を用いた製品の紹介は、実際に陶磁資料館で行った展示が元となっている。これまでに数多くの伝世品を収集してきたが、この展示を開催した 2008 年の時点で約 1,000 種類、1,500 点余りの製品を筆者個人で所有していた。

伝世品の意義は、多くが産地名で総称されるなど（京焼、有田焼など）、本来は産地ごとに原料や製法によって特徴付けられていたものが、昭和初期頃には新技術や外からの材料導入に伴い、多くの産地（特に大産地において）でその土地ならではの製品色が薄れてゆく傾向にあったが、全国で唯一生産者と統制番号が一致させられるリストが存在する美濃における伝世品を列記することによって、生産傾向が示された点にあったと思う。これは、昭和15年～21年というわずかな期間に標示されていたと特定できる統制番号の性質から見て、個々の製造業者までは判明せずとも他産地でも応用できる手法であると考えている。

1.4 代用品の総合的研究

第5章で展開した戦時代用品に関する論考に際しては、これまでに膨大な資史料を収集し発表する機会をうかがっていたものである。自身の長年にわたる研究の集大成と位置づけている。特に念頭に置いたのは、戦時下の代用品と一律に語られることが多い中、その時期的な変遷を明らかにすることであった。同時に、政府や公的機関による宣伝普及策の裏返しには、一般庶民の代用品に関する不信感が見え隠れしており、それらを同時に採択することにより、当時のありのままの姿を描くことに心掛けた。

また、陶磁器代用品の製造については日陶連が大きく関わっており、原料や燃料が不足した戦争後半においても、その強大な指導力をもって増産が続けられていたという事実を提示した。それほどまでに精力を注ぎこまれた代用品が、終戦と同時に全く顧みられなくなったのは皮肉というに他ならない。

2. 本論の統括

2.1 統制下の陶磁器産業

昭和12年7月の日中戦争勃発以降に陶磁器業界に課せられた様々な施策が、どのような製品を生み出したか。そしてその背景はいかなるものであったか、というのが論考全体を通じての主題である。同じ業界でありながら多くの事案が同時進行しており、そのなかのいく

つかをこれまで論述してきたのである。業界の変動は、「陶磁器の生産額、輸出額の推移ならびに各年度品種別生産の比率」（表 5-2）に端的に表れている。

本論で取りあげた公定価格品である統制陶器、計画外生産品である陶製兵器（地雷）、そして陶磁器代用品の 3 点についての論考は、それぞれが関わり合った部分も持ち合わせており、引用史料も縦断的に使用することができた。最後に、複層的にわたるこれらの出来事を簡潔にまとめてみたい。

2.2 戦時統制の開始

日中戦争の開始とそれに伴う国家の施策としての戦時統制の開始は、やがて陶磁器業界の根本を揺るがす変化へとつながっていった。製品の市場関係、原材料、燃料ならびに労力の上でも異変を生じ転換を余儀なくされた。生活物資として欠かせざる陶磁器であるが、製品の多くを輸出に回しており、また焼成に必要な石炭をはじめとする資材入手に関しては、時勢に大きく影響されたのである。まずは資材輸入と配給に関する権限が日陶連によって担われるようになった。当初は一地方の生産者団体として発足した日陶連が、戦時統制の強化に従って全国の生産者に対して強大な権限を有するようになり、やがては全国の陶磁器生産から流通に至るまでを傘下に収めるようになっていったのである。統制経済下での陶磁器製品における生産の調整、価格の協定、共同販売、又は検査等、ほとんどが日陶連により昭和初期に考えられ、そのために整備された仕組みを準用しており、その点では他の工業製品統制よりは一步先んじていたと言えよう。

一方で、日中戦争初期には中国、満州（現・中国東北部）方面への販売進出、更に製品価格の騰貴によって昭和 15 年の生産額は最高水準に達した。（表 5-2）また、日中戦争における不足物資の応急補填という形で登場した代用品に関しては、これを好機と捉え不況打破の活路を見出そうと業界を上げて取り組むこととなった。事変勃発 8 ヶ月後には日陶連等が主催となった陶磁器代用品の懸賞が行われ、組合として早々に製造者に対し具体的な陶磁器を用いた代用品の方向性を示そうとしたのである。

2.3 統制の強化

昭和 15 年 7 月に内地向け陶磁器製品に関して公定価格が設定された。当初は一部の産地に対してであったが、同年 12 月には他府県産にも拡大された。そこで生産された公定価格品たる陶磁器製品には、いわゆる統制番号を標示する義務が課せられた。それは同時に個々の製品ごとに細かく等級が区分、格付されるようになったのである。価格決定は地方長官（道府県知事）が指定するものであったが、その品質基準となる等級の検査格付業務は日陶連に委任されており、産地生産者に対する権限は拡大していった。

一方で、雨後の筈のように登場する代用品は、かなりの割合で場当たりの実用に適さない製品が存在したようであるが、それにしても国や公共団体によるお墨付きが与えられた、日陶連としても業界独自の「指定代用品」制度を昭和 13 年 8 月から開始させている。業界としても窯業試験場等の機関の手を借り、代用品の開発や製造指導にも成果を上げるようになっていった。

2.4 末期的様相と統制の終焉

昭和 16 年からは共同販売制が実施され、対象も飲食器、火鉢、日用雑品と拡大されていった。7 月にはアメリカ・イギリス・オランダの資産凍結により第三国向け輸出の途絶、また燃料配給の激減や労力不足等により生産は圧迫された。政府は陶磁器工業の整備統制に着手し、昭和 16 年 11 月には陶磁器製品の計画生産、公定価格品の共同販売、配給機構整備に関する通牒を発し、更に昭和 17 年 1 月の陶磁器工業整備に関する通牒によって企業整備が断行されることとなった。このように戦局の進展とともに組織や事業者の統廃合が押し進められた結果、業界は長らく続いた日陶連による自治統制に終止符を打ち、国家的な要望による生産の増強を中心とする全陶統による統制へと移った。そして終戦前年の昭和 19 年 10 月には製品規格の簡略化が実行されたが、これは、これまで公定価格の設定があった 500 余種が一挙に 40 余種となるという大幅な圧縮であり、最低限の生活を維持するレベル

であった。

昭和 17 年度から実施された金属類特別回収において、陶磁器代用品は重要な位置づけを持っていた。回収された物資に代わる役割を担っていたからである。それは陶磁器工業が整備されるなか、計画生産における代用品の生産額がむしろ引き上げられたことから良く分かる。それは全国的に実施された仏具や金ボタンの回収においても同様であった。この二つの事例については、戦争後半でありながら統制経済の長所を發揮し、組織的に回収及び代用品への交換がなされた例として非常に評価できよう。使用面においても実用に耐えうる製品であった事

しかし戦争末期の状況は、やがて代用品の生産に余地を割く余裕がなくなった。先に取りあげた製品規格の簡略化に際しては代用品として独立した項目は廃され、他項目の中に十数種類の品目が見られるばかりとなった。日中戦争以降、時代の寵児として華々しく登場した陶磁器代用品も終戦直前にはこのような状況となったのである。

陶磁器における軍需品生産の一例として取りあげた地雷に関しては、昭和 19 年半ばに制式採用された兵器である。試作品製造の段階から信楽が関与していたと思われるが、実際に生産されるようになると、丹波も加わった。既にこの時期は計画生産が実行されていたが、軍の需要は計画外製品として扱われ、終戦までに 365,000 個が生産されたとされる。生産を担った産地としては、戦争末期の困難な状況下、原料・燃料・労力等で有利な条件が得られる軍需品に転換することによって、なんとか産業の維持を図ったとも見られるであろう。

終戦直後は、日用陶磁器の払底のために低品質の飲食器や生活用品は飛ぶように売れたというが、それも昭和 21、22 年頃までの状況であった。また終戦によって金属類の使用制限が撤廃されたことにより、戦時代用品の成立要件は失われた。陶磁器製品に対しての公定価格制度は昭和 24 年 7 月まで存続したが、中央の業界団体である全統連は昭和 21 年 1 月に解散し全国の検査事務所も閉鎖された。昭和 15 年から続いた統制番号の標示もこの時に終焉を迎えた。

2.5 戦時統制の遺産

これらから見るように、当時の政府は民生安定上、国民生活の維持を図る姿勢を見せていたが、やがて戦局の進展とともにそれもままならなくなっていったのである。陶磁器産業は平和産業と見なされ、軍需生産の優先により燃料、原料、労力の供給が削られてゆくこととなった。結果、平時ではありえない公定価格制、代用品の登場、兵器等軍需品生産を行うこととなった。これが今日的な意味において、なんら意義を持つべきものではない。

小規模な生産者が多くを占めるこの業界にあつては、産地での問屋における金融支配構造の影響が大きく、その対策として生産者の団体である日陶連が結成される契機のひとつでもあった。戦時体制下において日陶連の元で公定価格、共販体制等が導入されるようになり、問屋の位置は大きく後退した。企業整備によってある程度の経営規模に取りまとめられた生産者は、戦時統制のたがが外れると、元の状態に復して再び小規模な生産者に分散し、問屋は一定規模の勢力を持ち直したが、戦前ほどの力はなくなっていた。

輸出に関しては日米開戦以降第三国向け輸出の途絶により昭和 18 年以降激減し、終戦時にはほとんど行われていない状況であった。民間貿易が再開される前に、占領軍の進駐により使用する施設に対する改修又は建設が進められ、陶磁器業界においてもこれに使用する建築用品（タイル、衛生陶器）、配電用電磁気類、食卓用陶磁器の大量注文が発生し、その後の復興と輸出の対応の呼び水となった。昭和 22 年中頃からは輸出も活発化し、更に翌昭和 23 年 8 月に民間貿易が再開されてから輸出高は急激に増大し、戦後成長期へとつながってゆくのである。

最後に製品面について見るならば、第 4 章で取上げた統制陶器の伝世品中には、戦時下ならではの製品の存在の一方で、統制番号が標示されていなければ生産時期の推定を誤ったであろうという質の高い製品が多く見られ、一概に戦時下の製品として一括りにはしがたいことを示した。その多くは昭和前期の製品様式を踏襲し、戦時下の原料や燃料等多くの困難がありながらも品質を維持しようと試みた形跡がうかがえる。第 5 章で取上げた金属代用品として特に力を入れて研究開発された鍋や湯沸し等の触火器に関しては戦時という

状況を抜きにして十分実用に耐えうるものが生み出され、今日の生活に置いても欠かさざる製品である。戦時中の陶磁器産業を俯瞰して、現代に通じる技術的發展を遂げた数少ない成果のひとつであるといえる。このように、公定価格という決められた価格で売買されるべき製品や金属代用品においても、機能面の追求ばかりでなく戦時下という特異な状況にありながら生産者の発露として工芸的な側面においても評価されるべき製品が生み出された側面も見逃せない。

日中戦争勃発から終戦後の混乱期という約 10 年間で戦時統制という特異事態を乗り越え、陶磁器産業の製造および流通は構造の大きな変化を余儀なくされた。生産地は日本各地に分散しており、その製造の担い手の大部分は中小業者によるものであり、これは企業統制によって一旦集約されても戦後は旧に復した。輸出工業として大きく発展した分野であるが、戦時下には激減し、ついにはほとんど途絶する状況を迎えたが、戦災による被害を受けた産地は全体から見れば少なく、生産設備は戦前の多くが残存しており、戦後の技術的水準や原材料の調達困難の問題を乗り越え、新たな販路を開拓し産業として復活を遂げたのである。

このように、戦時期に生み出された製品のみを今日的な視点で評価しようとしても現在に通じる大きな発展を見出すことは少ないが、これまで論じてきたような幾多の困難を乗り越えて技術力の継承、新たな分野に取り組もうとした進取の心持ちは評価されるべきであり、戦後の発達の基礎となったことは間違いない。その根底には、国策に追従しながらも窯屋としての矜持を保とうとしていたことが感じられる。

3. おわりに

本論は、筆者が十数年かけて各地の陶磁器産地、関係者を訪ね歩いて収集した史料、聞き取り等を元にまとめたものであり、これまで訪ね歩いた陶磁器産地を思いつくままに記せば、美濃（岐阜県）各地域、瀬戸、名古屋、常滑、高浜（以上愛知県）、四日市、伊賀（以上三重県）、信楽（滋賀県）、丹波（兵庫県）、京都、備前（岡山県）、砥部（愛媛県）、有田、

塩田、嬉野（以上佐賀県）、波佐見（長崎県）、小野田（山口県）、等に至っている。そこには事前準備もない訪問であっても、奇跡的ともいえる出会いで聞き取り証言や史料を得られたことも多々あった。調査にあたっては、多くの陶磁器関係者の好意と協力なくしては為し得なかった。この場を借りて各位に深く御礼を申し上げる次第である。

標題にもあるように、現存する製品を資料として活用し、文献史料のみで展開せぬよう腐心した。そのほとんどが当時日常生活の中で使用された製品であるが、適切な解釈を行えば歴史を雄弁に語る資料であるとする筆者の信念によるものである。それによって、業界としては元々ごく一部を除き中小資本製造業者の集まりであるから、それが必ずしも額面どおりに運用されていたわけではないことも、残された史料や伝世品から垣間見ることができた。

これらの統制経済下における陶磁器産業の調査研究を通じて、当時の陶磁器産業の様相を解明するにのみならず、今日失われつつある産地ごとの特色を見直すきっかけになればと考えている

(191,893 字)

序章註

- 1 宮地英敏 2008『近代日本の陶磁器産業』名古屋大学出版会
- 2 三井弘三 1979『概説近代陶業史』日本陶業連盟
- 3 東洋経済新報社編 1950『昭和産業史 第二巻』東洋経済新報社
- 4 福重菊馬 1989『近世波佐見の陶業 工組の歩み』波佐見陶磁器工業協同組合
- 5 天内克史 1988「統制経済下における陶磁器生産の一樣相」村上徹君追悼論文集編集委員会『村上徹君追悼論文集』
- 6 瀬戸市歴史民俗資料館 1994 特別展『戦争とやきもの』
- 7 土岐津町誌編纂委員会 1999『土岐津町誌 資料編』また、同時期に発刊された美濃古窯研究会 1999『美濃の古陶』第8号においても、同リストが昭和23年1月に岐阜県陶磁器工業協同組合連合会がまとめた「工場記号番号」を加え再録されている。
- 8 岐阜県陶磁資料館 2001年『戦時中の統制したやきもの』
- 9 沼崎陽 1999「戦時下の『生産者別標示記号』（いわゆる統制番号リスト）を実見して」東京考古談話会『東京考古 17』
- 10 佐賀県立九州陶磁文化館 2006『近現代肥前陶磁銘款集』 なお、統制番号画像の一部は筆者が提供している。
- 11 有田町歴史民俗資料館 2008『守り抜かれた伝統～戦時中の有田焼』 参考資料の統制番号入り陶磁器は筆者の提供による。
- 12 瑞浪市陶磁資料館 2012『番号の付されたやきもの 戦時下の瑞浪窯業生産』

第1章註

- 1 美濃陶磁器同業組合（無刊記）『美濃陶磁器同業組合業績大要』 なお、昭和15年に発展的解散し、事業の一切は岐阜県陶磁器工業組合連合会に継承された。
- 2 表1～3、前掲、P20～22

-
- 3 三井弘三 1979『概説近代陶業史』日本陶業連盟、P136～137
 - 4 前掲、P139～140
 - 5 前掲、P162
 - 6 前掲、P178
 - 7 藤井英男編 1943『再編成下の配給機構第一輯 調査資料』商工組合中央金庫、P188～189
 - 8 岐陶工連 50 年史編集委員会 1982『美濃陶業 50 年史』岐阜県陶磁器工業協同組合連合会、P143
 - 9 松本源次 1996『炎の里有田の歴史物語』、P219～220 著者の松本は、有田陶磁器株式会社常務を務め、戦時中には防衛食器や手榴弾生産に関連した。
 - 10 福重菊馬 1989『近世波佐見の陶業 工組の歩み』波佐見陶磁器工業協同組合、P97
 - 11 前掲註 3、P222～223
 - 12 山口県 1939『昭和十三年 山口県統計書 第三編 (産業)』、P142～143 なお、同統計書の厚狭郡の製造場数は 32 となっている。
 - 13 小野田市教育委員会 1994『小野田の窯業 皿山・その変遷』小野田市歴史民俗資料館研究叢書第 1 集、P5
 - 14 有沢広巳監修 1977『昭和経済史』日本経済新聞社、P167
 - 15 前掲註 3、P186
 - 16 東洋経済新報社編 1950『昭和産業史 第二巻』東洋経済新報社、P544「(六) 各年の陶磁器主要産地別生産比率 (単位・%)」
 - 17 昭和 15 年 10 月 11 日 商工省告示第六百九号「昭和十五年七月商工省告示第三八一号中左ノ通改正ス」
 - 18 昭和 15 年 12 月 21 日 商工省告示第八百六十号「昭和十五年七月商工省告示第三八二号中左ノ通改正ス」

19 「価格等統制令」(昭和十四年十月十六日勅令第七百三号)

第七条 前条ノ規定スル場合ヲ除クノ外行政官庁閣令ノ定ムル所ニ依リ価格等(有価証券ノ価格及賃貸料ヲ除ク以下同ジ)ノ額ヲ指定シタルトキハ第二条乃至第四条ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ス但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ指定ハ指定実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二条第一項但書各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

20 「価格等統制令施行規則」(昭和十四年閣令第十三号)

第十二条 統制令第七条ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ主務大臣之ヲ為スモノトス但シ主務大臣ニ於テ地方長官ガ額ノ指定ヲ為スベキ旨ヲ定メタルモノニ付テハ地方長官額ノ指定ヲ為スモノトス

21 秋月透 1944「和食器」 社団法人大日本窯業協会『日本窯業大観』共立出版株式会社、P50

22 昭和16年11月17日商工省告示第千六百十七号「価格統制令第七条ノ規定ニ依リ陶磁器製飲食物容器ノ最高販売価格左通指定シ昭和十五年七月商工省告示第三八一号及第三八二号ハ之ヲ廃止ス」

23 日本陶磁器商業組合連合会 1941『昭和十六年十一月 陶磁器製飲食物容器公定価格表』

24 三井弘三 1980『昭和陶業史余聞』中部経済新聞社、P71~72

25 日本陶磁器工業組合連合会 1940『陶磁器公定価格』の区分による。

26 前掲註23、「四六 製造業者最高販売価格ハ、本表ノ日本陶磁器工業組合連合会最高販売価格ヲ一.〇五ヲ以テ除シテ得タル額トシ」

27 前掲註3、P188

28 前掲註16、P546

29 有田町歴史民俗資料館 2008『守り抜かれた伝統~戦時中の有田焼』、P50には、『佐賀新聞』1941.3.10「販売方法に悩み 新体制下の有田陶器市」の記事より、廉価な商品が売

りであった陶器市での販売の師匠の様子を紹介している。

³⁰ 前掲註 21、P178 に、発行年（昭和 18 年）の数年前の調査として挙げている。

³¹ 日本陶磁器工業組合連合会『陶磁器工業の統制』、P6 刊記はないが、「序言」に「設立されてから茲に早や第四春を迎え」とあることから、昭和 10 年頃発行と推察される。

³² 田中一郎 1941『内外陶器山一卸商報 昭和十六年春季号』、岐阜県多治見市の田中一郎商店が、全国の商店や宛てに発刊した美濃陶磁器の商品カタログ。

³³ 前掲註 16、P549

³⁴ 前掲註 7、P180

³⁵ 前掲、P187

³⁶ 前掲、P180

³⁷ 前掲註 3、P216～217

³⁸ 前掲註 29、P229『松浦陶時報』15 年 7 月 24 日より引用 この時点では、まだ佐賀産品に対しての公定価格設定がされておらず、「上、中、並」の格付に代わり「上等品、二等品、並品」の表現がとられている。

³⁹ 前掲 24、P87

⁴⁰ 前掲註 3、P200

⁴¹ 前掲、P217

第 2 章註

¹ 桃井勝・萩谷茂行・舟橋健 2010「伝世品に見る戦時中の美濃焼～産地と製品傾向～」『瑞浪市陶磁資料館研究紀要』第 13 号 瑞浪市陶磁資料館 冒頭の解題は筆者による。

² 三井弘三 1979『概説近代陶業史』日本陶業連盟、P154

³ 二引用とも 美濃古窯研究会 1999『美濃の古陶』、P46

⁴ 二引用とも 沼崎陽 1999「戦時下の『生産者別標示記号』（いわゆる統制番号リスト）を実見して」東京考古談話会『東京考古 17』、P110

-
- 5 有田町歴史民俗資料館 2001 季刊『皿山』夏 No.50 有田町歴史民俗資料館・館報、P1
 - 6 塩田町歴史民俗資料館 1991『「塩田のやきもの展」展示図録』、P33によれば、組合長就任は昭和12年とある。
 - 7 杉光貞雄の女婿、喜久夫の教示による。
 - 8 松平有光 1943『日本代用品工業総覧』生産と配給社
 - 9 前掲、P284
 - 10 日本陶器70年史編集委員会 1974『日本陶器70年史』日本陶器株式会社、P270
 - 11 日本陶磁器商業組合連合会 1941『昭和十六年十一月 陶磁器製飲食物容器公定価格表』
 - 12 「定款」第五章 事業及其ノ執行、第三節 検査及取締、第五節 商標又ハ裏印ノ使用権保護には「第百二条 本会ハ製品ニ付スベキ商標又ハ裏印ノ保護ヲ為ス」「百三条 本会ハ所属組合又ハ其ノ組合員ヨリ商標又ハ裏印ノ使用権付与ノ出願アリタルトキハ理事長ニ於テ其ノ可否ヲ決定シ遅滞ナク出願公告ヲ為ス」とある。
 - 13 同「第百八条 商標、裏印使用権料及商標、裏印使用権ニ関スル手数料ハ左ノ区分ニ依リ本会ヘ納付スベシ（中略）一 商標、裏印使用権料 一件ニ付 金五円 二 商標、裏印使用権付与手数料 一件ニ付 金二円（中略）商標、裏印使用権料ハ其ノ権利付与確定シタルトキ、其ノ他ノ手数料ハ申請ノ際之ヲ前納スベシ（後略）」とある。
 - 14 佐賀県立九州陶磁文化館 2006『近現代肥前陶磁銘款集』、P124
 - 15 福重菊馬 1989『近世波佐見の陶業 工組の歩み』波佐見陶磁器工業協同組合、P104
 - 16 岐阜県陶磁資料館 2008『萩谷コレクション 全国の戦時中のやきもの』、P3「全国の戦時中のやきもの」
 - 17 前掲、P12
 - 18 瀬戸蔵ミュージアム学芸員、岩井理の教示による。
 - 19 有田町歴史民俗資料館学芸員、永井都の教示による。
 - 20 有田町歴史民俗資料館 2008 季刊『皿山』冬 No.80 有田町歴史民俗資料館・館報、P1

-
- 21 全国価格査定協議会 1951『価格査定制度史』日本証券新聞社、P141
- 22 三井弘三 1980『昭和陶業史余聞』中部経済新聞社、P72
- 23 前掲註 15、P103~104
- 24 前掲註 2、P217
- 25 前掲註 8、P282
- 26 1941.7.17「陶磁器の計画生産断行」『大阪朝日新聞』（神戸大学新聞記事文庫 蔵）
- 27 陶磁器配給協議会は陶磁器配給関係者による協議会で、「内地向陶磁器配給統制要綱」の実施を図るため昭和 16 年 7 月 28 日総会で陶磁器需給協議会（第 1 章 8.2 項中に出てくる「需給協議会」）へ発展解消を遂げたものと思われる。
- 28 前掲註 26
- 29 沼崎陽 1999「戦時下の『生産者別標示記号』（いわゆる統制番号リスト）を実見して」東京考古談話会『東京考古 17』、P121
- 30 小野田市教育委員会 1994『小野田の窯業 皿山・その変遷』小野田市歴史民俗資料館研究叢書第 1 集、P94
- 31 前掲、P92
- 32 前掲註 29、P121
- 33 前掲註 15、P106~108
- 34 昭和 17 年 5 月商工省告示第五百二十五号「陶磁器製雑品ノ最高販売価格指定ノ件」
- 35 砥部町教育員会 1969『砥部焼の歴史』砥部焼歴史研究会、P257
- 36 前掲註 30、P178~180 三期間（自昭和 18 年 10 月 9 日至昭和 19 年 4 月 8 日、自昭和 19 年 4 月 9 日至昭和 19 年 9 月 30 日、自昭和 19 年 10 月 1 日至昭和 20 年 3 月 31 日）の 3 枚が翻刻されている。同書の執筆にあたった同館館長（当時）の河野豊彦によれば、聞き取り調査の過程で市内窯元が所蔵していたものを翻刻したそうだが、原本の所在は現在不明であるとのことであった。
- 37 「陶磁器整備要綱」「四、組織の整備」「(3)」に「工業組合未加入ノ業者（自家用製品製

造業者ヲ含ム) ハ此ノ際速ニ既存ノ工業組合ニ加入セシメ」とある。

38 前掲註 21、P95～96

39 東洋経済新報社編 1950『昭和産業史 第二巻』東洋経済新報社、P543

40 土岐市史編纂委員会 1974『土岐市史(三)上・下 近代社会 土岐市の文化財』、P334

41 「陶磁器整備要綱」 「四、組織の整備」に「(2) 陶磁器関係工業組合ハ別ニ指定スルモノヲ除キ原則トシテ一府一県一組合トスルコト」とある。

42 『佐賀新聞』1943.3.15

43 前掲註 15、P121

44 前掲註 39、P549

45 1943.10.31 「陶磁器の整備 府県に単一組合」『朝日新聞』

46 前掲註 40、P390

47 前掲註 2、P221

48 2 引用とも 前掲註 39、P550

49 昭和 19 年 9 月 30 日 農商省告示第千百十三号 「生活用陶磁器製品最高販売価格指定ノ件」

50 山本地栄 1944『朝日経済年史(昭和十九年版)日本経済の決戦体制』朝日新聞社、P178

51 前掲註 2、P226

52 塩田製陶有限会社は、企業整備の結果、杉光を社長として発足した会社で、藤津郡塩田町および五町田村に 3 工場を有していた。同社の事業開始は昭和 18 年 1 月 5 日からで、戦後個人事業復帰のため、昭和 21 年 1 月 31 日で解散した。

53 波佐見史編纂委員会 1981『波佐見史』下巻 波佐見町教育員会、P706

54 萩谷茂行 2002 「三式地雷薬匣の研究開発に関する考察」『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』XIX 瀬戸市歴史民俗資料館、P5～6 「第五章 一般注意事項」

55 前掲註 21、P97～98

56 昭和 19 年 8 月 2 日 農相省物価局長通牒第三四七九号 「生活用品価格査定員会設置に

関する件」

57 前掲註 2、P248

58 前掲註 39、P551

59 昭和 21 年 2 月 20 日 商工省告示第三十六号「利器工匠品、厨房用品、木工品、化粧品、整髪用具、陶磁器、漆器、履物、事務用品、文房具等の最高販売価格指定の件」

60 昭和 21 年 5 月 大蔵省告示第三百八十号「生活用陶磁器最終販売価格の統制額指定の件」

61 前掲註 15、P137 全陶統の解散時期について福重氏は「昭和二十一年三月」としているが、前掲註 39、P551 には「昭和二十一年三月」とある。昭和 21 年 2 月商工省告示との整合性から、昭和 21 年 1 月であると判断した。

62 前掲註 22、P120

63 岐陶工連 50 年史編集委員会 1982『美濃陶業 50 年史』岐阜県陶磁器工業協同組合連合会、P176

64 前掲註 39、P135

65 昭和 22 年 9 月 物価庁告示第五百七十三号「生活用陶磁器最終価格の統制額指定の件」

66 物価庁は昭和 22 年 8 月 12 日に大蔵省物価部を廃止して、経済安定本部と共に実施官庁として設置された。

67 昭和 22 年 4 月 9 日 閣令第十二号「価格査定規則」が公布され、これと同時に「中央価格査定委員会規則」が告示された。これにより中央生活用品価格査定委員会は中央生活価格査定委員会、都道府県生活用品価格査定委員会は都道府県価格査定委員会と改称された。

68 前掲註 2、P250

69 前掲、P252

70 前掲註 21、P225

71 例えば、前掲註 14、P21 には「有」銘の解説文中「1941～1945 年の間に」とある。

72 瑞浪市陶磁資料館専門委員（元館長）、青木本吉の教示による。

第3章註

- 1 瀬戸市歴史民俗資料館 2001『〈代用品〉としてのやきもの』、P16
- 2 三井弘三 1979『概説近代陶業史』日本陶業連盟、戦時下の陶業の紹介に紙幅の多くを割いているが、本文中には陶製地雷についての記述はされておらず、わずかに巻末年表中（P595）、「一、陶製手榴弾・陶製地雷容器、呂号兵器爆薬製造用陶磁器・松根油（ガソリン代用）乾溜用土管、陶磁器製貨幣等生産される」とあるのみである。
- 3 富増純一監修 1998『しがらきやきものむかし話』信楽古陶愛好会、P72には「米軍が日本本土上陸を敢行すると予測して、地雷の開発を進めている」、とある。なお同書は信楽古陶愛好会の代表者であり、自ら伝統工芸士である著者が信楽焼全般にわたり解説したものである。
- 4 今田町史編纂委員会編 1995『今田町史』、P496には「本土決戦に備えての地雷薬莢〔匡〕」との記述がある。
- 5 「炆」は国字である。
- 6 工華会編 1972『兵器技術教育百年史』工華会、P332 なお引用中「千葉県波崎」とあるのは「茨城県波崎」の誤りである。
- 7 大上亨（丹波立杭における業界の元老であり、『今田町史』の編纂にも携わった）、2002年1月4日付筆者宛書簡
- 8 表記については次のような点に留意した。（『三式地雷仕様書』『信楽町（三式地雷薬匡）視察記録』共通）
 - ①漢字は原則として常用漢字を用い、常用漢字表にないものは原文のままとした。
 - ②翻刻文の改行、改ページは原史料の趣旨を損なわない範囲内で改めた。
 - ③明らかな誤字は、右に〔 〕で正字を示し、意味不明の文字や脱字には、〔ママ〕と傍記した。

-
- ④朱書等は、その部分を「 」で示し、〔朱書〕等と注記した。
- ⑤必要と思われる用語解説等については、*1、等とし、文書末にまとめた。
- 9 前掲 3、P72~73、「世にも珍しい陶製兵器顛末記」
- 10 滋賀県立甲賀高等学校社会部、信楽町史編纂委員会編 1957『信楽町史』、P228
- 11 前掲註 4、P496
- 12 前掲、P467~468
- 13 中島新一郎（丹波立杭陶磁器協同組合事務局長）提供の「丹波焼陶史」より
- 14 大上亨、2002年2月11日付筆者宛書簡
- 15 東京12チャンネル編 1969『証言私の昭和史 第5巻』学芸書林、「爆弾から貨幣まで
—有田焼・戦中秘話—」清水時一氏の証言より
- 16 前掲註 3、P67
- 17 前掲註 4、P467
- 18 前掲註 2、P207
- 19 1957「郷土の大戦秘録 信楽焼『怪地雷』の秘密 戦後十二年はじめて明るみに……」、
『ふるさと近江（九月号）』滋賀通信社、P8 ただし、史料「爆火 地雷（其ノ一）研究原
簿」と照合すると、地名、日付等に相違点が散見される。
- 20 前掲、P8
- 21 前掲註 4、P496
- 22 篠山市今田町下立杭の上中諸兄(83)へのインタビュー。徴兵される前の約1年間、地元の製陶工場で地雷を作っていたという。2009.8.11「毎日新聞」阪神版
- 23 前掲註 2、P207
- 24 前掲註 20、P11
- 25 前掲註 7
- 26 前掲註 3、P72
- 27 前掲註 10、P221

28 木立雅朗・小林史晃、2008『立命館大学国際平和ミュージアム企画展示 陶器製地雷展—太平洋戦争末期の信楽焼—』立命館大学国際平和ミュージアム・立命館大学グローバルCOEプログラム「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」京都文化研究班

29 平成14年9月に滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場を訪問した際に実見

30 木立雅朗 2010「信楽焼陶器製地雷について—聞き取り調査と研究ノート—」『立命館大学考古学論集』V、立命館大学考古学論集刊行会、P351 「国富産業有限会社裏山で採集した薬匣片ではすべて側面に「富」の刻印が押捺され」とある。

31 前掲註4、P496

32 前掲註7

33 ドイツに木製（対人）、ガラス製（対人）、プラスチック製（対戦車）、ソ連に木製（対戦車、対人）等の地雷が存在する。なお、戦後に開発された対人地雷にも非金属製素材のものは多い。

34 防衛庁防衛研修所戦史室 1971『戦史叢書本土決戦準備〈1〉』朝雲新聞社、「まえがき」

35 前掲、P440~445 なお、「対戦車資材」として「三式地雷」の他に「棒地雷」「三式手投爆雷」「二匁円錐爆雷」「五匁半球形爆雷」「手投火焰瓶」「手投煙瓶」「九九式破壊筒」等があげられている。また、この数字は全配備数ではなく、あくまで1回の会戦必要数を想定したものであるが、果たして全体でどの程度の集積数があったかは不明である。

36 前掲、P445~446「沿岸配備兵団作戦資材交付区分表」より

37 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C14011034600「生産状況調査表綴(4)」『月別兵器生産状況調査表 昭和16~20年』 なお表3-8は「1944年兵器生産状況調査表（地上弾薬之部）5」、画像14/50 および「1945年兵器生産状況調査表（地上弾薬之部）3」、画像24/50を元に作成した。

38 三井弘三 1980『昭和陶業史余聞』中部経済新聞社、P93

39 前掲註7

40 前掲註3、P73

41 杉浦公昭 2001 「瀬戸物の武器は語る」、『ひめゆりたちの愛唱歌に出合って』、P38

42 上福岡市教育委員会市史編纂室 2001 「寄贈資料の紹介」、『四十雀 第8号』、P12

43 東洋経済新報社編 1950 『昭和産業史 第二巻』東洋経済新報社、P541

44 前掲註2、P234

45 前掲註2、P235

第4章註

1 岐陶工連50年史編集委員会 1982『美濃陶業50年史』岐阜県陶磁器工業協同組合連合会、P130

2 土岐津町誌編纂委員会 1999『土岐津町誌 資料編』および、美濃古窯研究会 1999『美濃の古陶』第8号

3 桃井勝・萩谷茂行・舟橋健 2010 「伝世品に見る戦時中の美濃焼～産地と製品傾向～」『瑞浪市陶磁資料館研究紀要』第13号 瑞浪市陶磁資料館

4 前掲註1、P132

5 土岐津高山でヤマナカ製陶所を営んでいた、山中登美子の教示による。

6 舟橋健 「番号の付けられたやきもの～紀年銘のある製品と瑞浪の製品にみられる特徴」、2015 瑞浪市陶磁資料館『瑞浪市歴史資料集 第3集』

7 水野善郎 1958 「熊澤先生と施釉精焙器」『窯業協會誌 Vol. 66』窯業協会

8 東洋経済新報社編 1950 『昭和産業史 第二巻』東洋経済新報社、P541

9 前掲、P542 「各年の陶磁器主要産地別生産比率（単位・%）」による。

10 磯末嶺造 「愛知県陶磁器工業に就て」、1951 『岐阜県陶磁器試験場40周年記念誌』岐阜県陶磁器試験場、P67 「第10表 戦前戦後の復興状況比較」「第11表 生産状況の戦前戦後の比較」による。

11 前掲、P67 「第12表 愛知県年度別生産輸出実績」による。

12 東京小間物化粧品卸商同業組合 1943 「化粧品容器と企業整備」『小間物化粧品年鑑 昭

和 18 年版』東京小間物化粧品商報社、P 75

13 前掲、P71

14 1976『50 年史』瀬戸陶磁器事業協同組合、P164 「昭和初年の陶磁器生産額推移」による品野陶磁器工業組合を含有した数字と思われる。

15 前掲註 9、P74

16 高浜市誌編纂委員会 1971『三河土器のあゆみ』、P10

17 岐阜県陶磁資料館 2008『萩谷コレクション 全国の戦時中のやきもの』、P3「全国の戦時中のやきもの」、P28

18 石塚信太郎「三重県の陶磁器工業」、1951『岐阜県陶磁器試験場 40 周年記念誌』岐阜県陶磁器試験場、P79

19 前掲、P79

20 三重県 1939『昭和九年 三重県統計書 第二編』、P286

21 三重県 1943『昭和十六年 三重県統計書 第二編』、P239

22 有田町史編纂委員会編 1985『有田町史陶業編 2』有田町、P100

23 杉光貞雄旧蔵文書

24 犬丸直編 1992『日本の伝統工芸品産業全集 3 陶磁器・瓦』ダイヤモンド社、P139

25 1941『会津焼関係陶磁器公定価格表』福島県陶磁器卸商業組合会津支部

26 前掲 22、P138

27 1944『信楽町（三式地雷薬缶）視察記録』第三陸軍技術研究所

28 桂又三郎編 1982『翻刻備前焼 第一巻』備前焼研究所、P28~31

第 5 章註

1 日本商工会議所 1937『国産愛用運動パンフレット V 国産愛用品と代用品の奨励』、P14

2 前掲、P17~18

3 東洋経済新報社編 1950『昭和産業史 第二巻』東洋経済新報社、P146

-
- 4 白井義三 1940『代用品工業』商工行政社、P16
- 5 椎名悦三郎 1941『戦時経済と物資調整』東亜政経社、P596 椎名悦三郎(1898～1979)は、日本の官僚、政治家。1923農商務省に入省、農商務省が農林省と商工省に分離した後は商工省に移った。日中戦争下、商工省総務課長、局長を歴任し1941.10～1943.11商工次官を務め、物資統制、調整にあたった。
- 6 東京日日新聞社経済部編 1938『戦時経済の実際問題』東京日日新聞発行所、P23
- 7 前掲註5、P310
- 8 前掲、P311
- 9 前掲註4、P2 著者の白井義三は、商工省工務局化学工業課長を経て、当時報道課長の職にあった。
- 10 前掲、P37～39
- 11 報知新聞経済部編 1938『代用品物語』千倉書房、P7・36・40
- 12 前掲、P43
- 13 前掲、P27
- 14 東京商品館 1941『東京商品館ニュース第一巻第一号』、P3「大東亜共栄圏」とは、昭和15年第2次近衛内閣以降唱えられた日本の対アジア政策構想で、欧米の植民地支配に代わって共存共栄の新秩序をアジア地域に樹立すると主張した。ここでは、日本および当時の植民地との意味で用いられている。
- 15 企画院は昭和12年に設置された内閣直属の機関で、戦時経済体制における国策の計画・立案・調整にあたった。昭和18年に軍需省に吸収された。
- 16 前掲註5、P612
- 17 前掲註4、P252
- 18 商工省工芸指導所 1940「物資統制の概要について」『工芸ニュース 第九巻第五号』、P4
- 19 松平有光 1943『日本代用品工業総覧』生産と配給社、第三章P19

-
- 20 前掲、第三章P24
- 21 同上
- 22 前掲、第三章P6
- 23 前掲註4、P294
- 24 前掲註18、P6
- 25 国会図書館の蔵書には欠号が多いが、「生産と配給」が3巻2号（昭和15年2月）から4巻2号（16年2月）、「物資」が5巻8号（17年2月）から6巻9号（18年9月）まで確認される。
- 26 前掲註19、第三章P7 ただし、同書P1には「社団法人代用品協会は昭和十四年五月代用品工業の振興発達及代用品の普及を図ることを目的とし、政府の指示に依つて設立された代用品工業発展の全国的一元機関である」としていることから、代用品協会の設立は、その前身の代用品工業協会の社団法人化をもってその設立日としている。
- 27 前掲、第三章P2
- 28 前掲、第三章P3
- 29 同上
- 30 前掲、第三章P32
- 31 あきなひ社 1939「代用品の現勢 商工省『代用品打合会』『あきなひ 五月号』、P6～7
- 32 小川信一郎 1939「代用品としての陶磁器（第一報）」『代用品としての陶磁器1』陶磁器試験所、P2～3
- 33 前掲註29、P7
- 34 横田1939「拍車をかけられる代用品工業」『工芸ニュース 第八巻第三号』商工省工芸指導所、P34
- 35 前掲註9、P259
- 36 前掲註31、P8

37 前掲註34、P35

38 前掲註19、第一章P12

39 前掲註4、P262

40 前掲註34、P34

41 前掲註19、第1章P5 ただし、「代用品発明研究費補助金」の昭和13年度分についての記載がなく、註34の記述と一致しない。しかし多年度にわたる補助金交付件数および交付金額の規模を一つの史料から示すため、原文のまま引用した。

42 前掲註4、P263～264

43 前掲註32、P1～2

44 三式地雷薬匣の開発経緯および生産地の様相については、以下の文献を参照の事。

萩谷茂行 2002 「三式地雷薬匣の研究開発に関する考察」『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』XIX 瀬戸市歴史民俗資料館

45 前掲註18、P5

46 前掲註5、P621

47 商工省 1940 「進む代用品—なぜ代用品を使はなければならぬか—」、『週報 第二〇四号』内閣情報局、P15

48 前掲註5、P615

49 前掲註19、第三章P33

50 前掲註47、P14

51 『東京朝日新聞』1939.3.31

52 鈴木 1940 「官庁用代用品に関する懇談会記」『工芸ニュース 第九巻第三号』商工省工芸指導所、P23 官庁用品及生活必需品代用品展示会は昭和15年1月24日から27日まで東京府立商工奨励館で、懇談会は24から26日にわたり開催された。

53 前掲、商工省総務局松村事務官の談。

-
- 54 金子真由美 2006「戦時下の生活資料『代用品』の研究」、京都造形芸術大学芸術研究科芸術文化研究専攻修士論文「代用品に関する展覧会に関しては、同論文中の表5『代用品』関係展覧会」を参照した。
- 55 前掲註4、P286
- 56 商工省 1938「代用品の話」、『週報 第九十二号』内閣情報局、P16
- 57 前掲註4、P286
- 58 藤井 1938「商工省主催代用品工業振興展覧会記」『工芸ニュース 第七卷第十一、十二号』商工省工芸指導所、P31
- 59 前掲註32、P3
- 60 前掲註19、第三章P5～6
- 61 商工省 1939『商工省主催第二回代用品工業振興展覧会出品目録』
- 62 商工省 1940『商工省主催第三回代用品工業振興展覧会出品目録』
- 63 松平有光 1941『資源回収と代用品』生産と配給社、P17 この冊子は、商工省主催「資源回収と代用品展覧会」の解説書である。
- 64 前掲註54、表5
- 65 前掲註3、P539
- 66 朝日新聞社 1937「鉄に挑む陶磁器 世界に進出する国産代用品」『アサヒグラフ 第二十九卷第一号』P12～13 なお、発刊日は7月7日で、奇しくも日中戦争勃発の日である。そのことから、取材時はそれ以前であることが明確である。
- 67 前掲32、P11に「京都瓦斯会社伊藤申氏の談によれば、欧州大戦当時既に陶製七輪を試作せられし由なるも、実際に用ひずして戦争の終了を告げたそうである」とある。
- 68 藤井 1938「事変下の商品 代用材料模索時代・2」『工芸ニュース 第七卷第七号』商工省工芸指導所、P11～12
- 69 下田将美 1939『重物時代』大阪毎日新聞社、P57

-
- 70 前掲註32、P1~2
- 71 前掲、P3
- 72 前掲、P4
- 73 前掲、P15
- 74 前掲、P1
- 75 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B09041642000 「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付惓願」『陶磁器関係雑件 第三卷 2. 本邦陶磁器工業及需給状況ノ分割2』、画像31~35/61
- 76 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B09041642000 「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付惓願」『陶磁器関係雑件 第三卷 2. 本邦陶磁器工業及需給状況ノ分割2』、画像37/61
- 77 瀬戸市歴史民俗資料館 2001『〈代用品〉としてのやきもの』 「はじめに」として瀬戸陶磁器工業組合連合会『工業組合通告』『工業組合時報』およびこの2誌を1939年8月に統合した『工業組合通報』を利用し、陶磁器代用品が生産された状況を明らかにしようとしたものである。本項中の引用は、本誌からによる。
- 78 瀬戸陶磁器工業組合連合会『工業組合通告』第132号1937年3月10日
- 79 前掲第137号、1937年5月26日
- 80 前掲註77、P18 「陶磁器に依る代用品の指導奨励要項」『工業組合通告』第141号1938年7月20日
- 81 前掲註19、第二章P282
- 82 瀬戸陶磁器工業組合連合会『工業組合通告』第142号1937年3月20日
- 83 同上第144号 1937年8月25日
- 84 前掲註19、第二章P282
- 85 三井弘三 1979『概説近代陶業史』日本陶業連盟、P196 以下二引用共

86 考案権については、昭和9年に美濃の組合内で行われていた行為について引用する。「考案権は政府に於ける特許に類似する制度にして、即ち陶磁器の改良発達を目的とし、陶磁器に応用せられるべき新規なる発明又は考案にして組合員の申請ありたる時は一定期間公告を行ひ公知せしむると共に申請者以外に同一品を既に発明若くは製造せるや否やを問ひ、異議申請あるものおよび無きもの共に考案権審査会に於て審議し付与を決定の上一定期間内申請者に応用行使の特権を与ふ。故に地区内に於ける他の組合印は之を犯すことが出来ない」岐阜県陶磁器工業組合連合会 1934『美濃の陶業』

87 前掲註19、第二章P290

88 萩谷茂行 2013「統制経済下における陶磁器製品製造、流通の一考察～いわゆる『統制番号』に関する検証～」『瑞浪市歴史資料集』第2集 瑞浪市陶磁資料館、史料一四

89 三井弘三 1980『昭和陶業史余聞』中部経済新聞社、P76

90 岐陶工連50年史編集委員会 1982『美濃陶業50年史』岐阜県陶磁器工業協同組合連合会、P149

91 前掲註5、P603

92 生産と配給社編 1938『代用品工業便覧』生産と配給社、序文 生産と配給社は、第6章2項2)で見たように発行する雑誌『生産と配給』が代用品工業会および国策代用品普及協会の指定会報掲載紙とされていることから、当時の代用品生産、流通についての中心的存在であったと思われる。

93 前掲、P13～28

94 前掲註90、P148～149

95 秋月透 1944「金属代用品陶磁器」、社団法人大日本窯業協会『日本窯業大観』共立出版株式会社、P75

96 同上、P75

97 前掲註19、第三章P29

-
- 98 前掲、第三章P27
- 99 1942.1.28「陶磁器工業整備要項関係方面へ発牒さる（上）」『日本工業新聞』日刊工業新聞社（神戸大学新聞記事文庫 蔵）
- 100 前掲註85、P200
- 101 前掲、P201～202
- 102 土岐市史編纂委員会 1974『土岐市史（三）上・下 近代社会 土岐市の文化財』土岐市、P224
- 103 前掲、P219
- 104 前掲88、「三. 陶磁器製品の流通と戦時下の配給統制」において検証した。
- 105 前掲、史料七
- 106 前掲、P199
- 107 前掲註19、第二章P285
- 108 東京小間物化粧品卸商同業組合1943「化粧品容器と企業整備」『小間物化粧品年鑑 昭和18年版』東京小間物化粧品商報社、P 75
- 109 前掲註85、P 199
- 110 前掲註89、P89
- 111 日本陶器70年史編集委員会 1974『日本陶器70年史』日本陶器株式会社、P271
- 112 前掲註108、P73
- 113 前掲註1、P152
- 114 前掲註108、P74
- 115 昭和17年5月商工省告示第五百二十四号「陶磁器製容器ノ最高販売価格指定ノ件」
- 116 前掲註108、P75
- 117 前掲、P75～76
- 118 前掲註 90、P152

-
- 119 商工省 1941「金属製品に動員令下る」、『週報 第二五七号』内閣情報局、P10
- 120 前掲註63、P11によれば、昭和13年から15年の銑鉄と屑鉄の比率（約）は、13年4：6、14年5：5、15年6：4であった。
- 121 前掲、P13
- 122 昭和16年8月30日 勅令第八百三十五号「金属類回収令」 なお、昭和18年に全面改正された（昭和18年8月12日勅令第六百六十七号）。昭和20年の改正（勅令六十二）では、錫とアルミニウムが回収対象として追加された。
- 123 昭和16年9月1日 商工省令第七十七号「金属類回収令施行規則」
- 124 昭和16年9月1日 閣令第二十号「回収物件及施設指定規則」
- 125 小形利吉 1976「幻の梵鐘－戦時供出の記録－」高陽堂書店、P133
- 126 前掲註63、P 30
- 127 商工省 1942「代用品の常識」、『週報 第二八九号』内閣情報局、P26
- 128 日本商工会議所1942「金属類特別回収物件ノ優良代替品目」（日商選定品）（第一輯）」
- 129 前掲註111、P271
- 130 前掲註127、P 26～27
- 131 前掲、P 27
- 132 前掲註19、第三章P3
- 133 1942.3.12「代品工業振興の具体策 物資利用委員会から答申す」『日本工業新聞』日刊工業新聞社（神戸大学新聞記事文庫 蔵）
- 134 前掲註99
- 135 前掲註102、P226～228
- 136 前掲註108、P76
- 137 前掲125、P145によれば、山形県内の寺院の梵鐘や半鐘が供出されたのは、市町村の都合によって多少の遅延があるが、昭和17年の11月から12月にかけてのものが最も多く、昭

和18年に越したのも2月までには供出しているという。

138 静岡県 1942「昭和十七年度民間金属類回収実施要項」、P1

139 前掲、P11～12

140 前掲註19、第三章P4

141 社団法人代用品協会 「仏具代用品注文調査票に就てのお願い」 刊記はないが、本文中に「昭和十七年五月文部次官からのご通牒で」とあることから、1942年の発行であるのは確実である。

142 前掲註89、P75

143 前掲註88、P127 写真27・28に、瀬戸で製造された「香炉」が掲載されている。

144 愛媛県美術館 2014『空海の足音 四国へんろ展愛媛編』四国へんろ展 愛媛編実行委員会、P223「88古写真」解説には、松山市の太山寺本堂等には統制陶器の万古焼の華瓶香炉の仏具が残るとある。また、2016.5.18「戦時代用仏具、今も現役 陶器の「燭台」「華瓶」確認」『毎日新聞愛媛版』では、松山市別府町の浄明院に陶器製の燭台と花立が現存していると報じた。

145 1943.7.14「決戦型ボタン登場 硝子と木製で模様も単純に」『朝日新聞』

146 昭和17年4月に東京都立第一中学校（現・日比谷高校）に入学した穂積和夫にご教示いただいた。

147 前掲註127所載

148 1943.6.27「素晴らしい新興代替品進軍譜 多治見から代用陶製ボタン」『朝日新聞〔岐阜版〕』

149 前掲註19、第三章P4

150 前掲、P2～3

151 前掲、P3～4

152 山本地栄 1944『朝日経済年史（昭和十九年版）日本経済の決戦体勢』朝日新聞社、

P178

153 昭和19年9月30日 農商省告示第千百十三号「生活用陶磁器製品最高販売価格指定ノ件」

154 前掲註3、P550

155 1945.8.19 「民需へ 皮革、金属使用制限あすから解除」『朝日新聞』

156 1945.10.5 「日用品の生産目標、時期決る」『朝日新聞』

157 1945.9.29 「軍需資材を民用へ 繊維等の生産許可」『朝日新聞』

158 1945.11.29 「ゴム靴、洋傘の修理 物資活用協会新発足」『毎日新聞』

159 前掲註155

160 前掲註85、P248

161 前掲、P249

162 日本陶磁器工業協議会 1941『生活用陶磁器製品統制価格表 附 査定基準及関係諸法規』

163 昭和21年5月 大蔵省告示第三百八十号「生活用陶磁器最終販売価格の統制額指定の件」

「二」が欠番しているが、昭和19年の公定価格表の項目から比較しても、当初より存在していないと思われる。

164 前掲註161、P15

165 前掲註19、第二章P289～290

166 2016.10.12 「陶器製の湯たんぽ 日なたぼっこ暖かさ 製作最盛期 岐阜」『毎日新聞』

167 前掲註19、第二章P289

参考文献

- 日本陶磁器工業組合連合会 (無刊記、1935 頃) 『陶磁器工業の統制』
- 日本商工会議所 1937 『国産愛用運動パンフレットⅤ 国産愛用品と代用品の奨励』
- 生産と配給社編 1938 『代用品工業便覧』 生産と配給社
- 東京日日新聞社経済部編 1938 『戦時経済の実際問題』 東京日日新聞発行所
- 報知新聞経済部編 1938 『代用品物語』 千倉書房
- あきなひ社 1939 「代用品の現勢 商工省『代用品打合会』」 『あきなひ 五月号』 小川信一郎
- 下田将美 1939 『重物時代』 大阪毎日新聞社
- 1939 「代用品としての陶磁器 (第一報)」 『代用品としての陶磁器 1』 陶磁器試験所
- 商工省 1939 『商工省主催第二回代用品工業振興展覧会出品目録』
- 三重県 1939 『昭和九年 三重県統計書 第二編』
- 山口県 1939 『昭和十三年 山口県統計書 第三編 (産業)』
- 美濃陶磁器同業組合 (無刊記、1940 以前) 『美濃陶磁器同業組合業績大要』
- 白井義三 1940 『代用品工業』 商工行政社
- 商工省 1940 『商工省主催第三回代用品工業振興展覧会出品目録』
- 日本陶磁器工業組合連合会 1940 『陶磁器公定価格』
- 田中一郎 1941 『内外陶器山一卸商報 昭和十六年春季号』 田中一郎商店
- 東京商品館 1941 『東京商品館ニュース第一卷第一号』
- 椎名悦三郎 1941 『戦時経済と物資調整』 東亜政経社
- 松平有光 1941 『資源回収と代用品』 生産と配給社
- 1941 『会津焼関係陶磁器公定価格表』 福島県陶磁器卸商業組合会津支部
- 日本陶磁器商業組合連合会 1941 『昭和十六年十一月 陶磁器製飲食物容器公定価格表』
- 日本陶磁器工業協議会 1941 『生活用陶磁器製品統制価格表 附 査定基準及関係諸法規』
- 静岡県 1942 「昭和十七年度民間金属類回収実施要項」

社団法人代用品協会（未刊記、1942）「仏具代用品注文調査票に就てのお願い」

日本商工会議所 1942「金属類特別回収物件ノ優良代替品目」（日商選定品）（第一輯）」

東京小間物化粧品卸商同業組合 1943「化粧品容器と企業整備」『小間物化粧品年鑑 昭和18年版』東京小間物化粧品商報社

藤井英男編 1943『再編成下の配給機構第一輯 調査資料』商工組合中央金庫

松平有光 1943『日本代用品工業総覧』生産と配給社

三重県 1943『昭和十六年 三重県統計書 第二編』

山本地栄 1944『朝日経済年史（昭和十九年版）日本経済の決戦体制』朝日新聞社

秋月透 1944「和食器」 社団法人大日本窯業協会『日本窯業大観』共立出版株式会社

秋月透 1944「金属代用品陶磁器」、社団法人大日本窯業協会『日本窯業大観』共立出版株式会社

東洋経済新報社編 1950『昭和産業史 第二巻』東洋経済新報社

石塚信太郎「三重県の陶磁器工業」、1951『岐阜県陶磁器試験場 40周年記念誌』岐阜県陶磁器試験場

磯末嶺造「愛知県陶磁器工業に就て」、1951『岐阜県陶磁器試験場 40周年記念誌』岐阜県陶磁器試験場

全国価格査定協議会 1951『価格査定制度史』日本証券新聞社

滋賀県立甲賀高等学校社会部、信楽町史編纂委員会編 1957『信楽町史』

東京12チャンネル編 1969『証言私の昭和史 第5巻』学芸書林

砥部町教育員会 1969『砥部焼の歴史』砥部焼歴史研究会

高浜市誌編纂委員会 1971『三河土器のあゆみ』

防衛庁防衛研修所戦史室 1971『戦史叢書本土決戦準備〈1〉』朝雲新聞社

工華会編 1972『兵器技術教育百年史』工華会

土岐市史編纂委員会 1974『土岐市史（三）上・下 近代社会 土岐市の文化財』土岐市

日本陶器70年史編集委員会 1974『日本陶器70年史』日本陶器株式会社

小形利吉 1976「幻の梵鐘―戦時供出の記録―」高陽堂書店

1976『50年史』瀬戸陶磁器事業協同組合

有沢広巳監修 1977『昭和経済史』日本経済新聞社

三井弘三 1979『概説近代陶業史』日本陶業連盟

三井弘三 1980『昭和陶業史余聞』中部経済新聞社

波佐見史編纂委員会 1981『波佐見史』下巻 波佐見町教育員会

桂又三郎編 1982『翻刻備前焼 第一巻』備前焼研究所

岐陶工連 50年史編集員会 1982『美濃陶業 50年史』岐阜県陶磁器工業協同組合連合会

有田町史編纂委員会編 1985『有田町史陶業編 2』有田町

天内克史 1988「統制経済下における陶磁器生産の一樣相」村上徹君追悼論文集編集委員会『村上徹君追悼論文集』

福重菊馬 1989『近世波佐見の陶業 工組の歩み』波佐見陶磁器工業協同組合

塩田町歴史民俗資料館 1991『「塩田のやきもの展」展示図録』

犬丸直編 1992『日本の伝統工芸品産業全集 3 陶磁器・瓦』ダイヤモンド社

小野田市教育委員会 1994『小野田の窯業 皿山・その変遷』小野田市歴史民俗資料館研究叢書第1集

瀬戸市歴史民俗資料館 1994 特別展『戦争とやきもの』

今田町史編纂委員会編 1995『今田町史』

松本源次 1996『炎の里有田の歴史物語』

富増純一監修 1998『しがらきやきものむかし話』信楽古陶愛好会

土岐津町誌編纂委員会 1999『土岐津町誌 資料編』

美濃古窯研究会 1999『美濃の古陶』第8号

沼崎陽 1999「戦時下の『生産者別標示記號』（いわゆる統制番号リスト）を実見して」東京考古談話会『東京考古 17』

岐阜県陶磁資料館 2001年『戦時中の統制したやきもの』

- 杉浦公昭 2001「瀬戸物の武器は語る」、『ひめゆりたちの愛唱歌に出合って』
- 瀬戸市歴史民俗資料館 2001『〈代用品〉としてのやきもの』
- 萩谷茂行 2002「三式地雷薬缶の研究開発に関する考察」『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』
- XIX 瀬戸市歴史民俗資料館
- 金子真由美 2006「戦時下の生活資料『代用品』の研究」、京都造形芸術大学芸術研究科芸術文化研究専攻修士論文
- 佐賀県立九州陶磁文化館 2006『近現代肥前陶磁銘款集』
- 有田町歴史民俗資料館 2008『守り抜かれた伝統～戦時中の有田焼』
- 有田町歴史民俗資料館 2008 季刊『皿山』冬 No.80 有田町歴史民俗資料館・館報
- 木立雅朗・小林史晃、2008『立命館大学国際平和ミュージアム企画展示 陶器製地雷展—太平洋戦争末期の信楽焼—』立命館大学国際平和ミュージアム・立命館大学グローバルCOEプログラム「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」京都文化研究班
- 岐阜県陶磁資料館 2008『萩谷コレクション 全国の戦時中のやきもの』
- 宮地英敏 2008『近代日本の陶磁器産業』名古屋大学出版会
- 木立雅朗 2010「信楽焼陶器製地雷について—聞き取り調査と研究ノート—」『立命館大学考古学論集』V、立命館大学考古学論集刊行会
- 桃井勝・萩谷茂行・舟橋健 2010「伝世品に見る戦時中の美濃焼～産地と製品傾向～」『瑞浪市陶磁資料館研究紀要』第13号 瑞浪市陶磁資料館
- 瑞浪市陶磁資料館 2012『番号の付されたやきもの 戦時下の瑞浪窯業生産』
- 萩谷茂行 2013「統制経済下における陶磁器製品製造、流通の一考察～いわゆる『統制番号』に関する検証～」『瑞浪市歴史資料集』第2集 瑞浪市陶磁資料館
- 愛媛県美術館 2014『空海の足音 四国へんろ展愛媛編』四国へんろ展 愛媛編実行委員会
- 舟橋健 「番号の付けられたやきもの～紀年銘のある製品と瑞浪の製品にみられる特徴」、岐阜県陶磁資料館 2015 瑞浪市陶磁資料館『瑞浪市歴史資料集』第3集

新聞等

瀬戸陶磁器工業組合連合会『工業組合通告』第142号 1937年3月20日

『東京朝日新聞』1939.3.31

1941.7.17「陶磁器の計画生産断行」『大阪朝日新聞』（神戸大学新聞記事文庫 蔵）

1942.1.28「陶磁器工業整備要項関係方面へ発牒さる（上）」『日本工業新聞』日刊工業新聞社
（神戸大学新聞記事文庫 蔵）

1942.3.12「代品工業振興の具体策 物資利用委員会から答申す」『日本工業新聞』日刊工業
新聞社（神戸大学新聞記事文庫 蔵）

『佐賀新聞』1943.3.15

1943.6.27「素晴らしい新興代替品進軍譜 多治見から代用陶製ボタン」『朝日新聞〔岐阜版〕』

1943.7.14「決戦型ボタン登場 硝子と木製で模様も単純に」『朝日新聞』

1945.8.19「民需へ 皮革、金属使用制限あすから解除」『朝日新聞』

1945.9.29「軍需資材を民用へ 繊維等の生産許可」『朝日新聞』

1945.10.5「日用品の生産目標、時期決る」『朝日新聞』

1945.11.29「ゴム靴、洋傘の修理 物資活用協会新発足」『毎日新聞』

2009.8.11「毎日新聞」阪神版

上福岡市教育委員会市史編纂室 2001「寄贈資料の紹介」、『四十雀 第8号』

2016.5.18「戦時代用仏具、今も現役 陶器の「燭台」「華瓶」確認」『毎日新聞愛媛版』

2016.10.12「陶器製の湯たんぽ 日なたぼっこ暖かさ 製作最盛期 岐阜」『毎日新聞』

有田町歴史民俗資料館 2001季刊『皿山』夏 No.50 有田町歴史民俗資料館・館報

雑誌

朝日新聞社 1937「鉄に挑む陶磁器 世界に進出する国産代用品」『アサヒグラフ 第二十九卷第一号』

商工省 1938「代用品の話」、『週報 第九十二号』内閣情報局

藤井 1938「事変下の商品 代用材料模索時代・2」『工芸ニュース 第七卷第七号』商工省工芸指導所

藤井 1938「商工省主催代用品工業振興展覧会記」『工芸ニュース 第七卷第十一、十二号』商工省工芸指導所

横田 1939「拍車をかけられる代用品工業」『工芸ニュース 第八卷第三号』商工省工芸指導所

商工省 1940「進む代用品ーなぜ代用品を使はなければならぬかー」、『週報 第二〇四号』内閣情報局

鈴木 1940「官庁用代用品に関する懇談会記」『工芸ニュース 第九卷第三号』商工省工芸指導所

商工省工芸指導所 1940「物資統制の概要について」『工芸ニュース 第九卷第五号』

商工省 1941「金属製品に動員令下る」、『週報 第二五七号』内閣情報局

商工省 1942「代用品の常識」、『週報 第二八九号』内閣情報局

1957「郷土の大戦秘録 信楽焼『怪地雷』の秘密 戦後十二年はじめて明るみに……」、
『ふるさと近江（九月号）』滋賀通信社

水野善郎 1958「熊澤先生と施釉精炆器」『窯業協會誌 Vol. 66』窯業協会

JACAR（アジア歴史資料センター）

Ref. B09041642000「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付惓願」
『陶磁器関係雑件 第三卷 2. 本邦陶磁器工業及需給状況／分割2』、画像 31～35／61、
37／61

Ref. C14011034600「生産状況調査表綴(4)」『月別兵器生産状況調査表 昭和 16～20 年』
「1944 年兵器生産状況調査表（地上弾薬之部）5」、画像 14／50、「1945 年兵器生産状況調査表（地上弾薬之部）3」、画像 24／50

添付資料

図目録

-1

図 2-1 : スープ皿統制証票の標示された製品 (表面)

図 2-2 : スープ皿統制証票の標示された製品 (裏印)

図 2-3 : 藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書 (史料一) a

図 2-4 : 藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書 (史料一) b

図 2-5 : 杉光貞雄が使用していた封筒

図 2-6 : 統制番号「肥 27」

図 2-7 : ディナー・プレート (表面)

図 2-8 : ディナー・プレート (裏印)

図 2-9 : ディナー・プレート (格付証票)

図 2-10 : 「商標裏印出願申請書」 (史料一七)

図 2-11 : 「商標裏印認可申請書」 (史料一八)

図 2-12 : 富永が使用した裏印

図 2-13 : 柘植印「瀬 270」

図 2-14 : 柘植印「瀬 270」 (印影)

図 2-15 : ゴム印「有 21」

図 2-16 : ゴム印「有 21」 (印影)

図 2-17 : 石膏型「岐 78」

図 2-18 : 石膏型「岐 78」 (拡大)

図 2-19 : 白素地洋食器揃

図 2-20 : 白素地洋食器揃 (ラベル)

図 2-21 : 組皿

図 2-22 : 組皿 (格付証票とラベル)

- 図 2-23 : 組皿 (裏印)
- 図 2-24 : 小皿「岐 315」
- 図 2-25 : 小皿「岐 315」 (格付証票とラベル)
- 図 2-26 : 香炉「セ 598」 「守山陶園」
- 図 2-27 : 香炉「セ 598」 「守山陶園」 (格付証票と裏印)
- 図 2-28 : 「検査格付証票請求書」
- 図 2-29 : 「検査格付請求書」
- 図 2-30 : 「統制品種検査成績集計報告書」
- 図 2-31 : 防衛食器「有 115」
- 図 2-32 : 防衛食器「有 115」 (裏印)
- 図 2-33 : 防衛食器「長 53」
- 図 2-34 : 防衛食器「長 53」 (裏印)
- 図 2-35 : 計算書
- 図 3-1 : 「爆火 地雷 (其ノ一) 研究原簿」表紙
- 図 3-2 : 現存する「三式地雷 (小) 薬缶」
- 図 3-3 : 第 2 回試験に供された、坩器製「試製地雷」および「試製地雷信管」
- 図 3-4 : 第 3 回試験に供された、坩器製「試製地雷」および「試製地雷信管」
- 図 3-5 : 試製地雷の破片
- 図 3-6 : 三式地雷 (大) 爆発のもよう
- 図 3-7 : 「三式地雷仕様書」表紙
- 図 3-8 : 三式地雷薬筒包要領
- 図 3-9 : 三式地雷薬缶 (大)
- 図 3-10 : 三式地雷薬缶 (小)
- 図 3-11 : 三式地雷薬缶および信管
- 図 3-12 : 地雷薬缶「小」側面

- 図 3-13 : 三式地雷収容箱
- 図 3-14 : 「供給者ノ標識」
- 図 3-15 : 「信楽町（三式地雷薬缶）視察記録」表紙
- 図 3-16 : 石膏型
- 図 3-17 : 機械ロクロ
- 図 3-18 : 登窯
- 図 3-19 : 匣鉢
- 図 3-20 : 窯入口
- 図 3-21 : 丹波に現存する登窯（2002 年当時）
- 図 3-22 : 「地雷薬缶製坏土工程図」
- 図 3-23 : 「地雷薬缶製造工程図」
- 図 3-24 : 地雷薬缶（大）（滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場蔵）
- 図 3-25 : 地雷薬缶（大）底面（滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場蔵）
- 図 3-26 : 素焼の地雷薬缶（小）
- 図 3-27 : 丹波における伝世品の地雷薬缶（小）
- 図 3-28 : 丹波における伝世品の地雷薬缶（小）底面
- 図 4-1 : 茶碗「岐 94」
- 図 4-2 : 茶碗「岐 103」
- 図 4-3 : 茶碗「岐 104」
- 図 4-4 : 茶碗「岐 105」
- 図 4-5 : 小皿「岐 317」
- 図 4-6 : 小皿「岐 317」
- 図 4-7 : 徳利「岐 772」
- 図 4-8 : 皿「岐 933」
- 図 4-9 : 蕎麦猪口「岐 514」

- 図 4-10 : ケーキ皿
- 図 4-11 : 珈琲碗「岐 522」
- 図 4-12 : 珈琲碗皿「岐 860」
- 図 4-13 : 徳利「岐 765」
- 図 4-14 : 中華丼「岐 1003」
- 図 4-15 : 輸出免状
- 図 4-16 : 鳴き徳利「岐 801」
- 図 4-17 : 蓋付丼「岐 662」
- 図 4-18 : スープ皿「岐 955」
- 図 4-19 : 珈琲セット
- 図 4-20 : 皿「瀬 880」
- 図 4-21 : 変わり皿「品 61」
- 図 4-22 : 火鉢「常 151」
- 図 4-23 : スープチューリン「名 21」
- 図 4-24 : 三河土器共販有限会社カタログ (一部)
- 図 4-25 : 通風器「三土 308」
- 図 4-26 : 通風器「三土 308」標示
- 図 4-27 : 花瓶「万 139」
- 図 4-28 : 花瓶「万 139」標示
- 図 4-29 : 焙烙「イ 31」
- 図 4-30 : 焙烙「イ 31」標示
- 図 4-31 : 火鉢「有 76」
- 図 4-32 : 「ヒ 27」標示
- 図 4-33 : 朝鮮便器「肥 36」
- 図 4-34 : おろし器「会 8」

- 図4-35：おろし器「会8」標示
- 図4-36：湯呑「相馬18」
- 図4-37：湯呑「相馬18」標示
- 図4-38：灰皿「信240」
- 図4-39：向付「京252」
- 図4-40：向付「京252」標示
- 図4-41：変り皿「波11」
- 図4-42：変り皿「波11」裏印
- 図4-43：建水「備13」
- 図4-44：建水「備13」標示
- 図4-45：茶碗「ト13」
- 図5-1：『生産と配給 二月二十五日号』（昭和14年2月）
- 図5-2：セルロイド製ペン先
- 図5-3：『工芸ニュース 第9巻第6号』
- 図5-4：「日商選定新興品」の標章
- 図5-5：「祖国画紙」（セルロイド製）
- 図5-6：「祖国画紙」に貼付された「日商選定新興品」の標章
- 図5-7：福福湯タンポ
- 図5-8：福福湯タンポ（ラベル部分）
- 図5-9：冊子「商工省主催第二回代用品工業振興展覧会出品目録」
- 図5-10：ちらし「国策新興代用品即売会」
- 図5-11：新興湯タンポ
- 図5-12：新興湯タンポ（ラベル）
- 図5-13：耐熱湯沸土瓶
- 図5-14：耐熱湯沸土瓶（ラベルa）

- 図 5-15 : 耐熱湯沸土瓶 (ラベル b)
- 図 5-16 : 水筒
- 図 5-17 : 洗張円筒
- 図 5-18 : 洗張円筒 (証票)
- 図 5-19 : 鍋
- 図 5-20 : 鍋 (ラベル)
- 図 5-21 : 化粧品瓶 (ウテナバニシングクリーム)
- 図 5-22 : ちらし「鉄と銅をお国の為に」 (表)
- 図 5-23 : ちらし「鉄と銅をお国の為に」 (裏)
- 図 5-24 : ポスター「特別回収に協力ませう 銅と鉄」
- 図 5-25 : ガス七輪及枠
- 図 5-26 : 代替陶器製火鉢購入証明書
- 図 5-27 : 火鉢落とし
- 図 5-28 : 火鉢落とし (裏面)
- 図 5-29 : 花立 (花瓶)
- 図 5-30 : 仏具類特別回収用代替品注文調査票 (部分)
- 図 5-31 : 回収された学生ボタンの山
- 図 5-32 : 代用学生ボタン各種
- 図 5-33 : 絵付し直された軍用食器

表目録

-47

表 1-1 : 濃陶磁器同業組合の組合員数

表 1-2 : 同窯数

表 1-3 : 同生産額

表 2-1 : 生産地および番号についての表記

表 3-1 : 金属材料ト陶磁器材料トノ比較表

表 3-2 : 三式地雷の月別生産数

表 4-1 : 岐阜県陶磁器工業組合一覧表

表 4-2 : 瀬戸陶磁器工業組合における生産品目および生産額 (昭和 12 年)

表 5-1 : 代用品に対する補助金交付件数および交付金額

表 5-2 : 陶磁器の生産額、輸出額の推移ならびに各年度品種別生産の比率



図 2-1 : スープ皿統制証票の標示された製品 (表面)



図 2-2 : スープ皿統制証票の標示された製品 (裏印)

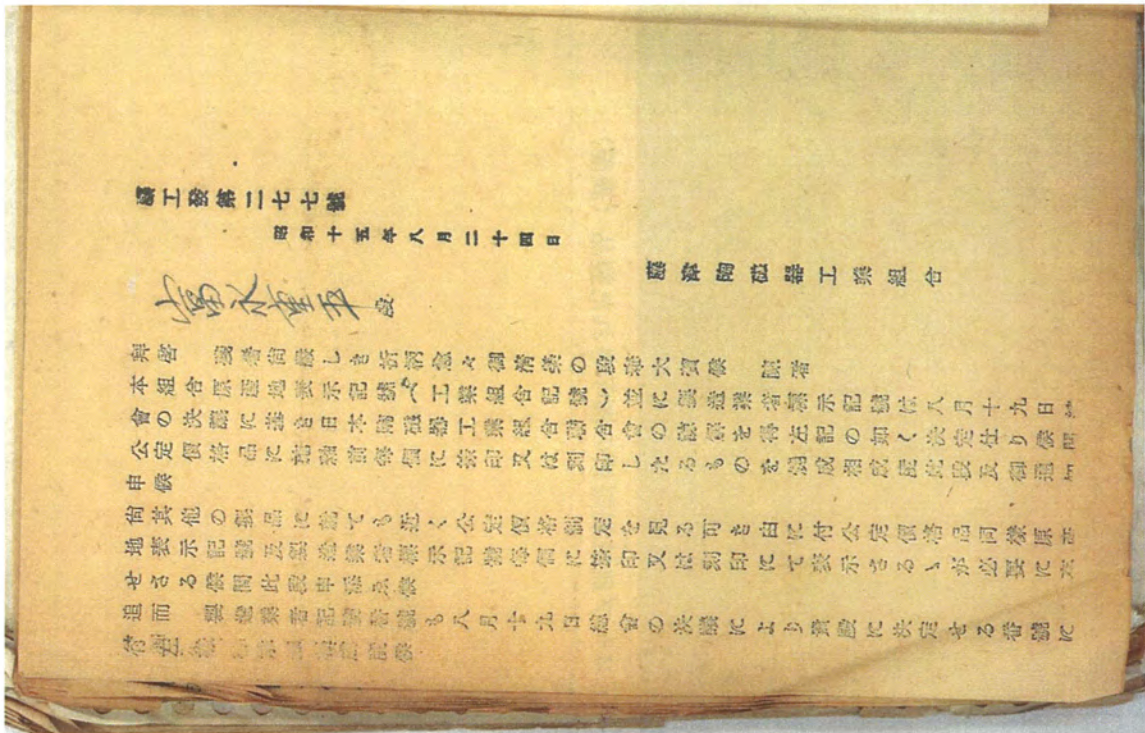


图 2-3：藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書 a (史料一一) (富永和弘蔵)

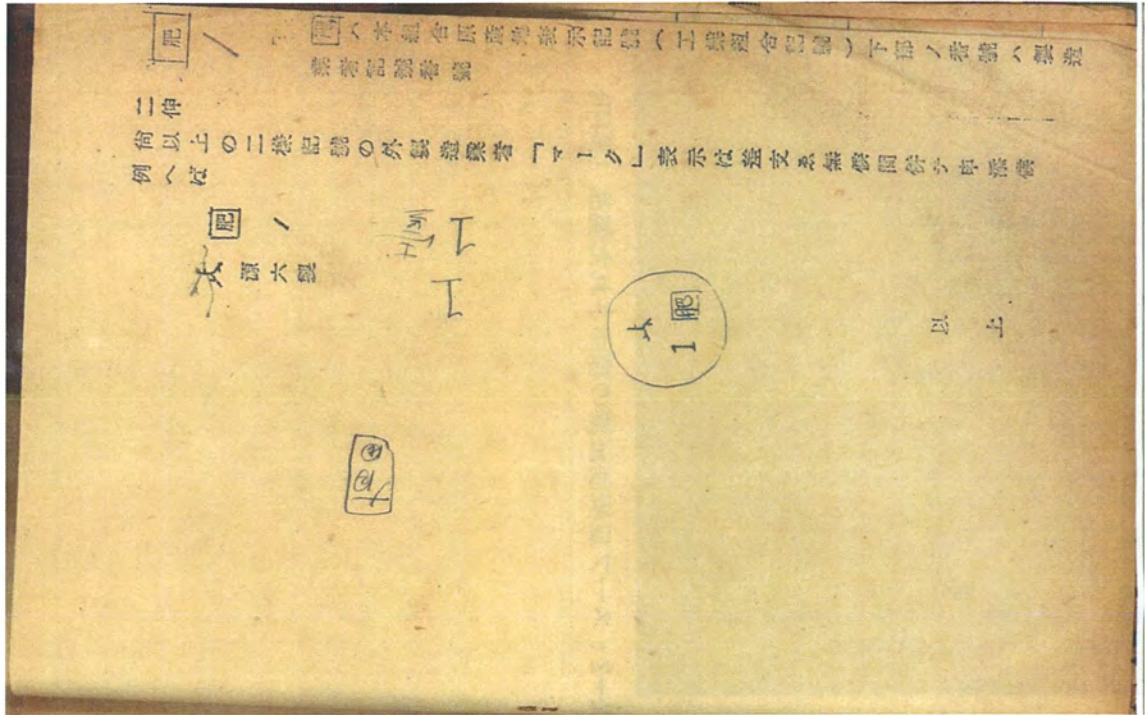


图 2-4：藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書 b (史料一一) (富永和弘蔵)



图 2-5：杉光貞雄が使用していた封筒



图 2-6：統制番号「肥 27」



図 2-7：ダイナー・プレート（表面）



図 2-8：ダイナー・プレート（裏印）

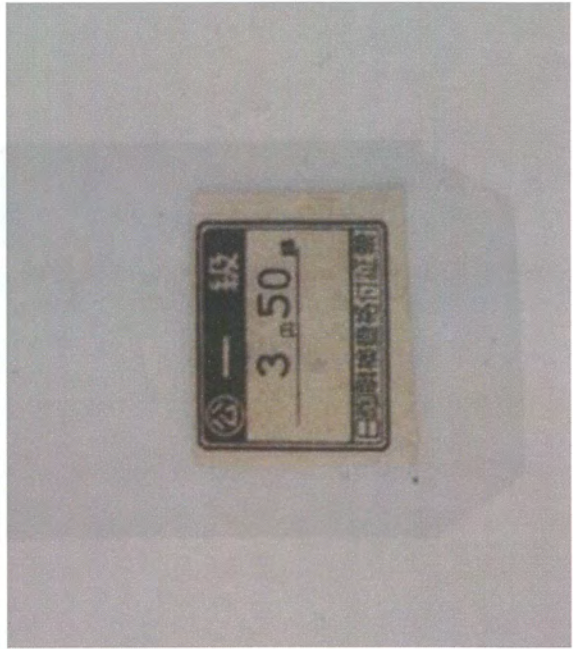


図 2-9：ダイナー・プレート（格付証票）



図 2-12：富永が使用した裏印

1 2 3			六年七月廿日 實物商標裏印 (但定款第九十二條ノ十二但書ニ依ルモノ) 藤津郡陶磁器工業組合 佐賀縣藤野町 富永重平	商標裏印出願申請書 提出月日 昭和十五年十二月二十八日 交付月日 昭和十六年一月二十五日 商標登録 一七 交付 〇
4 5 6				藤津郡陶磁器工業組合 佐賀縣藤野町 富永重平
7 8 9				藤津郡陶磁器工業組合 佐賀縣藤野町 富永重平

図 2-10 : 「商標裏印出願申請書」 (史料一七) (富永和弘所蔵)

本商標ハ過去ニ於ケル經過 商標登録 年月日 第 部 年 月 日 商標登録 年月日 第 部 年 月 日 商標登録 年月日 第 部 年 月 日 其ノ他ノ事項			實物商標裏印 (但定款第九十二條ノ十二但書ニ依ルモノ) 寸法大小ツ間ハズ 藤津郡陶磁器工業組合 佐賀縣藤野町 富永重平	商標裏印認可申請書 申請月日 昭和十五年十二月二十八日 交付月日 昭和十六年一月二十五日 商標登録 一七 交付 〇
昭和十五年七月廿日 日本陶磁器工業組合聯合會 理事長 西五 特別				藤津郡陶磁器工業組合 佐賀縣藤野町 富永重平
昭和十六年七月廿日 日本陶磁器工業組合聯合會 理事長 西五 特別				藤津郡陶磁器工業組合 佐賀縣藤野町 富永重平

図 2-11 : 「商標裏印認可申請書」 (史料一八) (富永和弘所蔵)



図 2-13 : 柘植印「瀬 270」(瀬戸蔵ミュージアム蔵)



図 2-14 : 柘植印「瀬 270」(印影) (瀬戸蔵ミュージアム蔵)

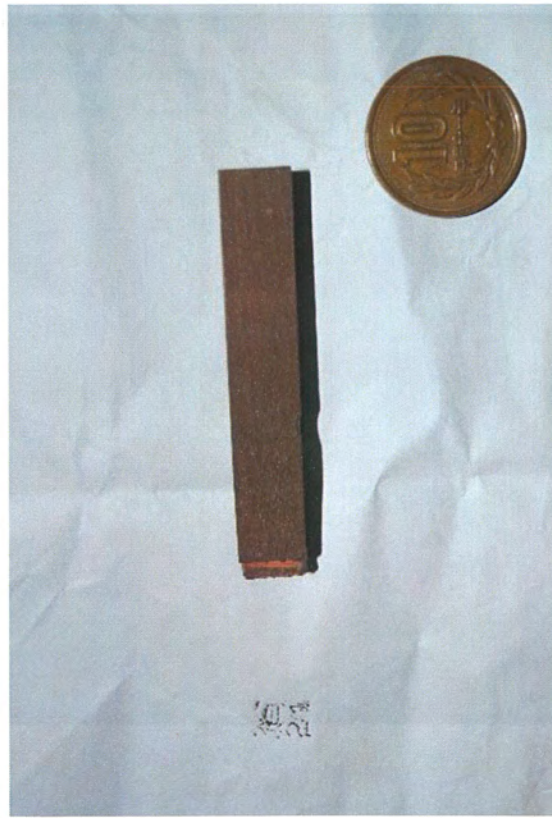


図 2-15 : ゴム印「有 21」(有田町歴史民俗資料館蔵)

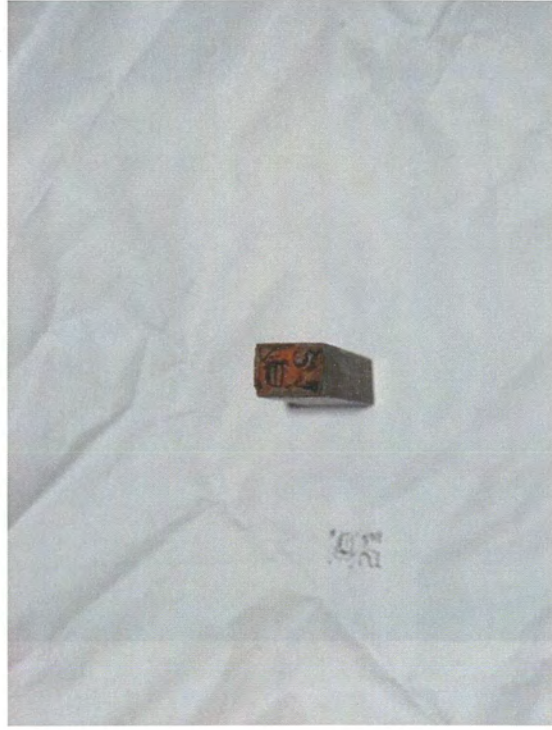


図 2-16 : ゴム印「有 21」(印影) (有田町歴史民俗資料館蔵)



图 2-17：石膏型「岐 78」（瑞浪市陶磁資料館蔵）



图 2-18：石膏型「岐 78」（拡大）（瑞浪市陶磁資料館蔵）



图 2-19：白素地洋食器揃（瑞浪市陶磁資料館蔵）



图 2-20：白素地洋食器揃（ラベル）（瑞浪市陶磁資料館蔵）



図 2-21 : 組皿



図 2-22 : 組皿 (格付証票とラベル)



図 2-23 : 組皿 (裏印)



図 2-24 : 小皿「岐 315」



図 2-25 : 小皿「岐 315」(格付証票とラベル)



図 2-26 : 香炉「セ 598」「守山陶園」



図 2-27 : 香炉「セ 598」「守山陶園」(格付証票と裏印)

年 月 日

檢 查 所

檢 查 部 御 中

檢 查 格 付 証 票 請 求 書

上	中	並	不 合	計
大				
小				

交 付 數 發 送 年 月 日

發 送 責 任 者

⑩

图 2-28：「檢査格付証票請求書」(梅野精陶所藏)

生 產 指 導 課 號

No. /

檢 査 格 付 報 告 書

昭和 9 年 / 2 月 5 日

No. /

組 合 名 氏 名

(伊 豫 共 販 所 御 中)

品 名	品 目	形 狀	寸 法	數	單 位	計 數	價 金	備 註
磁 器		臺 白 片 磁			個			
					個			
					個			
					個			
					個			
					個			

長 官 印

图 2-29：「檢査格付請求書」(梅野精陶所藏)

統計品種檢査成績集計報告書

日本陶磁器工業聯合會御中 昭和 年 月 日

自昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日

検査所

種別 類別 目別	品名	数量	一等品	二等品	三等品	品質		備考
						合格	不合格	

图 2-30：「統計品種檢査成績集計報告書」（梅野精陶所蔵）



图 2-31 : 防衛食器「有 115」



图 2-32 : 防衛食器「有 115」(裏印)



图 2-33 : 防衛食器「長 53」



图 2-34 : 防衛食器「長 53」(裏印)



図 3-1 : 「爆火 地雷 (其ノ一) 研究原簿」表紙



図 3-2 : 現存する「三式地雷 (小) 薬匣」

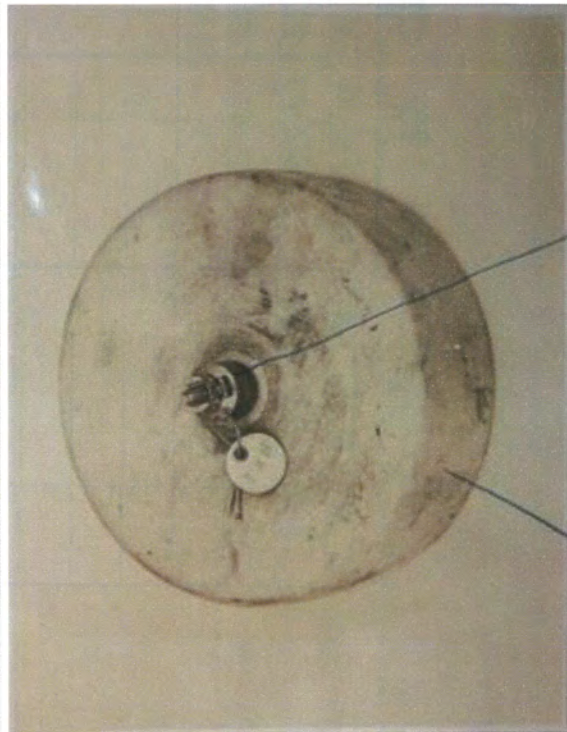


図 3-3 : 第 2 回試験に供された、炝器製「試製地雷」及び「試製地雷信管」



図 3-4 : 第 3 回試験に供された、炝器製「試製地雷」及び「試製地雷信管」

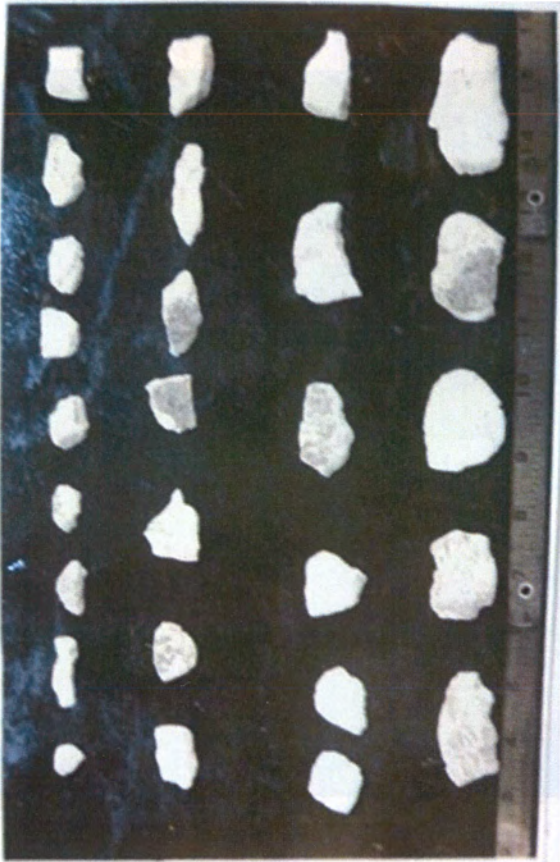


図 3-5 : 試製地雷の破片



図 3-6 : 三式地雷 (大) 爆発のもよう

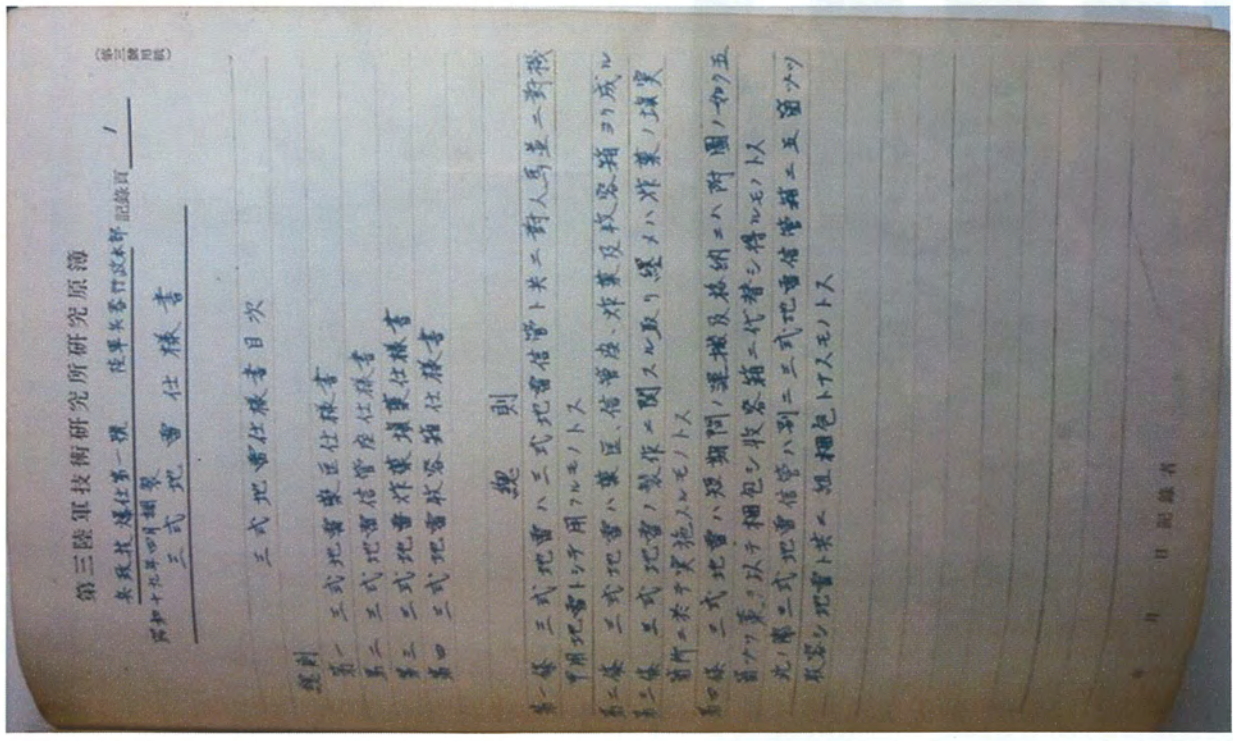


图 3-7：「三式地雷仕様書」表紙

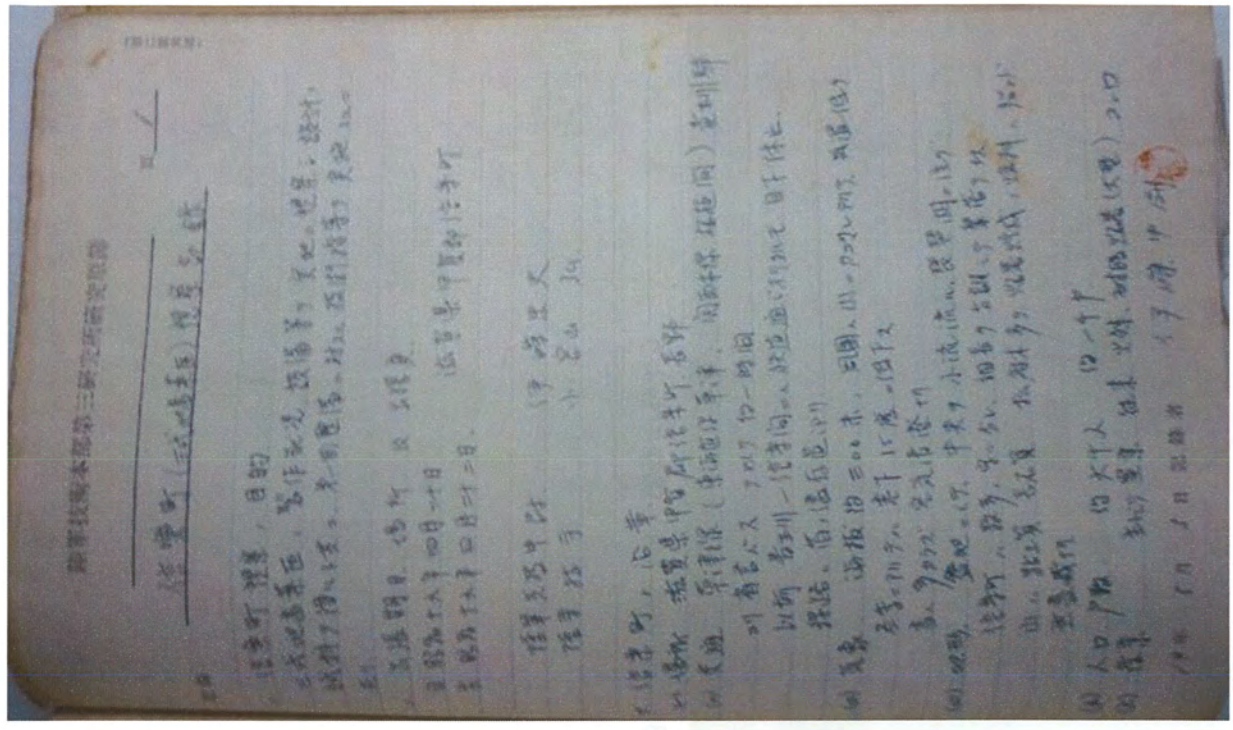


图 3-15：「信楽町 (三式地雷) 視察記録」表紙



图 3-8 : 三式地雷藁捆包要領



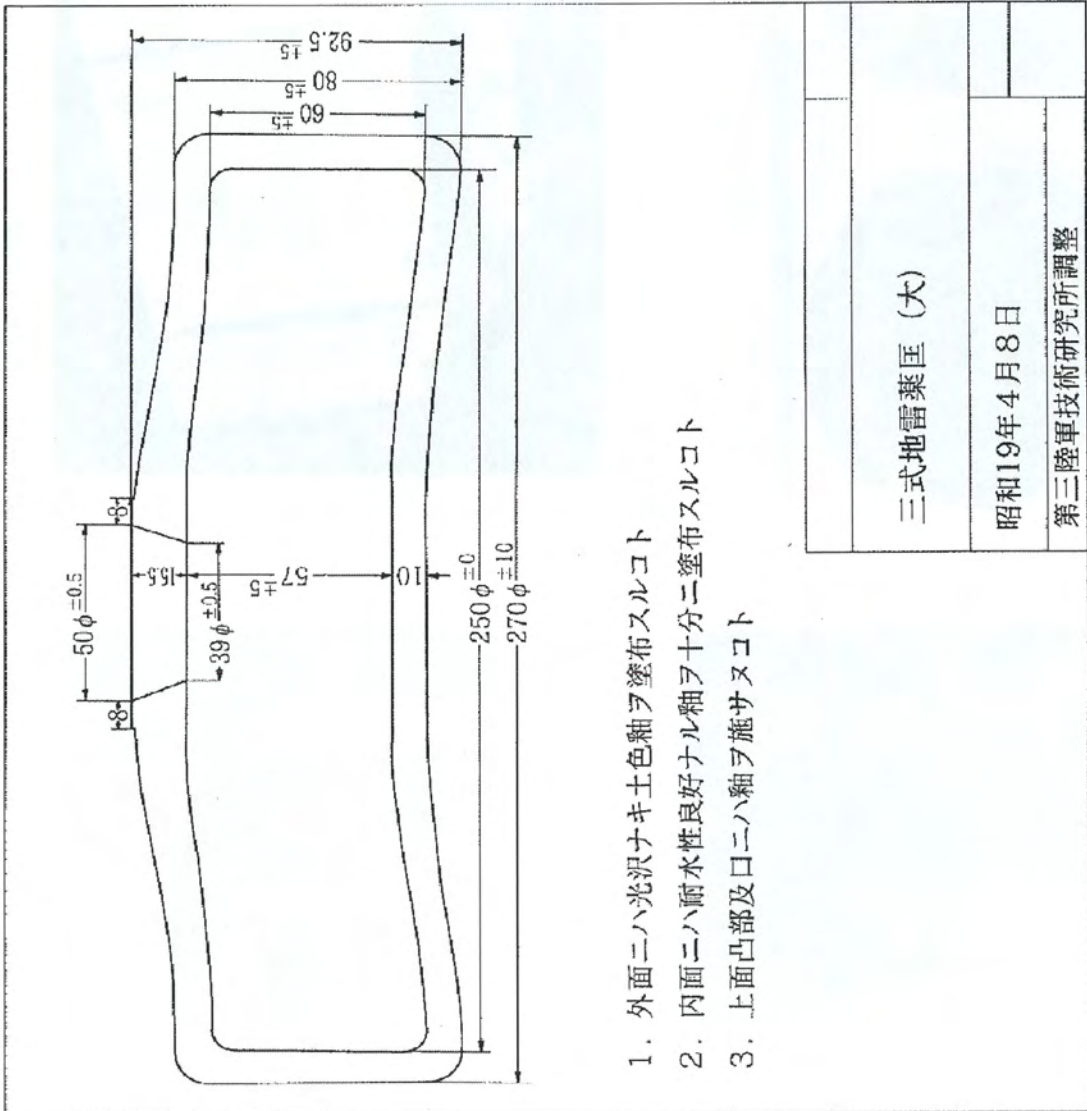
图 3-11 : 三式地雷薬匣および信管



图 3-12 : 地雷薬匣「小」側面



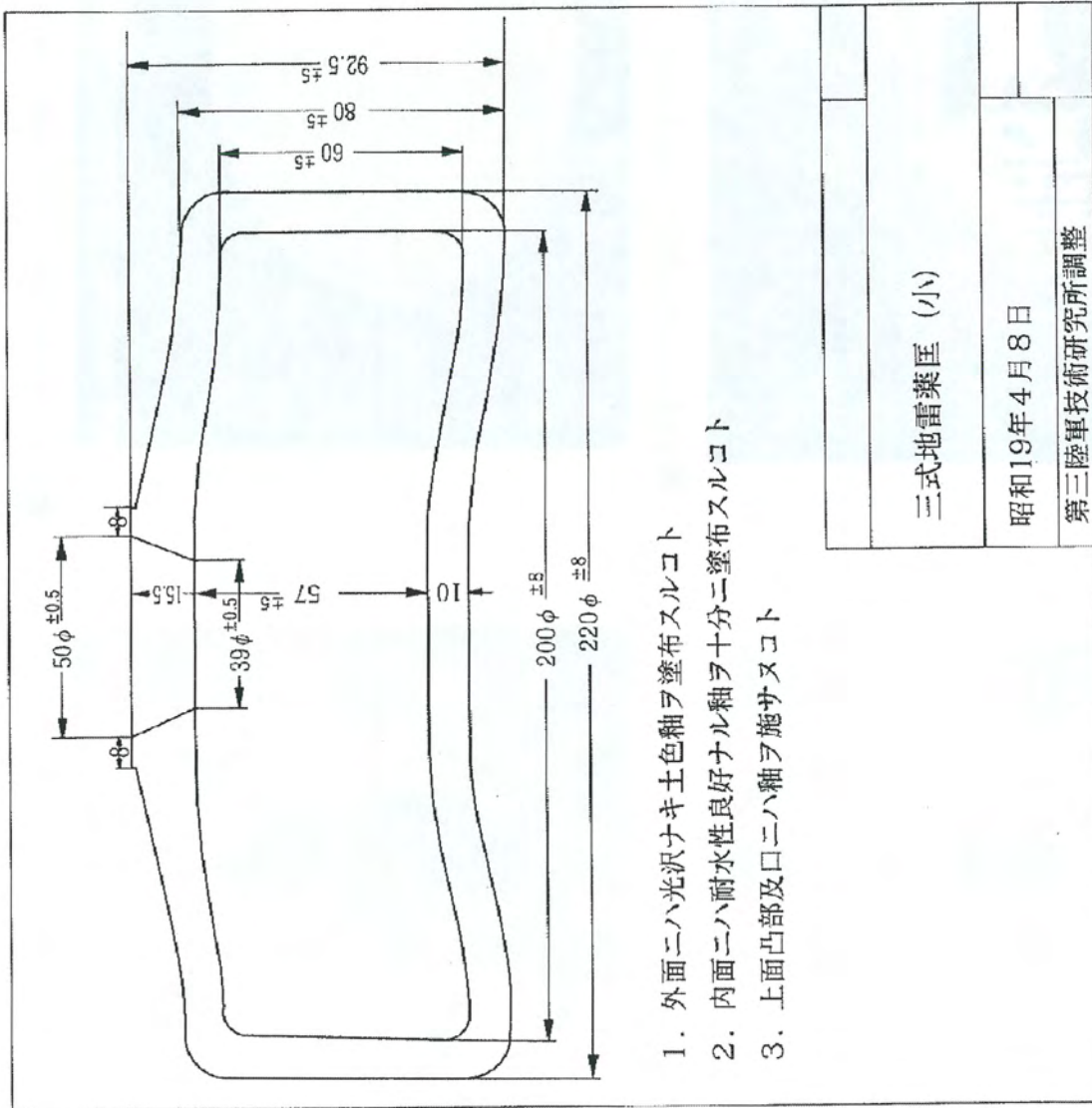
图 3-13 : 三式地雷収容箱



1. 外面ニハ光沢ナキ土色釉ヲ塗布スルコト
2. 内面ニハ耐水性良好ナル釉ヲ十分ニ塗布スルコト
3. 上面凸部及口ニハ釉ヲ施サヌコト

三式地雷薬匣 (大)	
昭和19年4月8日	
第三陸軍技術研究所調整	

図 3-9 : 三式地雷薬匣 (大)



1. 外面ニハ光沢ナキ土色釉ヲ塗布スルコト
2. 内面ニハ耐水性良好ナル釉ヲ十分ニ塗布スルコト
3. 上面凸部及口ニハ釉ヲ施サヌコト

图 3-10 : 三式地雷薬匣 (小)



図 3-14 : 「供給者ノ標識」



図 3-21 : 丹波に現存する登窯 (2002 年当時)



図 3-24 : 地雷薬匣 (大) (滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場蔵)



図 3-25 : 地雷薬匣 (大) 底面 (滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場蔵)



图 3-16: 石膏型

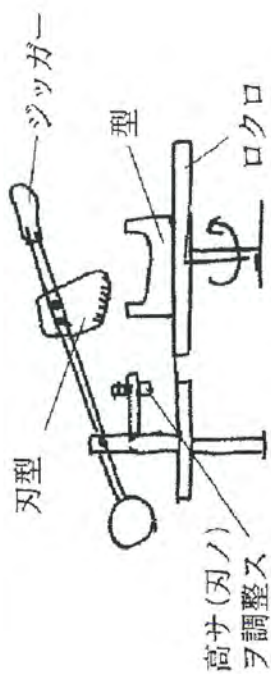


图 3-17: 機械ロクロ



图 3-18: 登窯

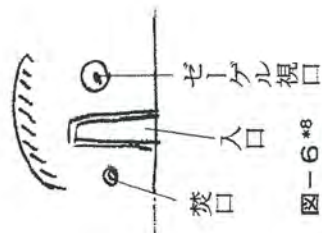
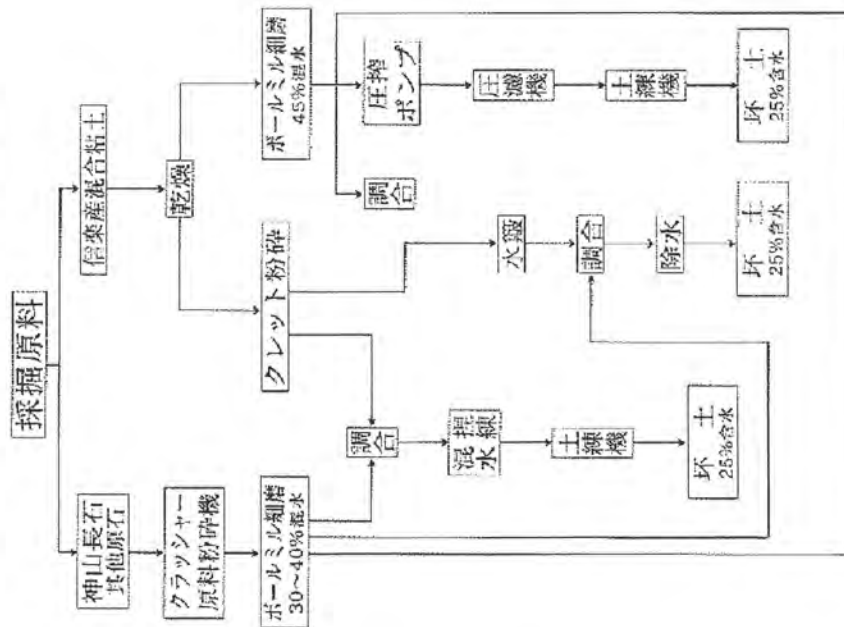


图 3-20: 窯入口

图-6*8

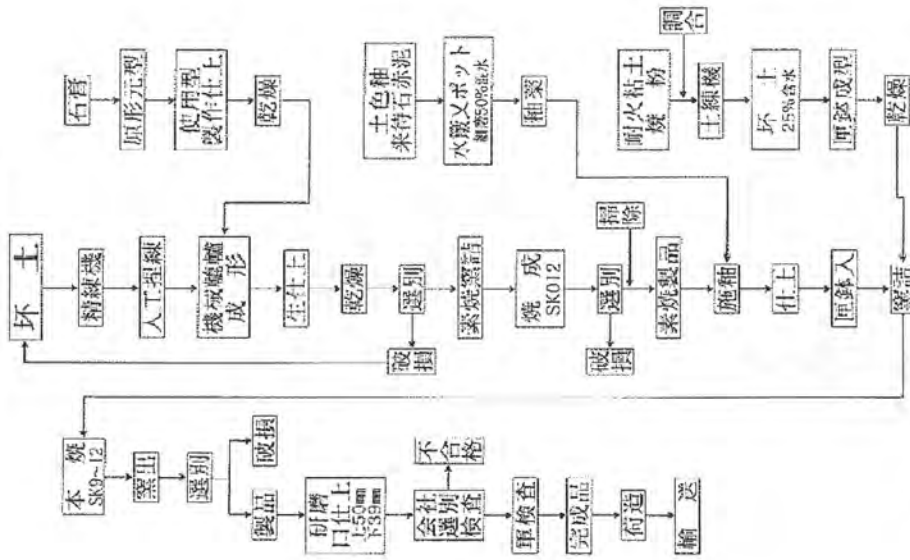
地雷薬匣製坯土工程図



番 號	1
調 製	密買果立密業試験場
日 附	昭和19年6月
責任者	藤田

図 3-21 : 「地雷薬匣製坯土工程図」

地雷薬匣製造工程図



番 號	1
調 製	密買果立密業試験場
日 附	昭和19年6月
責任者	藤田

図 3-22 : 「地雷薬匣製造工程図」



图 3-26：素烧の地雷薬匣（小）



图 3-27：丹波における伝世品の地雷薬匣（小）（大上亨蔵）



图 3-28：丹波における伝世品の地雷薬匣（小）底面（大上亨蔵）



图 4-1：茶碗「岐 94」（多治見市笠原町）



图 4-2：茶碗「岐 103」（多治見市笠原町）



图 4-3：茶碗「岐 104」（多治見市笠原町）



图 4-4：茶碗「岐 105」（多治見市笠原町）



图 4-5：小皿「岐 317」（土岐市肥田）



图 4-6：小皿「岐 317」（土岐市肥田）（裏印）



图 4-7：德利「岐 772」（土岐市下石町）



图 4-8：皿「岐 933」（土岐市駄知町）



图 4-9：蕎麦猪口「岐 514」（土岐市土岐口）



图 4-10：ケーキ皿「岐 707」（土岐市妻木町）



图 4-11：珈琲碗「岐 522」（土岐市土岐口）

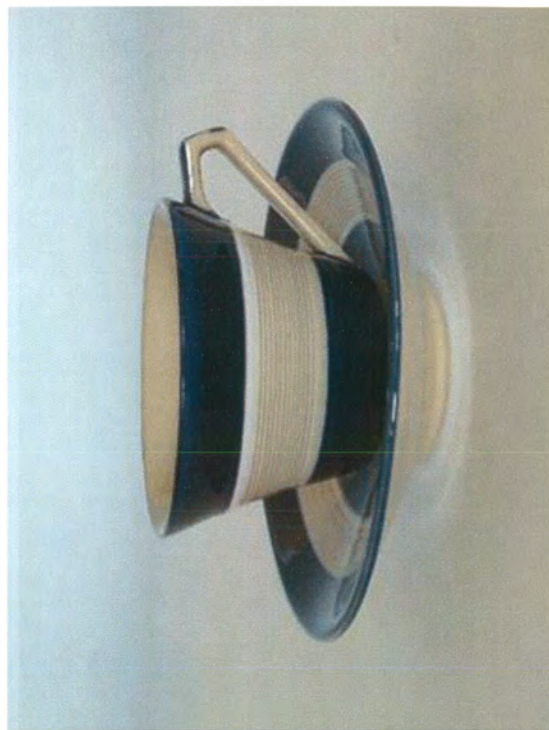


图 4-12：珈琲碗皿「岐 860」（土岐市下石町）

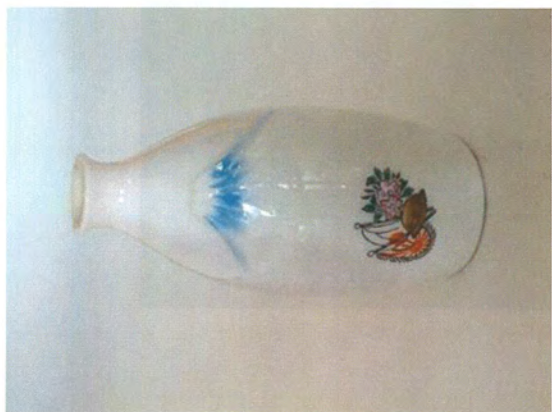


图 4-13：德利「岐 765」（土岐市下石町）



图 4-14：中華丼「岐 1003」（土岐市駄知町）



图 4-16：鳴き德利「岐 801」（土岐市下石町）



图 4-17：蓋付丼「岐 662」（土岐市妻木町）

出 免 狀

734

積載船名 大日本郵船

船籍國 日本

免許年月日

船號及番號	包裝及箱數	品名 (內國產又、外國產)	重量
#107/4	5 4	陶器 洋皿	2160g
#107/7	5 4	-	1728g
#112/3	2 4	-	578g
#108/9	2 4	-	
#110/11	2 4	-	

仕向地 大 陸

申告者住居氏名 永 球 東 洋 通 信 社 (中 韓 社 員)

陸海通商省 税関 那 田 義 市 官 公 以 身 取 計 2月6日 出 許 32日

IMPERIAL CUSTOMS KOBE. SWO

图 4-15：輸出免状

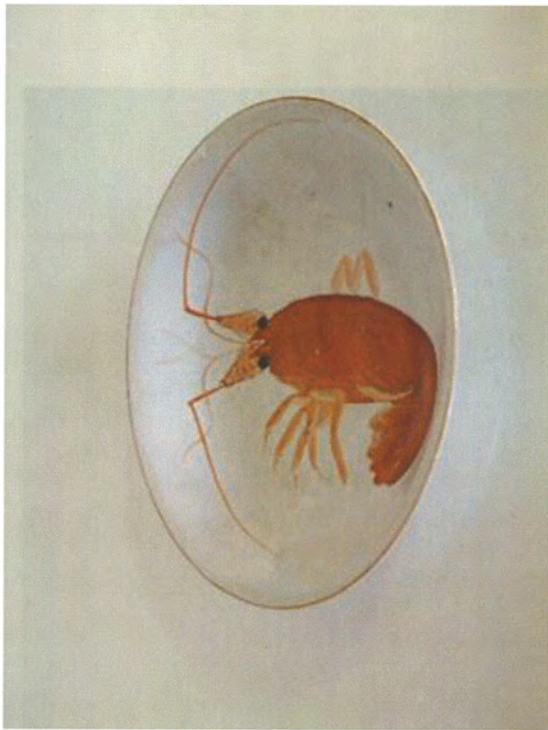


図 4-18 : スープ皿「岐 955」(土岐市駄知町)



図 4-19 : 珈琲セット「瀬 209」、他



図 4-20 : 皿「瀬 880」



図 4-21 : 変わり皿「品 61」

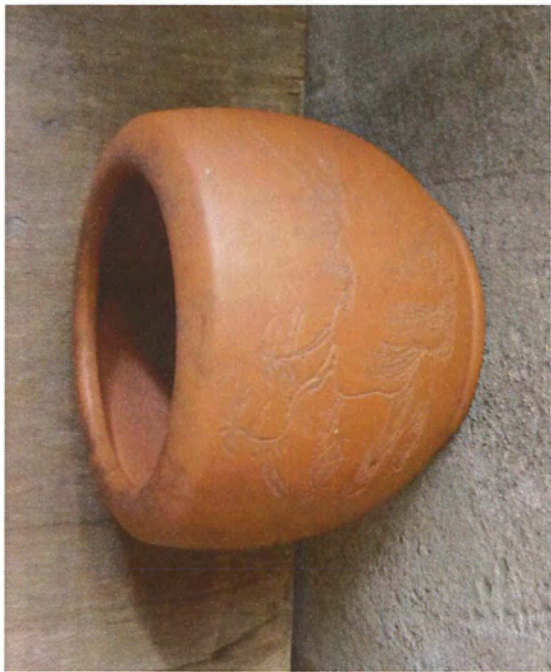


図 4-22 : 火鉢「常 151」

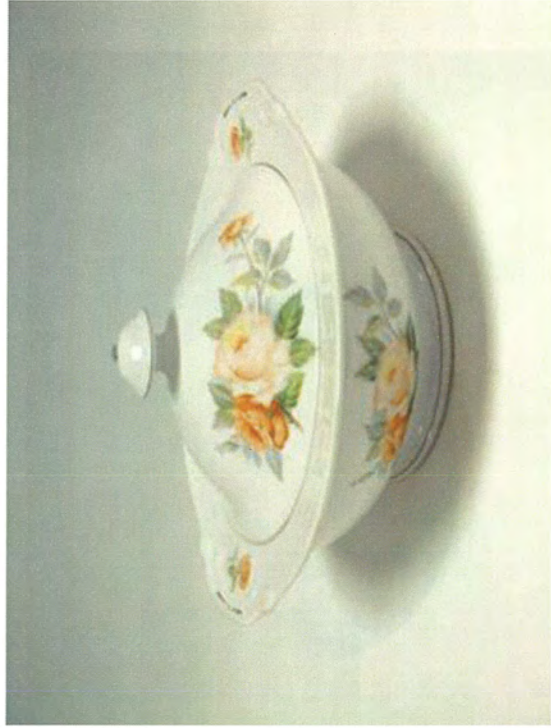


図 4-23 : スープチュエリン「名 21」



図 4-24 : 三河土器共販有限会社カタログ (一部)



図 4-25 : 通風器「三土 308」



图 4-27：花瓶「万 139」



图 4-29：焙烙「イ 31」

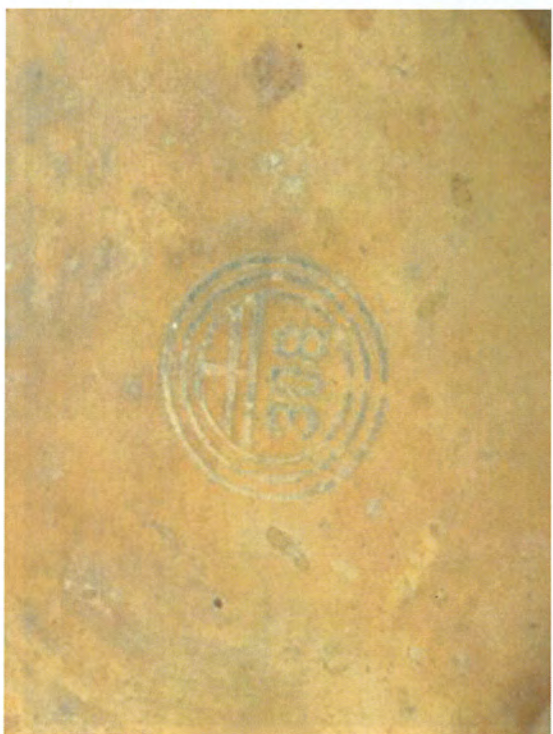


图 4-26：通風器「三土 308」標示



图 4-28：花瓶「万 139」標示



图 4-30 : 焙烙「イ 31」標示



图 4-31 : 火鉢「有 76」



图 4-32 : 「ヒ 27」標示



图 4-33 : 朝鮮便器「肥 36」



图 4-34：おろし器「会 8」



图 4-35：おろし器「会 8」 標示



图 4-36：湯呑「相馬 18」



图 4-37：湯呑「相馬 18」 標示



图 4-38 : 灰皿「信 240」



图 4-39 : 向付「京 252」



图 4-40 : 向付「京 252」標示



图 4-41 : 変り皿「波 11」

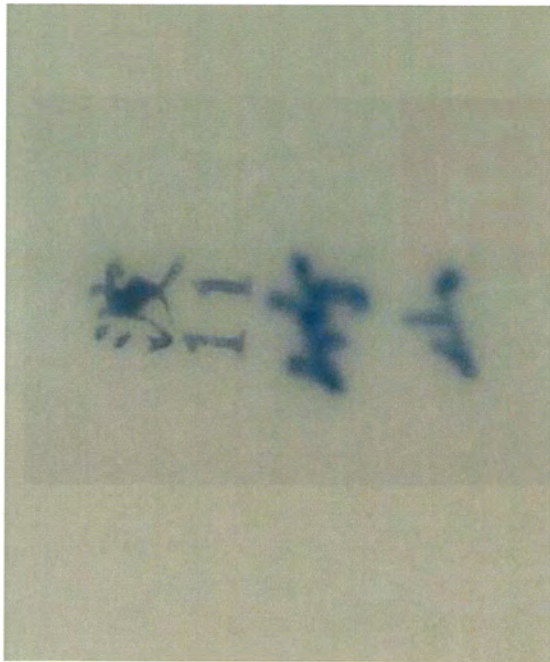


图 4-42：変り皿「波 11」裏印



图 4-43：建水「備 13」



图 4-44：建水「備 13」標示



图 4-45：茶碗「卜 13」

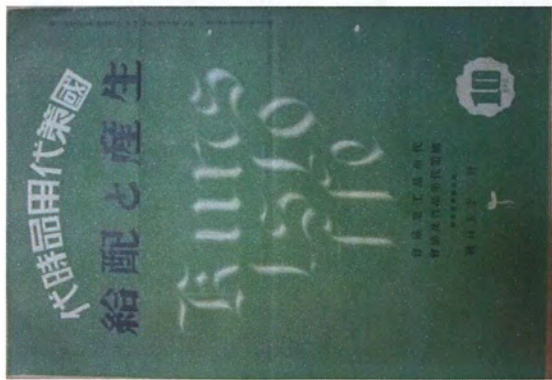


図 5-1：『生産と配給 二月二十五日号』



図 5-2：セルロイド製ペン先



図 5-3：『工芸ニュース 第9巻第6号』



図 5-4：「日商選定新興品」の標章



图 5-5: 「祖国画紙」(セルロイド製)



图 5-6: 「祖国画紙」に貼付された「日商選定新興品」の標章



图 5-7: 福福湯タンポ



图 5-8: 福福湯タンポ (ラベル部分)



图 5-9：册子「商工省主催第二回代用品工業振興展覧會出品目録」



图 5-10：ちらし「国策新興代用品即売会」



图 5-11：新興湯タンポ



图 5-12：新興湯タンポ（ラベル）



图 5-13：耐熱湯沸土瓶



图 5-15：耐熱湯沸土瓶（ラベル b）



图 5-14：耐熱湯沸土瓶（ラベル a）



图 5-16：水筒



図 5-17 : 洗濯円筒



図 5-18 : 洗濯円筒 (証票)



図 5-19 : 鍋



図 5-20 : 鍋 (ラベル)

図 5-23 : ちらし「鉄と銅をお国の為に」(裏)

供出して戴きたい 鐵・銅製品

(裏)

昭和 年 月 日 所有者住所氏名

府 府

郡市 郡市

町村 町村

番地 番地

郵便 郵便

昭和三十三区

金属回収東京事務所内
財団法人戦時物資活用協会 御中

古所有者住所氏名

府 府

郡市 郡市

町村 町村

番地 番地

郵便 郵便

品類	品名	品名	品名
鉄	鉄製ノ等金銀	銅	銅製ノ等金銀
手摺及開干	手摺	手摺	手摺
水筒(水鉄瓶)	水筒	水筒	水筒
...

以上以外のものであつても、又日用のものでも、不要のものや捨て居るものは、供出して下さい。

右の表の欄について、説明の爲に二つの表に別り別り記入し、印を捺す。

① 品名欄：品名を正確に記入し、必要ならば、材質、用途、寸法、色、形状、状態、備考等、詳細に記入し、印を捺す。

② 数量欄：数量を正確に記入し、必要ならば、単位、材質、用途、寸法、色、形状、状態、備考等、詳細に記入し、印を捺す。

③ 所有者住所氏名欄：所有者の住所氏名を正確に記入し、必要ならば、電話番号、職業、備考等、詳細に記入し、印を捺す。

④ 古所有者住所氏名欄：古所有者の住所氏名を正確に記入し、必要ならば、電話番号、職業、備考等、詳細に記入し、印を捺す。

⑤ 備考欄：その他、必要な事項を記入し、必要ならば、印を捺す。

⑥ 印欄：所有者の印を捺す。

⑦ 古所有者の印欄：古所有者の印を捺す。

⑧ 封筒裏面に「戦時物資活用協会」の印を捺す。

⑨ 封筒裏面に「昭和三十三年 月 日」の日付を記入し、印を捺す。

⑩ 封筒裏面に「昭和三十三区」の区名を記入し、印を捺す。

図 5-22 : ちらし「鉄と銅をお国の為に」(表)

鐵と銅をお国の爲に

(表)

鐵と銅に動員令が下りました。

鐵や銅は一國生産力の根幹であり、戦争資源の中樞です。一刻も早く國力を充實するため、一貫目でも多く速かに國家に集めませう。

激動する國際變局の渦中にあつて、日本は今聖戰の途上にあります。この大目的を完遂するためには、今日に備へ、明日に準備せねばなりません。政府が今度鐵銅の特別回收を実施することゝなつた所以です。一般家庭は強制買上ではありませんが、時局は各位の愛國心に基く供出を要請して居ります。第一、職將兵の心を心とし、切に絶大の協力を御願ひ致します。

買上の日と區域を順次定めて買上にまゐりますから左記により供出して下さい。

- ◇ 供出して戴きたいもの：鐵や銅、真鍮、砲金、唐金などです。裏面を御覽下さい。
- ◇ 供出して戴かなくてもよいもの：日常生活に必要なもの、立派な美術工藝品、由緒ある記念品、危険防止に必要なもの、法令で決められたもの。
- ◇ 買 上 値：買上としての公道價格を左表に記載の通りです。鑑定の上決定し、代金は傳票を渡し後、市、區、町村役場を通じ支拂ひます。
- ◇ 取外しや代替物：取外しや代替物の設置は成る可く供出者自身に御願ひ致したいのですが、已むを得ぬ場合は、工作班を發派いたしますから裏面の申込書に御記入の上、「金屬回収東京事務所」(東京府内三ノ木三ノ木)宛直接お届け下さい。

買 上 値 段 (代替物費ヲ支拂フ物品ノ買上)		一貫目當リ	
鐵	銅	鐵	銅
普通 層(銅四號品)	故 銅	五・三〇	五・二〇
級外普通 層(銅五號品)	銀 銅	〇・二五	三・二七
白 銅	金 銅	〇・二〇	五・四二
並 銅	金 (青銅)	〇・三〇	三・三三
	金 (純金)	〇・三〇	三・三三

一般家庭の鐵製品は大體以上の四種です。尚ほ、切れた銅の甚だしいものはその程度に應じ減價します。

(裏面を御覽下さい)

東京府 警視庁 東京市 戦時物資活用協会 財団法人



図 5-24：ポスター「特別回収に協力しませう 銅と鉄」

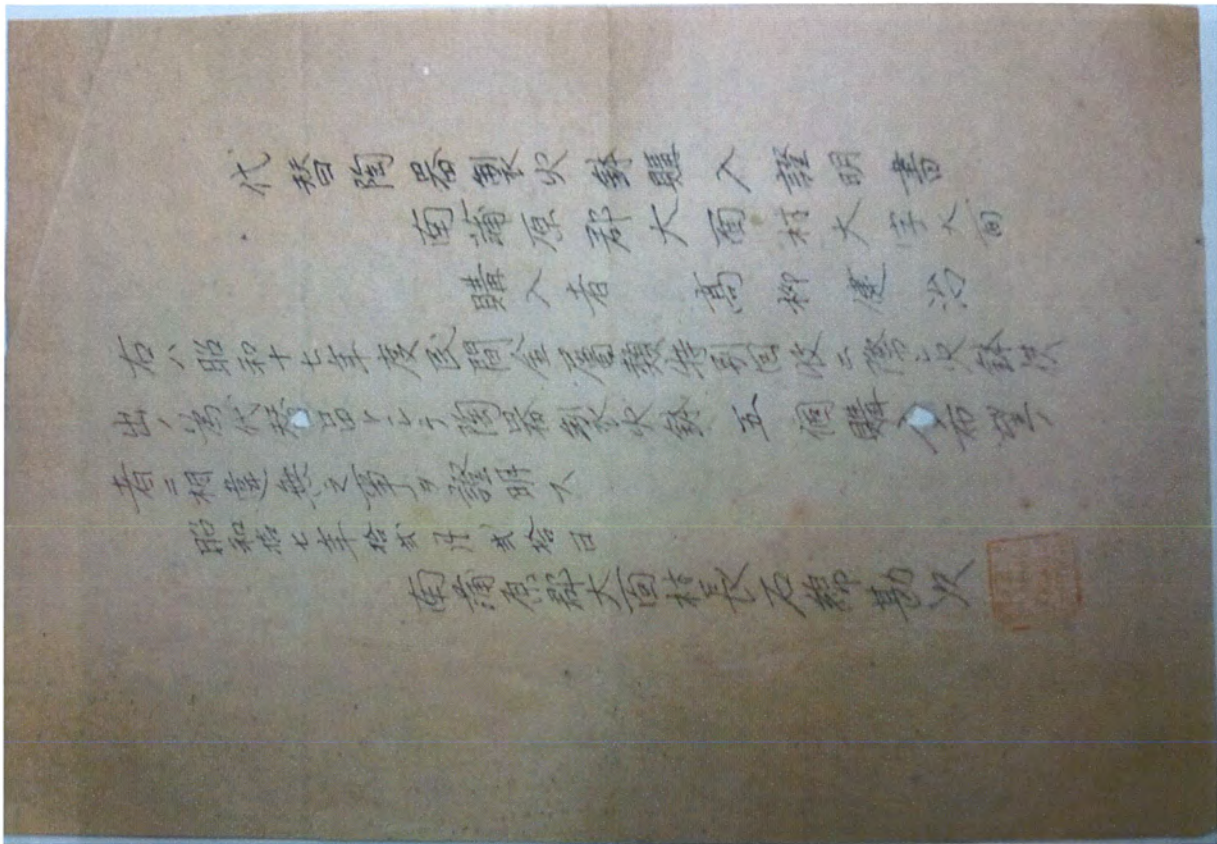


図 5-26：代替陶器製火鉢購入証明書



図 5-21 : 化粧品瓶 (ウテナバニシニングクリーム)

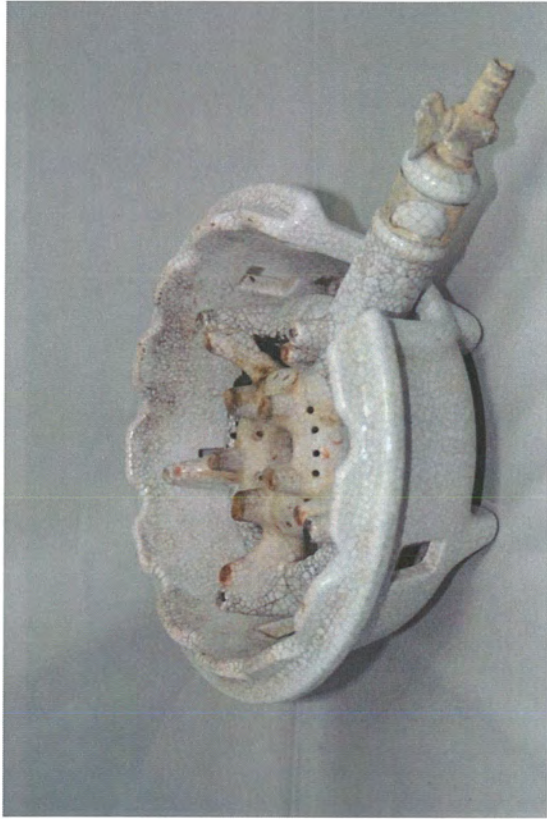


図 5-25 : ガス七輪及枠



図 5-27 : 火鉢落とし



図 5-28 : 火鉢落とし (裏面)



图 5-29：花立（花瓶）

**佛具類特別回収用
代替品註文調査票**
(甲) (寺院 = 保管ス)

**代替品ト交換ヲ必
要トスル供出佛具**
(常時使用スル三具足或ハ
五具足ニ限ル寸法ハ高サ)

品名	寸法	代替品 品名	寸法	代替品 規格
燭立		燭立		
香燭立		香燭立		
花立		花立		
燭燭立		燭燭立		
香燭燭立		香燭燭立		

契印

图 5-30：仏具類特別回収用代替品註文調査票（部分）



图 5-31：回収された学生ボタンの山（照山直子提供）



图 5-32：代用学生ボタン各種



图 5—33： 繪付し直された軍用食器

表 1-1：濃陶磁器同業組合の組合員数

	陶磁器製造業	陶器製造業	焼附業	計
明治 35 年	600	40	60	700
大正 8 年	1,011	75	212	1,298
大正 15 年	1,390	102	362	1,854
昭和 3 年	1,266	88	365	1,719
昭和 4 年	1,245	88	368	1,701
昭和 6 年	1,281	71	366	1,718

表 1-2：同窯数

	登り窯数	石炭窯数	薪用焼附窯数	電気窯数	計
大正 3 年	249	138	210	-	597
大正 8 年	253	210	446	-	909
大正 12 年	223	426	424	-	1,073
昭和 2 年	149	741	394	-	1,284
昭和 3 年	160	722	384	19	1,285
昭和 4 年	155	802	322	60	1,339

表 1-3 : 同生産額

	生産高		
	内地向	輸出向	合計
明治 35 年	676,543	289,960	966,503
大正 3 年	1,220,184	813,456	2,033,640
大正 8 年	5,927,620	5,867,617	11,795,237
大正 12 年	6,546,302	4,028,728	10,575,030
昭和 2 年	6,052,680	4,733,569	10,786,249
昭和 3 年	6,753,695	5,412,033	12,165,728
昭和 4 年	4,770,760	5,127,277	9,898,037

表 2-1 : 生産地および番号についての表記

生産地についての表記	番号についての表記	年代(昭和)	出典	備考
工業組合(記号)	製造業者記号	15年7月8日	(商工省)一五物三第三七四号「価格等統制令第七條ノ規格ニ依ル額ノ指定ニ関スル件」	
組合記号	工場番号	15年7月頃改正	日本陶磁器工業組合連合会「日本陶磁器工業組合連合会定款」第九十二条ノ十二	
原産地標示記号	工場番号	15年8月	瀬戸陶磁器工業組合「価格等統制令ニヨル価格並送料金決定品種共同販売及共同受註事業規則」	
原産地表示記号(工業組合記号)	製造業者標示記号	15年8月24日	藤津陶磁器工業組合から富永重平宛て文書	
	生産者別標示記号	16年3月現在	岐阜県陶磁器工業組合連合会「生産者別標示記号」	リスト中では「登録番号」「裏印証票」欄があることから、一律に番号は付与されたものの、並列表記する余地は想定されていたと考えられる。
組合記号	工場番号	16年4月2日	瀬戸陶磁器工業組合「共同販売事業要項」	
生産地	生産者番号	18年2月発行	『日本代用品工業総覧』	「生産地並生産者番号」と表記
生産地記号	製造業者工場番号	21年6月	日本陶磁器工業協議会「生活陶磁器製品統制価格表 附 査定基準及関係諸法規」	

表 3-1 : 金属材料ト陶磁器材料トノ比較表

品名	比重	耐伸強度 kg/cm ²	変曲強度 kg/cm ²	耐圧強度 kg/cm ²	衝撃強度 kg/cm ²	弾性率 kg/cm ²	熱膨張係数 × 10 ⁻⁶
陶器	2.3~2.6	50~80	240~340	1500	—	5000	5.10
瓦器	2.45~2.54	100~180	400~580	3250~5800	1.3~1.8	4300~6500	4.3~4.9
磁器	2.42~2.50	160~320	550~700	2800~5600	1.8~2.0	5000~8000	3.4~4.3
鍛鉄	7.85~7.88	4700~6100	3000	2500	—	20000~22000	—
鋼	—	5600~13000	8000	4300	—	20000~22000	12.6
アルミニウム	2.58	180~210	—	—	—	6300~7500	24.44
銅	8.93	3100~4600	—	—	—	10000~13000	17.14

表 3-2 : 三式地雷の月別生産数

1944 年兵器生産状況調査表(地上弾薬之部)

品目	単位・月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
三式地雷	箇	0	0	0	0	0	29,300	60,000	60,000	60,000	50,000	70,000	10,000	340,000
	千円	0	0	0	0	0	440	900	900	750	1,050	150	5,100	

1945 年兵器生産状況調査表(地上弾薬之部)

品目	単位・月別	4月	5月	6月	7月	8月
三式地雷	箇	17,000	8,000	0	0	0
	千円	255	120	0	0	0

計	25,000
	375

表 4-1 : 岐阜県陶磁器工業組合一覧表

組合名	改組年月日	区域	組合員 出資金	主要共同施設	主要製品
岐阜県陶磁器工業組合 連合会	6年9月8日	岐阜県	1,949人 32,500円	検査所 倉庫	
	6年12月 (10年3月)	笠原 市之倉 多治見 豊岡 小泉	283人 26,850円 332人	釉薬工場	(多治見)対中小碗皿、薄手碗皿、飯茶碗、煎茶碗、タイル、モザイク、(笠原)飯茶碗、汁碗、 (滝呂)コーヒー碗皿、スープ皿、肉皿、(市之倉)盃、小皿、飯茶碗
土岐津陶磁器工業組合	6年8月	土岐津 泉 肥田 明世 小名田	349人 47,150円	コーヒー用製土、スープ皿用製土工場、匣鉢 工場、共同倉庫、耐火煉瓦工場、見本陳列 館	(土岐津)コーヒー碗皿、肉皿、印度煎茶、番煎茶、湯呑、(泉)番煎茶碗、(高田)徳 利、湯たんぽ、容器、(肥田)三五皿、四寸皿、受皿
	6年8月	土岐郡	257人 25,350円	製土工場 製土工場、下石)	(斐木)薄手厚手コーヒー碗皿、中国皿、バタ皿、(下石)徳利、急須、土瓶、神仏器、花生、磚 子
駄知陶磁器工業組合	6年9月25日 (10年3月)	駄知 曾木 鶴里	124人 31,100円 132人	製土、釉薬工場、検量所、運送、共同倉庫	スープ皿、肉皿、ライス丼、茶碗、丼類、皿類、花びん
	6年12月23日	瑞浪 土岐 稲津 釜戸	41人 12,525円	製土工場 釉薬工場 匣鉢工場	スープ皿、肉皿、ライス丼、高台井、飯茶碗、青磁三寸井

恵那陶磁器工業組合	6年11月15日	大秋 日吉	恵那郡	80人 18,200円	靴業工場 製匣鉢工場 共同倉庫 見本陳列所	スープ皿、肉皿、ライス丼、丼類。皿類、野菜入、パタ入、蕎麦碗
岐阜県加工陶磁器工業 組合	8年1月15日	土岐郡 可児郡 恵那郡	815人 44,800円	(8年5月23日岐陶工連に加入)		

表 4-2：瀬戸陶磁器工業組合における生産品目および生産額（昭和 12 年）

生産額	飲食器	家具装飾品	玩具	建築用品	工業用品	衛生用品	電気具	その他
14,114	7,965	1,292	1,131	353	175	317	2,134	747

単位千円

表 5-1 : 代用品に対する補助金交付件数および交付金額

	昭和 13 年度	昭和 14 年度	昭和 15 年度	昭和 16 年度	計
代用品製造					
交付件数(件)	9	10	7	7	33
交付金額(円)	100,000	500,000	176,400	290,000	1,066,400
代用品見本					
交付件数(件)	65	68	22	-	155
交付金額(円)	198,272	295,000	145,850	-	639,122
代用品発明					
交付件数(件)	-	148	80	69	297
交付金額(円)	-	200,000	179,300	158,500	537,800

表5-2：陶磁器の生産額、輸出額の推移ならびに各年度品種別生産の比率

昭和 年次	生産額			輸出額		品種別生産の比率(%)								
	生産額 (A) (千円)	物価指数 (B)	生産指数 (A)÷(B)	輸出額 (千円)	対生産 額比率 (%)	飲食物 容器	家具及 装飾品	工業用品	電磁器	玩具	其他	衛生陶器	理化学用品	其他
1年	73,970	126.6	58.4	33,182	45	59	21	5	8	1	6			
2年	74,363	120.2	61.9	30,491	41	59	19	5	9	1	7			
3年	76,726	120.9	63.5	34,642	45	58	19	4	10	1	8			
4年	74,767	117.5	63.6	36,962	49	56	18	4	10	1	11			
5年	62,419	96.8	64.5	27,171	44	56	19	3	10	1	11			
6年	54,198	81.8	66.2	19,307	36	59	17	4	8	2	10			
7年	65,263	86.1	75.8	22,937	35	55	18	5	7	4	11			
8年	85,247	95.1	89.6	35,634	42	54	18	7	7	2	12			
9年	92,364	97.0	95.2	41,877	45	58	17	6	7	3	9			
10年	99,368	99.4	99.9	42,736	43	55	16	7	9	4	9			
11年	108,172	103.6	104.4	43,192	40	54	16	7	10	4	9			
12年	115,191	125.8	91.6	55,660	48	51	14	8	13	4	10			
13年	110,008	132.7	82.9	36,880	34	38	11	11	15	3	22			
14年	164,703	146.6	112.3	46,233	28	52.8	7.1	14.5	10.9	3.6	11.1			
15年	196,144	164.1	119.5	66,578	34	57.8	5.1	14.5	9.6	3.2	9.8			
16年	176,274	175.7	100.3	50,288	29	52.9	4.9	18.7	11.9	3.6	8.0			
17年	100,230	191.1	52.4	30,014	30	66.5	4.7	15.2	6.2	3.8	3.6			
18年	80,903	204.4	36.6	13,078	16	60.8	1.9	17.0	11.7	4.9	2.0			
19年	59,659	231.6	25.8	9,483	16	50.2	0.7	24.7	14.2	4.1	4.2			
20年	39,223	349.2	11.2	0	0	66.8	0	15.8	14.1	1.0	2.3			
21年	1,005,989	1,622.9	62.0	929	0.09	45.0	—	20.4	26.9	6.3	1.4			

22 "	3,467,910	4,827.1	71.8	441,000	13	61.5	8.8	4.2	17.7	7.0	0.8	—
23 "	7,327,220	12,813.3	78.2	2,690,000	37	71.1	6.3	4.3	12.4	5.3	0.6	—
24 "	11,160,480	20,157.9	80.0	6,496,000	58	66.7	8.7	4.8	13.2	5.9	0.7	—

(備考) (1) 生産額は商工省工場統計通産省及び日陶連調査による。(2) 17~20年生産額中には特殊磁器の一部及び暗渠排水用陶管、呂陶磁器の生産額を含んでいない。従ってこの期間の工業用品は本表より相当大きな歩合を占めていた。(3) 21年以降の生産額には陶管を含んでいない。(4) 物価指数は日銀卸売物価指数昭9~11=100としたもの。(5) 生産指数は生産額を上記物価指数で除したもの、但し上記物価指数は諸商品の総合指数である関係上、どれだけ陶磁器の生産変動を反映しているか疑問であって一つの試みに過ぎない。大戦終戦前は概ねこれを反映していると思われるが戦後は陶磁器の物価変動が甚しかったのでこれと配合せ幾分修正した。(6) 輸出額は大蔵省貿易統計による。

史料目録

- 史料一 「日本陶磁器工業組合連合会定款」(目次)
- 史料二 「日本陶磁器工業組合連合会統制規定」(目次)
- 史料三 「陶磁器原材料確保二関スル件」
- 史料四 「所屬組合及代行機關一覽表」(昭和十四年十月末日現在)
- 史料五 「物価統制の大綱」(抜粋)
- 史料六 「價格等統制令第七条ノ規格ニ依ル額ノ指定ニ関スル件」
- 史料七 「内地向陶磁器配給統制要綱」
- 史料八 「陶磁器配給系統図」
- 史料九 「日本陶磁器工業組合連合会定款」より抜粋(第九十二条ノ三、十三、第一百五十七条)
- 史料一〇 「日本陶磁器工業組合連合会定款」より抜粋(第四十六条、第四十八条、第八十六条、第八十六条ノ二)
- 史料一一 「價格等統制令ニヨル價格並料金決定品種共同販売及共同受註事業規則」
- 史料一二 藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書(一)
- 史料一三 「公定價格品付規定」
- 史料一四 「日本代用品工業總覽 日陶連指定代用品製造業者登録名簿」
- 史料一五 「公定價格品原産地表示記号ニ代フルニ口」(雑力)号等取扱ニ関スル件通牒」
- 史料一六 藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書(二)
- 史料一七 「商標裏印出願申請書」
- 史料一八 「商標裏印認可申請書」
- 史料一九 「商標裏印認可通知書」
- 史料二〇 「共同販売事業要項」
- 史料二一 「陶磁器製飲食物容器品目一覽表」
- 史料二二 「和飲食器格付基準」
- 史料二三 「陶磁器市販品格付規定」
- 史料二四 「第一回昭和十七年度事業報告書」
- 史料二五 「生活用陶磁器の價格査定に関する通牒」

- 史料二六 「陶磁器の価格の推移」
- 史料二七 「鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」、他
- 史料二八 「第三回代用品工業振興展覧会 趣意書」「第三回代用品工業振興展覧会規程」
- 史料二九 「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付惓願」
- 史料三〇 「懸賞募集 国防資源の愛護と陶磁器報國」
- 史料三一 「日本陶磁器工業組合連合会定款」より抜粋（第百八条ノ二、六）
- 史料三二 「第一回代用品工業振興展覧会」出品物（抜粋）
- 史料三三 「第二回代用品工業振興展覧会」出品物（抜粋）
- 史料三四 「第三回代用品工業振興展覧会」出品物（抜粋）
- 史料三五 「金屬類回収物件ノ優良代替品目（日商選定品）（第一輯）」
- 史料三六 「昭和十七年一月二十六日付一七振第五四九号商工次官通牒」

凡例

- ① 旧仮名遣いはそのままとし、漢字は原則として常用漢字等に直した。ただし、氏名・地名で使用されている旧字はそのままとした。
- ② 翻刻文の改行、改ページは原史料の趣旨を損なわない範囲内で改めた。
- ③ 明かな誤字は、右に「」で正字を示し、意味不明の文字や脱字には、「ママ」と傍記した。
- ④ 必要と思われる用語解説等については、*1、等とし、文書末にまとめた。

史料一 「日本陶磁器工業組合連合会定款」(目次)

日本陶磁器工業組合連合会定款

昭和六年三月二十日設定認可

沿革 (略)

昭和十五年九月二十七日一部変更認可*1

第一章 総則

第二章 加入及脱退

第三章 出資、準備金、積立金及持分

第四章 所属組合ノ権利義務

第五章 事業及其ノ執行

第一節 総則

第二節 統制

第一款 総則

第二款 生産ノ調整

第三款 価格ノ協定

第四款 生産分野ノ決定

第五款 共同販売ノ強制

第六款 取引先ノ指定

第七款 上絵焼附設備ノ制限

第八款 原料材料及設備ノ指定

第九款 原料、材料

第十款 燃料ノ共同購入ノ強制

第三節 検査及取締

第一款 検査

第二款 取締

第三款 公定価格品ノ格付及検査

第四節 考案権ノ保護

第五節 商標又ハ裏印ノ使用権保護

第六節 陶磁器ノ新用途ニ関スル指導奨励

第七節 調査

第六章 役員

第七章 職員

第八章 会議

第九章 計算

第十章 違反処分

第十一章 定款変更及解散

第十二章 雜則

附則

*1 次行に月日なしの昭和十五年 月 日一部変更認可とあり

出典：日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇「昭和十五年十一月 定款及統制
規定」

史料二 「日本陶磁器工業組合連合会統制規定」(目次)

日本陶磁器工業組合連合会統制規定

昭和七年五月二十六日設定認可

沿革 (略)

昭和十五年七月十八日一部変更認可

第一章 総則

第二章 生産ノ調整

第三章 価格ノ協定

第四章 生産分野ノ決定

第五章 共同販売ノ強制

第六章 取引先ノ指定

第七章 上絵焼附設備ノ制限

第八章 検査

第九章 考案権ノ保護

第十章 商標又ハ裏印ノ使用権保護

第十一章 調査

附則

出典…日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇『昭和十五年十一月 定款及統制規定』

史料三 「陶磁器原材料確保ニ関スル件」

原材料確保ニ関スル通牒

一五振興部第二五七〇号

昭和十五年六月十九日

商工省振興部長 妹川武人

商工省化学局長 永田彦太郎

日本陶磁器工業組合連合会

理事長 羽生雅則殿

陶磁器原材料確保ニ関スル件

現下ノ經濟情勢ニ鑑ミ陶磁器用諸原材料ノ内其ノ輸入ニ係ルモノ及燃料ニ付テハ極力内地向(円域ヲ含ム)製品ニ対スル使用ヲ抑制シ第三国向製品ニ対スル所有量ヲ確保スルノ要アリト認メラレ候ニ就テハ之ガ方法トシテ重要輸出品ニ付テハ共同販売ヲ実施シ以テ諸原材料ノ確保ヲ図ルト共ニ第三国向製品トシテ生産セラレタルモノノ内地(円域ヲ含ム)流入ヲ防止シ他方内地向(円域ヲ含ム)製品ニ付テモ共同販売、生産調節又ハ註文ノ共同引受等夫々ノ品種ニ適合シタル方法ヲ実施シ全面的ニ生産ト仕向地トヲ調整シ以テ現時局下ノ經濟現象ニ即応スル方策ヲ至急実施相成度此段及通牒候也

出典…日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇『昭和十五年十一月 定款及統制規定』

史料四 所屬組合及代行機關一覽表 (昭和十四年十月末日現在)

所屬組合名	組合員數	統制地区	設立年月日	組合所在地
瀬戸陶磁器工業組合	一、一三七	愛知県瀬戸市、東春日井郡(品野町ニツイテハ大字下品野三十二番地ノ二、六十九番地ノ一、九十一番地ノ五、九十六番地、百番地、百一番地、二百七十九番地ノ一、二百七十九番地ノ二、二百八十番地、二百九十番地、二百九十一番地ノ三、三百二番地、五百九十一番地、六百二番地、千四百二番地、千四百四十八番地、千七百二十八番地ノ十九、千七百二十八番地ノ二十、千七百四十番地、千七百四十一番地及大字下品野字馬場ノミトス) 愛知県、西加茂郡、知多郡大高町、有松町、名古屋市、東区矢田町二丁目十二番地ノ一、十二番地ノ二、山田東町三丁目、百五十六番地及豊橋市。	大正十五年十月二十一日	瀬戸市大字瀬戸 電話瀬戸三二〇一番
品野陶磁器工業組合	二五二	東春日井郡品野町一円(除外地、大字品野町ニツイテハ大字下品野三十二番地ノ二、六十九番地ノ一、九十一番地ノ五、九十六番地、百番地、百一番地、二百七十九番地ノ一、二百七十九番地ノ二、二百八十番地、二百九十番地、二百九十一番地ノ三、三百二番地、五百九十二番地、六百二番地、千四百二番地、千四百四十八番地、千七百二十八番地ノ十九、千七百二十八番地ノ二十、千七百四十番地、千七百四十一番地及大字下品野字馬場ヲ除ク)	昭和五年十一月十二日	愛知県東春日井郡品野町 電話品野二七番
常滑陶器工業組合	二五八	愛知県知多郡(大高町及有松町ヲ除ク) 碧海郡及幡豆郡	大正十五年十月二十一日	愛知県知多郡常滑町 電話常滑三〇九番
愛知陶管工業組合	一六一	愛知県知多郡、愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、丹羽郡、羽栗郡、中島郡、海部郡、名古屋市、一ノ宮、瀬戸、半田	昭和六年九月九日	愛知県知多郡常滑町 電話常滑三三九番
三河陶管工業組合	三四	碧海郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡、北設楽郡、南設楽郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡、豊橋市及岡崎市	昭和七年一月十四日	愛知県碧海郡高濱町 電話高濱二〇四番
名古屋陶磁器工業組合	二二六	名古屋市一円	昭和六年十二月二十四日	名古屋市東区東白壁町 電話東八二四一番
名古屋陶磁器上繪焼附工業組合				
岐阜県陶磁器工業組合連合会	八組合	岐阜県及長野県、四筑摩郡一円	昭和五年十一月十日	岐阜県多治見市 電話多治見二六四番
西南部陶磁器工業組合	三三一	土岐郡笠原町、市之倉村、多治見町(高田及小名田ヲ除ク) 鶴里村(細野ヲ除ク) 可児町、加茂郡、武儀郡一円	昭和五年六月十二日	岐阜県土岐郡笠原町瀧呂 電話多治見六五五番

所屬組合名	組合員数	統制地区	設立年月日	組合所在地
妻木陶磁器工業組合	一三三	土岐郡妻木町、下石町ノ内百四十四番地ノ二、百四十一番地ノ一、百五十四番地ノ一ノ二、百五十三番地ノ一ノ二、千五百五十四番地ノ二、千二百二十三番地ノ五、岐阜市、稲羽郡、羽鶴郡、及海津郡	昭和四年五月十八日	岐阜県土岐郡妻木町 電話妻木一一九番
下石陶磁器工業組合	一五九	土岐郡下石町一円	昭和十四年三月三十日	岐阜県土岐郡下石町 電話下石五五番
駄知陶磁器工業組合	一四一	駄知町、曾木村、鶴里村ノ内細野区、山県郡及郡上郡一円	昭和五年四月三十日	岐阜県土岐郡駄知町 電話駄知一七番
土岐津陶磁器工業組合	三八〇	土岐郡、土岐津町、泉町、肥田村、明世村 多治見ノ内高田小名田	昭和五年六月十二日	岐阜県土岐郡土岐津町 電話土岐津二三四番
瑞浪陶磁器工業組合	一〇〇	岐阜県土岐郡瑞浪町、土岐町、稲津村、日吉村、釜戸村、大秋村及本巢郡並揖斐郡一円	昭和五年四月三十日	岐阜県土岐郡瑞浪町 電話瑞浪二三〇番
恵那陶磁器工業組合	一〇三	岐阜県恵那郡、高山市、益田郡、大野郡、吉城郡、長野県西筑摩郡一円	昭和五年六月十日	岐阜県恵那郡陶町 電話陶四三番
岐阜県加工陶磁器工業組合	五五〇	岐阜県及長野県、西筑摩郡一円	昭和八年一月十六日	岐阜県多治見市 電話多治見七三七
萬古陶磁器工業組合	一六二	四日市市、三重郡、桑名市、桑名郡一円	昭和六年八月六日	四日市市東阿倉川 電話四日市二四四番
関西陶磁器工業組合	六	大阪府、京都府、兵庫県、岡山県、三重県、阿山郡	昭和八年七月十三日	大阪府西区阿波座中通一 電話大阪新町六〇六三番
石川県硬質陶器工業組合	五	石川県一円	昭和九年一月二十九日	金澤市青草町三五青駒ビル 電話金澤(呼)五九一番
会津陶磁器工業組合	五七	福島県、大沼郡本郷町及北会津郡川南村	昭和九年一月二十三日	福島県北会津郡川南村 電話会津本郷五二番
東洋陶器株式会社	単独加入		大正六年五月十五日	小倉市大字篠崎町四五八 電話小倉二四八一番
東京電磁器工業組合	一六	東京府、埼玉県、神奈川縣、山梨縣	昭和十一年七月十日	東京市品川区北品川四ノ五〇八 電話高輪一〇四六番
京都陶磁器工業組合	五八六	京都府及滋賀県、大津市藤尾町、上横木五百七十二番地同五百七十五番地	昭和九年十二月二十七日	京都市東山区五条通り東大路東 電話祇園一、〇三〇番

所屬組合名	組合員數	統制地区	設立年月日	組合所在地
山口県陶磁器工業組合	二二	山口県一円	昭和八年三月三十日	山口県小野田町 電話小野田二五三番
藤津陶磁器工業組合	六九	佐賀県藤津郡、杵島郡 (住吉村ヲ除ク) 唐津市、東松浦郡、小城郡、佐賀市、佐賀郡、神崎郡、三養基郡	昭和六年十二月二十二日	佐賀県藤津郡塩田町 電話塩田六五番
有田陶磁器工業組合	一一一	佐賀県西松浦郡	昭和四年十二月六日	佐賀県西松浦郡有田町 電話有田一〇五番
長崎県陶磁器容器工業組合	九	長崎県一円	昭和九年三月十三日	長崎県東彼杵郡上波佐見町西ノ原 電話波佐見金鉾局四九番
波佐見陶磁器工業組合	四二	東彼杵郡上波佐見町下波佐見村	昭和九年三月十三日	長崎県東彼杵郡上波佐見町西ノ原 電話波佐見金鉾局四九番
伊予陶磁器工業組合	一一	愛媛県一円	昭和九年二月十三日	愛媛県伊予郡砥部町
折尾瀬陶磁器工業組合	四〇	折尾瀬村一円	昭和七年十二月十六日	長崎県東彼杵郡折尾瀬村
信楽陶器工業組合	一七〇	滋賀県甲賀郡、信楽町、小原村、雲井村、貫生川村、寺庄村	昭和十年一月二十一日	滋賀県甲賀郡信楽町 電話信楽二九番
日本焼石膏工業組合	一〇	内地一円但シ北海道沖縄県ヲ除ク	昭和十四年四月二十四日	名古屋市西区志摩町一ノ三五 記念館内 電話築地六〇一番
石川県工業組合	四二	石川県、珠洲郡、鳳至郡、鹿島郡、羽咋郡、河北郡、金澤市、石川郡、能美郡、江沼郡、作見村	昭和十三年十二月二十二日	石川県能美郡小松町末町
肥前陶土工業組合	一一三	佐賀県一円	昭和十四年二月十四日	佐賀県藤津郡塩田町
佐賀県陶磁器錦附工業組合	五二	西松浦郡有田町一円	昭和十年十月十六日	佐賀県西松浦郡有田町
金澤九谷陶磁器工業組合	一一六	金澤市	昭和十四年六月	金澤市出羽一番町一番地
讃岐陶器西部工業組合	一四〇	香川県綾歌郡一円、高松市一円、香川郡一円、(下笠居村ヲ除ク)	昭和八年八月十八日	香川県香川郡香西町五一九番地

所属組合名	組合員数	統制地区	設立年月日	組合所在地
讃岐陶器組合	五〇	香川県木田郡一円、下笠居村	昭和八年八月十八日	香川県香川郡下笠居村宇川窪一ノ一三番地
神戸加工陶磁器組合	九〇	神戸市一円	昭和十一年六月九日	神戸市神戸区中山手通二ノ一一九番地
能美九谷陶磁器組合	二九一	石川県能美郡一円	昭和十四年十二月二十七日	石川県能美郡小松町東町二二番地
丹羽陶器工業組合	六一	兵庫県多紀郡今田村	昭和十二年四月二十一日	兵庫県多紀郡今田村下立杭一二七番地ノ一
出雲陶器工業組合	二二二	島根県、松江市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡、周吉郡、穂地郡、海士郡、知夫郡、	昭和十五年七月二十七日	島根県八束郡玉湯村大字湯町九六五番地
江沼九谷陶磁器組合	六一	石川県江沼郡	昭和十五年八月六日	石川県江沼郡山代町
沖縄県陶器工業組合	四九	沖縄県、那覇市、島尻郡、真和志村、中頭郡、越東村	昭和十一年五月二十三日	沖縄県那覇市壺屋町
益子陶器工業組合	三六	栃木県芳賀郡一円	昭和十三年六月六日	栃木県芳賀郡益子町
合計		所属組合数 四五組合 (東洋陶器含ム) 所属組合員数 六、三九四名		
日本陶磁器工業組合連合会				
昭和六年二月十一日				
名古屋市東区布池町三二番地 電話代表東④八三五五番				
代行機関				
日本電磁器共販株式会社 (資本金四十五万円)				
昭和十三年六月十三日				
名古屋市東区布池町三二番地 電話代表東④八三五五番				
日本硬質陶器共販株式会社 (資本金十九万八千円)				
昭和十四年九月二十日				
名古屋市東区布池町三二番地 電話代表東④八三五五番				

出典：日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇「昭和十五年十一月 定款及統制規定」

史料五 「物価統制の大綱」(抜粋)

物価統制の大綱(昭和一四、四、二七 第二十三回中央物価委員会決定)

第二 価格の公定

一定の物価基準の下に価格を公定することは、現下の物価統制施設の根幹を為すものにして、物価相互の牽連性に鑑み能ふ限り普遍的に公定価格を形成するを要す。而して其の公定価格は、戦時下に於て適正とする規準及方法に依り算出したる「戦時適正価格」たるべきものとす。其の要点左の如し。

一 価格を公定すべき品目の範囲及生産規格

(1) 価格公定の範囲としては、原則として戦時国民経済の運営上特に必要なるもの、即ち軍需資材、輸出資材、生産力拡充資材及戦時下に於ける国民生活必需品に付其の品目を選定すること。

(2) 価格公定の対象となる品目に付ても、全体の価格形成上重大の影響ある重要品目を先にして之を公定する等、其の着手すべき順位を定めること。但し後述の如く各物価間の均衡を期するの要あるを以て、一物資の価格を決定するに当り、相当関連性を有する物資ある場合に於ては、当該各品目に付同時に関連して決定する方法を採る等適當なる考慮を払ふこと。

尚以上の品目中に於ても、其の一般物価に及ぼす影響の特に重大なるものに付ては、其の物価統制の程度方法に付特別の考慮を払ふこと。

(3) 公定価格品に付ては、品質の低下を防ぎ量目の正確を図ると共に原則として生産規格を統制し、併せて需給調整計画を確立し、以て公定価格の確保を期し、尚公定価格品に対しては、原材料等の供給を優先集中せしむる等の方法に依り、公定価格の確保を期すること。

一 公定価格品と非公定価格品との調和

公定価格の決定を見ざる品目に付之を其の儘に放置するに於ては、一般的に物資不足の今日必然に当該商品及其の原材料等の価格は暴騰し、当業者に不当の利得を与へ、延ては公定価格品の価格の維持を困難ならしむる場合多かるべし。斯くの如き場合に於ては左の如き対策を講ずること。

(1) 非公定価格品の生産に付原材料等の使用を制限又は禁止す。

(2) 過大利得等賦課金の方法に依り適當に之を調整す。

三 戦時適正価格の決定

(1) 戦時適正価格の決定に付ては、原価計算に依るを原則とし、其の計算方法並に運用手続を定むること。

而して各物資の価格の公定に付ては、原材料、資金、運賃、利潤等価格構成の各要素毎に戦時下に於て適正とすべき原価計算を行ひ物価基準に照応せしむること。

此の場合に於て機械的原価計算主義に依るときは、或は物価を高位に齎すの傾向あるべきを以て、同時に之に達観的検討を加へ、且物価相互間の均衡を考慮し戦時物価基準の維持に務むること。

(2) 原価計算に当りては、中庸生産費主義を以て原則とするも、特殊の場合に於ては適當なる調整を加ふること。

(3) 価格公定後に於て原価に或る程度を超ゆる変化を生じたる場合には、一定の準則に基き其の公定価格を改定すること。

(4) 価格の公定は原則として、生産者乃至輸入者より最終消費者に至る迄の各段階に於ける価格に付之を行ふこと。

(5) 公定価格は最高価格とすること。

出典：全国価格査定協議会「一九五一『価格査定制度史』」日本証券新聞社、附

史料六 「価格等統制令第七條ノ規格ニ依ル額ノ指定ニ関スル件」

一五物三第三七四号

昭和十五年七月八日

物価局次長 新谷利広

知事殿

価格等統制令第七條ノ規格ニ依ル額ノ指定ニ関スル件

陶磁器製品中飲食用品ノ内愛知県及岐阜県産ノ飯茶碗、井、皿、湯呑
番煎茶碗並ニ三重県産ノ湯呑、番煎茶碗ニ付テハ、近々商工省告示ヲ
以テ公定価格指定相成可キ見込ニ有之候処別表ニ揚グル品目ニ付テハ價
格等統制令第七條ノ規定ニ依リ貴官ニ於テ額ノ指定相成同令施行規則第
一二條ノ規定依命此段及通牒候也

追テ額ノ設定ニ当リテハ左記ニ依リ処理相成度シ

一、販売価格ハ左記ニ送付シタル前記品目ニ関スル価格形成中央委員会
答申ヲ参照ノ上原則トシテ指定期日(九、一八)ニ於ケル価格ヲ越
エザル額ヲ以テ之ヲ結〔決〕定スルコト

二、販売価格ハ工業組合販売価格卸売業者販売価格及小売業者販売價
格ノ三段階トスルコト

イ、工業組合販売価格ハ工業組合ノ共同販売価格(倉庫ヲ含ム)渡
シ裸値段トスルコト。但シ工業組合ノ今夕設立ナキ向ハ差当リ、
製造業者販売価格トシ差支ヘナキモ可及的速ニ工業組合ノ共同
販売シナサムル様督励相成度シ

ロ、卸売業者販売価格ハ小売業者ノ店先渡し価格トシ、其ノ産出ハ
工業組合販売価格(製造業者販売価格)ニ、二〇%乗ジテ得タ
ル額及ビ荷造費包装費及ビ運送賃ヲ加算シタル額トスルコト

ハ、小売業者販売価格ハ小売業者ノ店先渡し裸値段トシ其ノ産出ハ

卸売業者販売価格ニ四五%ヲ乗ジテ得タル額ヲ加算シタル額ト
シ錢ニ満タザル端數ハ之ヲ四捨五入スルコト

二、工業組合販売価格ヲ定メタル時ハ製造業者販売ハ工業組合販売
価格ヲ一・〇五ヲ以テ除シテ得タル額トスルコト

三、製品ノ等級ハ日陶連ノ定ムル所ニ依ルコト

右決定ニ当リテハ同連合会ト打合せ相成度シ

四、製品ノ規格(寸法、品名、品質)ハ可及的整理統合スルコト

五、上絵付ヲナス向ハ絵付料ヲ規定スルコト

六、製品ハ製造業者(工業組合ヲ含ム)記号ヲ刻印シ又ハ本焼トルコト

七、消費品ニ於ケル卸売業者販売価格ハ生産県ノ卸売業者販売価格(荷
造費、包装費及運送賃ヲ控除シタルモノ)ニ消費品迄ノ荷造費、包

装費及運送賃ヲ加ヘタルモノニ二五%ヲ乗ジテ得タル額ヲ加算シタ
ル額トシ小売業者販売価格ハ右卸売業者販売価格ニ四五%ヲ乗ジテ

得タル額ヲ加算シタル額トスルコト

八、物価共通地区内ノ道府県及地区外ノ道府県トイエドモ、需給調整上
特別ノ関係アル道府県トハ必ず事前ニ打合せヲナシタル上価格ヲ結

〔決〕定スルコト

九、貴官ニ於テ額ノ指定ヲナシタル時ハ速ニ本省ニ報告スルト共ニ各道
府県ニ之ヲ通報スルコト

別表

蓋物、灰皿、菓子鉢、水盤、火鉢、重箱、神陶器、花生、箸立、摺鉢、
玩具、石鹼入、無釉ノ土瓶及急須、貯金函、片口、行平、鍋

(佐賀県窯業指導所「用箋を使用」)

出典：富永和弘氏所蔵文書

史料七 「内地向陶磁器配給統制要綱」

内地向陶磁器配給統制要綱（昭和十六年七月五日）

- 一、配給統制ヲ行フベキ陶磁器ハ差当リ中央ニ於テ公定価格ノ設定セラレタル陶磁器製飲食物容器トスルコト
- 二、日本陶磁器工業組合連合会（以下日陶連ト称ス）ハ組合員又ハ所属組合員ノ製品ヲ一括シ之ヲ関係ノ産地卸商業組合ニ共同販売スルコト
但シ日本陶器株式会社、東洋陶器株式会社及名古屋製陶株式会社ノ製品ニ限り之ヲ直接消費地卸商業組合ニ共同販売スルコト
- 三、産地卸商業組合ハ関係工業組合ノ製品ヲ日陶連ヨリ共同購入シ之ヲ商工省ノ指示セル総合的配給計画及陶磁器需給協議会ノ決定ニ基キ各地方別消費地卸商業組合ニ共同販売スルコト
此ノ場合組合事業ヲ適宜所屬組合員ニ代行セシメ得ルコト
- 四、消費地卸商業組合ハ各産地卸商業組合又ハ日陶連（日本陶磁器株式会社、東洋陶器株式会社及名古屋製陶所ノ製品ニ限ル）ヨリ共同購入ヲナシ之ヲ小売商業組合及百貨店ニ共同販売スルコト
此ノ場合組合事業ヲ適宜所屬組合員ニ代行セシメ得ルコト
- 五、小売商業組合ハ各地方庁ニ於テ考慮中ノ生活必需品配給機構整備方針ニ基ク商業組合整備ノ上ハ之ニ共同販売スルコトトスルモ差当リ消費地卸商業組合組合員ヨリ地区内小売商ニ販売スルコト
- 六、産地卸商業組合及消費地卸商業組合間ノ利益配分率ハ陶磁器需給協議会ニ於テ決定スルコト
- 七、産地卸商業組合及消費地卸商業組合ヲ一丸トシ陶磁器卸商業組合連合会ヲ結成シ且右連合会ニ産地及消費地別ノ部会ヲ設ケ統制、連絡

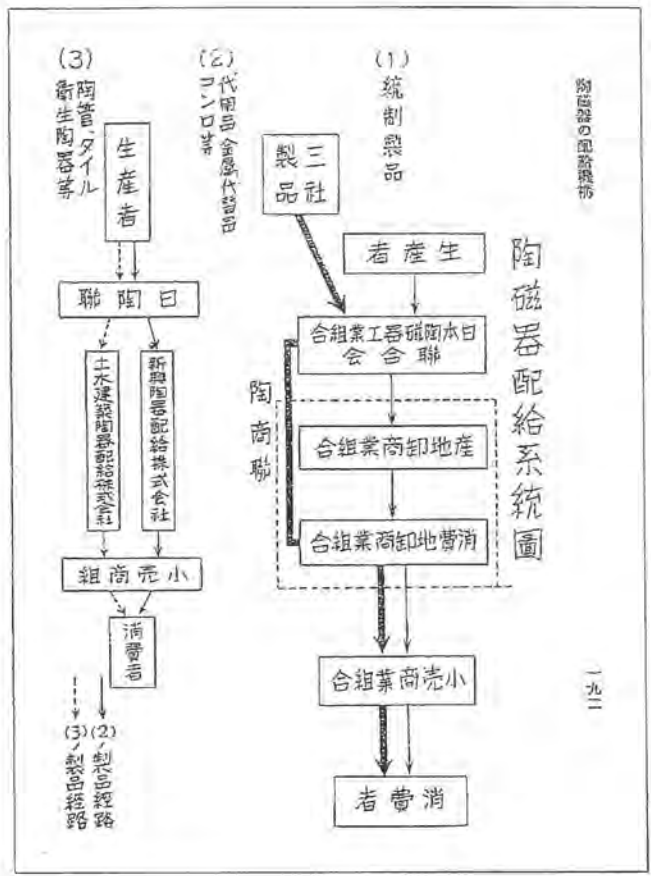
ニ当ラシムルコト

- 八、陶磁器配給ノ円滑ヲ図ルタメ商工省関係官、日陶連代表者、陶磁器卸商業組合連合会代表者、陶磁器小売関係商業組合代表者、百貨店組合代表者及其ノ他学識経験者ヲ以テ陶磁器需給協議会ヲ設置スルコト

- 九、陶磁器需給協議会ハ陶磁器ノ生産ニ関スル事項、配給ニ関スル事項、製品格付ニ関スル事項、公定価格ノ遵守励行ニ関スル事項其ノ他陶磁器ノ需給ニ関スル事項ニ付協議スルコト

出典：商工組合中央金庫 一九四三「再編成下の配給機構 第一輯 調査資料」
P 一九〇～一九一

史料八 「陶磁器配給系統圖」



出典：商工組合中央金庫 一九四三『再編下の配給機構第一輯調査資料』、P 一九二

史料九 「日本陶磁器工業組合連合会定款」より抜粋（第九十二条ノ三）
十三、第五百七七条

第五章 事業及其ノ執行

第三節 検査及取締

第一款 検査

第二款 取締

第三款 公定価格品ノ格付及検査

第九十二条ノ三 本会ハ公定価格ノ指定アリタル製品（以下公定価格品ト称ス）ニ格付委員会ヲ置キ当該製品ノ格付ヲナス

第九十二条ノ四 格付委員会ハ之ヲ中央格付委員会、地方格付委員会及品種格付委員会ノ三種ニ分チ各左ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

中央格付委員会

一、本会及所屬組合役職員中ヨリ若干名

一、陶磁器工業ニ関スル学識経験アル者ヨリ若干名

地方格付委員会

一、中央格付委員中理事長ノ指名シタル者

一、所屬組合役員中ヨリ若干名

一、陶磁器工業ニ関スル学識経験アル者ヨリ若干名

品種格付委員会

一、中央格付委員中理事長ノ指名シタル者

一、当該品種ノ生産者ヨリ若干名

一、陶磁器工業ニ関スル学識経験アル者ヨリ若干名

格付委員ハ理事長之ヲ囑託又ハ任命ス

中央格付委員会ノ委員長ハ統制部長ヲ以テ之ニ充テ地方格付委員会及品種格付委員会ノ委員長ハ理事長之ヲ指名ス

委員長ハ会務ヲ処理シ會議ノ議長トナル委員長事故アルトキハ他ノ委員之ヲ代理ス

第九十二条ノ五 中央格付委員会及品種格付委員会ハ之ヲ本会ニ置ク

地方格付委員会ハ所属組合毎ニ之ヲ置ク但シ必要アルトキハ二組合以上ノ單位トシテ之ヲ置クコトヲ得

第九十二条ノ六 格付委員会ニ参与ヲ置キ意見ヲ求ムルコトヲ得参与ハ理事長之ヲ囑託ス

第九十二条ノ七 格付委員会ハ各左記事項ニ付審議ス

中央格付委員会

一、昭和十五年十月十一日商工省告示第六百九号第一ノ二十五及第

二ノ二十一ニ依ル指定ニ関スル事項

一、地方格付委員会及品種格付委員会ノ指導ニ関スル事項

一、其ノ他中央格付委員会ニ於テ行フヲ適當ト認メタル事項

地方格付委員会

一、当該組合ノ地区内ニ於テ生産スル公定価格品ニシテ地方別ニ処理スルヲ適當ト認メタルモノノ格付ニ冠スル事項

理スルヲ適當ト認メタルモノノ格付ニ冠スル事項

品種格付委員会

一、地方別処理ニ依ラズシテ品種別ニ統一シ処理スルヲ適當ト認メタルモノノ格付ニ冠スル事項

タルモノノ格付ニ冠スル事項

公定価格品ニ関シ其ノ所属スベキ委員会ノ種類ハ価格ノ指示アリタル

都度前項に基キ理事長之ヲ指定ス

第九十二条ノ八 地方格付委員長ハ必要ニ応ジ別ニ定ムル員數ノ諮問委員ヲ置クコトヲ得

第九十二条ノ九

第四十四条第二項、第四十五条ノ四ノ規定ハ格付委員会ニ之ヲ準用ス

第九十二条ノ十

公定価格品ノ格付ニ付テハ第八十四条及第八十五条ノ

規定ニ拘ラズ左ノ標準ニ依リ之ヲ行フ但シ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキハ別ニ標準ヲ定ムルコトヲ得

磁器製品（第四十九条ニ依ル分類中第一種ニ属スルモノ）

(一)「上」ノ製品

一、形状正シク瑕疵損傷等ナク焼上リ完全ナルモノ

一、焼成火度摂氏一三五〇度程度ノモノ又ハ之ニ及バザルモ同等ノ品位ヲ有スルモノ

(二)「中」ノ製品

一、「上」ニ及バザルモ形状正シク瑕疵損傷等ナク焼上リ完全ナルモノ

(三)「並」ノ製品

一、「上」又ハ「中」及バザルモ尚「中」ニ準ジ品位良好ナルモノ

(四)「上」ノ製品

一、木目又ハ手挽等素地ニ特殊ノ技巧ヲ加ヘタルモノ又ハ素地及釉葉ニ特殊ノ技巧ヲ加ヘタルモノニシテ品位良好ナルモノ

(五)「中」ノ製品

一、色釉、嵌入釉葉ニ特殊ノ技巧ヲ加ヘタルモノ又ハ之ト同等以上ノ品位ヲ有スルモノ

(六)「並」ノ製品

一、無地、染付等普通ノモノ

第九十二条ノ十一

所属組合又ハ其ノ組合員ハ格付ニ対シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第九十二条ノ十二

所属組合又ハ其ノ組合員ハ公定価格品毎個二本会ノ指定スル組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要

第九十二条ノ十三

所属組合又ハ其ノ組合員ハ公定価格品毎個二本会ノ指定スル組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要

第九十二条ノ十四

所属組合又ハ其ノ組合員ハ公定価格品毎個二本会ノ指定スル組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要

第九十二条ノ十五

所属組合又ハ其ノ組合員ハ公定価格品毎個二本会ノ指定スル組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要

第九十二条ノ十六

所属組合又ハ其ノ組合員ハ公定価格品毎個二本会ノ指定スル組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要

第九十二条ノ十七

所属組合又ハ其ノ組合員ハ公定価格品毎個二本会ノ指定スル組合記号及工場番号ヲ本焼ニ於テ捺印又ハ刻印スルコトヲ要

第九十二条ノ十八

ス但シ本会ノ承認ヲ得タルトキハ当該工場ノ商標又ハ裏印ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第九十二条ノ十三 公定価格ニ付テハ第八十六条ノ規定ニ拘ラズ別記様式ニ定ムル検査格付証票又ハ印章ヲ製品毎個ニ貼付若ハ押捺ス
第八十六条ノ二ノ規定ハ検査格付証票及印章ニ付之ヲ準用ス

第十二章 雜則

第一百五十七条 本会ノ使用スル印章証票及投票用紙ノ雛形左ノ如シ

第九十二条ノ十三別記

一、第六十九条に掲ゲタル製品中公定価格ノ指定アリタル製品ニ用フルモノ検査格付証票又ハ印章

上ノ製品	紫地ニ白地
中ノ製品	緑地ニ白地
並ノ製品	黒字ニ白地
不合格ノ製品	赤字ニ白地



上、中、並、不合格ヲ入レルコト

出典：日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇「昭和十五年十一月 定款及統制規定」

史料一〇 「日本陶磁器工業組合連合会定款」より抜粋（第四十六条、第四十八条、第八十六条、第八十六条ノ二）

第五章 事業及其ノ執行

第二節 統制

第一款 総則

第四十六条 本会ハ統制ヲ確保スル為左ノ製品ニ付別記統制証紙ヲ発行シ所属組合又ハ其ノ組合員ニ交付ス

スープレ皿（第四十九条第一項ニ定ムル分類中第一種第二類ニ属スル製品及第三種中硬質陶器及輕質陶器〔白雲陶器ヲ含ム〕ニ属スル製品）

肉 皿（第四十九条第一項ニ定ムル分類中第三種中硬質陶器及輕質陶器〔白雲陶器ヲ含ム〕ニ属スル製品）

ライス丼（第四十九条第一項ニ定ムル分類中第三種中硬質陶器及輕質陶器〔白雲陶器ヲ含ム〕ニ属スル製品）

電気製品（第四十八条に掲ゲタル製品）

所属組合ハ前項製品ニ付施釉前毎個ニ当該統制証紙ヲ転写シタルモノニ非ザレバ之ヲ焼成シ又ハ其ノ組合員ヲシテ之ヲ焼成セシムルコトヲ得ズ但シ特殊ノ事情ニ依リ本会ニ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ
電気製品、硬質陶器及輕質陶器（白雲陶器ヲ含ム）ニ属スルスープレ皿、肉皿、ライス丼ニ付テハ前項ニ依ル統制証紙ノ施釉前毎個ニ本会ノ指定セル製造業者標示記号ヲ捺印又ハ刻印スルコトヲ要ス但シ特殊ノ事情ニ依リ本会ニ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

所属組合又ハ其ノ組合員本会ノ承認ヲ得ズシテ施釉前當該統制証紙ノ転写ヲ為サズ又ハ當該製造業者標示記号ノ捺印又ハ刻印ヲ為サズ若ハ統制証紙ノ不正使用ヲ為シタルトキハ本会ハ當該所属組合又ハ其ノ組

合員ニ対シ第七十条第一項ニ依ル指図ヲ取消シ且爾後ノ割当数量ヨリ
当該違反数量ノ五倍ニ相当スル数量ヲ控除スルコトヲ得

第二款 生産ノ調整

第四十八条 本会ハ左ノ製品ニ付生産ノ調整ヲ為ス

(珈琲碗、珈琲皿、スープ皿、肉皿、土瓶、乳入、砂糖入、電気製
品、陶管、加工完成品、硬質陶器タイル、其ノ他ノタイル、衛生陶
器、玩具類其ノ他)

公定価格ノ指定アリタル製品

第三節 検査及取締

第一款 検査

第八十六条 検査済ノ製品又ハ包装荷造ニ対シテは別記様式ニ定ムル檢
査章証票又ハ検査印章ヲ製品又ハ包装荷造ノ外装ニ貼付又ハ押捺ス但
シ不合格ノ製品中甚シク不良ナルモノ及不合格ノ包装荷造ハ之ヲ廃棄
ス

所屬組合ハ前項ノ破棄ヲ拒ミ又ハ其ノ組合員ヲシテ拒マシルコトヲ得
ズ

第八十六条ノ二 所屬組合ハ前条ノ検査証票及検査印章ヲ不正ニ使用シ
又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ偽造、変造シ若ハ偽造、変造シタル検査証
票及印章ヲ使用シ又ハ組合員ヲシテ之ヲ為サシムルコトヲ得ズ

出典…日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇「昭和十五年十一月 定款及統制

規定」

史料一 「価格等統制令ニヨル価格並料金決定品種共同販売及共同受
註事業規則」

(表紙)

昭和十五年八月

価格等統制令ニヨル

価格並料金決定品種共同販売及共同受註事業規則

瀬戸陶磁器工業組合

公定価格並協定値段決定品種共同販売及上絵焼付

共同受註事業規則

第一 条 価格等統制令ニヨル公定価格並協定値段及料金決定品種ニ
製品ニ付テハ商工省並監督官庁ノ指示ニ遵ヒ、本組合ニ於テ共同販売
及共同受註ヲ実施スルモノトス

第二 条 公定価格並協定値段決定品種ヲ以下価格決定品種ト称ス

第三 条 第一条ニヨル共同販売及共同受註ヲ為ス製品ニ付、本組合

ニ格付委員会ヲ設置シ当該製品ノ格付ヲ行フ

第四 条 格付委員ノ選任ニ付テハ本組合定款第百八十八条ニ準拠シ

左ノ各号ニヨリ理事長ニ於テ選任スルモノトス

一、役職員中ヨリ 若干名

二、陶磁器工業ニ関スル学識、経験アル者ヨリ若干名

格付委員会ノ会長ハ理事長ヲ以テス

格付委員ノ任期ハ二箇年トス 但シ再選ヲ妨ゲズ

補欠ニヨリ選任セラレタル委員ノ任期ハ前任者残任期間トス

増員ニ依リ選任セラレタル委員ノ任期は改選ノ際ヲ以テ満了スルモノ

トス

第五 條 格付委員会ニ参与若干名ヲ置キ其ノ意見ヲ求ムルコトヲ得

参与ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ理事長之ヲ囑託ス

一、日本陶磁器商業組合連合会又ハ生産地陶磁器商業組合ノ推薦セル

モノ

二、六大都市陶磁器商業組合連合会又ハ消費地陶磁器商業組合ノ推薦

セルモノ

参与ノ任期ハ格付委員ノ任期ニ準ズルモノトス

第六 條 理事長必要ニ応ジ格付委員ヲ招集シ、組合員ノ生産セル当

該製品ノ格付ヲ行フ格付委員会ノ議長ハ会長ヲ以テシ、会長支障アル

トキハ他ノ格付委員之ヲ代理ス

代理ノ順位ハ格付委員ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

第七 條 公定価格ニ段階ノ設ケアル場合ノ格付ニ付テハ定款第百九

條

(一)ノ各号ノ規定ニヨリ合格シタモノニ付、左ノ標準ニ依リ之ヲ行

フ

一、磁器製「上」ノ製品

形状正シク瑕疵損傷等ナク焼上リ完全ナルモノ

焼成火度摂氏一、二五〇度程度ノモノ、又ハ之ニ及バザルモ同等

ノ品位ヲ有スルモノ

二、磁器製「中」ノ製品

「上」ニ及バザルモ形状正シク瑕疵損傷等ナク焼上リ完全ナルモ

ノ

三、磁器製「並」ノ製品

「上」又ハ「中」ニ及バザルモ尚「中」ニ準ジ品位良好ナルモノ

四、陶器製「上」ノ製品

木目又ハ手挽等素地ニ特種ノ技巧ヲ加ヘタルモノ、又ハ之ト同等

以上ノ品位ヲ有スルモノ

五、陶器製「中」ノ製品

色釉嵌入釉薬ニ特殊ノ技巧ヲ加ヘタルモノ、又ハ之ト同等以上ノ

品位ヲ有スルモノ

六、陶器製「並」ノ製品

無地、染付等普通ノモノ

第八 條 組合員価格決定品種ヲ生産セントスルトキハ其ノ素地（施

釉前）ニ本組合所定ノ原産地標示記号及工場番号ヲ捺印又ハ刻印為シ

タル上焼成スベシ

組合員価格決定品種ニ付テハ定款第三十七条別表第十号ニ所定サレタ

ル規格ニヨル寸法内ノ製品ニ関シテハ規格外ノ製品ヲ生産スルコトヲ

得ズ

第九 條 組合員価格決定品種ヲ生産又ハ共同受託為シタル場合ハ其

ノ製品ヲ全部本組合共同販売所倉庫ヘ搬入スベシ（上絵焼付品種ヲ除

ク）前項ニヨリ本組合倉庫ヘ搬入セラレタル製品ニ付テハ第七条ノ規

定ニ基キ本組合ノ格付委員会ニ於テ当該製品ノ格付ヲ為シ、該格付価

格ヲ以テ本組合ニ於テ共同販売ナスモノトス

組合員前項ノ格付ニ異議ヲ申立テル事ヲ得ズ

第十 條 組合員価格決定品種ニ付本組合ノ行フ所ノ格付ヲ拒ミ、又

ハ直接販売為ス事ヲ得ズ

組合員第九条ニヨル販売代金又ハ上絵焼付料金ヲ直接集金、若シクハ

当該品ヲ見返リトシテ金員ノ借り受けヲ為ス事ヲ得ズ、但シ本組合理

事長ノ指図（集金指圖書）ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニアラズ

前各号ノ規定ハ各部ニ之ヲ準用ス

第十一 條 売掛代金ハ毎月十日及二十五日（二月ニ限り十日ト二十三

日）ヲ締切日ト定メ請求スルモノトス

第十一「ママ」条 第九条ニヨル製品代金ノ支払ニ付テハ商工省ノ定ム

ル生産者価格ニ基キ当該品ノ支払額ヲ算定シ、毎月十五日及末日ノ二

回ニ之ヲ支払フモノトス

支払勘定ニ付テハ毎勘定期日ノ二日前ヲ締切日ト定メ之ヲ精算ナスモ

ノトス

第十三条 本則ニ規定ナキ事項ニ付テハ總テ本組合ノ定款ニ準拠シ之ヲ

執行スルモノトス

第十四条 商工省並監督官庁ノ指示アリタル場合ハ其ノ事項ガ本組合ノ

定款及本則ニ規定ナキ事項ト雖モ当該指示ニ基キ業務ヲ執行ス

組合員前項ニ関シテハ之ヲ遵守スベシ

第十五条 組合員本規定ニ違反シ又ハ本事業ヲ防ルガ如キ行為アリタル

場合ハ本組合定款ノ定ムル所ニヨリ之ヲ処理スルモノトス

出典…瀬戸市史編纂委員会 二〇〇七『瀬戸市史 資料編六 近現代2』、P

四八二～四八四愛知県陶磁器工業協同組合所蔵

史料一二 藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書(一)

藤工発第二七七号

昭和十五年八月二十四日

藤津陶磁器工業組合

富永重平 殿

拝啓 残暑尚厳しい折柄愈々御清栄の段大賀候 陳者

本組合原産地表(ママ)示記号(工業組合記号)並に製造業者標示記号は八月十九日總會の決議に基づき日本陶磁器工業組合連合会の諒解を得左記の如く決定仕り候間公定価格品に施釉前毎個に捺印又は刻印したるものを焼成相成度此段及御通知申候

尚其他の製品に就ても近く公定価格制定を見る可き由に付公定価格品同様原産地標示記号及製造業者標示記号毎個に捺印又は刻印にて表(ママ)示さるゝが必要に存せざる候間此段申添候

追而 製造業者記号番号も八月十九日總會の決議により貴殿に決定せる番号に付御左様□□□□(御承知□)成度候

☐1 ☐ハ本組合原産地表(ママ)示記(工業組合記号)下部ノ番号

ハ製造業者記号番号

二伸

尚以上の二様記号の外製造業者「マーク」表(ママ)示は差支無候間

併テ申添候

例へば

史料一三 「公定価格品格付規定」

公定価格品格付規定

沿革昭和十五年 月 日設定認可 *1

肥 1
 大源六製
 以上
 1 1
 出典：富永和弘氏所蔵文書

第一条 公定価格品ノ格付ニ付テハ定款第九十二条ノ三乃至第九十二条ノ十三ニ依ルノ外本規定ニ依リ之ヲ行フ

第二条 公定価格品ニ付テハ格付委員会ニ於テ格付標準品ヲ決定シ上之ヲ本会所属組合ニ常備ス

第三条 所属組合又ハ其ノ組合員製品ノ格付ヲ受ケントスルトキハ本会ノ指示ニ基キ予メ 製品ヲ選別ノ上之ヲ指定ノ場所ニ整理シ格付請求書ヲ本会ニ提出スベシ

第四条 本会前条ノ申請ヲ受ケタルトキハ第二条ノ標準ニ基キ現品ヲ点検格付ヲ為シ之ヲ所定ノ検査格付証票又ハ印章ヲ貼付又ハ押捺ス

第五条 格付委員会ハ必要ニ応ジ委員中ヨリ常任委員ヲ選出シ格付委員会ノ職務ヲ代行セシムルコトヲ得

第六条 定款第九十二条ノ十二但書ニ依ル商標又ハ裏印ヲ使用セントストキハ予メ其ノ商標又ハ裏印ヲ本会に届出デ登録ヲ受クベシ

*1 月日空欄

出典：日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇「昭和十五年十一月 定款及統制規定」

史料一四 「日本代用品工業総覧」

日本代用品工業総覧
日陶聯指定代用品製造者登録名簿

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
湯タンポ		
二	瀬三二九	加藤助五郎
三	〃九二五	水野 達實
一九	〃五六〇	柴田 光重
一	〃八二八	宮崎製陶所
一六	〃二五〇	加藤盛之助
五六	〃二六七	加藤 利治
六一	〃九一九	山壽製陶所
五九	〃五三八	後藤 昇
六〇	〃四四一	加藤三千三
六三	〃六九八	二宮 巧雄
六二	〃三九二	加藤 祀之
六五	瀬六九四	成田 輝一
六六	〃六二一	高島 利次
七二	〃二二六	加藤 謙吉
一一三三	〃六〇〇	瀬戸陶器合資会社
八五	〃四一一	加藤初五郎
一三〇	〃五三〇	幸島 寛三
五五	〃四五六	加藤 山松
四八	岐八二三	和泉 國雄

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
五〇	〃八三〇	加藤 廉平
五一	〃七九七	大澤忠次郎
五三	〃八三八	林 菊治
四五	〃八三五	加藤太郎九郎
五二	〃七九五	加藤 作三
三一	〃六六四	川本又兵衛
三二	〃六八六	土本鏡次郎
三九	岐五八五	若尾桑次郎
一九	〃五五七	加藤三喜蔵
一八	〃五六九	加藤 辨十
一七	〃五三八	東 仁三郎
一六	〃五七二	加藤 三郎
一五	〃五五二	加藤甚九郎
一四	〃五八〇	加藤 悦助
一三	〃五六七	水野小平次
一二	〃五五五	加藤長右衛門
一一	〃五六〇	加藤乃木夫
一〇	〃五四二	加藤 海助
〇九	〃五五六	加藤 鶴吉
〇八	〃五六〇	加藤 萬治
〇七	〃五四六	加藤啓一郎
〇六	〃五四七	加藤 航三
〇五	〃五四三	加藤 菊平

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
一〇四	〃五三二	加藤 愛助
一〇三	〃五三六	東 康治
一〇二	〃五七九	加藤福次郎
一〇一	〃五六五	加藤 利平
一〇〇	〃五六八	山内 一郎
九九	〃五五八	加藤丈右衛門
九八	〃五四五	加藤 宏三
九七	〃五三七	東善右衛門
九六	〃五四九	加藤 重雄
九五	〃五七三	加藤 正
九四	〃五七七	加藤 宗雄
九三	〃五七八	加藤 鎌次
九二	〃五七一	加藤 鎌吉
九一	〃五三四	加藤虎之助
九〇	〃五七五	加藤 玉一
八九	〃五四一	加藤 軍一
一一〇	〃五七四	加藤墨九郎
一一一	〃五七六	加藤九郎兵衛
一一二	〃五五三	加藤清右衛門
一一三	萬七六	笹岡 清吉
一一	〃一二九	森 欽太郎
一〇	〃一四〇	伊藤 宗吉
五四	〃五六	館 寅次郎

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
五七	〃一六	安井 重夫
八六	〃八二	伊藤 常吉
八七	〃一四四	三ツ引製陶所
七五	肥二八	光武 貞一
七六	〃二六	野口 光夫
七七	肥五一	外尾 久太
七八	〃五〇	平野 辰二
八八	京	山田 郁郎
魚焼網		
一〇	瀬五三八	後藤 昇
一一	〃六九四	成田 輝一
一二	〃五	秋田竹三郎
一三	〃八八五	河合金次郎
九	〃四四一	加藤三千三
七四	〃四三五	加藤 眞清
七一	〃二五〇	加藤盛之助
八四	〃九三一	杉田 銀一
二九	萬七五	水谷半兵衛
壽喜焼鍋		
六	瀬二六〇	加藤佐久衛
三四	〃八八三	高島 徳松
六四	〃九一九	山壽製陶所
一二五	瀬八八七	安藤伸五郎

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
四三	N 16	日本特殊窯業株式会社
五八	N 8	瀬榮合資会社
飯蒸器		
一八	〃	〃
四九	岐八二三	和泉 國雄
六八	瀬九一九	山壽製陶所
六七	〃四三五	加藤 眞清
ロストル		
四六	萬一五九	丹部 憲吉
四一	N 1	日本陶器株式会社
耐火サナ		
四四	N 16	日本特殊窯業株式会社
八〇	岐七七七	水野 浩
八一	大六	明石特殊窯業社
一二四	N 1	日本陶器株式会社
火起シ		
一四	瀬四三五	加藤 眞清
一七	〃二五〇	加藤盛之助
手洗器		
三五	〃八〇八	水野 甚蔵
三二	萬八七	藤井平治郎
四	〃八五	熊本貞次郎
五	〃一四四	三ツ引製陶所

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
一二七	瀬四一七	加藤 英雄
瓦斯用鍋		
七	〃二六〇	加藤佐久衛
七三	〃三三六	加藤 謙吉
八一	〃九一九	山壽製陶所
八三	萬八五	熊本貞次郎
霧吹		
八	瀬五三八	後藤 昇
吸入器		
一五	〃二五〇	加藤盛之助
瓦斯七輪及粹		
三七	品一九二	曾根團三郎
二四	萬八二	伊藤 常吉
二八	〃一五九	丹部 憲吉
二五	萬一五	加藤勝三郎
二六	〃九二	黒田丹次郎
二三	〃四〇	山本 貞二
七九	〃八五	熊本貞次郎
四七	N 17	高村新十郎
四二	N 16	日本特殊窯業株式会社
四〇	N 1	日本陶器株式会社
六九	瀬二六〇	加藤佐久衛

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
二七	信185	帝国耐熱陶器研究所
七〇	京六三	西村源一郎
煉炭ストーブ		
三〇	信194	小西清三郎
三六	萬一五九	丹部 憲吉
三八		片岡 武正
如露		
一二六	萬七六	笹伊製陶所
釜		
一二八	瀬九一九	山壽製陶所
一二九	〃二六〇	加藤佐久衛
湯タンポ		
一三八	〃七五三	井上製陶所
魚焼網		
一三七	萬一一四	宮島 芳平
湯タンポ		
一三一	岐五四八	加藤 鑛三
釜		
一三二	瀬九三四	興亜特殊窯業株式会社
湯タンポ		
一三三	〃八八九	李 八文
瓦斯用鍋		
一三四	萬一四三	藤井品一郎

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
湯タンポ		
一三五	岐五七〇	加藤秋次郎
一三六	〃七九〇	林 順三
魚焼網		
一三七	萬一一四	宮島 芳平
湯タンポ		
一三八	瀬七五三	井上製陶所
一三九	〃四七八	加藤禮太郎
飯蒸器		
一四〇	萬七	熊本 末松
瓦斯用鍋		
一四一	瀬二八四	加藤 三治
壽喜焼鍋		
一四二	〃	〃
湯沸土瓶		
一四三	瀬九三四	興亜特殊窯業株式会社
湯タンポ		
一四四	〃一七五	加藤 薫
一四五	〃二〇九	加藤久太郎
一四六	〃六二六	高島 八郎
一四七	〃五六二	柴田安五郎
一四八	〃二二六	加藤 秋一
一四九	〃三二二	加藤 庄平

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
一五〇	岐七六五	林 専三
飯蒸器		
一五一	萬一四一	宮島 芳平
湯タンポ		
一五二	瀬二九	磯村範次郎
魚焼網		
一五三	〃四七八	加藤禮太郎
一五四	〃二六〇	加藤佐久衛
釜		
一五五	〃二四八	加藤 三治
飯蒸器		
一五六	㊦八七	藤井品一郎
鍋		
一五七	〃一一四	宮島 芳平
菰編器		
一五八	瀬二五〇	加藤盛之助
飯蒸器		
一五九	㊦一一四	宮島 芳平
臺十能		
一六〇	〃一五九	丹部 憲吉
鍋		
一六一	岐二四一	柴田 一蔵

登録番号	生産地並 生産者番号	登録者氏名
足焙り		
一六一	㊦一四三	藤井品一郎
湯タンポ		
一六二	瀬八四三	矢野 美幸
一六三	〃一六	岩下 太平
一六四		
火 起		
一六五	瀬二六〇	加藤佐久衛
瓦斯七輪		
一六六	七〇三	柿本眞太郎
一六七	七〇二	竹内美太郎
瓦斯七輪及下枠		
一六八	瀬五〇	伊藤 鑑治
瓦斯七輪		
一六九	〃九一九	加藤 壽保
一七〇	〃九三四	興亜特殊窯業株式会社
一七一	〃六〇〇	瀬戸陶器合資会社
瓦斯七輪及下枠		
一七二	イ二六	山本 忠重
一七三	㊦七四	深田政太郎
一七四	瀬二四八	加藤 三治
瓦斯七輪		
一七五	〃二五八	加藤 五平

出典：松平有光 一九四三『日本代用品工業総覧』生産と配給社、P二八三

史料一五 「公定価格品原産地表示記号ニ代フルニ□〔雑カ〕号等取扱
ニ関スル件通牒」

15.12.24

富永重平殿

公定価格品原産地表示記号ニ代フルニ□〔雑カ〕号等取扱ニ関スル件
通牒

右は要するに貴工場「マーク」よを申請すれば 工場記号の□の「マ
ク」の転写不要となる事になります
右申請書用紙同封致しおきますれば御希望ならば左様取置候
但し「マーク」は実物大の押印を捺印下さい
同封書類は相違なく返送せられたし

(「藤津陶磁器工業組合」用箋を使用)
出典…富永和弘氏所蔵文書

史料一六 藤津陶磁器工業組合より富永重平宛て文書(二)

佐賀県藤津郡塩田町
藤津陶磁器工業組合

富永重平殿

拝啓酷寒の砌り御工場益々御清栄の叙奉大賀候 陳者先般御申請相成候
◎商標裏印認可申請書

書式変更により同封書類に記入再申請相成度此段の通知候也
尚申請料は徴収せざる事に存候
商工省登録者に候はば 商標の□□参考のため御記入方願上候(過
去ニ於ケル経過□)

(「藤津陶磁器工業組合」用箋を使用)
出典…富永和弘氏所蔵文書

史料一七 「商標裏印出願申請書」

1			2			3			実物商標裏印 (備考硬質陶器タイル実物商標裏印ハ別紙ニ押印スベシ) □六年七月二十日	申請者 氏名印 住 所 ※ 佐賀県嬉野町 富永重平 印	所属組合 藤津郡陶磁器工業組合	届出月日 ※ 昭和十五年十二月二十八日	受付月日 昭和十六年一月十五日	商標裏印出願申請書 受付 番号 商裏受第一七号	者印 受付	印
4			5			6						者印 受付	印			
7			8			9						者印 受付	印			

(「申請者」欄に「入金済 16. 1. 15日陶連」朱ゴム印)
 出典：富永弘和氏所蔵文書

史料一八 「商標裏印出願申請書」

申請者 氏名印 住 所 ※ 佐賀県嬉野町 富永重平	所属組合 藤津郡陶磁器工業組合	申請月日 ※ 昭和十五年十二月二十八日	受付月日 昭和十六年一月十五日	登録手数料 納入年月日 昭和十六年一月十五日	使用権料 入金年月日 昭和十六年七月四日	商標裏印認可申請書 受付 番号 商裏受第一七号	者印 受付	印		
		本商標ハ過去ニ於ケル経過 ※ 商標登録 登録年月日 年 月 日 番 号 第 号		※ 本会登録 年月日 年 月 日 番 号 第 号		※ 其ノ他ノ事項		登録月日 昭和十六年七月廿日	登録番号 商裏第一五号	寸法大小ヲ問ハズ
		右記商標裏印ノ使用権ヲ認許ス 昭和十六年七月廿日		日本陶磁器工業組合連合会 理事長 羽生 雅則 印		※ 印ハ申請者ニ於テ記入ノコト 出典：富永弘和氏所蔵文書				

出典：富永弘和氏所蔵文書

史料一九 「商標裏印認可通知書」

16.5.1 □

佐賀県藤津郡塩田町

藤津陶磁器工業組合

富永重平殿

商標裏印認可通知書

御貴殿裏印 込

本日刻印捺印認可相成候条件使用相成ル様此段ノ通知候也

〔藤津陶磁器工業組合〕用箋を使用)

出典…富永和弘氏所蔵文書

史料二〇 「共同販売事業要項」

(表紙)

「昭和十六年四月二日(後筆)」

共同販売事業要項

瀬戸陶磁器工業組合

共同販売事業要項

第一 価格等統制令ニヨル販売価□(格)又ハ料金決定品種及本組合ニ於テ共同販売ヲ必要ト認メタル製品ニ付テハ、商工省並ニ監督官庁ノ指示ニ遵ヒ共同販売並ニ共同受註ヲ実施ス

第二 商工省ニ於テ定メラレタル公定価格品種及日本陶磁器工業組合連合会ノ共同販売品種ニ付テハ、本組合ハ同連合会ノ規定(程)ニ基キ共同販売並ニ共同受註ヲ行フ

愛知県公定価格品種及前項以外ノ共同販売品種ニ付テハ本組合ニ於テ共同販売並ニ共同受註ヲ行フ、但シ(停)品種及左ニ掲ゲタル部ノ關係品種ニ付テハ本要項トハ別ニ之ヲ行フコトヲ得

製土部

釉薬部

窯道具部

上絵焼付部

加工完成部

製型部

第三 前号但シ書ニヨル品種ヲ除ク他ノ製品ニ付テハ別表ノ分類ニ依リ共同販売ノ事業ヲ行フ

第四 共同販売品種ニ付テハ総テ本組合ニ於テ註文ノ引受ケヲ為シ日本

陶磁器工業組合連合会又ハ本組合所定ノ生産指圖書ヲ、上絵焼付共同
受註品□〔種〕ニ付テハ上絵焼付指圖書ヲ交付ス

組合員前項ニヨル指圖書ヲ受ケズシテ当該品ノ生産又ハ上絵焼付□
〔ヲ〕為スコトヲ得ズ

第五 組合員第四号第一項ニヨル生産指圖書ヲ受ケ公定価格品種ヲ生産セ
ントストキハ、其ノ素地（施釉前）ニ本組合所定ノ組合記号及工場
番号、又ハ日本陶磁器工業組合連合会ノ登録ヲ受ケタル工場名ニ代ル
可キ商標、又ハ裏印ヲ捺印又ハ刻印為シタル上焼成スベシ、但シ本組
合ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限りニアラズ

第六 組合員共同販売品種ヲ生産為シタル場合ハ其ノ製品ヲ本組合ノ倉
庫若シクハ特ニ指定シタル場所ヘ搬入スルモノトス、組合員前項ニヨ
ル外何等ノ名義ヲ以テスルモ他ヘ搬出為スコトヲ得ズ

第七 組合員ノ生産セル公定価格品種及上絵焼付品ニ付テハ日本陶磁器
工業組合連合会定款□〔二〕規定サレタル公定価格品ノ格付及検査ノ
条章ニ依リ当該製品ノ格付及検査ヲ行フ、但シ愛知県公定価格品種ノ
格付ニ付テハ愛知県公報ノ告示ニ基キ之ヲ行ヒ、特ニ本組合ニ於テ当
該品ノ検査ニ対スル規程ヲ設ケタル場合ハ該規程ニ基キ検査ヲ執行ス
組合員前項ニヨル格付及検査ニ対シ異議ノ申立又ハ拒否スルコトヲ得
ズ

第八 共同販売ノ製品ヲ出荷為ス場合、組合員ハ本組合所定ノ出荷案内
書ヲ使用シ、荷受証ヲ直ニ本組合販売課ヘ納付〔提出〕スベシ

組合員前項ノ出荷ニ際シ本組合所定ノ出荷案内書ノ外私箋ヲ使用スル
コトヲ得ズ

第九 共同販売品種並ニ共同上絵焼付受註品種ニ付テハ組合員ハ直接受
註販売及製品代金又ハ上絵焼付料金ノ集金ヲ為シ、若クハ当該製品ヲ
見返リトシテ金具ノ借受ケヲ為スコトヲ得ズ

第十 本組合ハ受註ト同時ニ市内ノ指定商人ノ註文ニ付テハ其ノ註文高
ノ五割以上ニ相当スル額ヲ、其ノ他ノ註文ニ付テハ其ノ註文高全額ヲ

註文保証金トシテ納付ヲ受ケルモノトス、但シ特ニ理事長ニ於テ註文
保証金ノ納付額ヲ軽減又ハ免除為シタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ニヨリ註文ヲ引受ケタル場合ハ日本陶磁器工業組合連合会及〔又
ハ〕本組合所定ノ註文請書ヲ発行スルモノトス

第十一 製品代金ノ支払ニ付テハ毎月八日及二十三日ヲ締切日ト定メ、
八日締切ノ分ハ十五日ニ、二十三日締切ノ分ハ月末ニ本組合ニ於テ生
産者価格ヲ以テ精算シ之ヲ支払フ、但シ締切当日マデニ荷受証ヲ提出
セラレタルモノニ限ル

第十二 売掛代金ノ集金ニ付テハ前号ノ締切ニ準ジ請求書ヲ作成シ、前
号支払日ノ前日迄ニ本組合ニ於テ之ヲ集金ス

第十三 本組合ハ共同販売ニ関シ左ノ委員ヲ置ク

共同販売委員 若干名

第十四 公定価格品種ノ共同販売ニ関シテハ官報又ハ県公報告示ノ生産
者価格ト共同販売価格ノ差額金ヲ以テ一切ノ共同販売経費ニ充當シ、
組合員ヨリ別ニ共同販売手数料ハ徴収セズ

前項以外ノ共同販売品種ニ付テハ本組合定款ニ定ムル所ニヨリ之ヲ徴
収ス

第十五 見込生産ヲ要スル場合ハ本組合共同販売委員会ノ諮問ヲ經テ理
事長之ヲ決シ行フ。

第十六 共同販売ニ関シ商工省又ハ監督官庁ヨリ指示アリタル場合及日
本陶磁器工業組合連合会ヨリ特ニ指示アリタル場合ハ直ニ当該指示ニ
基キ之ヲ実施ス

第十七 新ニ公定価格又ハ料金ノ決定アリタル品種ニ付テハ官報又ハ県
公報ノ告示ニ基キ本要項第三号□〔別〕表ニヨル分類中ヘ追加シ共同

販売ヲ行フ

出典：瀬戸市史編纂委員会二〇〇七『瀬戸市史資料編六 近現代2』、P 四八四
（四八六）愛知県陶磁器工業協同組合所蔵

史料二一 「陶磁器製飲食物容器品目」一覧表

商工省告示第千六百十七号（昭和十六年十一月十七日）
陶磁器製飲食物容器品目一覧表

- 一、蓋無飯茶碗類
飯茶碗、汁椀等
- 二、蓋附飯茶碗類
一二同ジ
- 三、円形井又ハ菓子鉢類
（高サガ直径ノ十分ノ四以上ノモノ）
丸形井、菓子鉢、向附井、腰張井、盃洗等、
朝鮮向井
- 四、異形井又ハ菓子鉢類
（高サガ最長径ノ十分ノ四以上ノモノ）
三二同ジ
- 五、蓋附井類
（高サガ最長径ノ十分ノ四以上ノモノ）
蓋附井、菓子碗、蓋附向附井等蓋附サバル
- 六、円形浅鉢類
（高サガ直径ノ十分ノ四未満十分ノ二、二以
上ノモノ）
浅口井、鉦鉢、高濱皿、鉢皿、向附井等
- 七、異形浅鉢類
（高サガ最長径ノ十分ノ四未満十分ノ二、二
以上ノモノ）
六二同ジ
- 八、蓋附浅鉢類
（高サガ直径ノ十分ノ四未満十分ノ二、二以
上ノモノ）
蓋附浅鉢、蓋附向附等
- 九、円形皿類
（高サガ直径ノ十分ノ二、二未満ノモノ）
丸皿、菓子皿、刺身皿、盃台、敷皿、茶托
等

十、異形皿類

(高サガ最長径ノ十分ノ二、二未滿ノモノ)
九二同ジ

十一、蓋無湯呑類

(高サガ直径ヨリ大ナルモノ)
湯呑、猪口、ノゾキ等

十二、蓋附湯呑類

(高サガ直径ヨリ大ナルモノ)
一一二同ジ

十三、蓋無番煎茶碗類

(高サガ直径ヨリ少ナルモノ)
番茶碗、煎茶碗、猪口、湯冷シ等

十四、蓋附番煎茶碗類

一一二同ジ
番茶土瓶等釣手附ノモノ

十五、土瓶類

爛德利、爛瓶、チロリ、二口爛瓶等

十六、急須類

小深、高濱、銘酒吞等

十七、德利類

蒸碗、一口碗、箸洗等
汁注、ダシ入、醤油注等

十八、盃類

二〇二同ジ
珈琲碗、紅茶碗等手附ノモノニシテ受皿附
ノモノ

十九、蒸碗又ハ一口碗類

クリームスープ、ブリオンカップ等

二十、汁注類

ライス丼、スロップボール、ミキシングボ
ール、フルーツ丼、ティーボール、オートミル、
クープスープ、シュガーボール、ナツピーボ
ール、サラダボール、フィンガーボール等

二一、台附汁注類

二四二同ジ

二二、珈琲碗皿類

クレープ皿、スープ皿、パン皿、ケ
ー

二三、両手附碗皿類

ベーカール

二四、凹形洋皿類

肉皿、クレープ皿、スープ皿、パン皿、ケ
ー

二五、異形洋皿類

ベーカール

二六、楕円皿類

ベーカール

二七、円形洋皿類

ベーカール

二八、異形洋皿類

二七二同ジ

二九、楕円形洋皿類

キ皿、パタ皿等
プラッター、セロリー皿、サラダ皿、サイ
ド皿、ピクルス等

三十、ランチ皿類

皿ノ面ニ仕切ヲ附シタルモノ

三一、凹形盆皿類

水注、コーヒーポット等

三二、異形盆皿類

シュガーポット

三三、後手土瓶類

クリーマー、ジョッキ等
キャッセロール、スープチュエリン、ソ
ースチューリン等

三四、砂糖入類

三六二同ジ

三五、乳入類

(高サガ直径ノ二分ノ一以上ノモノ)
ハイコンポット

三六、凹形野菜鉢類

ローコンポット

三七、楕円形野菜鉢類

グレピーポット、ソースポット等

三八、高形高杯類

グラタン皿、コキール、スーフルケース、
ラーミンケンケース等

三九、低形高杯類

ウワーターカップ、ミルクカップ等

四〇、汁入類

ウワーターカップ、ミルクカップ等

四一、ケース類

ウワーターカップ、ミルクカップ等

四二、手無水呑類

ウワーターカップ、ミルクカップ等

四三、手附水呑類

ウワーターカップ、ミルクカップ等

四四、手附蓋附水呑類

ウワーターカップ、ミルクカップ等

出典：日本陶磁器工業組合連合会一九四二『昭和十七年八月 陶磁器公定価
格格付基準』

史料三二 「和飲食器格付基準」
和飲食器格付基準

等級	主原料	成形法	燃料	摘要
一級	天草級	手造上	松薪又ハ瓦斯	京都産磁器上染錦(手描) ポンチャイナ
二級	〃	〃	〃	京都産磁器上染附(手描) 及上繪附、ポンチャイナ
三級	〃	手造中	〃	京都産磁器中染錦、九谷産染錦(手描)、京都産陶器三島手彫刻、出石焼、青備前 萩焼錦附
四級	〃	〃	〃	京都産磁器中染附(手描)、並錦、青九谷、出石白磁彫刻、三社一級
五級	〃	手造並	〃	九谷産錦附、肥前産上染錦(手描) 三社二級、青備前(無地)、赤備前(彫刻)
六級	〃	〃	〃	京都産磁器並、肥前産上染附(手描)、三社三級、黄瀬戸、犬山焼(百羅漢)
七級	〃	手造	石炭	肥前産中染錦白盛(手描)、九谷産陶器錦附、赤備前(無地)、織部、鉄画、三社四級
八級	〃	〃	〃	肥前産中全面ゴム判隈、九谷産犬山陶器並、会津産染附上、赤津上、三社五級
九級	蛙目級	機械造上	〃	肥前産中染附、愛岐産上染附、犬山焼並、赤津中、品野嵌ノ上、三社六級
十級	〃	〃	〃	肥前産並染附、愛岐産上染附又ハ白地全面上繪、赤津陶器並、会津産中染附

等級	主原料	成形法	燃料	摘要
十一級	〃	〃中	〃	肥前産並、愛岐産上染附又ハ白地上錦附、陶器刷毛目萬古上錦附
十二級	木節級	〃	〃	愛岐産上青筋同白地二單色上繪、会津産並
十三級	〃	〃	〃	愛岐産染附及青筋中級品、単色色釉萬古上
十四級	〃	〃並	〃	愛岐産並萬古中
十五級	〃	〃	〃	愛岐産並萬古並

出典：日本陶磁器工業組合連合会 一九四二「昭和十七年八月 陶磁器公定価格格付基準」

史料三三 「陶磁器市販品格付規定」

陶磁器市販品格付規程（陶磁器配給協議会）

- 第一條 價格統制令ニ依ル陶磁器最高販売價格ノ指定アリタル製品ニシテ其ノ告示前ニ於テ購入セラレタル販売業者ノ手持品（以下市販品ト称ス）ノ格付ハ日陶連ノ委嘱ニ依リ本会之ヲ行ヒ其ノ所属団体ヲシテ廠正ナル市販品格付業務ノ遂行ニ協力セシムルモノトス
- 第二條 前條ノ市販品トハ商工大臣ニ於テ最高販売價格ヲ指定シタル陶磁器製飲食物容器及雜品（代用品ヲ除ク）トス
- 第三條 本会ハ陶磁器商業者団体（以下商業者団体ト称ス）ノ申請ニ依リ格付ヲ行フモノトス
- 第四條 本規程ニ於テ商業者団体トハ元売、卸小売業者ノ組織スル団体ヲ謂フ
- 第五條 本会ノ行フ格付ハ會長ノ委嘱セル格付委員ヲシテ之ヲ行ハシム
- 第六條 本会ニ監視員ヲ置キ左ノ業務ニ従事セシム
- 一 検査格付証票貼付ノ有無並ニ其ノ適否ノ監察
 - 一 商品配給狀況ノ調査
 - 一 其ノ他必要ト認メタル事項
- 第七條 商業者団体ハ其ノ所属商業者ノ所有スル市販品ニ付其合計ヲ記載シタル書面ヲ添付シ本会ニ格付ノ申請ヲナスモノトス
- 本会前項ノ申請アリタルトキハ予メ當該商業者団体ト協議シ格付期日及場所ヲ指定シ格付ヲ行フ
- 前項ノ格付ニ必要ト認メタルトキハ當該商業者団体ニ對シ諮問スルコトヲ得
- 第八條 商業者団体ハ其ノ所属商業者ノ所有スル市販品ニ付格付標準見

本各一個ヲ格付執行期日迄ニ指定ノ場所ニ陳列シ置クベシ

前項ニ依リ格付ヲ受ケタルトキハ其ノ格付見本ヲ當該商業者ノ店舗ニ陳列シ當該商品ヲ販売シ終ル迄之ヲ保管セシムルモノトス

第九條 商業者団体ハ格付標準見本ニ付格付ヲ受ケタルトキハ當該商品

ニ對スル検査格付証票ノ交付ヲ本会ニ申請スベシ

本会前項ノ申請アリタルトキハ之ヲ精査シ所要検査格付証票ヲ日陶連

ニ對シ當該商業者ニ交付方ヲ請求ス

第十條 當該商業者、検査格付証票ノ交付ヲ受ケタルトキハ格付標準見

本ニ基キ受領後二週間以内ニ商業者団体監督ノ下ニ之ヲ貼付シ検査格付証票ノ貼付完了届ヲ當該商業者団体ヲ經由シ本会ニ提出スベシ

前項ノ貼付完了届ノ提出アリタルトキハ當該商業者団体毎ニ本会之ヲ集計シ日陶連ニ報告スルモノトス

検査格付証票ノ受領後二週間ヲ經過スルモ尚之ヲ貼付セザルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第十一條 本会ハ前條ノ検査格付証票貼付完了届ニ基キ監視員又ハ關係

団体検査員ヲシテ當該商業者ノ店舗倉庫等ニ臨檢シ商品ノ点檢其ノ他必要ナル事項ノ調査並取締ヲ行ハシム

第十二條 商業者団体又ハ其ノ所属商業者ニシテ左記ノ行為アリタルトキハ本会ハ爾今格付ヲ停止スルコトアルベシ

一 所定期間内ニ検査格付証票ヲ貼付セザルトキ

一 検査格付証票ノ所要数ヲ不正ニ申告シタルトキ

一 第十一條ニ依リ調査並ニ取締ヲ拒ミタルトキ

一 其他本目的ニ背馳セリト認メラル、行為アリタルトキ

第十三條 検査格付ヲ受ケントスルトキハ検査格付手数料トシテ商品一個ニ付金二厘ヲ納付スルモノトス

第十四條 市販品ニ使用スベキ検査格付証票ハ日陶連ノ定ムルトコロニ

依ルモノトシ㊦印ヲ表示シ更ニ左ノ区分ニ依リ印章ヲ押捺スルモノ

トス

一 佐賀県及長崎県産ノモノニ貼付スル検査格付証票ハ欄外ニ㊦印

一 京都府産ノモノニ貼付スル検査格付証票欄外ニ㊦印

一 石川県産ノモノニ貼付スル検査格付証票ハ欄外ニ㊦印

以上

出典：富永和弘氏所蔵文書

史料二四 「第一回昭和十七年度事業報告書」

第一回昭和十七年度事業報告書

長崎県陶磁器工業組合

昭和十七年度自十八年二月一日

長崎県陶磁器工業組合事業報告

至十八年三月三十一日

一、組合員数及出資口数ノ異動

(略)

二、事業ノ状況

イ 製品ノ検査ハ日陶連ノ検査員ヲシテ嚴重ニ之ヲ執行ス

ロ 事業ノ経営ハ応召者及㊦製品製造者ヲ除キ企業合同ヲナシタル

有限会社又ハ株式会社ニ於テ事業ヲ営ム

ハ 共同設備トシテ陶土製造工場、厘鉢工場、上絵付工場ヲ設備シ各々

其機能ヲ發揮シ各組合員ノ便益少ナカラズ又其成績良好ナリ

ニ 製品ノ共販ハ日陶連ニ於テ之ヲ実行シ本期間内ニ於テ共販シタル

販売高左ノ如シ

金二十九万五千四百二十四円余也

ホ 営業ニ必要ナルモノ、内左記ノ通り購買ス

石膏 四〇一袋 二、五三二円 石灰 一五俵 四八円

三石 一五俵 三七円 厘鉢 五四九円

対千 三五俵 一四七円 石膏型 六九九円

石炭 一、〇〇三屯 二五、三三九円 釉薬 二、二七〇円

合計 三一、六一〇円

ハ 資金ノ貸付ヲナサズ

ト 貯金ノ受入ハ期央或期間ヲ組合ニ預リ組合總會ノ決議ニ基キ国民貯蓄組合貯金トシテ地方銀行ニ預ケ入レヲナシタリ

チ 營業ニ関スル指導ハ県窯業指導所ト協力シ益々進歩發展ニ努力シ殊ニ代用品ノ研究ニ力ヲ注ギツ、アリ

リ 組合員外ノ施設利用ナシ

ヌ 違約処分ナシ

三、總會決議ノ要領

一、昭和十七年十二月十七日設立總會ヲ開キ定款、事業計画、創立費及其償却方法及借入金ノ最高限度、並取引銀行ノ決定ヲ原案ノ通り承認可決シ続イテ理事九名監事三名ノ選任ヲナス

一、昭和十八年一月二十五日臨時總會ヲ開キ旧三工業組合所有ノ不動産、不動産讓受ノ件原案ノ通り可決ス

四、斯業ノ商況

國家ノ要請ニ基キ本県下三陶磁器工業組合ヲ合体新發足セル本組合ハ其事業期間僅々二ヶ月ニシテ然カモ従来ヨリ繼承セル業態ナルヲ以テ業務上特記スベキ事項ナキモ主要材料タル薪材ガ県外ヨリ入荷杜絶ノ為メ登窯業者ハ相当ノ打撃ヲ受ケ組合員協力ノ下ニ銳意之カ確保ニ務メタルモ容易ニ解決ヲ見ズ止ムナク燃料調節ノ為メ焼成回数ノ制限ヲ実施シ且ツ企業合同ニ依ル諸設備其ノ他万般ノ準備未完成ノ為メ生産上若干ノ影響ヲ蒙リ且ツ蓋付物ノ規格變更ニ伴フ製品価格ノ低廉等多少ノ異変動揺ヲ成シタルモ組合全部ヲ通シ大ナル齟齬支障ヲ来サズ計畫生産額ハ勿論予備、計外ノ生産許可額モ共ニ之ヲ製品化シ先ツ順調裡ニ本期ヲ終レリ

尚市況ニ関シテハ内地向飲食器ヲ始メ一般陶磁器類ハ国内全般其ノ購

買力極メテ旺盛ナルモ計畫生産実施ニ依リ之ガ生産ニ付テハ指定制限ヲ受ケ更ニ又円城向ニ於テモ相当ナル需要アルモ之ガ輸送關係ニ抑圧ヲ蒙リ需要ニ比シ生産伴ハザル現象ヲ示セリ

五、組合員ノ生産狀況

品 種	数 量		価 格	
	前年度	本年度	前年度	本年度
飲食器類	〇個	六九六、七二七個	〇円	二四一、四九四円
朝鮮向類	〇	三〇、二二一	〇	三二、二二八
火鉢類	〇	五、三五一	〇	一〇、七三二
代替品類	〇	五、五三五	〇	一〇、九八〇
合計	〇	七三七、八二四	〇	二九五、四二四
				〇

六、經費ノ一部ヲ組合員二分賦セス

七、昭和十七年度自昭和十八年二月一日至昭和十八年三月三十一日損益計算書

利 益	損 失	
	摘 要	金 額
利 益	金 額	
摘要	金額	
二九五、四二四 円	八、四三三、三六 円	
損 失	摘 要	金 額
摘要	金額	
二九五、四二四 円	一、一五〇、〇〇 円	
損 失	摘 要	金 額
摘要	金額	
二九五、四二四 円	二、二一八、〇〇 円	

史料二五 「生活用陶磁器の価格査定に関する通牒」

二二織局二二九四号 昭和二十一年五月二十三日

商工省織維局長 松田太郎
知事 殿

生活用陶磁器の価格査定に関する通牒

近く生活用陶磁器の最終販売価格の統制額を改訂し、これに伴い従来都道府県生活用品価格査定委員会のみをして実施せしめ来た価格査定方針を一部改正することとなつたので左記事項御承知の上価格査定の方滑なる運営に関し万遺憾なきを期するよう措置されたくこの旨命によつて通牒する

記

- 一、昭和二十一年二月二十日附商工省告示第三十六号によつて生活用陶磁器の販売価格はいわゆる限界価格として一品一種の最終販売価格のみ告示されたが陶磁器の特異性に鑑み今般の告示においては最終販売価格にA、B、C、Dの四等級を設けたこと
- 二、従来は基準査定は中央生活用品価格査定委員会において行い来たつたが今後は日本陶磁器工業協議会（以下工業界という）において大臣の定めた基準に従いこれをなさしめること
- 三、A級統制額の上に上A級、上B級及び上C級の三等級（厨房用品及び調理用品は上C級のみとする）を設けこれについての査定は工業界をして当らしめること、なお上A級、上B級、上C級以外のものについては格都道府県生活用品価格査定委員会をして価格査定を行わしめるが査定に伴い必要な数量の検査は工業界において生産指導のために行う製品検査を利用してこれを為さしめること
- 四、各都道府県における届出価格品についての査定は本容量に準じ都道

利益		損失	
利	益	損	失
販売高 八、三二九	八三、二九	職員家族手当	四〇〇、〇〇
手数料 八、三二九		出張旅費	一、一三、〇〇
預金利息	一三、九六	諸用紙外	八〇、一〇
雑収入	一〇、九六	印刷費	八四、一三
		木炭代外	九二、四九
		消費品費	三五五、九二
		通信 運搬費	六一、四六
		切手端書 電信電話料	一二六、八九
		会議費 （総会一回 理事会三回）	五〇五、九五
		検査 手数料	七六、五七
		雑費	二、七四一、九七
		償却金	八、九〇六、四八
		建物 什器 器具 二二七四九五	
		交際費	
		余剰金	
合計	八、九〇六、四八		

八、昭和十七年度末（昭和十八年三月三十一日）財産目録

（略）

出典…福重菊馬 一九八九「近世波佐見の陶業 工組の歩み」波佐見陶磁器工業協同組合、P 二二二～二二三

府県生活用品価格査定委員会をしてこれを行わしめること

五、告示規格は何れも「以上」と定められているので当該規格より大きなものも告示規格と同一価格で査定させること

六、査定価格は工業会又は都道府県生活用品価格査定委員会の定めた証紙を貼付したものに額とし同証紙の貼付されていないものは上各級についてには税抜A級統制額の五割下げとし、A級乃至D級製品D級統制額の五割下げとすること従つて製造業者及び販売業者の手許にあるものについてはなるべく早く査定を受けるように指導されたいこと

七、告示最低規格に満たないものの額は当該等級に属する当該品種の最低寸法又は最低容量の比率によつて算出した額とする

八、査定証紙は製造業者をして製品毎個することとするが上A級の価格については該当申請者が工業会において査定された額を記入するものとすること

九、査定申請品には従来通り生産地記号及製造業者工場番号を明示させることとすること

一〇、工業会または都道府県生活用品価格査定委員会において査定申請書を受理したるときは現場に赴き現品の数量を確認することを要し必要以上に査定証紙を交付することのないように留意せざること

右の場合価格査定委員会において為すべきする用の検査は第三項に記載のように工業会の検査機関を利用して之を行うこと

一一、生活陶磁器の各品種の区別は左記に従うこととするから品種の区別の判定を誤らぬよう特に留意させること

井類は 高さが直径の十分の四以上のもの

浅鉢は 高さが直径の十分の四未満十分の二、二以上のもの

皿は 高さが直径の十分の二、二未満のもの

湯呑は 高さが直径より大きいもの

番煎茶碗は 高さが直径より小さいもの

一二、蓋付製品を査定するときは査定証紙を必ず蓋に貼付させること

一三、不焼成コンロに対しては「不焼成」ということを表示させるため焼成したものであるか否を確認させると共に塗料を使用することによつて等級上げをさせないこと

一四、各級査定額は税込価格とし、製品が第一種課税品に該当するときには査定証紙に税額を加算せる額を表示させること

一五、査定基準は別冊の通りとしたこと

一六、今回改正される最終価格の統制額の告示前に都道府県生活用品価格査定委員会の査定を受け同証紙の貼付されているものについてはその価格によるものとする

出典：日本陶磁器工業協議会 一九四六「昭和二十一年六月 生活用品陶磁器製

品統制価格表 附査定基準及関係諸法規」

史料二六 「陶磁器^④価格の推移」

陶磁器^④価格の推移 (単位・銭)

	昭和十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年
蓋無飯茶碗 (染付並級品三寸六分)								
生産者価格	六・二	七・五	一一・三	一二・九	四〇・〇	一二八・〇	六五〇・〇	九一〇・〇
卸売価格	一一・一	一二・三	一八・二			三二二・〇	八八四・〇	一、一三八・〇
統制会社価格				三二・一	五三・〇			
小売価格	一四・〇	一七・〇	二五・〇	四三・〇		三九〇・〇	一、二〇〇・〇	一、六七〇・〇
洋皿 (青筋肉皿、並級品九吋)								
生産者価格	一一・三	一五・五	二五・〇			※一、二八五・〇	一、六五九・〇	二、〇九〇・〇
卸売価格	二一・七	二五・四	三九・九			※一、五三六・〇	二、二五六・〇	二、八四二・〇
統制会社価格								
小売価格	三〇・〇	三五・〇	五五・〇			*一、八〇〇・〇	三、〇五〇・〇	三、八四〇・〇

(備考) 日本陶業連盟調による。*は物品税込価格

出典…東洋経済新報社一九五〇『昭和産業史 第二巻』、P五四六

史料二七「鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」、他

「鉄鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件」(昭和十三年四月二十五日 商工省舎令第十九号、昭和十三年六月二十九日 商工省令第三十四号ヲ以テ改正)

昭和十二年法律第九十二号第二条ノ規定ニ依リ鉄鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件左ノ通定ム

鉄鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鉄鉄ヲ以テ之ヲ鑄造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者当該物品又ハ部分品ニ関スル工業組合又ハ工業組合連合会ノ組合員又ハ所属ノ工業者ナル場合ニ於テハ当該工業組合又ハ工業組合連合会ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附則 (昭和十三年商工省令第十九号)

本令ハ昭和十三年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス)

「鉄鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件ニ依ル物品ノ種類ニ関スル件」(昭和十三年四月二十五日 商工省告示第百二十号)

鉄鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

- 文鎮
- ホチキス
- 茶道用風呂釜
- 鏡台
- 玩具
- 電気スタンド
- 花器
- 額縁
- 扉

- 火消壺
- 置物
- 看板
- 柱掛
- 門柱
- 椅子

- 菓子皿
- 持送り
- 金庫(手提金庫ヲ含ム)

- 電燈支柱用腕木
- 窓枠分銅
- 手摺

- 瓦
- インク壺
- 街頭照明柱

- 風窓
- 火鉢
- 柵貯

- 鉛筆削
- 扇風機(工鉱業用ノモノヲ除ク)
- 溝蓋

- 貯金箱
- 灰皿
- 帽子掛

- 天水鉢
- 灯籠
- 格子

- 煙草セツト
- 鉢
- 電柱

- 水盤
- 茶卓
- 交通標識

- 紙屑箱
- 陳列台
- 街路樹保護板

- 掃除器
- 欄干

「鉄鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件ニ依ル物品ノ種類ニ関スル件」(昭和十三年六月二十九日 商工省告示第百六十五号)

鉄鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本立(ブツクエンドヲ含ム)(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク)

- 印刷又ハ製本用機械器具
- 卓子
- シャンデリヤ
- 机
- 郵便受箱
- 寝台
- シャッター用器
- 電気ストーブ
- ラヂエーター
- ガスストーブ

卓上呼鈴 鉄瓶 五徳

窯業用機械器具 名刺刺及伝票刺 紡織、染色又ハ整理用機械

器具（針布製製造用機械単具ヲ除ク） 理容用機械器具（バリカンヲ

除ク）

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具

鉄釘（蹄釘ヲ除ク） 菓子 鉛筆及クレヨン

清涼又ハ致酔飲料 石鹼 綿又ハ麻製ノ網、繩及網

蓄音機用レコード 紙及同製品（パライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク）

金屬箔

金網 帽子

香水 刷毛及刷子 万年筆

セルロイド及同製品 燐寸

「鋼製品ノ製造制限ニ関スル件」（昭和十三年七月八日 商工省令第四十九号）

昭和十二年法律第九十二号第二条ノ規定ニ依リ鋼製品ノ製造制限ニ関スル件左ノ通定ム

鋼製品ノ製造制限ニ関スル件

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニ鋼材（屑鋼ヲ含ム）ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ

但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者当該物品又ハ部分品ニ関スル工業組合又

ハ工業組合連合会ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ当該工業組

合又ハ工業組合連合会ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

「鋼製品ノ製造制限ニ関スル件ニ依ル物品ノ種類ニ関スル件」（昭和十三年七月八日 商工省告示第百八十号）

鋼製品ノ製造制限ニ関スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

文鎮 ライター フォーク

ペーパーナイフ コンパクト 盆

靴篋 絵具箱 菓子缶

布帛掛 火鉢 棚

花器 卓子 戸棚（ロツカーヲ含ム）

机 鉛筆削 塵取

本立（ブックエンドヲ含ム） バンド用金具 備付用洗器

貯金箱 シガレットケース シャンデリア

煙草セット 鏡 鳥籠

灰皿 化粧箱 傘立

石鹼箱 食卓用ナイフ 泥拭器

墨汁缶 茶卓 扉

スプーン 菓子器 風窓

皿 天火 柵

魔法瓶 電時計 交通標識

置物 椅子 電燈支柱用腕木

看板 電柱 シャッター用器

ネオンサイン用具 郵便受箱 欄干

スケート用具 ネームプレート 街頭照明柱（鉄芯ヲ含ムセメントポールヲ除ク）

帽子掛 玩具 陳列器具

如露 投擲用砲丸 鉄鎗、円盤及槍 広告塔

湯タンポ 掃除機 子供用乗物

電気スタンド 盤 剣道用具

衣装入箱 家庭用電熱器 野球用マスク

自転車立 ランプシェード 競技用障害物

痰壺 紙屑箱 ゴルフ用具

門 履物裏金 狐銃

窓枠分銅 塀 楽譜台及タクト

手摺 格子 活動写真機

籠類 蓄音機及蓄音機用針 楽器

扇風機（工鉦業用ノモノヲ除ク） 演芸用照明機械器具 幻燈機

卓上呼鈴 ガス器具（営業用及医療用ノモノヲ除ク） 金網（ラス及工

鉦業用ノモノヲ除ク）

名刺刺及伝票刺 ストープ 金庫（手提金庫ヲ含ム）

自働番号器 金銭登録機 冷蔵庫（医療用ノモノヲ除ク）

窯業用機械器具（硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク） パンチ

ファイル

エレベーター（工鉦業用ノモノヲ除ク） ホチキス

鉄唾鈴 印刷又ハ製本用機械器具 紡織、染色又ハ整理用機械

庭球用ネット 競漕短艇用クラッチ 器具（針布製造用機械器具ヲ除ク）

登山用ピッケル 運動靴用スパイク 理容用機械器具（バリカン及剃刀

ヲ除ク）

空気銃 メガホン

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具

鉄釘（蹄釘ヲ除ク） 清涼又ハ致酔飲料 金網

香水 燐寸 紙及同製品（パライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク）

菓子 鉛筆及クレヨン

石鹼 セルロイド及同製品 帽子

蓄音機用レコード 綿又ハ麻製ノ網、縄又網 万年筆

刷毛及刷子 金屬箔

「銅使用制限規則」（昭和十三年八月一日 商工省令第七十三号）

第一条 本則ニ於テ銅合金トハ黄銅（真鍮）、青銅（砲金ヲ包ム）、洋銀（洋白）、四分一（朧銀）、白銅及赤銅ヲ謂フ

第二条 銅（屑及故ヲ含ム）以下同ジ）又ハ銅合金（屑及故ヲ含ム以下同ジ）ハ之ヲ建築物ノ門、柵、屋根、庇、水切、雨押、木口隠、桶、化粧張（羽目張、下見張及扶壁ヲ含ム）、煙突、排気筒、枠、扉、蹴板、押板、破損止金物（保護金物）、方立、コーナービード、仕切用金物（カウンタースクリーンヲ含ム）、手摺、格子、止止、目地、炊事台（調理台ヲ含ム）、流場（流台ヲ含ム）又ハ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ裝飾金物（グリルヲ含ム）トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第三条 前条但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ提出スベシ

一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用数量（前条ニ規定スル用途別ニ記載スベシ）

二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

三 建築物ノ位置

四 建築物ノ用途

五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事著手及竣工ノ予定時期

六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名称

第四条 銅又ハ銅合金ハ之ヲ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品（閩東州、滿州国又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）

又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ製造（加工ヲ含ム以下同ジ）ニ使用スル

コトヲ得ズ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合及特別事情ニ依リ地方長官

ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

一 法令ニ依リ製造ヲ要スルモノノ製造ニ使用スルトキ

二 學術研究、試験又ハ標本ノ用ニ供スルモノノ製造ニ使用スルトキ

三 美術展覽會ノ出品物ノ製造ニ使用スルトキ

四 鍍金用又ハ箔、紙、絲、粉若ハ液トシテ使用スルトキ

第五条 前条但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル

許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 製造スル物品ノ名称及數量

二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

三 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

第六条 輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ第四条ノ規

定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ

予メ左ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 製造工場ノ名称及所在地

二 製造スル物品ノ名称及數量

三 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

四 製造スル物品ノ相手方別販売予定數量

第七条 第四条ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシ

テ輸出品又ハ其ノ部分トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ
讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、閩東州、滿州国又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ
充ツル為販売スルコトヲ得ズ

但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可（可）ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ

在ラズ

附則

本則ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則公布ノ際現ニ第二条ノ規定ニ依リ新ニ制限ヲ受ケタルニ至リタル用途ニ

銅又ハ銅合金ヲ使用中ノ者ニハ其ノ使用ニ付本則第二条ノ規定ヲ適用セズ

但シ本則施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三条ニ掲グル事項ヲ地方長官（東京

府ニ在リテハ警視總監）ニ届出ヅルコトヲ要ス

従前ノ第四条ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者本則施行ノ日ノ前

日迄ニ当該物品又ハ部分品ノ製造ヲ完了セザルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ

失フ

「銅使用制限規則第四条ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件」（昭和十三年八
月一日公布同十五日施行 商工省令告示第二百二十七号）

アイロン 犬用金具 打掛

安全剃刀及同容器 印形入レ 腕輪

エレベーター（工鋳業用ノモノヲ除ク） 押板 桶、鹽類ノ錘

鉛筆金具 オペラグラス 帶留

鉛筆鞘 カード立 カーテン金具

油濾シ 鏡金具 カードリング

椅子 角砂糖 花器

印形 楽譜台 カクテルセット
 インク入れ (インクスタンドヲ含ム) 飾棚 傘立
 腕時計バンド 菓子器 菓子型
 絵具容器 家庭用懐中電灯 菓子製造器
 煙突 鞆金具 (蝶番及錠前ヲ除ク) 家庭用冷蔵庫
 鉛筆削り 画鋏 カフスポタン
 置時計 墓口金具 釜
 置物 紙挟 紙飾品
 蚊帳釣手 下駄又ハ草履裏金 蹴板
 蚊遣器 カラー止 建築物ノ柱、壁、天井、庇廻
 カラーボタン カレンダー金具 シ等ノ裝飾金物 (グリルヲ含ム)
 皮剥器 玩具 コーヒー沸シ
 観賞用魚類容器 看板 格子及バンチングメタル (レジスターヲ除ク)
 喫煙用器具 (煙管、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等)
 急須 金庫 (手提金庫ヲ含ム) 交通標識鐵
 鏡台金具 鎖 (工鉞漁業及船舶用ノモノヲ除ク) 氷挾
 空気銃 薬玉裝飾金具 コップ、茶碗類並ニ同蓋、袴
 屑入れ 靴下止金具 及台
 果物用器 頸飾 五徳
 靴篋 化粧品又ハ化粧用具ノ容器 (口金ヲ含ム) コハゼ
 クリップ類 ゴルフ用具
 盃 仕切用金物 (カウンタースクリーンヲ含ム) スタンプ台
 皿 紋タオル入れ ストーブ
 自転車立 シャープペンシル (機構鉛筆) スプーン
 コーナーピート 写真立 写真機用三脚
 広告用文字 漏斗 十能 (台十能ヲ含ム)

香水吹金具 賞牌 状差
 水入器 商品陳列器具 賞盃
 香炉 食器棚金具 錠前ノ握玉 (写棒受ネジ部ヲ除ク)
 鐙 (工鉞業用ノモノヲ除ク) 食卓 燭台
 子供用乗物 書類入籠 書状計
 御飯蒸器 炊事台 (調理台ヲ含ム) 如露
 コンパクト スイッチボード 炊事用ボール
 柵 吸取器 水筒
 硯水入れ ズボン吊金具 塵取
 ステッキ金具 清涼櫃 図画用水筒及油壺
 ストロロー立 扇風機 (工鉞業業ノモノヲ除ク) 手提袋金具
 止 袖丸ミ 電氣座蒲団
 ズボン伸張器 大根等ノ下金 卓上呼鈴
 スライドファスナー 玉子焼器 箆筒、衣装入箱、衣紋掛、本箱、引出
 箱、茶棚、机等ノ金具 (蝶番及錠前ヲ除ク)
 船舶用、灯火管制用、耐濕耐爆用及特殊照明用 (航空標識用、航路標識
 用、医療用及神仏用) 以外ノ照明器具及附属品 (通電部分、無裝飾ホル
 ダー部分及反射鏡部分ヲ除ク) 痰壺
 蓄音機、茶券シ 煖房具前飾金具
 茶壺 茶濾シ入れ
 茶焙ジ 茶托
 洗面器 帳面 (ルーズリーフノート及スプリングノートヲ含ム) 金具
 茶道用風炉釜
 算盤ノ心棒 提灯金具
 貯金箱 鳥籠 鍋
 散蓮華 ナイフ (ペンナイフ及バターナイフヲ含ム) ネームプレート、

コーション
 吊下洗器 ナフキンリング プレート
 電気炬燵 肉池 標札類
 電気七輪 電気足温器 ネクタイ止
 電気掃除器 トースター 灰落シ
 天火 槌受金物 排気筒
 ドアークローザー及フロアアヒンヂ、トイレットペーパーホルダー、銅
 像(胸像ヲ含ム)及銅牌 銅壺及柄杓入 蠅帳
 燈籠 バケツ
 登山用アルコールドラック バニテイケース
 トランク類金具(蝶番及錠前ヲ除ク) 齒刷子入レ
 登山用アルコールドラック 泥拭器 盥景用具類
 扉 流台 ハンドバッグ
 髭剃用コップ バレット ペーパーナイフ
 美錠 バン立 ヘヤーアイロン
 火箸 引手及把手 篋
 被服用バンド 柄杓(レードルヲ含ム) ペン軸裝飾金具
 表示板掲装具 火熨斗 箒
 フィンガーボール 火鉢 包丁
 ネクタイピン 紐掛 盆
 灰飾 日除金具 窓開閉調整器
 蠅叩キ 風鈴 万年筆金具(ペン先ヲ除ク)
 灰飾 フォーク 耳飾
 破損止金物(保護金物) 筆洗 ブックベルト金具
 バター、ジャム、砂糖、ミルク等ノ容器 布帛掛 筆立(ペン先ヲ含ム)
 及筆架

風呂桶及風呂釜 ブローチ
 文鎮 目地 メニュー立
 塀 メモ挟 持送り(棚受ケヲ含ム)
 ヘヤードライヤー 物干器 門
 ペン皿 薬缶 焼網
 ホールスタンド 薬味入及薬味立 矢立
 帽子、額縁等ノ掛金具 矢筈 遊戯用ポート
 ボタン(スナツプヲ除ク) 郵便受口 床磨器
 本立 指輪 湯沸器
 魔法瓶 洋傘裝飾金具 楊枝入
 水差 洋服掛 ラヂエーター及銅カパー
 名刺、伝票等ノ刺器 欄干 蠟燭立(神仏用ノモノヲノ除ク)

「鉛、亜鉛、錫等使用制限規則」(昭和十三年七月九日 商工省令第五十一号)

第一条 鉛、亜鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金属ヲ用ヒタル合金ヲ使
 用シテ製造シタル箔、紙及ハチユーブハ之ヲ齒磨、化粧品又ハ飲食料品
 ニシテ輸出品(関東州、満州国又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下
 同ジ)ニ非ザルモノノ包装ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ
 受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 第二条 前条但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揚グル事項ヲ記載シタル
 許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
 一 使用スル箔、紙又ハチユーブノ種類及數量
 二 箔、紙又ハチユーブノ用途
 三 錫、紙又ハチユーブヲ使用セントスル事由

第三条 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金（銅使用制限規則ノ適用ヲ受タル銅合金ヲ除ク）ハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ但シ亜鉛メッキ用、錫メッキ用又ハハンダトシテ使用スル場合及

地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 茶器、酒器、菓子器其ノ他ノ飲食用器具

二 鍋、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具

三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾台其ノ他ノ家具什器

四 手摺、把手、蝶番其ノ他ノ建築用附屬金具

五 置物、花器、賞盃、函物其ノ他ノ美術裝飾品

六 煙草セット、シガレットケース、灰皿其ノ他ノ喫煙用器具

七 ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身廻用品

八 髪飾、帶止、ブローチ、鈕釦其ノ他ノ装身具又ハ被服附屬金具

九 文鎮、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具

十 玩具

第四条 前条但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 製造スル物品ノ名称及數量

二 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若派に付ける又はこれなどの金屬を要する合金ノ種類別使用數量

三 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用セントスル事由

第五条 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙若ハチユーブラ以テ輸出品トシテ包装シタル齒磨、化粧品若ハ飲食料品又ハ第三条各号ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ニシテ輸出品トシテ鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニツケル、若ハ之等ノ金屬ヲ

用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿州國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル為販売スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本則ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ノ製造ヲ為スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箔、紙又ハチユーブラ使用スル場合ニ限り第一条ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第二条各号ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

本則施行ノ際現ニ第三条各号ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ為スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限り第三条ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四条各号ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

出典：東京日日新聞社經濟部編一九三八「戰時經濟關係重要法規集」『戰時經濟の實際問題』東京日日新聞社 大阪毎日新聞社 「戰時經濟關係重要法規集」P三八一―三九〇、三九七―四〇八、四一四―四一八

史料二八「第三回代用品工業振興展覽會 趣意書」「第三回代用品工業振興展覽會規程」

第三回代用品工業振興展覽會

趣意書

時局ノ進展ト共ニ代用品ノ使命ハ倍加シタ。戰時不足物資ノ応急填補対策トシテ、更ニ日滿支ヲ通ズル恒久的資源対策トシテ代用品工業ノ健全ナル發達ヲ急務デアアル。從來所謂代用品ニ玉石混淆ノ感ガアリ劣悪品ノ市販モ亦少シトシナイノデアアルガ、今後代用品ノ進ムベキ途ハ斯ル不適格品ヲ速カニ淘汰シ、所要資材、品質、価格等ニ於テ真ニ愛用スルニ足ル優良品ノ生産ト之ガ使用普及トニ対シテ官民一致ノ熱意ト努力トヲ傾倒スルニ在ル。

商工省主催第三回代用品工業振興展覽會開催ノ目的ハ、積極的獎勵援助ノ第三年ニ於テ我國代用品工業ノ到達シタ段階ヲ公表シ、代用品ニ対スル一般ノ正シイ認識ト關心トヲ深メ、之ガ振興ト使用普及トニ關シテ今後ノ進ムベキ方向ヲ明示スルコトニ存スル。

国民各位ニ於カレテハ本會開催ノ趣旨ニ賛同セラレ或ハ生産者トシテ或ハ愛用者トシテ、事變下代用品ノ使命達成ニ協力セラレンコトヲ御願ヒスル次第デアアル。

第三回代用品工業振興展覽會規程（昭和十五年六月六日 商工省告示第二六五号）

第一章 総則

第一条 代用品工業ノ改善發達ヲ図ル為第三回代用品工業振興展覽會ヲ開ク

前項ノ展覽會ノ会期、会場及展示期間左ノ如シ

会期 自昭和十五年八月十一日至昭和十六年一月三十一日

会場及展示期間 東京市芝区海岸通一丁目 東京府立工業獎勵館 自昭和十五年九月十日 至同年九月二十三日

函館市新川町 財団法人函館共愛會館 自昭和十五年十月十二日 至同年十月十八日

金沢市兼六公園内 石川県商會館 自昭和十五年十一月四日 至同年十一月十日

神戸市兵庫区湊川公園内 神戸市立勸業館 自昭和十五年十一月二十六日 至同年十二月二日

高松市栗林公園内 香川県商工獎勵館 自昭和十五年十二月十九日 至同年十二月二十五日

鹿児島市山下町 鹿児島商工獎勵館 自昭和十六年一月十九日 至同年一月二十五日

第二条 出品物ハ左ノ四種トス但シ第一号乃至第三号ノ出品物ニシテ既ニ普及セルモノ、之ニ類スルモノ若ハ不急ノ用ニ供セラルルモノ又ハ不足物資補填ノ趣旨ニ副ハザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 代用原材料
- 二 前号ノ物品ヲ原材料トシテ製造シタル代用品
- 三 其ノ他ノ代用品
- 四 参考品

第三条 前条第一号乃至第三号ノ出品物ハ鑑査ニ合格シタルモノニ限り之ヲ陳列ス

第四条 出品物ノ搬入及搬出ニ要スル費用ハ総テ出品人ノ負担トス

第五条 出品物ノ亡失、毀損、汚染其ノ他ノ損害ニ対シテハ其ノ責ニ任ゼズ

第六條 出品人ノ承諾及商工省ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ出品物ヲ撮影シ又ハ模写スルコトヲ得ズ

商工省ハ出品物ヲ撮影シ若ハ模写シ又ハ之ヲ刊行スルコトアルベシ

第二章 出品

第七條 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ズ

一 衛生又ハ風俗ニ害アルモノ

二 発火其ノ他危険ノ虞アルモノ

第八條 出品セントスルモノハ出品申込書(第一号様式)ニ出品物目録(第二号様式及解説書(第三号様式))各二通ヲ添附シ昭和十五年七月二十五日迄ニ商工省総務局ニ差出スベシ

第九條 出品物ヲ受理シタルトキハ出品物受領証ヲ交付ス

第十條 鑑査不合格ノ通知アリタルトキハ出品人ハ遅滞ナク其ノ出品物ヲ搬出スベシ通知ヲ発シタル日ヨリ七日ヲ経ルモ搬出セザルトキハ商工省ニ於テ適宜之ヲ処分スルコトアルベシ

第十一條 出品人ハ出品物ノ陳列ノ位置、配列等ニ対シ異議ヲ中(申)立ツルコトヲ得ズ

第十二條 陳列セラレタル出品物ハ開會中許可ナクシテ之ヲ搬出スルコトヲ得ズ

第十三條 鹿児島會場ノ展示期間終了シタルトキハ出品人ハ其ノ出品物ヲ搬出スベシ但シ三日ヲ経ルモ搬出セザルトキハ商工省ニ於テ適宜之ヲ処分スルコトアルベシ

第三章 鑑査

第十四條 鑑査ハ商工大臣ノ任命又ハ囑託スル鑑査委員之ヲ行フ

第十五條 商工大臣ハ鑑査委員中ヨリ鑑査委員長一名ヲ命ズ

鑑査委員長ハ鑑査ノ事務ヲ統理シ其ノ成績ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十六條 出品物鑑査ニ合格シタルトキハ鑑査合格証ヲ交付ス

第十七條 鑑査ニ対シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第四章 雜則

第十八條 本會事務ハ左ノ通之ヲ取扱フ

昭和十五年八月十日迄及昭和十六年一月三十一日以降 商工省総務局内

自昭和十五年八月十一日 至同年九月二十九日 東京會場内

自昭和十五年九月三十日 至同年十月二十三日 函館會場内

自昭和十五年十月二十四日 至同年十一月十五日 金沢會場内

自昭和十五年十一月十六日 至同年十二月七日 神戸會場内

自昭和十五年十二月八日 至同年十二月三十日 高松會場内

自昭和十五年十二月三十一日 至昭和十六年一月三十一日 鹿児島會場内

第十九條 出品物受理期間ハ昭和十五年八月十一日ヨリ昭和十五年八月十四日迄トス

出品物ハ前項ノ期間中毎日午前九時ヨリ午後四時迄ニ東京市芝区海岸通一丁目東京府立工業奨励館ニ搬入スベシ

駅留荷物ハ之ヲ取扱ハズ

第二十條 出品物ニハ第八條ノ出品物目録ニ記載シタル事項ト同一ノ事項ヲ記載シタル搬入目録ヲ添へ且各品毎ニ搬入目録ニ記載シタルト同一ノ番号並ニ府県名及出品人氏名ヲ記載シタル小札ヲ附スベシ

第二十一條 出品物及出品人ノ會場ヘノ往復ニ対シ官設鐵道割引ノ特典ヲ受ケントスル者ハ商工省総務局ニ対シ割引証ノ交付ヲ請求スベシ

第二十二條 商工省必要アリト認ムルトキハ出品物ニ付被代用品ヲ提出セシムルコトアルベシ

第四條乃至第六條、第九條乃至第十三條及前條ノ規定ハ前項ノ被代用品ニ之ヲ準用ス

第二十三條 觀覽時間ハ展示期間中毎日午前九時ヨリ午後五時迄トス

但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルベシ

第二十四條 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アル者ハ入場ヲ禁ジ又ハ退場セシムルコトアルベシ

第二十五條 觀覽人ハ靜肅ヲ旨トシ且係員ノ指揮ニ從フベシ

史料二九「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付 惴願」

日陶聯發第二二二六六号

昭和十三年二月十三日 日本陶磁器工業組合連合會

理事長 梶原仲世 印

外務大臣 廣田弘毅 殿

国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシ

テノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付惴願

事変長期ニ亘リ、軍需資材タル金屬類消費節約ハ益々喫緊ヲ加ヘツ、アル秋之ガ使用ヲ或程度陶磁器製品ヲ以テ代用シ得ルトセバ之ニ依リ資源ノ節約ヲ助長シ他方現下不況ニ当面セル陶磁器業界ヲ救済スル唯一ノ方法ト確信仕候

然モ陶磁器ハ一部原料ヲ除キ殆ンド国内原料ヲ以テ調弁シ得ル所謂順國産品ニ有之国防資源節約ト産業振興助長ノ建前ヨリ陶磁器ヲ以テスル代用奨励ニ付宏ク關係需要方面ニ亘リ特別ノ御高配相賜リ積極的ニ之ガ使用御助成方奉惴願候

左ニ我國陶磁器業界ノ全貌、業界不況ノ狀況並ニ陶磁器ニ依ル代用ト併セテ業界救済方ニ付略述致シ候條御清鑑相賜リ度候

一、我國陶磁器業界ノ全貌

1. 生産額 昭和十二年度約一億二千万円、内輸出總額五千七百万円
2. 製造業者 約六千人（職工數約六万數千人）
3. 経営組織 典型的ナル中小企業ニ属シ然モ職工二十人未滿ノ工場ハ全体ノ八〇%以上ヲ占ム

4. 陶磁器製品ノ特質 製造ニ要スル原料、材料及燃料ハ殆ンド全部
国内資源ニヨル製品ナリ

而シテ極小部分ノ原料ニ付テハ之ヲ輸入ニ仰ギツ、アルモ其ノ数
ハ総生産額ノ僅々ニ%強ニ過ギズ

5. 統制 本会ハ即チ右ノ如キ重要産業ノ伸展ヲ助長シ且薄資微力ナ
ル群小業者ノ共同ノ福祉ヲ増進スルタメ、生産ノ調節、共同販
売、原料配給等各種統制事業ヲ実施シ其ノ統制地区ハ全国一円ニ
亘リ、所属組合二十二組合ニ及ブ

陶磁器工業ハ多数ノ中小工業者ニ其ノ基礎ヲ置ク大衆産業ニシテ
現下ノ非常時局ニ当リ統後ニ強力ナル役割ヲ果シツ、アリ從ツテ
斯業ノ消長如何ハ産業的ノミナラズ社会的ニモ其ノ影響スルトコ
ロ甚大ナルモノアリ

二、陶磁器業界ノ不況状況

最近各国ノ日貨排斥ハ益々熾烈ヲ加ヘ輸出状況極メテ悪化シ内地市場亦

著シキ実行減退ヲ来シ、不況ハ一層深刻ヲ加フルニ至レリ

1. 輸出状況 本年ニ入り新規取引ハ杜絶シ加フルニ既約注文ノ取消
相繼ギ前途極メテ悲觀スベキ状況ニシテ、本年一月中ノ輸出ハ前
年同期ニ比シ四割ニ滿ザル激減ヲ示セリ尚十二年度ニ於ケル主要
輸出国別輸出額左ノ如シ

米 国 二二、二四九、〇〇〇 円

英 領 印 度 五、二一九、〇〇〇

濠 洲 三、三三四、〇〇〇

蘭 領 印 度 三、一七六、〇〇〇

加 奈 陀 一、二二〇、〇〇〇

其ノ他 一一、〇〇二、〇〇〇

計 五七、〇〇〇、〇〇〇

2. 内地市場状況 内地物ニ於テハ現下ノ時局ヲ反映シ、需要益々減
退ノ傾向ニアリ

3. 炭価昂騰ニ依ル打撃 最近諸原料、燃料等ノ昂騰著シク特ニ石炭
価格ノ昂騰ハ採算ヲ一層不利ナラシメ需要ノ減退ト相俟チ業者ノ
困憊其ノ極ニ達セリ

即チ

A 炭価 一万斤ニ付現価百七十五円ニシテ前年同期(百十五円)

ニ比シ五割余ノ昂騰ヲ示シ居レリ

B 珠算 陶磁器生産所要総経費中燃料費トシテノ石炭経費ノ占ム
ル歩合ハ従来三割程度ナリシモノ現在五割内外ヲ占ムルニ至
レリ

以上ノ状況ハ遂ニ五割以上ノ減産ヲ余儀ナクシ他面統後ノ守
リト多数労働者ノ生活ヲ考慮シ全ク進退兩難ノ苦境ニ立至
レリ

三、陶磁器製品ノ代用ト業界ノ救済

現下陶磁器業界ノ窮状ハ前述ノ如ク之ガ打開救済ニ付テハ一日モ忽
諸ニ附スベカラザル事情ニアリ之ガ急救ノ策トシテ此ノ際金屬類ノ
用途ニツキ再検討ヲナシ、代用可能ナルモノニツキ極力之ガ使用ヲ
合理的ニ整調スルハ刻下ノ急務ナリト信ス

而シテ陶磁器製品ハ其ノ用途ノ如何ニ依リ既成金屬製品ニ比シ効用
ニ何等ノ遜色ナク且價格極メテ低廉ナルニ鑑ミ、右代用品トシテノ
陶磁器ノ使用ニ付テハ弊会ニ於テモ専念調査考究シツツアルトコロ
ナリ

然モ陶磁器製品ノ愛用ハ其ノ純国産品ナルニ徴シ、之ガ普及ハ国防

資源ノ愛護ト国際収支ノ健全ナル平衡保持ニ資スル意味ニ於テモ此ノ際積極的ニ一般需要家ノ認識ヲ喚起シ之ガ使用奨励ヲ冀望スル次

第十リ

御当局ニ於カレ右ノ趣旨御賢察ノ上幸ニシテ願意御採扱被下諸物品ノ陶

磁器代用ニ付キ

御幹旋賜ル節ハ弊会ニ於テ銳意責任ヲ以テ製作ニ努力シ宏ク江湖ノ御理

解ニ応ヘントス

史料三〇「懸賞募集 国防資源の愛護と陶磁器報国」

懸賞募集

国防資源の愛護と陶磁器報国

支那事変は南京陥落に依つて一段落の姿を示しましたが、歐洲並に東亜の國際情勢は一日も倫安を許しません、これが為め世界各国とも競つて国防資源の節減と之が活用は日一日と熾んになりつゝあります、翻つて我國の現状を觀ますると金屬類を始め諸々の重要資源を総て海外に仰がなければならぬことは国民一同眞に遺憾に存じます

こゝに於て陶磁器の如き国内原料を以て製造されるものを用ひ此の貴重な国防資源愛用に協力一致せしめるならば其の効果は極めて大なるものがあると確信致します

本会は資源愛護の国策に順応し陶磁器利用を拡大する為め左の規程に依り陶磁器に依つて国防資源代用の諸例を廣く一般から募集し産業報国運動の一端に資せんことを期するものであります、本会の趣旨に御賛同の上奮つて応募せられんことを期待する次第であります

昭和十三年二月

主催 日本陶磁器工業組合聯合会

協賛 愛知県商工課

協賛 岐阜県商工課

協賛 三重県商工課

懸賞規程

一、課題

イ、例へば家庭用品、建築、土木用品、各種容器、其他実用価値アルモノニシテ金属僕材等ヲ以テ造ラレテ居ルモノノ中陶磁器ニテ代用シ得ルモノ

ロ、現在使用シツ、アル陶磁器製品ニシテ考案ニ依リ其ノ利用価値ヲ大ナラシムルモノ

一、答案

イ、品名、用途ヲ明記シ簡單ニ説明ヲ加フルコト

ロ、現品、模型、又ハ図面ヲ添付スルコト

一、応募資格

制限ナシ

一、応募用紙

制限ナシ、但シ用紙ノ裏面ニ住所氏名明記ノコト

一、締切日

昭和十三年三月末日

一、発表日

同 年ノ四月下旬

一、送附先

名古屋市東区布池町

日本陶磁器工業組合联合会（略称：日陶聯）

総務部懸賞係

一、審査

愛知県、岐阜県、三重県商工課長並ニ本会

（同一考案アリタルトキハ先着順タルコト）

一、賞

一等（一名）日陶聯特選 デイナーセット一揃 副賞 金壹百円

二等（二名）日陶聯特選 ティーセット 一揃 副賞 金五拾円

三等（三名）日陶聯特選 茶器 一揃 副賞 金二拾円

選外（十名）薄賞ヲ呈ス

一、発表

日陶聯会報「統制」ニ掲載

出典：JACCAR（アジア歴史資料センター）Ref. B09041642000 「国防資源ノ愛護ト之ガ代用品トシテノ陶磁器使用奨励ノ儀ニ付願願」『陶磁器関係雑件 第三卷 2. 本邦陶磁器工業及需給状況ノ分割2』、画像37/61

史料三一「日本陶磁器工業組合連合会定款」より抜粋（第八八条ノ二）六

第五章 事業及其ノ執行

第六節 陶磁器ノ新用途ニ関スル指導奨励

第八八条ノ二 本会ハ陶磁器ヲ以テ金属其ノ他ノモノニ代ル製品（以下代用品ト称ス）ヲ指定シ其ノ製造者ヲ登録ス

前項代用品ノ指定ハ考案権審査会ノ審査ヲ経テ之ヲ為ス

第八八条ノ三 所属組合又ハ其ノ組合員前条ノ登録ヲ受ケントスルトキハ別ニ定ムル申請書ニ見本ヲ添付シ之ヲ本会ニ提出スベシ

第八八条ノ四 本会ノ指定代用品ニ付テハ其ノ登録ヲ受ケタル者ニ対シ生産、技術ノ指導、販売其ノ他ノ斡旋ヲ為シ又ハ之ガ普及發達ニ関シ必要ナル施設ヲ為スコトヲ得

第八八条ノ五 考案権ヲ付与シタル製品ト雖本会必要ト認メタルトキハ考案権審査会ノ審査ヲ経テ之ヲ指定代用品ニ指定スルコトヲ得

前項ニ依リ指定シタルトキ第九十七条ノ規定ニ拘ラズ考案権ノ停止ヲ為スコトヲ得此ノ場合本会ハ当該考案権権利者ニ対シ一定ノ権利料ヲ公布スルコトヲ得

権利料ノ額ハ考案権審査会ノ諮問ヲ経テ理事長之ヲ定ム

第八八条ノ六 指定代用品ニ關スル製品ト雖考案権審査会ニ於テ特ニ其ノ考案保護ノ価値アリト認メタルモノニ付テハ期間ヲ指定シ考案権ヲ付与スルコトヲ得

（参考）

第九十七条 考案権ノ付与ヲ受ケタル者ハ其ノ存続期間中之ヲ応用シ陶磁器ヲ製作スルノ権利ヲ専有ス

所属組合ハ前項ノ権利ヲ侵害シ且其ノ組合員ヲシテ之ヲ侵害セシムルコトヲ得ズ

第八十六条第一項別記

検査証票又ハ検査印章雛形

（十）第八八条ノ二ニ依リ指定シタル製品（公定価格ノ指定アリタル製品ヲ除ク）ニ用フルモノ



出典：日本陶磁器工業組合連合会 一九四〇『昭和十五年十一月 定款及統制規定』

史料三二 本邦主要代用品輯覧(商工省主催代用品工業振興展覧会出品者)

(四) 金属代用製品

(ロ) 硝子陶磁器製品

品名	住所	氏名
一 パワー硝子シェード	東京市品川区東品川四ノ二六	株式会社 小絲製作所
呼鈴	同	同
スイツチカバー	同	同
一 陶器製瓦斯七輪	富山県高岡市諫町二一四	上田良三
一 陶器製台所用品二三種	京都市東山区渋谷通東大路西入	西村源一郎
一 フロート	東京市渋谷区代々木上原町一三三三	金川義雄
一 耐火ロストール	福島県大沼郡本郷町字瀬戸町二二〇一	泉哲太郎
一 磁器製交通標識	同 北会津郡川南村	佐竹富三
一 瓦斯器具	京都市東山区東大路五条東入	京都陶磁器工業組合内 安田政三
一 風窓	同 同 泉涌寺東林町	柴田俊乙
一 青磁引手	同 同 本町二丁目東入	宮永東山
一 賞牌メタル	同 同 五条通東大路東入ル	京都陶磁器工業組合内 宇野仁松
一 溝蓋	同	川崎和楽
一 鈴	同 同 今熊野日吉町	伊藤折三郎
一 ボタン	同	市川師山
一 陶磁器製帽子掛	瀬戸市大字瀬戸六六四ノ一	瀬栄合資会社
同 額受	同	同
同 メニュー差	同	同
同 衣服掛	同	同
同 引手	同	同
同 洋燈釣	同	同

カーテン房掛	同	同
ドア引手	同	同
摘	同	同
戸スベリ	同	同
オロシ	同	同
バツクル	同	同
帯止	同	同
ボタン	同	同
新聞郵便受入口	同	同
外二九品種	同	同
一、果物ナイフ	同	同
燭台	同	同
スプーン、フォーク	同	同
一、磁器製家庭用品	同	同
同 ヴアルブハンドル	同	同
同 プーリ	同	同
同 道路標識具	同	同
同 滑車	同	同
同 電話配線函	同	同
外三〇品種	同	同
一、瓦斯七輪	同	同
一、硝子製品 一二品種	同	同
一、瓦斯ストーブ	同	同
一、電纜管二種	同	同
ポスト二種	同	同
陶器製品五種	同	同
佐賀県西松浦郡有田町	佐賀県西松浦郡有田町	香蘭合名会社
東京市本所区菊川三ノ七ノ二	東京市本所区菊川三ノ七ノ二	木村清之助
東京市渋谷区上通り一ノ七	東京市渋谷区上通り一ノ七	田中敏一
東京市日本橋区馬喰町四ノ九ノ四	東京市日本橋区馬喰町四ノ九ノ四	合名会社 佐々木硝子店
鹿児島県鹿児島郡谷山町	鹿児島県鹿児島郡谷山町	有山長太郎
愛知県知多郡常滑町	愛知県知多郡常滑町	伊奈製陶株式会社

一 擬宝珠	同	同	字南屋敷三四	水上文五
一 十能	同	同	同 同 一四	柴山忠
一 台十能	同	同	同 同 常滑町字北屋敷一三四	同
一 竈焚口	同	同	同 同 常滑町字北屋敷一三四	片岡武正
一 練炭ストーブ	同	同	同 同 鬼崎村大字多屋角兵衛新田四〇	同
一 竈用ロストル	同	同	同 同 常滑町字前田五九	八木金太郎
一 火取器	同	同	同 同 字会家前二五	杉本幸三郎
一 井戸ポンプ	同	同	同 同 同 字北屋敷二二〇	赤井長太郎
一 井戸ポンプ用沈澱器	同	同	同 同 同 字口田二五	同
一 瓦斯コンロ	同	同	同 同 東春日井郡品野町	柴山小市
一 自転車ベタル	同	同	同 同 八龍町八	杉江市太郎
一 ベルトの滑車	同	同	三重県四日市市東阿倉川一三三九	鈴木善次郎
一 メタル台	同	同	同 同 同	同
一 襖ノ手掛	同	同	名古屋市東区前ノ町一八	深見金作
一 下水用サナ	同	同	同 同 同	齋藤政七
一 回転式水漏器	同	同	同 同 同	丸壽陶器株式会社
一 紡織用セバレーター	同	同	同 同 同	加藤加周
一 紡織用ウエート	同	同	同 同 同	同
一 便器	同	同	同 同 同	同
一 台十能	同	同	同 同 同	服部文治郎
一 自転車用ベタル踏子	同	同	同 同 同	伊藤直吉
一 水筒	同	同	同 同 同	中山周作
一 ガスレンヂン	同	同	同 同 同	加藤勝三郎
一 洗面器	同	同	同 同 同	笹岡伊三郎
一 靴拭	同	同	同 同 同	同
一 吸取器	同	同	同 同 同	同

郵便受	同	愛知県瀬戸市大字瀬戸二二〇二	落合鍛太郎
放水口	同		同
マット	同	二二〇九	中島源作
排水用下水管口鋼	同	東春日井郡旭村大字新居四九三	菊水製陶所
ボタン	同		同
水筒	同		同
郵便受	同		同
ブラケット	同		同
引手其ノ他	同	瀬戸大字瀬戸二七二九	二宮玉一
陶管	同	大字美濃之池九九〇ノ七二	加藤岡三郎
標識板二種	同	大字瀬戸三八〇	加藤磯太郎
記章	同	大字今二二二二	矢野九重次
瓦斯コンロ	同	春日井郡旭村新居四九九	加藤盛之助
ブラツケツト	同		同
瓦斯コンロカバー	同	瀬戸市大字瀬戸二一〇二ノ二	加藤斧吉
霧吹	同	愛知群〔郡〕幡山村大字菱野二七六〇	後藤昇
電気コンロ	同	瀬戸市大字瀬戸二六九〇	杉野金作
足灸	同	同 同 一三八三	丹羽政敏
アイロン台	同		同
時計用部品二種	同	同 同 六九	水野甚蔵
乳母車及藤椅子回転用車	同	同 同 二八五七	小林精一
メニユー挿	同	同 同 二七〇六	瀧清
机上状挿	同		同
バツタル	同		同
動力用の車輪	同	九〇九	加藤鑑次郎
時計の振子	同		同

ドアの引手	同	二八七七	玉山製陶所
玩具の車	同	八九六	伊藤三代太郎
ペタル	同	東春日井郡旭村大字三郷一―二三三	瀬戸陶器合資会社
郵便受	同	一二三七	深谷製陶所
戸スベリ	同	瀬戸市大字瀬戸二三二九	高崎幸之助
下水管の口	同	二一四九	二宮要八
バスケット	同	一七九九	野口千太郎
電気コンロ	同	一八四	成田金五郎
コンロのサナ	同		同
管継手	同		同
配線用の管	同		同
配線用の管	同	二五九六	加藤幸右衛門
絹織物用機ノ部分品	同	二八七一	村上善太郎
バルブのハンドル	同		同
電気焔炉	岐阜県土岐郡登原町		加藤左馬三
蓄音機用針(磁器)	同	土岐津町	長江久太郎
メニユ立	同	下石町	加藤勝太郎
西洋竈焚口	同		安藤知治
自転車マーク	同		同
カフス釦	同		同
其他五品種	同		同
釦、徽章類	同	妻木町	鈴木兼助
襖手掛(磁器)	同		鈴木由太郎
柱時計発音渦巻取付台	同	惠那陶町	田口和太郎
タンス引手釦	同		同
引手	同		同

酒壺	同	土岐郡下石	平子源吾
丸入戸車	同	瑞浪町	川口喜市
鉄道転轍用ダルマ	同		林専三
鉄道信号用滑車	同		同
水筒(陶磁器)	同		林森之助
時計振子	同		同
時計文字盤	同	土岐津町高山	大塚久一
足袋コハゼ	同		同
時計振子	同	泉町定林寺	成瀬潔
自転車ペタル	同	土岐津町土岐口	後藤昇
ジョーゴ	同	同 高山	青木エイ
引手	同	笠原町	松原太蔵
徽章	同		同
釦	同		同
バツクル	同		同
外六品種	同		同
足灸	同		柴田桃蔵
自転車ペタル用ゴム代用品	同		柴田森三
ネームプレート	同	市之倉村	春田辰造
洋食用具(銅代用)	同	笠原町	水野富平
灰平シ	同		同

出典…佐藤巳之吉 一九三八『国策の線に沿ふ新興各種代用品の製作法』中央工学会

史料三三 商工省主催第二回代用品工業振興展覧会出品目録 商工省

会場及展示期間

東京市下谷区上野公園竹之台 東京科学博物館別館 自昭和十四年十月一日 至同年十月十日
 旭川市六条通九丁目 自昭和十四年十月二十七日 至同年十一月二日
 新潟市一番堀通町、新潟市商工奨励館出品共励会物産館 自昭和十四年十一月十七日 至同年十一月二十三日
 京都市左京区岡崎公園 京都市商品陳列館 自昭和十四年十二月八日 至同年十二月十四日
 広島市猿樂町 鹿児島県産業奨励館 自昭和十五年一月十日 至同年一月十六日
 熊本市御幸町 熊本市公会堂 自昭和十五年一月二十一日 至同年二月六日

出品点数 一、七五六点

合格点数 一、二六五点

出品目録

(一) 一般出品物

(又) 硝子、陶磁器、セメント製品

番号 品種

住所

氏名

一 ロックウール瓶 グラスファイバー グラスヤーン

東京、京橋、京橋三ノ二ノ四

日東紡績株式会社

同 テープ バザルト板 グラス織物 スレート

保温板 保温筒

二 岩綿(長繊維ノモノ) 同(短繊維ノモノ)

東京、品川、北品川四ノ五三〇

日本アスベスト株式会社

同保温筒 同保温板 同保温紐 同布団 硝子絲

三 硝子クロス 同クロス製前掛 同ヤーン

東京、麴町、丸ノ内二ノ一八 昭和ビルディング 日本硝子綿株式会社

空気濾過器「クリエアー」 グラスウールパッキング

硝子綿

- 四 原料(ノロ) ノロウーレ 副産物マンガン 同銑鉄
ノロウーレ平板 埼玉、川口、飯塚、三ノ七二〇 林佐吉
- 五 デヨイントボックス 量水器 街路灯々具 屋根材料 東京、足立、本木四ノ五二七四 大和ストニー社
- 六 ニコパイプ ニコライト頭部 東京、京橋、銀座西五ノ二 日本コンクリートボール株式会社
- 七 タカラ瓦斯七輪 東京、渋谷、上通一ノ七 田中敏一
- 八 陶製瓦斯七輪及枠 陶製瓦斯釜枠 東京、下谷、数寄屋八 田中和一
- 九 硝子火箸 東京、深川、千石二ノ五 合名会社佐藤兄弟硝子製作所
- 一〇 磁器製口金付エヂソン印ランプ一〇〇ワット 東京、本所、堅川二ノ三 サカエ電器製作所
- 同六〇ワット 同四〇ワット 磁器製口金付ジキ一
印スワンランプ 同ジキ一印モガール
- 一一 エタニットパイプ 東京、麹町、大手二ノ二(日清生命ビル五階) 日本エタニットパイプ株式会社
- 一二 防空用パワセード 工場用パワセード 東京、品川、東品川四ノ二六 株式会社小絲製作所
- 構内用パワセード 一般用パワセード
- 一三 陶製長寿吸入器 陶製ユタンポ 同懐炉 東京、神田、紺屋三五 長寿吸入器本舗
- 一四 菓子型 衛生ナイフ バタナイフ ジヤムスプン 東京、日本橋、馬喰、四ノ九 合名会社佐々木硝子店
- フルーツフォーク ナイフ置 ナフキンリング
- クリスタルカッツベル 生花把止 シヨク台
- 一五 陶磁器製電珠口金 口金付電珠 東京、下谷、南稻荷、八六 三輪長藏
- 一六 特許陶磁器製徽章 同卸 同マーク 東京、神田、錦、一ノ三 興亜陶磁器商会
- 一七 パイプ 各種異型管 釜 蒸発皿 電解槽 大阪、西淀川、野里七九四ノ一 リグナイト株式会社
- 耐酸流シ マンホール蓋(ケース付)
- 一八 吸取器 大阪、西江戸堀下通二ノ四 三谷健藏
- 一九 エタニットパイプジョイント 軸承 名古屋、飛驒日、田幡八四〇 日本特殊窯業株式会社
- 二〇 帽章 マーク 帶止 名古屋、東、山田東、一ノ三八 落合長治郎
- 二一 報告湯タンポ 平型戸滑器 船型滑器 流線型滑器 愛知、瀬戸、瀬戸五九 合名会社柴田商店
- 二二 瓦斯コンロ、ロージライト磁器 名古屋、中古津、四ノ二一

- | | | | |
|----|---|--------------------|-----------|
| 二三 | 万能二孔電纜管 100耗四孔電纜管 人孔水溜枳
陶器製下水用蓋 | 愛知、知多、常滑 | 伊奈製陶株式会社 |
| 二四 | 特殊陶磁器製精米機 | 愛知、瀬戸、西古狭間三六〇 | 加藤鋼太郎 |
| 二五 | 陶製瓦斯炉 同瓦斯コンロカバー スキ焼鍋
座敷用水炉 足焙 家庭用ロストル 帽章
引出シノ手掛 コモ編機 薬吞器 郵便受口 手洗
湯タンポ 陶製引手 | 愛知、瀬戸、瀬戸、三三三二ノ一 | 瀬戸陶磁器工業組合 |
| 二六 | 磁製電球口金 瓦斯バーナー スキ焼鍋 ロストル | 京都、京山、五条東大路東入 | 京都陶磁器工業組合 |
| 二七 | 陶製把手 陶製耐火ロストル 下水用耐酸防臭器 | 京都、下京東九条大石橋通高瀬 | 株式会社泰山製陶所 |
| 二八 | 水裂焼花形ガス卓上七輪 水裂焼高級スキヤキガス七輪
水裂焼スキヤキ鍋 | 京都、東山、渋谷通東大路西入 | 西村源一郎 |
| 二九 | 新興釘 | 京都、東山、三条通 | 新興陶芸株式会社 |
| 三〇 | 陶器製吸取器 同靴拭 同台十能 同魔法瓶
同ロストル 同懐炉 粗紡絲トラバースガイド | 四日市東阿倉川一四三四ノ一 | 万古陶磁器工業組合 |
| 三一 | 陶研印瓦斯七輪及枠 | 滋賀、甲賀、川原、中野 | 中井憲太郎 |
| 三二 | 陶製差込便器 | 滋賀、甲賀、信楽、江田 | 松本九朗 |
| 三三 | 同床下通風窓 | 滋賀、甲賀、江田 | 奥田憲三 |
| 三四 | 同釘、徽章、メタル | 岐阜、土岐郡、多治見大畑四七二九ノ二 | 樋口次郎 |
| 三五 | 陶磁器製手洗カラン | 佐賀、藤津、久間 | 志田陶磁器株式会社 |
| 三六 | 風呂釜網 | 埼玉、北足立、大宮 | 岡本兼重 |
| 三七 | よろづ掛け 額受 | 大阪、天王寺、東上一七 | 山神洋行 |
| 三八 | セメント十能 | 高岡、成美七一五 | 平野敬吉 |

出典：商工省 一九三九『商工省主催第二回代用品工業振興展覧会出品目録』

史料三四 商工省令主催第三回代用品工業振興展覧会出品目録・商工省

会場及展示期間

東京市芝区海岸通一丁目 東京府立工業奨励館 自昭和十五年九月十日 至同年九月二十三日
 函館市新川町 財団法人函館共愛会館 自昭和十五年十月十二日 至同年十月十八日
 金沢市兼六公園内 石川県商品館 自昭和十五年十一月四日 至同年十一月十日
 神戸市兵庫区湊川公園内 神戸市立勸業館 自昭和十五年十一月二十六日 至同年十二月二日
 高松市栗林公園内 香川県商工奨励館 自昭和十五年十二月十九日 至同年十二月二十五日
 鹿児島市山下町 鹿児島県商工奨励館 自昭和十六年一月十九日 至同年一月二十五日

一、出品品数 一、四七三点

一、合格品数 九九八点

一般出品物

ル 陶磁器、硝子、セメント之部

品名	価格	住所	氏名
一 エタニツトパイプ	六〇・〇〇	東京市京橋区木挽町五ノ二	日本エタニツトパイプ株式会社
説明看板	同	同	同
二 ゼニスパイプ 100n/n	五・四〇	東京市麴町区丸ノ内二ノ一八昭和ビル二階	日本ゼニスパイプ株式会社
同 200n/n 12K	一八・〇〇	同	同
同 工程ボスター	同	同	同
三 木炭ガス発生炉	一五〇・〇〇	大阪府三島郡春日村下徳積二二六	中央貿易合資会社
四 ガイドローラー	一四・八〇	大阪府淀川区野里町七九四ノ一	リグナイト株式会社
	一三・六〇		

異型管接続部	七五耗	片二、八〇	曲四、七〇	同	同
直管		八三、〇〇		同	同
郵便柱函特型	東京渡	五〇、〇〇		東京市麴町区丸ノ内二ノ一八昭和ビル四階	大洋物産合資会社
器具函 (B型)		七〇、〇〇		同	同
地中ケーブル接続直線函		八、〇〇		同	同
ピンナツクル		二、〇〇		同	同
硝子繊維巻線 (二〇×三、五)				同	同
六 硝子繊維巻線 (二〇×三、五)				同	同
七 グラスヤーン		一、〇〇		同	同
グラステープ		四、〇〇		同	同
岩綿テツクス		一、〇〇		同	同
保温板		一、八〇		同	同
保温筒		一、〇〇		同	同
ロツクウール		五〇		同	同
グラスファイバー		三〇		同	同
バサルト板		四〇		同	同
グラスクロス		三〇、〇〇		同	同
八 耐酸テレツクスガラス輸送管		四〇		川崎市堀川町七二	東京芝浦電気株式会社 マツダ支社営業部広告課
同 テコライトジョイント		二、〇〇		同	同
同 マツダアルミナ (A型一番)		六、七五		同	同
同 (A型一番)		一四、二五		同	同
同 (A型三番)		二三、五〇		同	同
同 (B型一番)		九、六〇		同	同
同 (B型二番)		二〇、〇〇		同	同
同 (B型三番)		二九、五〇		同	同
同 マツダアルミナ増埒 (C型一番)		九、八〇		同	同

同 (C型二番)	一七、〇〇	同	同
マツダアルミナ円瑤坩堝 (二番)	一六、〇〇	同	同
同 (四番)	三七、九〇	同	同
マツダアルミナ蒸発 (四三番)	五四、二〇	同	同
同 管状坩堝	一二、二〇	同	同
アルミナピーカー	五五、三〇	同	同
アルミナポット	六、七五	同	同
報国湯タンポ	大 一、〇〇 小 八五	愛知県瀬戸市大字瀬戸五九	水野甚蔵
戸滑器 平型 船型	二打 三〇、三〇	同	同
同 流線型	三〇	同	同
手洗器タンク	一、一五	同	同
同カラン	三五	同	同
一〇 菓子型	一、二〇	同	同
バターナイフ	九〇	同	同
衛生ナイフ	五〇	同	同
ジャムスプン	一、五〇	同	同
フルーツホーク	一、五〇	同	同
果実ツブシ	一、五〇	同	同
生花根止大型	一、五〇	同	同
クリスタルベルカット小	二、〇〇	同	同
同 中	二、五〇	同	同
同 大	一、三〇	同	同
一一 萬古湯タンポ	四、五〇	同	同
一二 セイトウアース板 A3	四、五〇	同	同
同 A3	三、六〇	同	同
同 B4		同	同

同 B 4	三、六〇	同	同
同 R 1	一、九〇	同	同
同 R 1	一、九〇	同	同
一三 八式特種硬質陶製戸車	十個 四五	岐阜県多治見市中三郷	陶光商会
同	十個 五〇	同	同
同	十個 四五	同	同
一四 ヒューム管	二、六〇	東京市京橋区銀座六ノ三	日本ヒューム管株式会社
同 (圧力用)	四、五〇	同	同
同 (ソケット付)	三、〇〇	同	同
同 (同曲管)	五、二〇	同	同
一五 たから瓦斯七輪	一、三九	東京市渋谷区上通り一ノ七	田中敏一
同 (営業用)	二、〇〇	同	同
同外粹	八五	同	同
同魚焼器	四五	同	同
一六 半磁器製釦、徽章	徽章 八〇 釦 一五	東京市神田区和泉町一ノ一	三森昌式
ボール台変釦		同	同
同		同	同
一七 ストームブリーリー (セメント製網車)	五、〇〇	新潟県南蒲原郡加茂町大字加茂六一四	五十嵐誠
一八 釦ノ額縁	五〇、〇〇	大阪市西成区東四条三ノ四六	神谷浅市
釦	二〇	同	同
黒学生服	一〇、〇〇	同	同
電球口金	〇二	同	同
電球	三〇	同	同
一九 硝子火箸	二、二〇	東京市深川区千石町二ノ五	佐藤兄弟硝子製作所
同	一、二二	同	同
同	一、二四	同	同

	同	二六		同	同
	同	二六		同	同
	同	三五		同	同
二〇	霧吹	一〇		愛知県愛知郡幡山村菱野	後藤昇
	電話消毒器	八五		同	同
二一	永久号粉殻竈	二〇〇		横浜市鶴見区市場町二九四	永森保太郎
二二	ジキールランプ洋梨型一〇〇W	六〇		東京市本所区堅川二ノ三	光永保
	同六〇W	四〇		同	同
	同三〇W	三五		同	同
	同 茄子型 一〇燭	二五		同	同
	エヂソン型ジキールベース	〇二		同	同
	スワン型ジキールベース	〇二		同	同
	モーガル型ジキールベース	八〇		同	同
二三	ストニー製五号ジョイントボックス	三〇〇		東京市麹町区有楽町一ノ四	株式会社協立興業社
	同六号ジョイントボックス	二三〇		同	同
	同四号ジョイントボックス	五〇〇		同	同
	ケーブルヘッド	六五〇		同	同
	街路灯二灯用照明器具	A一五〇〇 B三〇〇		同	同
	空気抜	二〇〇		同	同
二四	新興卸額入	哥五・五〇		京都市東山区山科御陵中内町三八	新興陶芸株式会社
二五	三星岩綿繊維	A三〇〇〇 B二七〇〇〇		東京市神田区錦町二ノ四	三星産業株式会社
	同バザールカパー	一〇〇		同	同
	同バザールブロック	二四〇		同	同
	同バザールテックス	一三〇		同	同
	同岩綿蒲団	六〇〇		同	同
二六	長寿吸入器	二五〇		東京市神田区紺屋町三五	上木神秀三

懷炉				同	同
長寿湯タンポ	一五〇			同	同
二七 磁器製小判型パレット大	五〇			東京市淀橋区角筈一ノ七三七	梅村周造
同中	四五			同	同
同小	三〇			同	同
同角型	四〇			同	同
二八 ブラッシュユシター	一八〇			東京市京橋区木挽町五ノ一	佐々木製作所
二九 森式装鉄人孔蓋	二〇〇			東京市芝区田村町二ノ一栄和ビル	明工舎
三〇 陶器スワン電球口金	一〇箇 一八			名古屋市中区富岡町一	星野寅太郎
三一 陶製溝蓋	一四五			滋賀県甲賀郡信楽町大字江内	奥田憲三
三二 瓦斯七輪	一七五			名古屋市中区田幡町八四〇	日本特殊窯業株式会社
同枠	一六〇			同	同
急熱急冷用サナ	一二二			同	同
三三 徽章コーク(帽章)	一三			名古屋市中区山田東町一ノ三八	落合長次郎
三四 火鉢	未定			瀬戸市大字今二五七四	加藤盛之助
風窓	四〇			同	同
三五 半磁器製湯タンポ	九〇			愛知県瀬戸市	瀬戸陶磁器工業組合
陶磁器製網	一五			同	同
練炭ストーブ	一五〇〇			同	同
火起シ	五〇			同	同
三六 特殊磁気製水洗玄米脱皮節米機	八〇〇			瀬戸市大字瀬戸北三六〇	加藤鋼太郎
同精米用国策改良ロール	一号二八〇 二号二五〇			同	同
三七 引手	一〇箇 八〇 三五			瀬戸市大字瀬戸二七一九	二宮玉一
鈴台	一〇箇 一二 四〇			同	同
三八 並湯タンポ	九〇			瀬戸市大字瀬戸一五二九	加藤三千三
耳付湯タンポ	九〇			同	同

	クリーム容器	〇六	同	同
	洗張器	一、二〇	同	同
三九	アサヒクロス 一号	平方米 二二、〇〇	愛知県中島郡稻澤大字稻澤	武田相之助
	同七号	平方米 二六、〇〇	同	同
	同	平方米 二二、五〇	同	同
四〇	細井式国策号 薬打機	三三、〇〇	石川県金沢市高儀町六一	細井貞一
四一	耐熱陶器製 瓦斯七輪		名古屋市西区則武新町一ノ一	日本陶器株式会社
	同枠		同	同
	同ロストル		同	同
四二	戸滑器	打 二一	名古屋市昭和区円上町二ノ三	伊藤知條
	同	打 一八	同	同
四三	寝炉		名古屋市東区東芳野町一ノ九三	加藤兆之助
	引出式寝炉		同	同
	レール戸滑		同	同
	台重能		同	同
	郵便受口		同	同
	額受		同	同
	御飯蒸	一、五〇	同	同
	すき焼鍋	八〇	同	同
	片手付万能鍋	六〇	同	同
四四	足灸	一、二〇	岐阜県土岐郡多治見町高田	加藤志奈吉
四五	漏斗	二五	岐阜県土岐郡土岐津町高山	青木ゑい
四六	道路標識	三〇	同	林小文治
四七	湯タンポ	一、二〇	同	和泉國雄
四八	火鉢落シ	三、〇〇	同	安藤知治
	ドアーハンドル	四〇	同	同

四九	障子及戸車	五〇	佐賀県西蒲郡有田町	瀬戸口勘次
	二号戸車	〇五	同	同
	三号戸車	〇五	同	同
五〇	硝子鐘葉書型	七五	東京市芝区金杉二ノ二三	宮嶋猪太郎
	同半紙短冊	一、三〇	同	同
	同美濃短冊	一、七〇	同	同
	同半紙全型	二、六〇	同	同
五一	A号、蚊帳、吊具、其ノ他ノ懸	二〇	佐賀県杵島郡橋村	山下正
	B号、蚊帳、吊具、其ノ他ノ懸	二〇	同	同

出典：商工省 一九四〇『商工省主催第三回代用品工業振興展覽会出品目録』

史料三五 昭和十六年十二月 金属類回収物件ノ優良代替品目（日商選定品）（第一輯） 日本商工会議所

序言

曩二国ヲ挙ゲテ展開シタル金属類回収ノ一大国民運動ハ着々其ノ効果ヲ挙ゲツツアリシトコロ、十二月ニ入り遂ニ大東亞戦争勃発シ今ヤ我が国ハ実ニ有史以来ノ一大難局ニ直面シタノデアル。事既ニ茲ニ到リ唯々此ノ一戦ヲ勝ち抜カネバナラヌ。夫ガ為ニハ目下実施中ノ金属類回収ハ今後倍々強化促進サレルハ必然的情勢デアリ、一億国民亦一段ト本回収ニ協力ノ実ヲ示スベキノ秋デアアル。而シテ此ノ回収ニ伴ヒ突然大量ノ代替品ヲ必要トスルガ此ノ代替物件中日本商工会議所ノ優良代替品選定委員会ニ於テ今日迄ニ選定セル優良代替品目（主トシテ家庭用品）ヲ茲ニ第一輯トシテ編集シ、尚金属類回収ニ関スル法規類ヲ付録ニ掲ゲ、以テ本回収運動ノ目的達成ニ資セシメントスルモノデアアル。

金属類回収物件ノ優良代替品目（日商選定品）

（一）第一回選定（昭和十五年九月五日）

選定番号	品目	主要原材料	価格（小売）	住所	氏名
二	愛国画紙	セルロイド	公 直径八、五耗二箱 円 一〇〇ヶ入 〇、三三 一箱 〇、四〇	東京市日本橋区馬喰町三ノ三	小林弘太郎
三	水裂焼花形	陶土	公 四、〇一	京都市東山区渋谷通東大路西入	西村源一郎
四	祖国画紙	セルロイド	公 直径一五耗 一、三〇	大阪市西淀川区大仁本町一ノ四五	田中光男
五	同	同	公 直径八、五耗 〇、三三	同	同
八	福々湯タンポ	陶土	公 一、四〇	名古屋市中区東田町四ノ一三	岡田勝次郎
一一	御園水筒	セルロイド	一、四三	東京市芝区南佐久間町二ノ一	宮内喜之助
一三	同	同	一、六〇	同	同
一四	御園水筒	セルロイド	一、八二	東京市芝区南佐久間町二ノ一	宮内喜之助
一五	同	同	二、〇二	同	同
一六	同	同	二、六〇	同	同
一七	丸型湯桶	同	一、二五 二、〇〇	東京市向島区寺島町四ノ八五	三国セルロイド株式会社

一九	洗面器	同	二一〇	同
二〇	水筒	高熱硬質磁気フェルト屑キルク	大二、〇〇	東京市京橋区銀座一ノ五番地十三 合資会社 国産容器製作所
二一	水筒	同	小一、五〇	同
二二	第一号 瓦斯七輪及粹	坏土、釉薬真鍮コック	公三、三九	東京市下谷区数寄屋丁八 田中和一
		鍍力製タンパー		
二三	標準型瓦斯七輪及粹	同	公三、三九	同
二四	第二号 瓦斯七輪及粹	坏土、プラチナイト塗料	停二、七〇	同
		真鍮コック 鍍力製タンパー		
二五	小型瓦斯七輪及粹	坏土、ンチナイト塗料、 真鍮コック、鍍力タンパー	公三、三九	東京市下谷区数寄屋丁八 田中和一
二六	湯桶 洗面器	セルロイド	公一、九五 一、九〇	東京市城東区亀戸町四ノ二六八 株式会社 矢崎商店
二七	湯桶	同	公一、九〇	東京市日本橋区两国二番地 株式会社 国際貿易
二八	洗桶	同	公二、八〇	同
二九	霧吹	同	公〇、二五	同
三〇	ガス七輪及粹	粘土、焼粉マグネサイト 滑石	公三、三九	名古屋市西区則武新町一ノ一 日本陶器株式会社
三一	無釉瓦斯七輪	特殊鉱石化学配合コドライト系	公一、二八	名古屋市東区田幡町八四〇 日本特殊窯業株式会社
		(コック無シ)		
三二	無釉瓦斯七輪	同	公一、二八	同
		(ノツル付)		
三三	洗面器	セルロイド	公二、一〇	東京市日本橋区横山町七 小林安次郎
三四	洗面器	同	公二、一〇	東京市小石川区大塚窪町一 深澤佐重
三五	湯桶	同	公二、一〇	同
三六	湯桶	同	公二、一〇	同
三七	竹泡立器	竹	停〇、二五	東京市麴町区日比谷公園市政会館三階 合資会社日本国策産商會

備考 一、セルロイド製洗面器及湯桶ノ型ハ普通洗面器型、普通金盥及丸湯桶型トシ色ハ国防色、濃赤色及綠色ノ条件附トス

二、セルロイド製水筒ノ色ハ自由ナルモ単一色トス

(2) 第二回選定 (昭和十五年十月四日)

選定番号	品目	主要原材料	価格 (小売)	住所	氏名
五九	氷裂焼 食卓鍋	陶土	公一・七九	京都市東山区渋谷通東大路西入	西村源一郎
六一	陶製手洗器	同	公大二・五〇 小二・〇〇	愛知県瀬戸市大字瀬戸五九	水野甚蔵
六二	鍍 (単一色)	セルロイド硬鋼鍍	協一・八〇	兵庫県美藝郡三木町八九三	田中英一
六三	プラスチック製 フラスナー	特殊 セルロイド	停一吋 自〇・〇五 至〇・〇六	大阪市住吉区今林町一〇〇	喜多金屬プラスチック 工業株式会社
六四	長壽吸入器	陶土	停二・五〇	東京市神田区紺屋町三五	上木神秀三

(3) 第三回選定 (昭和十六年一月十三日)

選定番号	品目	主要原材料	価格 (小売)	住所	氏名
七〇	木製釘 (黒色、国防色)	内地産雑木	公一ヶ 自〇・〇二 至〇・〇七	大阪市東区安土町四ノ一三	中村儀助商店
七一	半磁器製釘 (黒色、国防色)	長石粉末白玉	公四ヶ 〇・〇一	東京市神田区和泉町一ノ一	三森昌次
七三	安全剃刀	合成樹脂	協大〇・七五 小〇・五〇	東京市日本橋区馬喰町三ノ二	萬伸社商事合資会社 東京支店
七五	木製噴霧器	松ノ薄板	協〇・五〇	和歌山市上鷹匠町五	江川信雄

(4) 第四回選定 (昭和十六年五月三日)

選定番号	品目	主要原材料	価格 (小売)	住所	氏名
七六	火起シ	陶土	公〇・六〇	東京市品川区南品川五ノ三二一	新興富士産業社
七七	台十能 (東亜万能火入)	耐火粘土	停一・一七	兵庫県尼崎市宮内町二ノ八九	西岡和一
七八	瓦斯七輪及棒 (白色釉)	粘土、焼粉、滑石マグネサイト	公三・三九	名古屋市西区則武新町一ノ一	日本陶器株式会社

七九	瓦斯七輪 下枠	粘土、陶石、滑石マグネサイト	公一・三〇	名古屋市東区田幡町八四〇	日本特殊窯業株式会社
八〇	興研鍋	木節、珪石、長石、螢石、石炭、土灰、酸化鉄	停 直径 五寸〇・四〇 五寸五分 〇・五〇 六寸 〇・六〇 七寸 一・一〇	岐阜県多治見市本町	興亜窯業研究所
八一	スキヤキ鍋	耐火粘土	公 一・〇〇	名古屋市東区東芳野町一ノ九三	瀬栄合資会社
八二	蓋付鍋(大型)	同	停 一・七〇	同	同
八三	同(中型)	同	停 一・一〇	同	同
八四	同(小型)	同	停 〇・六〇	同	同
八五	御飯蒸	同	停 二・七五	同	同
八六	アサヒ印磁気製洗面器	陶土	公 直径三〇種 一・八〇	岐阜県多治見市高田	加藤航三
八七	手附湯タンポ	陶土	一・六二	愛知県瀬戸市大字今二五七四	加藤盛之助
八八	霧吹	同	公 〇・二五	愛知県愛知郡幡山村菱野	後藤昇
八九	氷炭挾	竹材	大 〇・一九 小 〇・一三	東京市品川区南品川五ノ三二一	新興富士産業社
九〇	木製アイチバケツ	木材、竹材	公 二・三〇	名古屋市熱田区澤上町二ノ一	市川勇
九一	干物挾	竹材	公 〇・〇一五	東京市神田区松富町一	日本綜合企業有限公司
九二	安全剃刀	セルロイド	公 〇・三五	大阪市東成区大今里町六五五	大阪セルロイド普及会
九三	鋏	セルロイド、鋼板	停 〇・五〇	(櫛会館内)	
九五	パレット	セルロイド	公 〇・七〇	東京市日本橋区横山町七	小林安次郎
九六	セルプレス釘	同	公 ニケ一組 〇・〇二三	東京市豊島区高田南町三ノ七九〇	合名会社三星総具製造所
九七	硝子釘	硝子屑	公 一ケ 自 〇・〇三 至 〇・〇四	大阪市内南区内安堂寺町二ノ一	大日本セルプレス釘株式会社
九八	竹釘 (黒色、国防色)	竹材	公 一ケ 自 〇・〇二 至 〇・一五	大阪市住吉区北田邊町二八〇ノ二	神谷浅市
				京都府乙訓郡向日町上植野	日本竹釘株式会社

(5) 第五回選定(昭和十六年六月二十七日)

選定番号 品目

主要原材料

価格(小売)

住所

氏名

一〇〇 特殊磁気飯蒸

耐熱材料及陶土

直径二四糎 四、五〇
二〇糎 二、三〇

愛知県瀬戸市外旭村三郷

山壽製陶所

一〇一 特殊磁気飯蒸

同

直径二四糎

同

同

一〇二 特殊磁気鋤焼鍋

同

公 直径七寸 一、五〇

同

同

一〇三 アルミナ磁気鍋

アルミナ珪酸耐火粘土

直径二二糎 三、〇〇

愛知県東春日井郡水野村
大字中水野一二八四

加藤八百一

一〇四 蓋付割烹鍋

カオリン、珪石、石灰、
長石、木節

直径 七寸三分 三、五〇
五寸四分 二、八〇

愛知県愛知郡幡山村
大字本地字原山

高島徳松

一〇五 深口鍋

耐熱粘土

直径八寸 二、〇〇

愛知県瀬戸市
大字瀬戸三、一三三ノ一

瀬戸陶磁器工業組合

一〇六 たから焼鍋

陶土

公 直径二三糎 〇、三四

東京市渋谷区上通り一ノ七

清水幸治郎

一〇七 洗面器

チツソロイド

公 直径三〇糎

東京市日本橋区馬喰町三ノ三

株式会社寺本商店

一〇八 湯桶

セルロイド

公 直径一九、五糎

東京市荒川区尾久町九ノ三四八〇

永峰セルロイド工業
株式会社

一〇九 木製バケツ

楡、栓、竹、糊、塗料、釘

公 大 直径三〇糎

名古屋市南区

有限会社名古屋木工所

深サ二七糎 一、八〇

鳴尾町イノ割二八一ノ一

小 同二七糎
二四糎 一、六五

一一〇 とくようバケツ

ベニヤ板、ボール紙、
其他付属品

直径 深 防火衛生用
二七糎 一九糎 一、七〇

東京市 葛飾区上平井町二八二六

エムラス道路工業株式会社
日本特殊容器株式会社

一一二	白雲陶器都鉦	特殊陶土	大ニ八糶 二六糶 二二〇 中ニ七糶 二二糶 二〇〇 小ニ六糶 一九糶 一八〇	京都市東山区山科御陵中内町三八	新興陶芸株式会社
一一九	くれ竹ピン	竹、ラッカー	公 五ヶ 自 〇・〇一 一ヶ 至 〇・〇二	大阪市東区龍造寺町一	井那新吉
一二〇	謄写版用 硝子 鏤	硝子	協 五本入袋 〇・〇七 停 大 五、六五 小 四、六五	東京市芝区金杉濱町七	宮島猪太郎
一二一	パレット	セルロイド、木材、塗料	公 〇・九〇	東京市浅草区小島町二ノ三三	福田邦治
一二二	三星セルロイド	セルロイド	公 〇・四五	東京市豊島区高田南町三ノ七九〇	合名会社三星絵具製造所
一二三	ちから画鋏	図画用水筒	公 直径一糶 (一〇〇ヶ入) 〇・二五 一、五糶 (二五ヶ入) 〇・四二	東京市王子区上十条二ノ二二	碓井貞雄
一二四	長寿湯タンポ	硬質陶器用長石、 コーヂライト材料	公 一升五合入 一、五〇	東京市神田区紺屋町三五	上木神秀三
一二九	プレキシ時計側	アセトン酸性亜硫酸、曹達、 発煙硫酸、メタノール	八型 九型 十型 二、三〇	大阪府堺市中安井町二ノ二六	日本プレキシ製造所
一三二	ココロの網	スフ紙、ペタリン	協 一卷三四碼 卸 三〇、二六	愛知県幡豆郡西尾町本町二二	天野半三
一三三	興亜網	紙絲、合成樹脂、塗料	協 巾三六吋 長三四碼 卸 三五、〇七	大阪市西区立売堀南通五ノ二	川徳商事株式会社大阪 営業所
一三四	金城網	ステープルファイバー	巾三尺長百尺 生産者 販売価格 三二、五〇	名古屋市中区新栄町二ノ二三	江口工業所 江口彌一郎

(6) 第六回選定(昭和十六年十一月十五日)

選定番号	品目	主要原材料	価格(小売)	住所	氏名
一三五	瑞祥瓦斯七輪・下枠	滑石、マグネサイト、磁土、耐火粘土	公三・三九	三重県四日市市高濱町一三〇一	東洋特殊窯業所
一三六	瑞祥卓上七輪	同	公四・五〇	同	同
一三七	鉄ライト釜	マグネサイト、長城石、木節	停 直径二二釐 四・四五	愛知県瀬戸市上ノ切二六七二	新興陶業研究所
一三八	耐熱釜	木節、カオリン、麥苦土、滑石、二酸化マンガン、二酸化鉄	停 直径七寸 四・五〇	愛知県瀬戸市大字今二六二五	加藤佐久衛
一三九	鉄ライト鍋	マグネサイト、長城石、木節	停 直径八寸 一・八五 七寸 一・五〇	愛知県瀬戸市上ノ切二六七二	新興陶業研究所
一四〇	耐熱湯沸シ	同	一升入 二・二七 七合入 一・六二 五合入 一・三〇	同	同
一四一	壽喜焼鍋	陶土	公 直径八寸 二・〇〇	愛知県愛知郡幡山村 大字本地原山二八六ノ六〇	高島徳松
一四二	耐熱スキ焼鍋	滑石、マグネサイト、磁土、耐火粘土	直径 公 八寸 二・〇〇 公 七寸 一・七九 停 六寸 一・五七	三重県四日市市高濱町一三〇一	東洋特殊窯業所
一四三	火起	同	公 〇・六〇 木製柄附ハ 〇・一三上ゲ	同	同
一四四	たから魚焼鍋	耐火陶土	公 〇・三四	東京市渋谷区上通り一ノ七	清水幸治郎
一四五	桶バケツ	杉、竹材	公 一・七〇	群馬県利根郡沼田町材木町四三 高田製樽工場内	須田正男
一四六	福々水筒	陶土、硬質紙	停 四合入 三・一二 三合入 二・四五	名古屋市中区東田町四ノ一三	岡田勝次郎
一四七	向生便器(蓋附)	陶土	公 二・六〇	東京市日本橋区本町三ノ七	株式会社山六商店

一五一 籠バケツ 竹、和紙
一五三 尾錠 黄楊材

一五四 画鋏 ファイバー
一五五 代用金網 人絹バルブ 合成樹脂

停 一、七〇
大 〇、四〇
小 〇、三五

公 一〇〇ヶ 〇、二七
生産者価格一本 六番手
三三、〇〇 一〇番手
四二、〇〇

東京市京橋区銀座西八ノ八
鹿児島市春日町二二

高島晴雄
山之内信夫

東京市日本橋区橋町八
三重県三重郡楠町大字南川一

東京セーラー商事株式会社
東洋化学工業株式会社

史料三六 昭和十七年一月二十六日付一七振第五四九号商工次官通牒

内地向生産見込額中、左の通り増額する。

昭和十六年十一月より五か月分

(昭和十六年十一月～十七年三月まで)

品名	(昭和一六・二一・二六 通牒) 既定生産見込額	(昭和一六・二一・二六 通牒) 増 加 額	合計生産見込額
代用品	二二三 万円	二〇〇 万円	四一三 万円
火 鉢	七一	一〇〇	一七一
コ ン	八八	二五	一一三
其 他	一〇四	四〇〇	五〇四
計	四七六	七二五	一二〇一

左記製品は計画生産外として取扱うこと。

- ①土焼人形 (博多人形・中京人形の如きもの)
 - ②土焼がんぐ (貯金玉、エナメル塗の如きもの)
 - ③マッチすり、移植鉢、土焼硯、土なべ、土かま、楽焼ほうろく素焼
 - ④鉄道販売お茶どびん、どんぶり
 - ⑤官庁の注用品にして、燃料を発注者より支給するもの
 - ⑥官内省、外国大公使館、および領事館の注用品
 - ⑦焼成品の検査の際において、一割以内の超過数量
- 備考 所屬組合において、一割以内の超過量

過後二か月以内に生産を完了しなければならない。

計画生産に基く代用品石炭所要量一覽表

番号	金 額	数 量	石炭所要量
1 ロストル	六〇 万円	五二五 万個	二二二
2 煉炭ストーブ	二〇	二	六三
3 湯タンポ	六三	七五	六六八
4 魚焼器	六〇	三〇〇	二〇九
5 スキヤキ鍋	七〇	六〇	六四四
6 吸入器	六	六	七三
7 ガス七輪バーナー	一一〇	一一〇	四四一
8 ♪ 上枠	二八	一一	二二四
9 ♪ 下枠	五一	六〇	四〇二
10 ♪ 卓上用	三一	一一	四四
11 飲蒸器	六〇	三〇	三二
12 如露	〇	〇	〇
13 耐火サナ	六八	五二五	五一四
14 霧吹	九	六〇	四〇
15 手洗器	一五	一五	一四二
16 火起	三五	一〇〇	二〇三
17 台十能	一四	三〇	一五四
18 十能	三六	三〇〇	二四二
19 なべ	三〇〇	三〇〇	一、二六九
20 かま	四四三	一一〇	一、九三〇
21 湯沸土瓶	二五八	三〇〇	九〇〇
22 水ごんろ	〇	〇	二
23 足あぶり	七	一一	四八
24 誘蛾燈	二四	一六〇	一三〇

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
寝炉	湯のし器	薬品容器	画具容器	炭火アイロン	噴霧器	製縄機より口	電鈴	ブンゼンバーナー	容器(かんづめ用)	行平	ぼたん、記章	照明器具(直付ペンダ ンブラケット)	目皿(おろし)	電燈セード	たんつば(列車用)	洗面器	便器	電柱釜蓋	釜つば	かまたき口	ガス竈	水筒	手洗器ガラ ン	こもあみ縄止器	靴ぬぐい	戸車	戸すべり
七	九	四 五	三 五	九	四	五	一	〇	八 七	七 七	二 九	一 五	二 四	二 〇	一	六 〇	二 六	六	二 九	四 五	八	二 八	一	六 八	〇	二 二	五
〇	五	四 五	一、 四〇〇	五	五	二 〇	一	一	八 七	三 五	一、 八〇〇	一	一 五	一 五	一	六 〇	一 五	三 六	六	三 〇	一	一 〇	三	二 二	〇	二 四	二 四
二 七	一 七	三 二 九	二 一	二 二	九	一	二	一	六 二 〇	九 六 四	一 六	三 八	一 四 〇	二、 一六〇	四	五 二 五	一 五 八	五 〇	一 一 四	一 五 四	五 七	一 三 九	一	四 六 〇	〇	四 五	二 六

出典：土岐市史編纂委員会 一九七四『土岐市史(三)下 土岐市の文化財』

P二二六～二二八

合計	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
	追加指定品充当額	木皮せんい軟化器	熔接用火口	ラジオシャーシー	手引サイホン	ヤスリ板用鉄筆	目洗	膿盤	火のし	パーチカ用掃除口	洗面器排水口	カーテンつり	胸像(二宮金次郎)	風窓	五徳	鉄道用ワイヤガイド	ふすま引手	鋤後板	網足
二、 八〇〇	五 三	〇	一	一	二	六	〇	一	〇	一	五	〇	七	一 五 〇	一	八	一	一	二 六
六 二 四	一	〇	一	三	一	六 〇 〇	一	一	一	一	五	〇	〇	三 〇 〇	五 〇	四 〇	一	一	一、 〇〇〇
一 六、 七 九 五	三 七 六	二	〇	四	二	六	一	二	一	六	二	〇	四	一、 〇 四 九	二 七	三 六	一	三	三 〇 〇
万円																			
万個																			
万疋																			

既発表論文リスト

「男子国民の兵役一どのようにして兵隊となったかー」、他 2 本 2002 年『史料が語る大正の東京 100 話』、P394～403 日本風俗史学会編、つくばね舎

「三式地雷薬匣の研究開発に関する考察」 2002 年『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』XIX、瀬戸市歴史民俗資料館（現・瀬戸蔵ミュージアム）

「戦中・戦後の代用品展」 2003 年『四回横浜骨董ワールド ガイドブック』 竹日忠芳（編集）、光芸出版

2008 年『萩谷コレクション 全国の戦時中のやきもの』 岐阜県陶磁資料館（現・多治見市美濃焼ミュージアム）

「展示用食事模造の一考察～学童集団疎開の食事を事例として～」 2009 年『昭和のくらし研究』第 7 号、昭和館

「伝世品に見る戦時中の美濃焼～産地と製品傾向～」 2010 年 桃井勝・萩谷茂行・舟橋健（共著）『瑞浪市陶磁資料館研究紀要』第 13 号、瑞浪市陶磁資料館

「統制経済下における陶磁器製品製造、流通の一考察～いわゆる『統制番号』に関する検証～」 2013 年『瑞浪市歴史資料集』第 2 集、瑞浪市陶磁資料館

「日本の民間『戦時代用品』カタログ 戦時下庶民の知恵と工夫～くらしの中の代用品～」 2013 年 月刊『丸』12 月号、潮書房光人社

「日本の戦後『軍需品再生グッズ』カタログ 終戦後、食うや食わずのなかの大盤振る舞い～軍需品が姿を変えた再生品～」 2014 年 月刊『丸』4 月号、潮書房光人社

「帝国海軍水兵さん・頭のとっぺんからつま先まで～現物で見る海軍軍装品・『兵』編～」 2014 年 月刊『丸』12 月号、潮書房光人社

「陶磁器代用品の誕生と発展」 2017 年 『瑞浪市歴史資料集』第 4 集、瑞浪市陶磁資料館